

世界子供白書2007

女性と子ども

ジェンダーの平等が
もたらす二重の恩恵

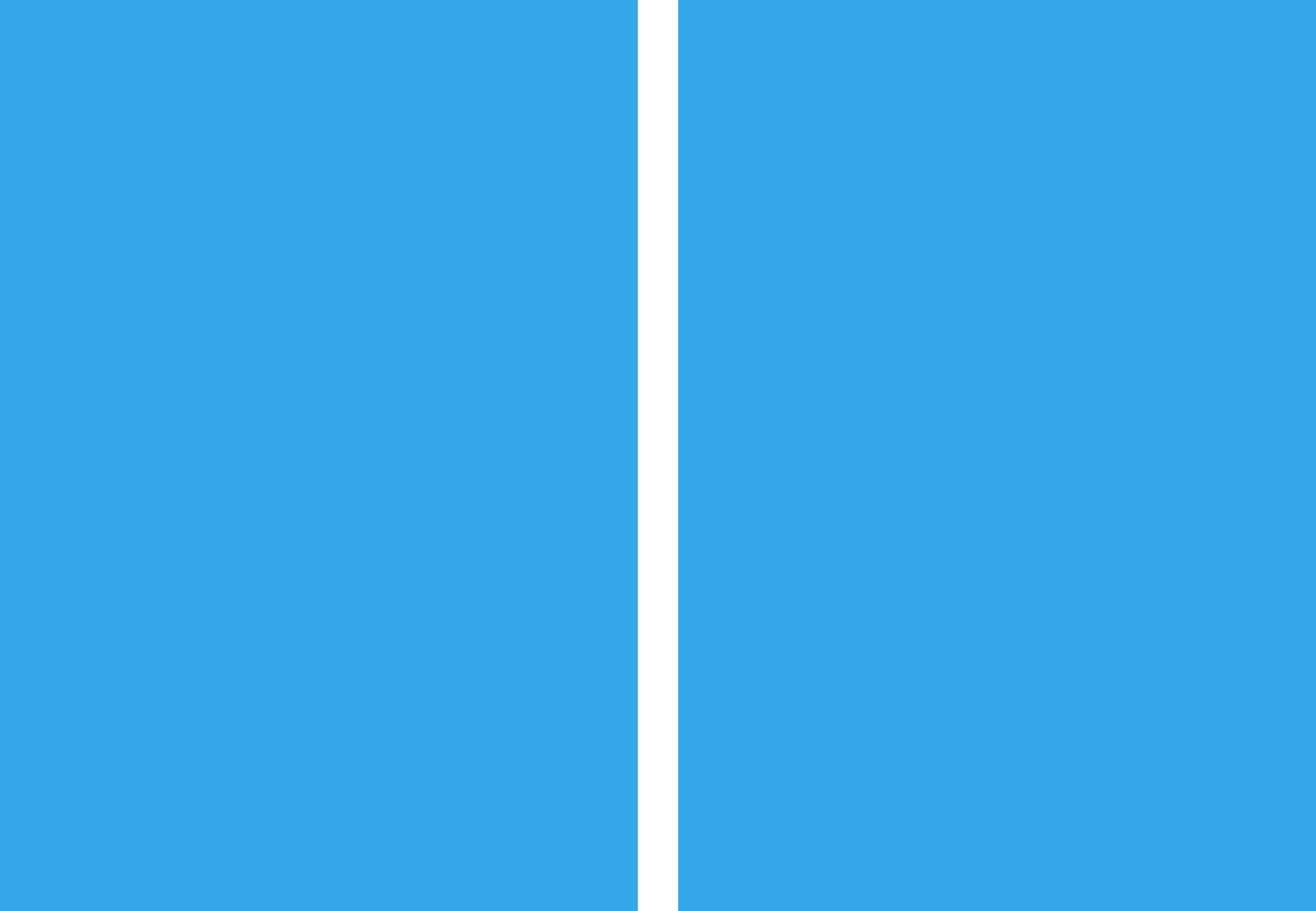
THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2007

ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵

unicef

1946 - 2006
UNITE FOR CHILDREN

unicef



世界子供白書2007

**THE STATE OF THE
WORLD'S CHILDREN
2007**

2007年世界子供白書

2007年3月12日発行

著　　：ユニセフ（国連児童基金）

訳　　：財団法人日本ユニセフ協会広報室

監　修：平野裕二

発　行：財団法人日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

電話 03-5789-2016 ファクス 03-5789-2036

Website: www.unicef.or.jp

© ユニセフ（国際連合児童基金）、2006

印　刷：（株）第一印刷所

The State of the World's Children 2007

© United Nations Children's Fund (UNICEF), 2006

UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA

Website: www.unicef.org

この白書はユニセフ（国連児童基金）が2006年12月に発表し、平野裕二氏と（財）日本ユニセフ協会広報室が監修・翻訳したものです。

本書の無断転載・複製はお断りいたします。

転載をご希望の場合は（財）日本ユニセフ協会広報室にお尋ねください。

この白書は再生紙を使用しています。

表紙写真：© UNICEF/HQ95-0980/Shehzad Noorani

謝辞

本白書は、有益なコメントやその他の貢献を行ってくれたユニセフ内外の多くの人々からの助言と寄与なくして製作することはできなかった。重要な貢献を行ってくれたのは以下の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：バングラデシュ、ボリビア、ブラジル、中国、ガンビア、インド、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、マダガスカル、モンテネグロ、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、パプアニューギニア、セルビア、スリランカ、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ジンバブエ。ユニセフ本部の計画部・政策企画部・国連渉外部・広報部、各ユニセフ地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

カシミラ・ロドリゲス・ロメロ氏（ボリビア法務大臣）の特別寄稿に心から謝意を表す。

編集部

Patricia Moccia（編集長）；David Anthony（編集担当）；
Allyson Alert；Chris Brazier；Christine Dinsmore；
Hirut Gebre-Egziabher；Emily Goodman；
Paulina Gruszczynski；Tamar Hahn；Pamela Knight；
Amy Lai；Catherine Langevin-Falcon；Jodi Liss；
Najwa Mekki；Lorna O’Hanlon；Catherine Rutgers

統計表

Tessa Wardlaw（政策企画部統計情報課長）；
Priscilla Akwara；Claudia Cappa；Friedrich Huebler；
Rouslan Karimov；Edilberto Loaiza；Nyein Nyein Lwin；
Mary Mahy；Maryanne Neill；Ngagne Diakhate；
Khin Wityee Oo；Emily White Johansson

デザイン・版下作成

Prographics, Inc.

運営委員会

Rima Salah（委員長）；Gordon Alexander；Maie Ayoub
von Kohl；Liza Barrie；Wivina Belmonte；Samuel Bickel；
Susan Bissell；Mark Hereward；Eva Jespersen；Afshan
Khan；Gabriele Koehler；Erma Manoncourt；Peter
Mason；Sidya Ould El-Hadj；David Parker；Mahesh
Patel；Marie-Pierre Poirier；Dorothy Rozga；Fabio
Sabatini；Christian Schneider；Susana Sottoli；Yves
Willemot；Alexandre Zouev

調査と方針ガイダンス

Elizabeth Gibbons（政策企画部国際政策課長）；
David Stewart（国際政策課上級政策顧問）；
Raluca Eddon；Ticiana Maloney；Annalisa Orlandi；
Kate Rogers

製作・頒布

Jaclyn Tierney（製作担当）；Edward Ying, Jr.；
Germain Ake；Eki Kairupan；Farid Rashid；Elias Salem

翻訳

フランス語版：Marc Chalamet
スペイン語版：Carlos Perellón

写真調査

Allison Scott；Susan Markisz

印刷

Gist and Herlin Press

外部諮問委員会

Anne Marie Goetz；Edmund Fitzgerald；
Geeta Rao Gupta；Kareen Jabre；Sir Richard Jolly；
Azza M. Karam；Elizabeth M. King；Laura Laski；
Joyce Malombe；Carolyn Miller；Agnes Quisumbing；
Gustav Ranis

バックグラウンド・ペーパー

Lori Beaman, Esther Duflo, Rohini Pande and
Petia Topalova；Elizabeth Powley；Sylvia Chant；
Leslie A. Schwindt-Bayer

目次

まえがき

コフィ・A・アナン 国連事務総長.....	vi
アン・M・ベネマン ユニセフ事務局長.....	vii
第1章.....	1
第2章.....	17
第3章.....	37
第4章.....	51
第5章.....	69
出典・参考文献等.....	88
統計.....	98
データについての一般的留意事項 ...	99
5歳未満児死亡率の順位	101
1. 基本統計	102
2. 栄養指標	106
3. 保健指標	110
4. HIV/エイズ指標.....	114
5. 教育指標	118
6. 人口統計指標	122
7. 経済指標	126
8. 女性指標	130
9. 子どもの保護指標.....	134
表中の国の分類.....	136
人間開発の進展を測る	137
10. 前進の速度	138
用語解説.....	142
ユニセフ本部と地域事務所	144



1 平等を求めて

要約viii

パネル

- 生涯を通して見られる
ジェンダー差別 4
- さまざまな地域に広がる
ジェンダー差別と不平等 8

図表

- 1.1 多くの開発途上地域では、男子より女子のほうが中等教育を受けられないことが多い 3
- 1.2 女性に対する男性の差別的態度は、地域による違いこそあるものの、あらゆる場所で相当に根強い 6
- 1.3 サハラ以南のアフリカでは、若い女性は若い男性よりも HIV に感染しやすいのに、HIV に関する包括的な知識は若い男性より少ない 11
- 1.4 思春期の女性（15-19 歳）による出産の 4 件に 1 件以上が後発開発途上国で発生している 13
- 1.5 妊産婦死亡率の高さは、妊産婦のための保健ケア・サービスへのアクセスが制限されていることと関係している 14

2 家庭における平等

要約16

パネル

- 家庭における子どもへの暴力24
- おばあちゃんと HIV/エイズ30
- 中部・東部ヨーロッパと
ガンビアのマザー・センター34

図表

- 2.1 多くの夫が、妻の健康に関する意思決定を自分ひとりでやっている18
- 2.2 多くの夫が、日々の家計支出に関する意志決定を自分ひとりでやっている19
- 2.3 多くの夫が、友人や親類宅への訪問に関する意思決定を自分ひとりでやっている20
- 2.4 開発途上国の低体重児（5歳未満）23
- 2.5 近年改善は見られるものの、女性の識字率は全体として男性よりも低い27

女性と子ども

ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵



3 雇用における平等

要約 36

パネル

女性が働く^{子ども}と女子は学校に行けなくなる？ 41

先進工業国における「家族にやさしい」職場の影響 46

児童労働：女子が受ける影響は男子と異なるか？ 48

図表

- 3.1 途上国では女性のほうが男性より長時間働いている 38
- 3.2 女性の名目賃金は男性よりはるかに低い 40
- 3.3 女性の推定所得は男性よりはるかに低い 41
- 3.4 ラテンアメリカの土地所有における大きな男女格差 42
- 3.5 開発途上国では、多くの女性がインフォーマル部門で働いている 44

4 政治と政府における平等

要約 50

パネル

女性と政治：現実と神話 54

女性グループ：政治的変化をもたらす力 59

女性とダルフル和平協定 62

仲介者・平和維持要員としての女性 63

ボリビアの女性と子どもにとっての、正義という名の希望
——カシミラ・ロドリゲス・ロメロ 66

図表

- 4.1 アルゼンチンとニュージーランドにおける法案提案状況 53
- 4.2 調査対象とされたほとんどの国で、過半数の人々が「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」と答えた 55
- 4.3 女性の国政参加（地域別） 56
- 4.4 議会・政府への女性の参加状況 58

5 ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵を受け取る

要約 68

パネル

女子教育のためのパートナーシップ 70

ジェンダーに配慮した予算を通じて、女性のエンパワーメントに対する政府の姿勢を監視する 74

政治議題における子どもの権利とジェンダーの平等の位置づけを高めるためのパートナーシップ 76

クォータ制：「フリーサイズ」の制度はない 79

途上国で広がる、コミュニティを基盤とする取り組みへの女性参加 82

「プログラムH」：ジェンダーに関する固定的な見方に挑み、人々の姿勢を変える（ブラジル、そのほかの国々） 84

妊産婦死亡率の推計値改善に向けたパートナーシップ 86

図表

- 5.1 女性議員が多い国の大半はクォータ制を導入している 78
- 5.2 女性議員が多い国では、クォータ制の導入率も高い 80
- 5.3 多くの国では主要な指標に関する男女別データが存在しない 85

国連事務総長からのメッセージ

ジェンダー差別の根絶と女性のエンパワーメントは、今日の世界が直面している最重要課題のひとつである。女性が健康に過ごし、十分な教育を受け、人生で与えられる機会を自由に選ぶことができるならば、子どもたちは健やかに育ち、国々は繁栄し、女性と子どもに二重の恩恵がもたらされる。



© UNDP/Sergey Bormeniev

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されてから27年。その間、女性の前進のために多くのことが成し遂げられた。しかし、ミレニアム開発目標の達成に必要な水準にははるかに達していない。ジェンダーの平等が達成されない限り、持続可能な開発はありえない。人類の半数を占める人々を差別し続けながら目標を達成することは、不可能なのである。

研究に次ぐ研究が明らかにしているように、女性のエンパワーメントほど有効な開発手段はない。経済的生産性を向上させ、子どもや妊産婦の死亡率を削減するにあたって、これほど効果の期待できる政策はない。栄養状態の改善、またHIV/エイズの予防を含む健康増進の面で、これ以上確実な政策もない。次世代の教育機会を向上させる上で、これほど強力な政策もない。逆に言えば、女性に対する差別は、その女性の年齢が何歳であれ、世界の子どもたち——その半数を占める女子だけでなく、男子も含む全員——から、持って生まれた可能性を最大限に発揮する機会を奪うことになるのである。これは、ユニセフの使命の核心——すべての子どもの権利の保護——に関わる問題である。

国連事務総長を務めた10年間、私は、子どもの命、ニーズ、権利にもっと着目するよう世界に訴えるユニセフのために力添えできたことを誇りに思う。ユニセフが過去10年間に取り組んできた諸問題の中で、女性の権利の問題ほどユニセフの使命の中核に近いものはない。

A handwritten signature in black ink, which appears to read 'K. Annan'. The signature is fluid and cursive.

コフィ・アナン
国連事務総長

まえがき

『世界子供白書2007』は世界中の女性の生活をテーマとしている。その理由はいたって簡単で、ジェンダーの平等と子どもの福祉は密接に結びついているからである。女性がエンパワーメントを果たし、その才能を十分に開花させて生産的な生活を送れるようになれば、子どもも健やかに育つ。ユニセフのこれまでの経験が示すように、その逆もまた真である。すなわち、女性が社会の中で平等の機会を奪われると、子どもたちも被害を受ける。

ミレニアム開発目標3——ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上（エンパワーメント）——に向かって各国が努力すれば、そこから、女性と子ども双方の生活向上という二重の恩恵がもたらされるはずである。このような各国の努力はまた、そのほかのすべての目標の達成にも寄与することになる。すなわち、貧困と飢餓の削減に始まり、子どもの生命の保護、妊産婦の健康改善、普遍的初等教育の実現、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のための新しく革新的なパートナーシップの推進に至る諸目標である。



© UNICEF/H005-2284/Christine Johnston

ジェンダーの平等を実現するという国際社会の決意にも関わらず、差別、ディスエンパワーメント（力を奪われ、または発揮できない状態に置かれること）、貧困のために、世界中の何百万人もの女性や女子が困難な生活を余儀なくされている。本白書では、いまなお残る多くの課題が明らかにされている。女性と女子は、人口比に照らしてはるかに大きな規模でエイズの影響を受けている。児童婚を強要される女子も多く、15歳になる前に結婚させられる女子もいる。多くの国々では、妊産婦死亡率が依然として弁解の余地がないほど高い。また、ほとんどの場所で、女性は男性と同じ仕事をしながら男性より少ない報酬しか得ていない。さらには、世界中で何百万人もの女性と女子が身体的・性的暴力に苦しみ、公正な裁判や保護もほとんど受けられない状態に置かれている。

宣言、条約、目標だけでは十分ではない。言葉の領域から具体的行動の領域へと、断固とした決意で踏み出す必要がある。この白書でも明らかになるように、教育を受け、政治に参加し、経済的に自立し、ジェンダーにもとづく暴力や差別から守られる平等な機会を女性と女子が得られるようになれば、その日こそ、ジェンダーの平等の誓いが実現し、子どもにふさわしい世界を創るというユニセフの使命が果たされる日となるのである。

アン・M・ベネマン
ユニセフ事務局長



要約

ミレニアム・アジェンダの実現にとって、核となるのはジェンダーの平等である。社会の構成員全員による完全参加が得られない場合、ミレニアム・アジェンダそのものが失敗に終わる危険性がある。ミレニアム宣言とミレニアム開発目標には、そして国連そのものの中心には、弱い立場に置かれた人々——とくに子ども——には特別のケアと注意が必要であるという認識がある。ジェンダーの平等は、女性だけでなく、子どもや家族、コミュニティ、そして国のエンパワーメントも図ることによって、貧困の克服に貢献する。この観点から見ると、ジェンダーの平等は道義的に正しいばかりでなく、人間の進歩と持続可能な開発にとっても極めて重要であると言える。

さらに、ジェンダーの平等には二重の恩恵 (dividend) がある。それは、女性と子どもの両方に利益をもたらしてくれるのである。健康で、十分な教育を受け、エンパワーメントを果たした女性の子どもは、女子であれ男子であれ、健康で、教育の機会に恵まれ、自信を持つようになる。家庭で

の意思決定において女性が強い影響力を持っている場合、子どもの栄養、保健ケア、教育に良い影響を与えることもわかっている。しかし、ジェンダーの平等からもたらされる利益は、子どもに直接的な影響を及ぼすだけではとどまらない。ジェンダーの平等なしには、平等、寛容、共同責任に彩られた世界——すなわち、「子どもにふさわしい世界」——を創り上げることは不可能であろう。

1979年の国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が採択されて以来、女性のエンパワーメントは大幅に進んでいるが、それでも世界のあらゆる地域でジェンダー差別が広範に残っている。娘よりも息子が好まれる、女子や女性には教育や仕事の機会が制限されている、ジェンダーにもとづく身体的・性的暴力が公然とふるわれるといった形で、それは表れている。

そのほかの、より目につきにくいジェンダー差別もまた、同じように有害なものとなりうる。制度的な差別はいっそう認知・

是正しにくい。文化的伝統は、ジェンダーに関する固定的考え方 (ステレオタイプ) が広く社会に受け入れられ、問題にされることもなく受け継がれていってしまう中で、社会的排除や差別を世代から世代へと固定化してしまう。

ジェンダー差別を根絶し、女性のエンパワーメントを実現するには、女性と子どもの生活を形づくる3つの突出した分野——家庭、職場、そして政治の分野——での重要な意思決定において、女性の影響力を増大させる必要がある。これらの分野のいずれかにおいて何かしらの改善が見られれば、ほかの分野での女性の平等にもその影響が及び、あらゆる場所に暮らす子どもたちに深く前向きな影響を与えることができる。本白書は、教育や財政措置、立法、議会におけるクォータ (議席割り当て) 制、男性と男子の参加、女性による女性のエンパワーメント、調査研究とデータ収集の改善を通じてジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた前進を加速させるにはどうすればよいのか、そのためのロードマップを提供しようとするものである。

平等を求めて

男女平等は、国連創設当初からの目標であった。1945年の国連憲章の前文には、国連の目的は「基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」することである旨が述べられている。

この言葉は、人間開発と平等との結びつきを示し、国の社会的・経済的な前進のためには、女性も男性も共になくなくてはならない存在であることを認めたものである。60年以上も前に、世界のリーダーたちは、すべての人々が権利と資源、機会を平等に有する世界——豊かさに満ち、すべての男性、女性、子どもが絶望や不平等から解放された世界——を思い描いたのである。

ジェンダーとセックスが区別されるようになってからというもの、男女同権を求める声は、ジェンダーの平等の探求へと発展していった。セックスは生物学的な概念である。女性は2つのX染色体を持ち、男性はXとYの染色体をひとつずつ持つ。一方ジェンダーは、何が女性的で何が男性的かを表す、社会的に構築された概念である。ジェンダーの役割は生まれながらのものではなく、学習の結果身につけるものであるという認識を踏まえ、ジェンダーの平等を目指す人々は、女性や女子を社会的・経済的に不利な立場に陥れているステレオタイプな見方や根深い差別に異議を申し立てた。

1948年に国連総会が採択した世界人権宣言や関連するそのほかの宣言でジェンダーの平等が求められていたにも関わらず、女性の権利の問題は、1974年になるまで国際的な課題として正当に取り上げられることはなかった。この年、1946年に設立されてすでにいくつかの法的文書の採択にこぎつけていた国連女性の地位委員会が、女性の人権と基本的自由を保護する、国際的拘束力を有する文書の起草を委ねられたのである。その成果である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）は、1979年に国連総会により採択された¹。奪うことのできない子どもの権利に焦点をあてた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、この10年

後に採択されている。

世界のリーダーたちは、かたくなな差別と不正によって人間開発が立ち遅れることを認識している。しかし、女子差別撤廃条約の採択から27年が経ち、184カ国がこの条約を批准・加入・承継しているにも関わらず、何百万人にもものぼる世界中の女性と女子が力を持つことも声を上げることもできず、権利を剥奪されたままになっているのである。女性が不平等に扱われることの負の結果が、社会全般に広がっている。

『世界子供白書2007』は、女性がその生涯を通して直面する差別やディスエンパワーメント（力を奪われ、または発揮できない状態に置かれること）について分析するとともに、ジェンダー差別を根絶し、女性と女子のエンパワーメントを可能にするために何をしなければならないかという点について検証する。その手始めとして今日の女性の状況を吟味し、次に、ジェンダーの平等があらゆるミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けた進展をいかに可能にするか、また女性の権利のための投資が最終的にどのようにして二重の恩恵——女性と子ども双方の権利の促進——をもたらしてくれるのか、という点について述べる。

女性の権利と子どもの権利は互いに補強し合う

本白書のテーマを見て、「なぜ、子どもを擁護する機関であるユニセフが女性の権利のモニタリングに関わるのか」という疑問が湧き起こるのは当然である。答えは2つある。

まず、本白書でも明らかにされるように、ジェンダーの平等は子どもの生存と発達を促進するからである。子どもの主たる養育者は女性であるため、女性の福祉がその子どもの福祉につながる。つまり、健康で十分な教育を受け、エンパワーメントを果たした女性の子どもは、女子であれ男子であれ、健康になり、教育の機会に恵まれ、自信を持つようになる可能性がより高いのである。女



© UNICEF/H004-1287/Giacomo Prozzi

性の自律性——自身の人生をコントロールし、自分と家族に影響を与える意思決定に参加する能力——は、子どもの栄養改善につながる（第2章の24ページ参照）。ジェンダーの平等のそのほかの側面、例えば女性の教育レベルもまた、子どもの生存と発達の改善と関連している²。

社会は、女性の権利を支持することにより、女子や思春期の女子をも保護することになる。ジェンダーの平等とは、女子も男子も、食糧、保健ケア、教育、機会を平等に手に入れることができるということである。権利を実現することができた女性は、自分の娘が適切な栄養、保健ケア、教育を受け、危害から保護されるようにする可能性が高いことが、証拠により明らかになっている。

第2の理由は、ジェンダーの平等が、ミレニアム宣言で描かれている世界を創り上げるために必要な要素だからである。その世界とは、平和と平等、寛容、安全保障、自由、環境の尊重、および共同責任に彩られた世界であり、もっとも弱い立場にある人々、とくに子どもたちに対して特別なケアや配慮がなされる世界である。このような世界こそ、国際社会が全力で追求することを誓った世界——女性と子どもにふさわしい世界なのである。

人類がミレニアム・アジェンダ実現に向けて十分な前進を遂げるためには、社会の構成員全員による完全参加が欠かせない。2000年に開催された国連ミレニアム・サミットに参加した世界のリーダーたちは、このことを理解していた。ジェンダーの平等は、女性のエンパワーメントを通じた貧困の克服につながり、同時に女性の家族やコミュニティ、そして国にも複合的な利益をもたらしてくれることを認識していたのである。

ミレニアム・アジェンダは、ジェンダーの平等こそ人間開発において中心的な地位を占めるものであるという、このような認識を反映したものとなっている。ミレニアム宣言では、女子差別撤廃条約と子どもの権利条約両方の完全履行がとくに謳われている。これらの条約は、ミレニアム開発目標を達成するための人権基準の要とされているのである。持続可能な開発に向けた、国際社会のための指針となるミレニアム開発目標では、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメントの達成に向けた、期限付きの基準を設けている。しかし、ミレニアム・アジェンダによれば、ジェンダーの平等は単に人間開発を促進するための方法論にとどまるものではない。それは道義的にも正しいことなのである。

2つの条約の関係——補完と緊張

女性の地位と子どもの福祉は密接につながっているため、子どもを擁護する者がジェンダーの平等という大義を唱道できないとすれば、怠惰のそりを免れまい。女子差別撤廃条約と子どもの権利条約は姉妹条約であり、人権の完全履行に向けてコミュニティを前進させていくという点で分かちがたく結びついている。いずれの条約も、年齢、ジェンダー、経済的階層、国籍によって剥奪することができない権利について詳細に規定している。2つの条約は補完し合うものであり、明確な権利と責任を求める点においては重複し合っていると同時に、ひとつの条約だけでは生ずる可能性がある重大な空白を補い合っている。

女子差別撤廃条約の条項の中には子どもに関連する権利を取り上げたものがあり、これには平等（第2条、第15条）、母性の保護（第4条）、十分な保健ケア（第12条）、親の共同責任（第16条）などが含まれる。子どもの権利条約では、女子と男子がともに教育と保健ケアに平等にアクセスできなければならないことが謳われている。また、両条約とも暴力・虐待からの保護を求め、非差別、参加およびアカウンタビリティ（説明責任）の原則を基盤としている。

だが、両条約は完全に調和しているわけではなく、緊張をはらむ分野もある。例えばジェンダーの平等を支持する人々の中には、子どもの権利条約

は女性を母親としてステレオタイプ化し、人生における選択に制限を加えていると捉えている人もいる。逆に、子どもの権利を擁護する人々の中には、女子差別撤廃条約が女性の自己実現の権利に重点を置きすぎ、図らずして母性の大切さを軽んじてしまう可能性があると考える人もいる。このような違いはあるものの、2つの条約には相反することより共通することのほうが多い。両条約は、すべての人間の権利——老若男女を問わず——が尊重される、平等な世界のための基準を定めているのである。

女性の権利は子どもの権利ほど受け入れられていない

どちらの条約も幅広い支持を集めるようになったが、女子差別撤廃条約が受け入れられ、批准されるまでの道のりは、子どもの権利条約よりも苦難の多いものであった。子どもに権利があるという考え方は容易に受け入れる国の中にも、女性にも権利があることはそれほど認めがらない国がある。女子差別撤廃条約の締約国数は184カ国だが、特定の条項に留保を付している国が多い。実際、女子差別撤廃条約は国連の条約の中でも留保数が一番多いもののひとつとなっており、女性の権利に対する抵抗が世界的にあることを裏づけている³。

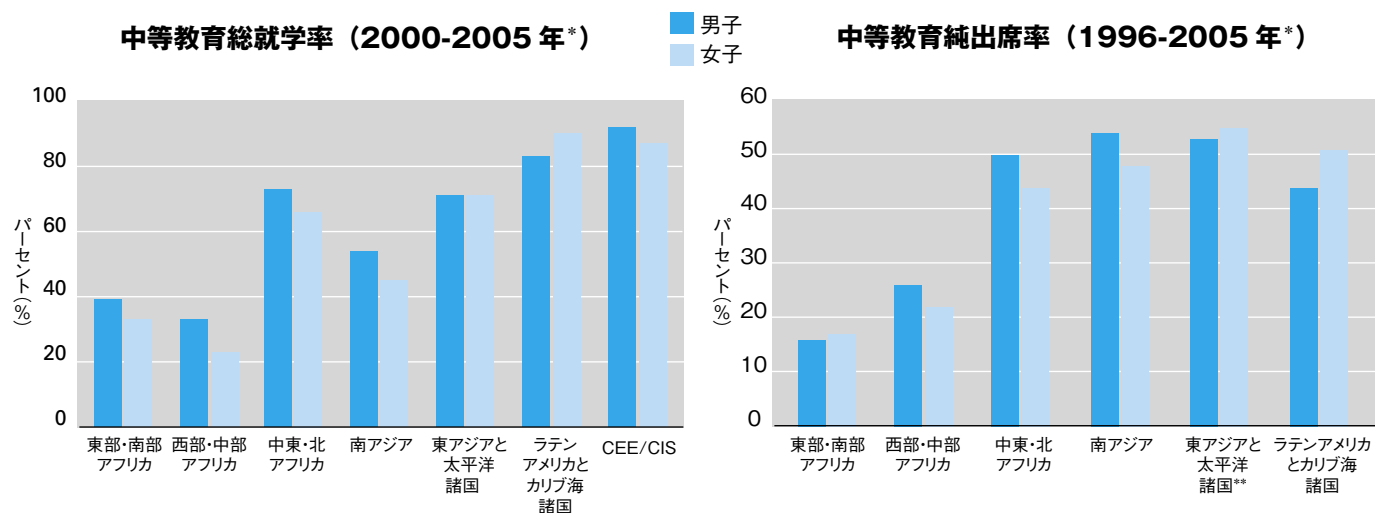
女子差別撤廃条約と子どもの権利条約に対し、言葉の上では力強い支持が表明されてきた。だが実際には、どちらの条約も完全には履行されていない。政府も、平等が重要であると口では言うものの、往々にして限られている公的予算を女性と子どもに振り向けたり、差別的な慣習や態度、信条に挑んだりはしない場合が多い。

法的観点から監視を行う機関、市民社会組織、メディアも同様である。約束の不履行をモニターせず、公的な検証の対象ともせず、それについて公的立場にある者の責任を問わないことにより、責任を回避してしまうことがあまりにも多い。

女性と子どもに関する国際条約と国内法を執行する責任は、主に政府にある。なかなか前進が見られない場合に、最終的に責任を問われるのは政府である。しかし、個人、家族、コミュニティによる抵抗も、ジェンダーの平等と子どもの権利の前進を阻んできた。男性優位の状況、あるいは女子も女性も従順でなければならないという考え方は、女子と女性を、食糧、保健ケア、教育、経済的な機会を一番最後にしか手に入れられない立場に追いやってしまう可能性もあるのである。

ジェンダーの平等を妨げるあらゆる障害は、それが何に由来するものであるにせよ、開発の前進

図 1.1 多くの開発途上地域では、男子より女子のほうが中等教育を受けられないことが多い



注：中等教育総就学率は、年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。中等教育純出席率は、公式の中等教育就学年齢に相当する子どものうち、中等学校に通学する者の比率。データは国別世帯調査で得られたもの。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のデータ。

** 中国を除く。

出典：中等教育総就学率：ユネスコ統計研究所。中等教育純出席率：人口保健調査(DHS)、複次指標クラスター調査(MICS)。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

生涯を通して見られるジェンダー差別

墮胎と新生児殺害

ジェンダー差別は早くから始まる。妊娠期の診断手段の発達により、生まれてくる子どもの性別をごく初期の段階で判別できるようになった。経済的あるいは文化的意味合いで男子誕生を望む風潮がはっきりしている地域では、こうした技術を濫用して、女子を胎児のうちに処置してしまうことが可能になっている。こうした非合法的な濫用が行われていることを裏付ける確固たる証拠はないが、出産歴や人口データを見ると、アジアでは男子の出生率および男子の5歳未満児の割合が異常に高いことが明らかになる。これがとくに顕著に現れているのが中国とインドであり、世界でもっとも人口が多いこの2カ国で、性別を理由とする選択的な墮胎と新生児殺害が——これを根絶しようという取り組みが両国で進められているにも関わらず——行われていることを示唆している。

児童期

子ども時代の児童期と思春期の重点事項は、質の高い初等教育と中等教育を受け、修了できるようにすることである。いくつかの例外はあるものの、教育面で不利な立場に立たされるのは、ほとんどの場合女子である。

初等教育

学校に通うことができない男子100人に対して、同じように学校に行けない女子の数は115人にのぼる。ここ数十年の間にジェンダーによる格差は着実に狭まっているものの、開発途上国では、初等教育に就学する女子のほぼ5人に1人は初等教育を修了することができずにいる。初等教育を受けることができないために、女子は自分の可能性を十分に開花させる機会を奪われているのである。十分な教育を受けた女性は出産時に命を落とすことが少なく、子どもを学校に通わせる傾向も強いことが研究から明らかになっている。母親が初等教育を受けている場合、その子どもの5歳未満児死亡率はおおよそ半分にまで下がるということが証明されている。

中等教育

最近のユニセフの推計によると、開発

途上国では、中等教育を受けるべき年齢できちんと中等教育を受けている女子の割合は平均43%にすぎない。その理由はさまざまであり、単純に女子が通える中等学校がないこともそのひとつである。多くの途上国とドナーは、すべての子どもに初等教育を提供することに伝統的に焦点をあててきており、中等教育段階での就学率と出席率を上げるには資源を配分しないうる。女子の両親が、娘に中等教育を受けさせるだけの余裕がないという結論に達したり、女子は結婚以上のことを望むべきではないという伝統的な考え方をとっている場合もある。

中等教育には、女性や子どもにとって多くの利点がある。女性の初産年齢を遅らせるのに非常に有効であるし、移動の自由の拡大や妊産婦の健康の向上にもつながる。家庭内での女性の交渉力の強化にも寄与し（第2章参照）、女性の経済的・政治的参加の機会を提供するという意味でもきわめて重要な要因となる（第3章、第4章参照）。

思春期

思春期の子どもの発達にとってもっとも大きな脅威となっているものとしては、虐待、搾取、暴力、そして性と生殖に関わる健康についての大切な知識——HIV/エイズに関する知識も含めて——の欠如が挙げられる。

女性器切除

女性器切除（FGM/C）とは、医学的ではない文化的理由による女性器の部分または全体的な切除、あるいは性器をそのほかの形で傷つけることを言う。女性器切除は、主にサハラ以南のアフリカ、中東・北アフリカ、東南アジアの一部地域で行われている。女性器切除の対象とされて現在生存している女性と女子の数は1億3,000万人を超えると推定されている。女性器切除は健康面で重大な影響を与えることがあり、これには傷が治らない、HIV感染のリスクが高まる、出産時に合併症を起こす、炎症性疾患や尿失禁につながるといった問題が含まれる。出血多量や感染症によって死に至る場合もある。

児童婚と時期尚早な出産・子育て

児童婚あるいは早婚とは、パートナーのうちのひとりまたは両方が18歳未満で婚姻またはそれに類する結合状態にあることを言う。世界的には、20～24歳の女性の36%が、18歳の誕生日を迎える前に婚姻またはそれに類する結合状態に入っていた。これがもっともよく見られるのは南アジアやサハラ以南のアフリカである。児童婚は、それが実際に行われている地域ですでに長い伝統として確立されているため、これに反対の声を上げることはほとんど不可能な場合もある。親が児童婚に合意する理由としては、経済的な必要性からということもあれば、結婚すれば娘が性的暴力や婚姻外の妊娠から守られる、娘の出産可能年齢がそれだけ長くなる、あるいは夫側の家族に従順に従うようになると信じていることなどが挙げられる。

ごく若いうちに妊娠し、母親になることは、児童婚が不可避的にもたらす帰結である。毎年、1,400万人の思春期の女子（15-19歳）が出産していると推定されている。15歳未満の女子が妊娠・出産時に命を落とす可能性は、20代の女性に比べて5倍高い。また、母親が18歳未満の場合、その子どもが1歳未満で死亡する可能性は20歳以上の母親の場合より60%高いことがわかっている。たとえ子どもが生き長らえることができて、その子どもは、低体重出生、栄養不良、身体的・認知的発達遅れといった問題を抱える可能性が高い。

性的虐待・搾取と人身売買

女子の初交年齢が低ければ低いほど、それは強要された性交であった可能性が高い。世界保健機関（WHO）の研究によると、2002年に性交の強要、またはそのほかの形態の身体的・性的暴力を受けた18歳未満の子どもの数は、女子1億5,000万人、男子7,300万人にのぼった。性的同意・婚姻に関わる最低年齢が定められていないために、子どもがパートナーからの暴力に晒されている国もある。

また、推定180万人の子どもが商業的性労働に従事している。家庭が非常に貧しいためにお金で売られて性的奴隷状態に陥る場合も、誘拐・人身売買の対象とさ

れて売春宿そのほかの搾取的な環境に追いやられる場合も、いずれにしても子どもの多くは強要されて商業的性産業に関わるようになるのである。商業的性産業で搾取される子どもたちは、ネグレクト(必要な保護やケアを受けられないこと)、性的暴力、身体的・心理的虐待に晒されることになる。

性と生殖に関わる健康

無防備なセックスは妊娠や性感染症(HIVを含む)のリスクをとまなうため、性と生殖に関わる健康について知識を持っていることは、若者の安全にとってきわめて重要である。情報だけでは保護にはつながらないが、それが最初のステップとなることは間違いない。それでも、世界中の若者たちは依然として、性と生殖に関わる健康についても、自分たちが直面しているリスクについても、限られた知識しか持ち合わせていない。

HIV/エイズ

2005年までに、HIVと共に生きる人々3,900万人のうちのほぼ半分が女性となっていた。アフリカやカリブ海諸国の一部では、若い女性(15-24歳)の有病率が同年代の男性の最高で6倍にも達している。女性は男性よりもHIVに感染する可能性が高いのである。その重要な原因のひとつは生理学的なものであり、女性が性交中にHIVに感染するリスクが男性の少なくとも2倍であることによる。もうひとつの、重要かつ十分に解決可能な要因は社会的なものであり、ジェンダー差別のため、感染リスクを低減させるだけの交渉力を女性が持ち得ないということである。女性の非識字率の高さも、HIVの感染リスクや身を守るためにとりうる方策について女性が学ぶことを妨げている。サハラ以南のアフリカ24カ国で行われた調査によると、若い女性のうち、HIV感染について包括的な知識を持っていない者の割合は3分の2以上にものぼる。

女性のHIV感染が劇的に増えているという事実は、子どもの感染リスクをも高めることになる。乳児は、妊娠期、出産時、授乳期に母親を通じてHIVに感染する。2005年には、HIVと共に生きている14歳以下の子どもは200万人を超えていた。

母親としての時期と高齢期

多くの女性にとって、貧困と不平等の有害な影響が組み合わさって生ずる可能性のある2つの主要な期間が、母親として過ごす時期と高齢期である。

妊産婦の死亡

妊娠期の合併症や出産で命を落とす女性は毎年50万人を超えると推定されている。これは、およそ1分間にひとりの女性が亡くなっている計算である。妊産婦死亡の約99%は途上国で発生し、うち90%超がアフリカとアジアで発生している。2000年の妊産婦死亡の3分の2は世界の最貧国13カ国で発生したものである。この年、インドだけで全妊産婦死亡件数の4分の1が発生していた。妊娠・出産の結果命を落とす女性の割合は、サハラ以南のアフリカでは16人中ひとりである一方、先進工業国では4,000人にひとりに過ぎない。さらに、母親がいない新生児は、母親が生きている新生児に比べて、死亡する危険性が3~10倍も高い。

これらの女性の命の多くは、すべての出産に専門技能を有する保健従事者が付き添うこと、および合併症を発症した女性に緊急産科ケアを提供することを含む基礎的保健ケア・サービスを受けることができているならば、救われたはずである。

高齢期の女性

高齢の女性は、ジェンダーと年齢の両面で二重の差別を受けることがある。女性は男性よりも長く生きる傾向にあり、家の資源を自由に扱うことができず、また遺産相続や財産権に関わる法律面で差別を受けることがあるのである。多くの高齢女性は、人生の中でも非常に弱い状況にあるときに、貧困に突き落とされてしまう。非拠出制年金や所得調査にもとづいた年金という形で高齢者のためのセーフティネット(安全網)を提供している途上国は、ほんのわずかしかない。

妊産婦や子どもの健康とケアについては、とくに祖母が多くの知識と経験を有している。多くの家庭で、祖母は子どものケアの面で、働く親の頼みの綱である。過去の経験から、子どもと家族のための

プログラムの対象に高齢女性も含まれている場合、子どもの権利が促進されることが明らかになっている。

88ページの出典・参考文献等参照。

のために取り除かなければならない。ジェンダーの不平等によってもっとも直接的な被害を受けるのは女性と女子であるが、その悪影響は社会全般に波及していく。すべての人に平等を確保することができなければ、国家の道徳的・法的・経済的構造に有害な結果がもたらされるのである。

ジェンダーの不平等の有害性

ジェンダー差別は蔓延している。不平等の度合いや形態はさまざまだが、女性と女子は、世界のあらゆる地域で、資源や機会、政治的な力への平等なアクセスを奪われている。女子と女性の抑圧には、娘よりも息子のほうが好まれること、女子と女性に与えられる個人的・職業的な選択肢が限られること、あるいは基本的人権の否定やジェンダーを理由とする公然たる暴力なども含まれる。

不平等は常に悲劇的なものであるが、ときに致命的でもある。南アジアや東アジアの一部で蔓延している出生前の性別選択や新生児殺害は、女子や女性の生命がいかに低く評価されているかを示

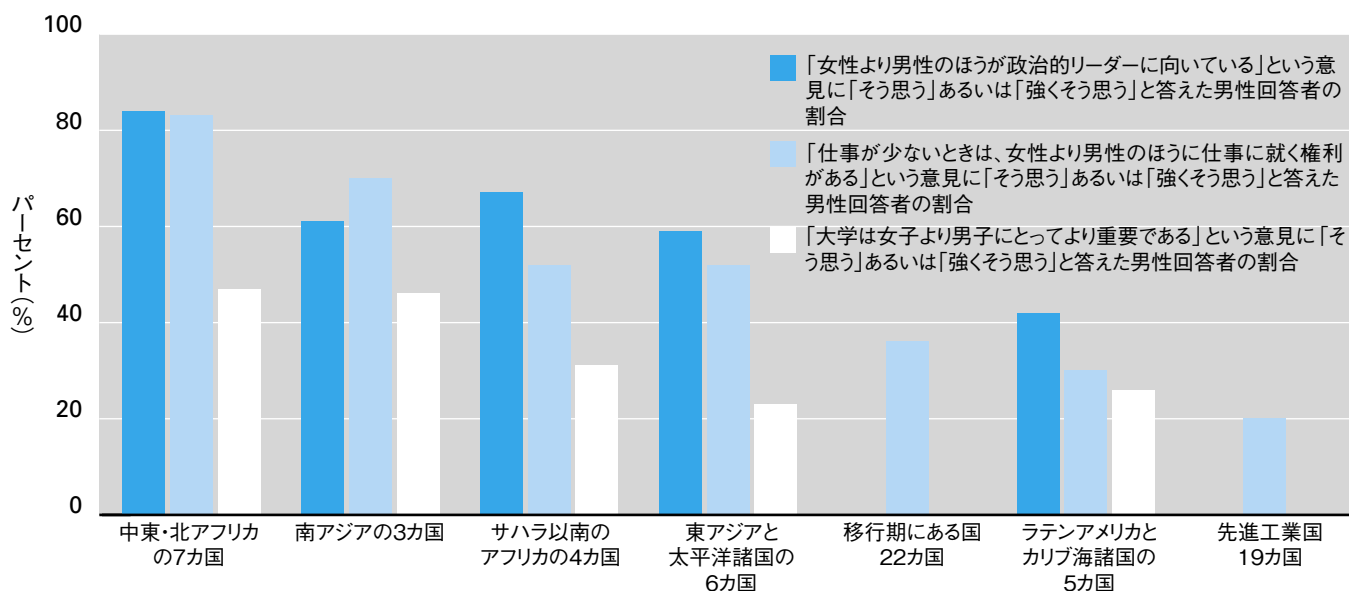
すものであり、男性の数が女性の数を上回る不均衡な人口構成にもつながってきた⁴。

就学率は全体的に向上しているにも関わらず、1億1,500万人を超える初等教育就学年齢の子どもたちが初等教育を受けていない。開発途上国全域で、ほんのわずかな例外を除いて、男子よりも女子のほうが教室に姿の見えないことが多い。就学しても、思春期を迎えると多くの女子がさまざまな理由で中途退学してしまう。とくに、家事の責任を負わなければならないこと、学校にトイレが設置されていないこと、役割モデルとなる女性が十分にいないことや、児童婚、セクシュアル・ハラスメント、暴力などがその理由である。

女性と女子に対する暴力

女子と女性は、家庭の内外で身体的・性的暴力の被害を受けることが多い。このような暴行にはスティグマ（汚名・烙印）がつきまとうため過少報告されているが、世界保健機関（WHO）が最近複数の国で行った研究からは、15～71%の女

図 1.2 女性に対する男性の差別的態度は、地域による違いこそあるものの、あらゆる場所で相当に根強い



ユニセフによる計算は、第4次世界価値観調査(World Values Survey, Round 4) (1999-2004年) をもとにしている。地域別総計に含まれている各国・領域に関するデータは、指定期間内に得られた最新の調査結果である。表の中の地域別総計に含まれている国・領域は次の通り：中東と北アフリカ＝アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、モロッコ、サウジアラビア。ラテンアメリカとカリブ海諸国＝アルゼンチン、ベネズエラ、チリ、メキシコ、ペルー。南アジア＝バングラデシュ、インド、パキスタン。東アジアと太平洋諸国＝中国、インドネシア、フィリピン、韓国、シンガポール、ベトナム。サハラ以南のアフリカ＝ナイジェリア、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア。移行期にある国＝アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、キルギス、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ロシア連邦、セルビア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、旧ユーゴスラビア・マケドニア、トルコ。先進工業国＝オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国。ここで用いた手法についての注釈は88ページの典拠・参考文献等を参照。

出典：World Values Survey, <www.worldvaluessurvey.org>, 2006年6月にアクセス。

性が親密な関係にあるパートナーから身体的・性的暴行を受けたことがあるという結果が明らかになっている⁵。女性に対する暴力の中でもっとも一般的なのがドメスティック・バイオレンスである⁶。

武力紛争中には、レイプや性的暴力がしばしば戦争の武器として用いられる。複雑な緊急事態によって人々が故郷からの避難を余儀なくされるとき、女性と女子は暴力、搾取、虐待の被害に遭う危険性が高くなる。ときにはその加害者が、治安維持要員や女性や女子の保護と安全に責任を負うそのほかの人々にほかならない場合もある。

密かな形態をとるジェンダーの不平等

意図的な放任や残虐な暴力も卑しむべきものであるが、密かな形態をとるジェンダーの不平等もまた同じように破壊的なものである。制度的な差別はいっそう認知・是正しにくい。文化的伝統は、ジェンダーに関する固定的考え方（ステレオタイプ）が広く社会に受け入れられ、問題にされるこ

ともなく受け継がれていってしまう中で、不平等や差別を世代から世代へと固定化してしまう。

家事労働の不平等な分担——例えば女子や女性は何キロも歩いて水汲みや薪集めに行かなければならない——や、家族が有している資源の不平等な配分——例えば女性・女子に与える食糧や保健ケアを男性・男子よりも少なくする——は、より気づきにくい形態をとった不平等の例である。深く根づいたこのような形態の差別は、個人、家族、社会が貧困から抜け出すことを妨げ、経済的・政治的・社会的発展を阻むことが多い。

貧困を過去のものにしようとするのであれば、ジェンダーの不平等を真っ先に根絶しなければならない。個人的・制度的なジェンダー差別をなくすためには、大胆な取り組みと揺らぐことのない決意が必要である。女性と女子にとって有害な態度、慣習、価値観に立ち向かわなければならない。歴史であれ、遺産であれ、宗教であれ、文化的伝統であれ、不平等とディスエンパワーメントを正当化することはできないのである。



さまざまな地域に広がるジェンダー差別と不平等

女性の排除に結びつく態度、信条、慣行は往々にして深く根づいており、多くの場合、文化的・社会的・宗教的な規範と密接に関連している。世論調査、そのほかの調査、事例研究を見ると、多くの国でジェンダー差別が蔓延していることがよくわかる。

ラテンアメリカの5カ国（アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、メキシコ）で行われたギャロップの世論調査によれば、回答者の半数が、社会は女性より男性にとって有利にできていると回答している。ブラジルでは、社会が男女を平等に扱っていると回答した人は回答者の20%（男女とも）にとどまり、またブラジルとその隣国アルゼンチンでは、半数を超える回答者が、女性と男性は仕事の機会を平等に享受していないと回答している。これらの結果は少数のサンプルから得られたものではあるが、社会におけるジェンダー差別の存在が広く認識されていることを示しているといえよう。

特定の問題に関して社会がどのような態度をとっているか——例えば女性が教育を受ける機会や所得創出の機会を与えられているか——を検討してみると、ジェンダー差別がどの程度広がっているか、また国によってそれがどの程度異なっているかがさらに明らかになる。本白書が示すように、教育や保健ケアといった重要なサービスに一家の資源をどれくらい使うかを定める決定権を持つのは男性であることが多いが、世界価値観調査（World Values Survey）によると、憂慮すべきほど多くの男性が、大学教育は女子よりも男子にとってより重要だと信じているのである（6ページの図1.2参照）。

バングラデシュの男性回答者のおよそ3人に2人が、女子の大学教育より男子の大学教育を優先させるべきだと答えている——とくにイラン、メキシコ、ウガンダでも、男性回答者の約3分の1以上

が同じ考えである。国によっては、この項目に関する男性の意見がそれほど差別的ではなかったところもあり、上記と同様の見解を示した男性回答者は、中国ではわずか10人にひとりであり、米国では13人にひとりに満たなかった。

教育に関するこうした意見は、女性の仕事と政治参加に対する態度にもほぼ同じような形で反映されている。中東と北アフリカで調査の対象となった7カ国では、80%を超える男性が、仕事が少ないときは女性より男性のほうに仕事に就く権利があり、また女性より男性のほうが政治的リーダーには向いていると答えている。ほかの地域では、こうした意見を持っている男性の割合はもっと低いものの、それでも相当な割合である。

この調査からは、女性に対する女性自身の見方も、男性ほど極端ではないものの、同様に差別的なものとなりうるということが明らかになった。驚くほど多くの女性回答者が、「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」という意見に「そう思う」あるいは「強くそう思う」と回答している。バングラデシュ、中国、イラン、ウガンダでは半数を超える女性回答者がそのように答え、アルバニアとメキシコでは3人にひとり以上、米国では5人にひとりの女性回答者が同様に答えている。この事実から、女性と女子への差別的な態度は男性だけに見られるものではなく、社会全体が共有する規範や認識を反映したものであることが裏づけられる。研究によれば、女性がこうした規範を拒絶し、規範への同調圧力が弱くなると、女性の選択と価値観は非常に違ったものになることがわかっている。

こうした世論調査やそのほかの調査は社会の見方を垣間見せてくれるが、ジェンダー差別の真の広がりや示すことはできない。女性や女子に対するジェンダー差別の結果として生ずる不平等や不公平がどれほどのものなのか、よりはっきりと把握するためには、数量化できる指標

が必要である。しかし、多くの国内的・国際的人口調査やそのほかの調査では男女別のデータが収集されないことが多いために、そのような指標は比較的少ない。それでも、すでに存在するデータははっきりした結論を指し示している。すなわち、ジェンダーの不平等は世界のあらゆる地域で、かたくななまでに根強く残っているということである。

ジェンダー差別を単一の指標で把握しようという試みとして、国連開発計画（UNDP）のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）がある。これは、意思決定への経済的・政治的参加に関わる重要な分野でのジェンダーの平等の度合いを評価する指数である。ジェンダー・エンパワーメント指数の算出には、推定所得（家族のメンバーが家庭内の意思決定にどれだけの影響力を行使できるかを決める重要な要素）、上級職として働く女性の割合、女性議員の割合などが使われる。GEMで測ったジェンダー・エンパワーメントの度合いが一番低いのは中東と北アフリカ、南アジアの国々で、先進国ではもっとも高くなっている。ただし、どの地域でも相違は大きい。

貧しい国のほうがジェンダー・エンパワーメントの水準は低い傾向にあるが、所得の向上にともなってジェンダーの不平等が自動的に緩和されることを示すはっきりした証拠はない。同様に、低所得が必然的にジェンダー・エンパワーメントの向上の障害になっているともいえない。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/HQ05-1588/Giacomo Pirozzi

ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵

ジェンダーの不平等が深く根づいているとはいえ、過去30年の間に女性の地位は向上している。差別的な慣習やその影響——とくに、身体的・性的暴力、女性器切除、HIV/エイズの影響を受ける女性の不相応なほどの多さ、女性の非識字率——がますます認識されるようになり、変革を求める声が高まった。ジェンダーの平等を支持する人々は、法的・経済的な改革を推進することで、社会的・政治的構図を再編し始めているのである。ジェンダーによって人々の選択や課題に差が出るという事実は今も変わらないが、世界の多くの場所で、2007年に生まれた女子の未来は、女子差別撤廃条約が採択された1979年に生まれた女子の未来よりもおそらく明るいものとなるだろう。

今日では女性も女子も、以前は制限されていた機会を得られるようになった。女子の初等教育就

学率も急激に上がり、教育面でのジェンダー格差は狭まってきている。労働の世界に踏み込む女性も増えている。また、女性の政治的代表も、世界の多くの場所で増えつつある。

例えば2006年には、チリとジャマイカで女性が初めて政府首班に選ばれている（チリの大統領ミシェル・バチェレ女史は、同時に国家元首でもある）。さらに韓国では2006年4月に初の女性首相が誕生し、国家元首ないし政府首班の座についている女性の総数は世界で14人になった⁷。国連加盟国が192カ国であることを考えるとこの数字は取るに足りないものではあるが、ほんの50年ほど前には女性が政府の指導者の立場に就くことなど聞いたことがなかったのである⁸。

ジェンダーの平等の面で前進があったにも関わらず、進展から取り残され、いまだに声を上げることも力を持つこともできないままの女性と女子

はあまりにも多い。女性は、貧困、不平等、暴力の影響を不相応なほど受けている。世界の貧困層の過半数は女性であるという推測が広く行われており⁹、また非識字者の3分の2近くが女性であるといわれている¹⁰。そして、武力紛争中の民間人死傷者の80%は、子どもとともに女性が占めているのである¹¹。

2002年5月の国連子ども特別総会で、国連が世界を子どもにふさわしいものにするとき、国連の全加盟国は、その政治的・宗教的・民族的構成に関係なく、ひとつの声を発していた。しかし、子どもの大義のために参集しながらジェンダーの平等を擁護しないのであれば、スポーツ・チームに選手をかき集めながら競技の仕方を教えないでいるようなものである。

ジェンダーの平等がもたらす世代を超えた恩恵

女性は子どもの主要な養育者であり、したがって究極的には子どもの人生を形作る。これはとくに、ジェンダーによってそれぞれの役割と責任が厳格に定められている、もっとも伝統的な家父長制社会についていえることである。女性と子どもの福祉は切り離せない。女性にとって良いことは子どもにとっても良いことなのであり、例外は、たとえあったとしてもごく限られている。

女性がエンパワーメントを阻まれ、人権を剥奪された場合に、その結果を引き受けるのは国そのものである。貧困と絶望の悪循環が世代から世代へと引き継がれていく。逆に、ジェンダーの平等を促進し、最終的に達成することができれば、国は二重の恩恵を受けることになる。女性が健康になり、十分な教育を受け、生産的になることに加え、子どもの生存と成長を支えられるようになる



© UNICEF/H005-1897/Giacomo Pirozzi

図 1.3 サハラ以南のアフリカでは、若い女性は若い男性よりもHIVに感染しやすいのに、HIVに関する包括的な知識は若い男性より少ない

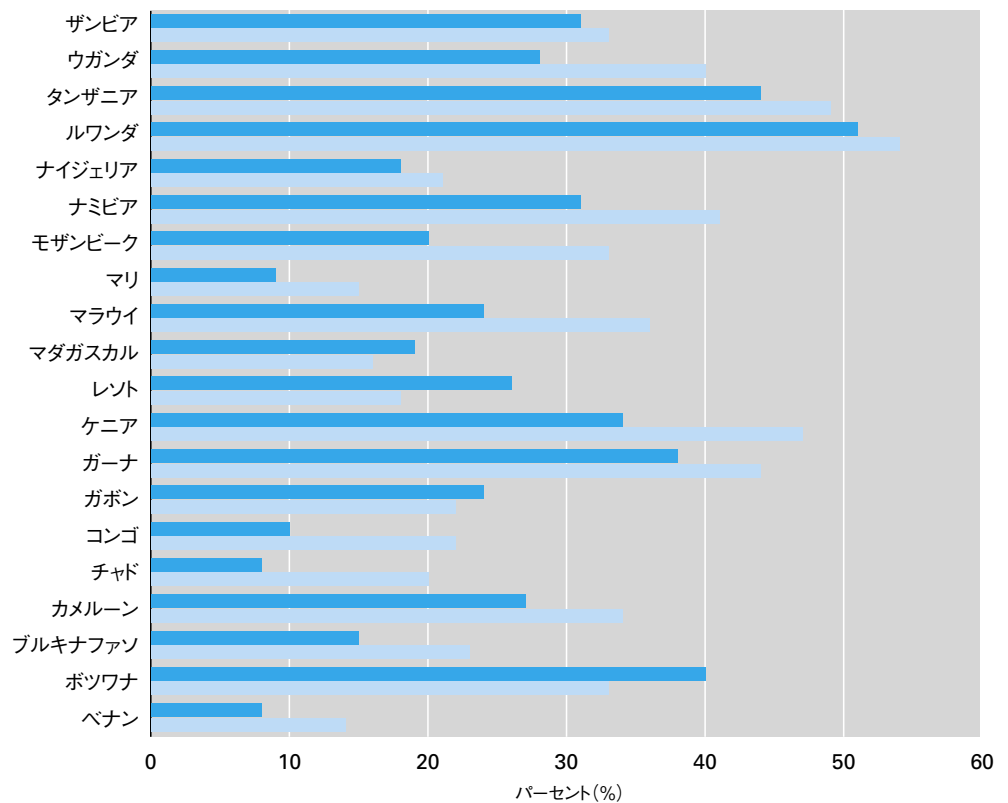
サハラ以南のアフリカのいくつかの国で、HIVに関する包括的な知識がある若者(15-24歳)の割合(1999-2005年*)

■ 女性
■ 男性

注：ここでは、HIV有病率およびHIVに関する包括的な知識がある若い男女についてのデータが利用可能な国を選んで取り上げている。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

出典：人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、行動サーベイランス調査 (BSS)、リプロダクティブ・ヘルス調査、HIV/エイズ調査指標データベース。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

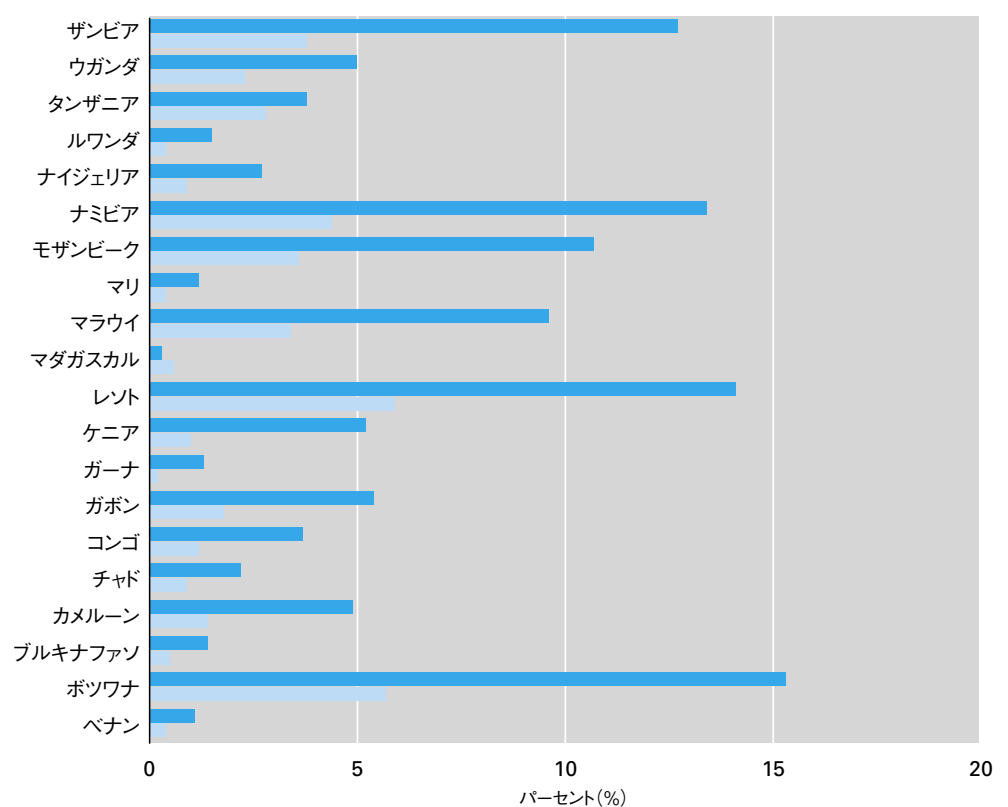


サハラ以南のアフリカのいくつかの国々における若者(15-24歳)のHIV有病率(2005年)

■ 女性
■ 男性

注：ここでは、HIV有病率およびHIVに関する包括的な知識がある若い男女についてのデータが利用可能な国を選んで取り上げている。

出典：Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, 2006 Report on the global AIDS epidemic, UNAIDS, Geneva, 2006. 基礎データは本書98ページの統計表に掲載。



からである。これらの恩恵は、現世代、そして未来の世代へと引き継がれていく。

ジェンダーの平等が貧困の削減、教育、持続可能な開発に最大限の影響を及ぼせるようにするためには、3つの突出した分野での意思決定において女性が影響力を持たなければならない。すなわち、家庭、職場、そして政治の分野である。これらの分野のいずれかにおいて何かしらの改善が見られれば、ほかの分野での女性の平等にもその影響が及ぶ。しかし、人権の問題については中途半端であってはならない。これらの3つの分野すべてにおけるジェンダーの平等への無条件の支持が少しでも欠ければ、ミレニアム開発目標の達成に向けた意義ある前進が妨げられることになる。

家庭における平等（第2章）

家庭のレベルで女性が力を持てるかどうかは、家族や子どもにもっとも直接的な影響を及ぼす。食糧、保健ケア、学校教育、そのほか家族が必要とするものに対して資源をどのように配分する

か、それが決定されるのは家庭だからである。

女性が家の所得やそのほかの資源に関わる意思決定から締め出される場合、女性と子どもが受け取る食糧は減り、必要不可欠な保健サービスや教育を受ける権利も否定される可能性が高くなる。水汲み、薪集め、幼い子どもや体の弱い家族の面倒といった家事は母親や娘の責任になり、女性が有給労働に就いたり学校に通ったりすることができなくなる。家庭内の意思決定に女性が平等に参加できていれば、女性は子どもに対してより十分かつ公正な対応をする傾向にある。

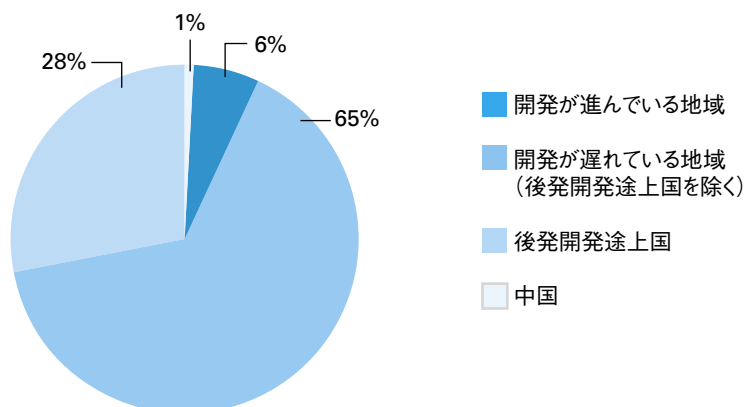
職場における平等（第3章）

仕事場で、女性は往々にして差別による被害を受けている。報酬のより多い職種から締め出される場合もあるし、同じ仕事をしていても賃金が男性より低いということも多い。女性と女子がほかの家庭の使用人として雇用されることも少なくなく、その場合、家族から離れ、時に抑圧的で危険な条件下で働かされることもある。困窮しきった

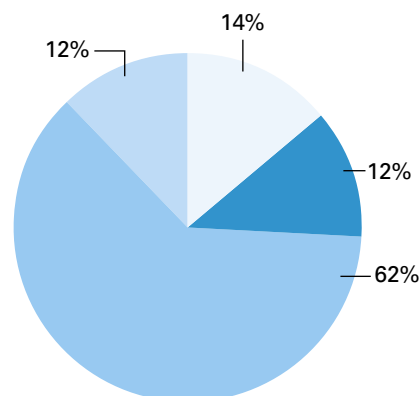


図1.4 思春期の女性（15-19歳）による出産の4件に1件以上が後発開発途上国で発生している

15-19歳の女性による出産（世界全体）
（2000-2005年）



思春期の女性（15-19歳）の人口（世界）
（2005年）



出典：United Nations Population Division, "World Population Prospects: The 2004 Revision Database", <www.esa.un.org/unpp/>, 2006年9月にアクセス。

注：各地域分類に含まれる国については88ページの出典・参考文献等を参照。

女性や女子は、収入を得るほかの手段がすべて閉ざされてしまった場合、性を売ることしか働く選択肢がなくなってしまうこともある。

賃金格差をなくし、高い報酬を得られる職業分野に女性の進出を認め、女性労働者が意思決定権限を持てるようにすれば、それは子どもにとって大きな利益をもたらすはずである。女性が経済的生産性を有するようになれば、女性の影響力が及ぶ範囲が広がる。女性は自分自身のためだけでなく、子どものためにも選択を行えるようになるのである。女性が家庭に所得や資産をもたらすようになると、その資源をどのように分配するかという意思決定に関与することができるようになる可能性が高い。歴史的にみて、女性は意思決定権限を持つと、子どもがきちんと食べ、十分な医療ケアを受け、学校を修了し、レクリエーションと遊びの時間が持てるよう、配慮する。また、意味のある、所得の得られる仕事に就いている女性は、家族の生活水準を引き上げ、子どもたちが貧困から抜け出せるようにする可能性も高い。

政治と政府における平等（第4章）

女性の政治参加を促すことは、それ自体がミレニアム開発目標の目指すところである（目標3、ターゲット4、指標12）。政治の分野で女性のエ

ンパワーメントを促進することは、社会の変革にも役立つ。地方レベルであろうと中央レベルであろうと、女性が行政・立法機関に参加することによって、女性と子ども、家族に焦点をあてた政策と立法につながるからである。公職に就いている65カ国の女性187人を対象に行われた列国議会同盟の調査によれば、およそ10人中9人は、自分には女性の利益を代表するとともに、社会のほかの構成員のための擁護も行う責任があると思うと答えている¹²。

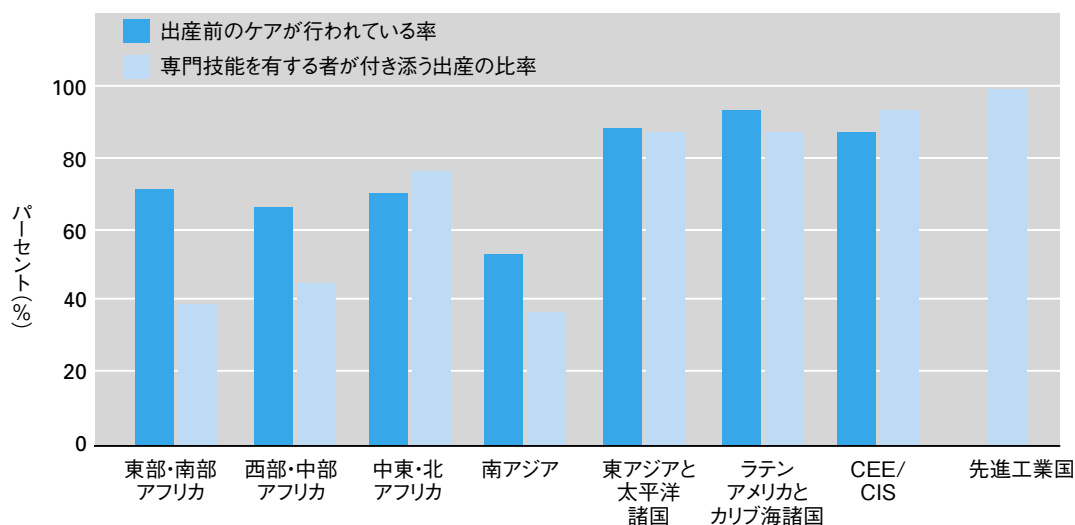
女性はまた、平和の実現という点においても鍵となる役割を果たすことができる。和平交渉や紛争後の復興に女性が参加することは、子どもや弱い立場にあるそのほかの人々の安全と保護を確保するために必須なことである。政治や公的政策に対して女性が直接的な影響力を行使することは、平和、安全保障、繁栄の前触れなのである。

女性と女子のエンパワーメントを実現する

女性の状況は、世界の子どもの現状を正確に把握し、子どもたちにどのような未来が待っているかを判断する上で重要な要素となっている。ミレニアム開発目標に向けての前進を測るためには、平均余命、乳児・5歳未満児死亡率、就学率と教育修了率、そのほかの数量化可能な統計について

図 1.5 妊産婦死亡率の高さは、妊産婦のための保健ケア・サービスへのアクセスが制限されていることと関係している

妊産婦のための保健ケア・サービス（1997-2005年*）

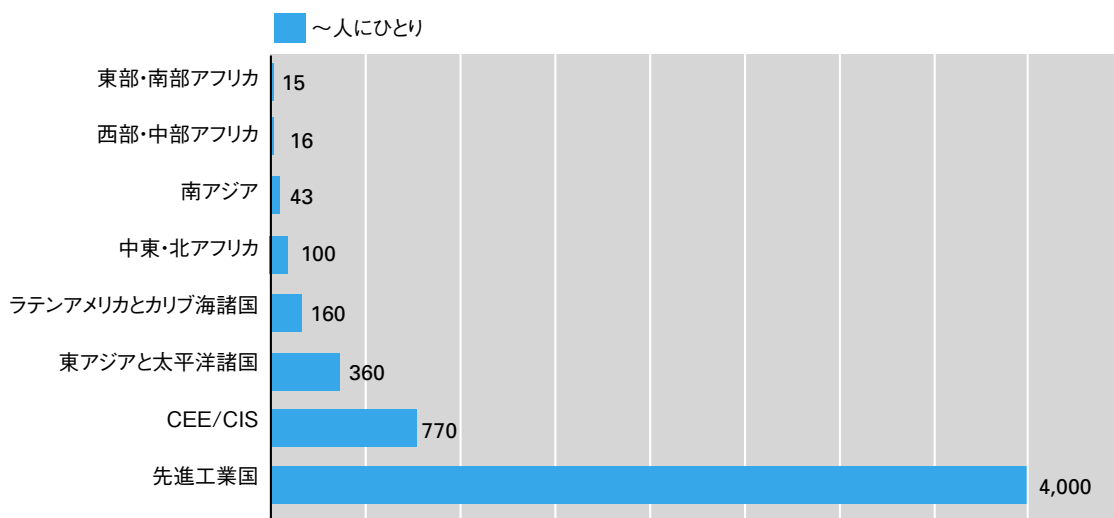


注： 出産前のケアが行われている率とは、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）によるケアを受けたことがある15-24歳の女性の比率。先進工業国については出産前のケアが行われている率に関するデータはない。専門技能者が付き添う出産の比率とは、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の比率。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

出典： 人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、世界保健機関（World Health Organization）、ユニセフ。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

生涯に妊娠・出産で死亡する危険性（2000年）



注： 「生涯に妊娠・出産で死亡する危険性」は、ひとりの女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたものである（訳注：同指標が100の場合、生殖可能期間内に妊娠・出産によって死亡する確率は100人にひとりということになる）。

出典： 世界保健機関（WHO）とユニセフ。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

男女別のデータを得ることが必要である。しかし、人々の姿勢や文化的信条、深く刻み込まれた偏見は数量化しにくい。そこで、女性の経験に関する定性的な証拠や女性自身の証言も、ジェンダーの平等や貧困の削減、持続可能な開発を推進していくうえで必要なのである。

以下の各章では、定量的な指標と定性的な証拠を使って、女性の状況と、それが子どもの生存と発達にどのように関係しているかを分析していく。本白書の最終章では、鍵となる7つの手段——教育、財政措置、立法、議会におけるクォータ（議席割り当て）制、男性と男子の参加、女性による女性のエンパワーメント、調査研究とデータ収集の改善——を通じて、ジェンダーの平等を最大限に実現するためのロードマップを提示することを試みる。平等が達成されることによって初めて女性のエンパワーメントが実現し、そしてそのときに初めて、女性と子どもたちが生き生きと成長できるようになるからである。

女子差別撤廃条約が国連で採択されてから30年近くが経過した。条約が完全に支持され、実施されていたなら、1979年に生まれた女子はどのような人生を送っていたであろうか——これは想像することしかできない。だが、エンパワーメントを達成した女性の世代が登場していたならば、世界はまったく違うものになっていたはずである。

中国の格言にもあるように、「女性は天の半分を支える」のである。次の世代は、自らの権利を得るためにさらに30年の年月を待つことはできない。女性と女子は、自らの可能性を开花させ、自分の権利を完全に享受できるようにするための手段と支援を得られなければならないのである。

女性にふさわしい世界は子どもにふさわしい世界

ミレニアム・サミットから2年後、2002年5月に開催された国連子ども特別総会は、経済的発展を子どもにふさわしい世界の実現と結び付けてとらえた。子どもにふさわしい世界は、女性にふさわしい世界でもある。両者を切り離すことはで

きないし、分けて考えることもできない。どちらもお互いを必要とし、それなくしては存在し得ないのである。

崇高な野心、善意、大向こう受けするスローガンだけでは人間の進歩はありえない。持続可能な開発への道は、中途半端なことでは開けない。健全な投資と、正義、ジェンダーの平等、そして子どもたちのために行動しようという断固たる決意が必要なのである。

すべての人々が自らの可能性を开花させる機会を得ることができれば、諸国民も繁栄する。女性の権利が子どもにとって、そして究極的には世界にとって望ましいものであるという主張は、ジェンダーの平等に反対するいかなる主張をもってしても——それが伝統、慣習、頑迷な偏見のいずれに依拠するものであっても——覆すことができないのである。



要約

子どもにとって、世界で一番重要な行動主体は政治的指導者でも開発機関のトップでもなく、両親や養育者たち、すなわち家族のことで日々重要な意思決定をする人々である。家庭内の意思決定において、男性と女性の役割や優先順位は往々にして非常に異なっていることが、これまでに得られた証拠から窺える。女性は一般的に福祉関連の目標により重きを置き、自らの影響力や自分の自由になる資源を、家族——とくに子どもたち——のニーズを促進するために使う可能性が高い。

- 家庭における意思決定は交渉の過程を経て行われることが多く、この交渉過程は女性より男性にとって有利となっている可能性が高いことを示す証拠がますます増えている。こうした意思決定の過程で女性がどの程度の影響力を行使できるか、という点には、所得や資産が自由になるか否か、何歳で結婚したか、どの程度の教育を受けてきたかなどの要因が関連している。

- 人口保健調査（DHS）のデータによれば、大きな家計支出、女性自身の保健ケア、友人や同居していない親類宅への女性の訪問も含め、家庭内のすべての意思決定に参加している女性が50%以上いる国は、調査の対象となった開発途上国30カ国のうち、わずか10カ国にとどまっていた。

- 女性が家庭内の意思決定から排除されることによって、女性自身だけでなく、その子どもにも同じくらい悲惨な結果をもたらされる可能性がある。国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute）の研究によると、意思決定にあたって男性と女性が平等の影響力を行使できるようになれば、南アジアの3歳未満児の低体重発生率は最大13ポイント低下し、同地域の栄養不良の子どもが1,340万人少なくなると予測されている。同じくサハラ以南のアフリカでは、新たに170万人の子どもの栄養状態が望ましい状態になるとされている。

- 家庭における女性のエンパワーメントが実現すれば、その子ども——とくに女子——が学校に通えるようになる可能性も高まる。一部の開発途上国で行われたユニセフの調査によると、教育を受けたことのない女性の子どもの学校に通っていない確率は、小学校に通っていた女性の子どものよりも、平均して少なくとも2倍高いことが明らかになっている。

- 平等な意思決定を推進する上で、男性はきわめて重要な役割を果たす。簡単で直接的な方策、例えば家事や子どもの世話の責任を分かち合うだけで、男性は家庭やコミュニティにおけるジェンダー差別との闘いに役買することができるのである。

- 変化を引き起こす最も重要な触媒となるのが女性自身である。コミュニティの中にある差別的な態度に異議を申し立て、これを許さないことで、女性グループは今後数世代にわたって女子と女性の権利を推進することができるのである。

家庭における 平等

開発問題と世界の子どもたちの状況の改善に興味を抱いている人なら誰でも、「重要な」決定を心待ちにしている。援助と債務に関してG8（主要8カ国）が出した結論、ドーハ・ラウンドにおける貿易交渉の結果、主要なイニシアティブや政治的立場に関する国際諸機関や世界の指導者たちの声明などである。開発の成果がどうなるか、これらの交渉がその行方を大きく左右することには疑いがない。しかしそのほかにも、より大きく、より直接的な影響を子どもに与える意思決定が、より身近なところで行われている。わずかしかな食糧を、親やきょうだい同士の間でどのように分けるか？ どの子を学校に通わせ、どの子を畑で働かせるか？ 子どもが熱を出しているが、高いお金をかけてまで遠くの医者に診てもらうほどのものなのか？

子どもにとって、世界で一番重要な行動主体は政治的指導者でも開発機関のトップでもなく、両親や養育者たち、すなわち家族のことでこのような重要な意思決定を日々行う人々である。一家の構成員が共有資源をどのように使うかによって、家族ひとりひとりがどの程度の栄養、保健ケア、教育、保護を受けられるかが変わってくる。

家庭における意思決定： 協力より交渉

家族はどれひとつをとっても異なっており、意思決定プロセスの力学を説明できる単純な法則はない。家庭内での意思決定の力学を検討する研究では、世帯に焦点が当てられることが多い。このような焦点のあて方では、必ずしも家族の構成員間のあらゆる相互作用が反映されることにはならないが、日常的な家庭内の力学を理解・分析する上では現実的な手段となる。

家庭内の力学に関する研究は、世帯はひとつの単位として機能し、その中で家族が時間と資源を負担し合いながら共通の目標達成を目指している、という前提にもとづいていることが多い（単

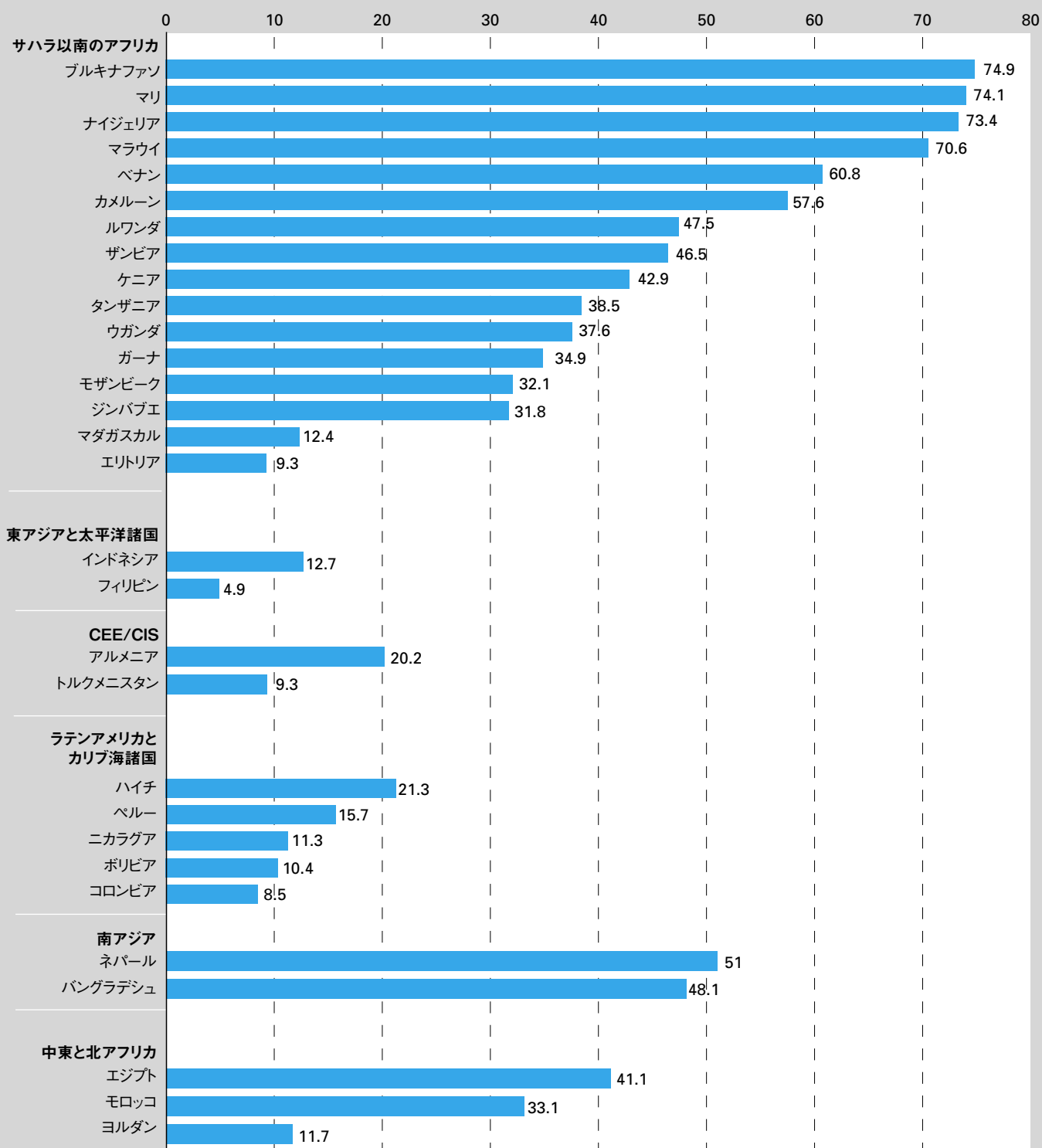
一モデル）。たしかに、多くの世帯がこのような協力形態を特徴とし、再配分や共有を行う単位として機能しているものの、家族の中の個人個人が常に同じ優先順位や嗜好を有しているわけではない。家庭内の意思決定において、男性と女性の役割や優先順位は往々にして非常に異なっていることが、これまでに得られた証拠から窺える。家庭における意思決定は交渉の過程を経てなされることが多いが、この過程において家族の各構成員は、自分の自由になる資源を自分が優先する目的のために使おうとするものなのである。

家庭内での意思決定における不平等

家庭内の意思決定において誰が一番強い発言力を持つか、ということを決める要因は、世帯によって、また文化によって異なる。人口保健調査(DHS)は、家庭内での意思決定の力学に関するもっとも直接的な情報源のひとつである。この調査では、家庭内の意思決定に自分がどの程度の影響力を持っているかを途上国の女性に尋ね、その質問に対する回答を調査チームが集約することによって、家庭内の意思決定にジェンダーがどのような影響を及ぼしているか、その地域的パターンを検討した。全体として、データは極端なジェンダーの不平等が存在することを示している。女性自身の保健ケア、大きな買い物、日々の家計支出、同居していない家族や親類宅への訪問を含む、家庭内のすべての意思決定に参加している女性が50%以上いる国は、調査対象国30カ国のうち、わずか10カ国にとどまっていた¹。

図2.1 多くの夫が、妻の健康に関する意思決定を自分ひとりでやっている

自分(妻)の健康について、夫がひとりで決定をくだしていると答えた女性の割合(%) (2000-2004年*)

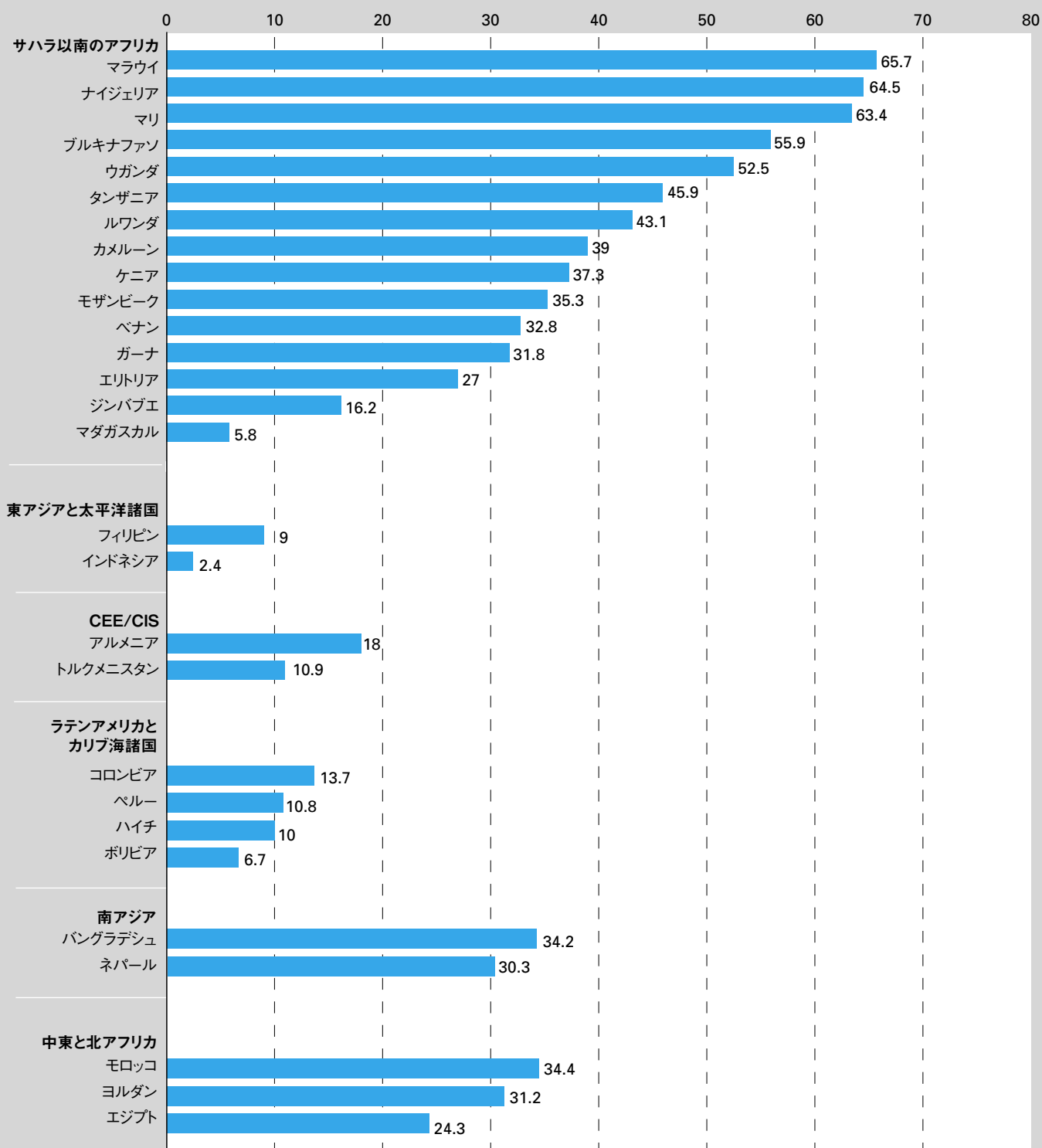


*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査（DHS）から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

図2.2 多くの夫が、日々の家計支出に関する意思決定を自分ひとりでやっている

日々の家計支出については夫がひとりで決定をくだしていると考えた女性の割合(%) (2000-2004年*)

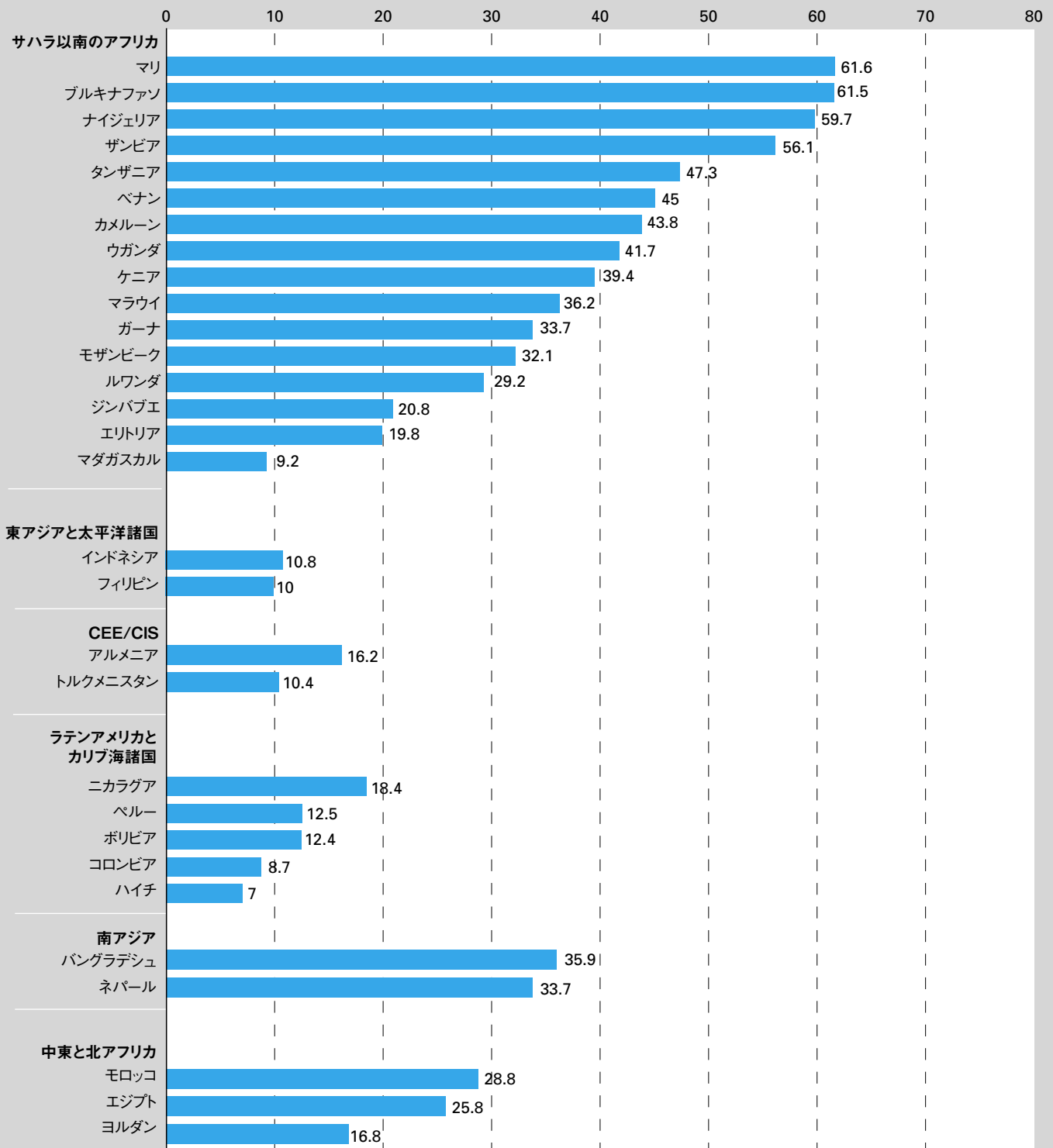


*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査 (DHS) から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

図2.3 多くの夫が、友人や親類宅への訪問に関する意思決定を自分ひとりでやっている

友人や親類宅への訪問については夫がひとりで決定をくだしていると考えた女性の割合(%) (2000-2004年*)



*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査（DHS）から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

• **保健ケアのニーズの面で女性が口を出せない：**女性の保健ケアに関する意思決定は、女性と子ども双方の健康と福祉にとって重要な事柄である。多くの世帯では——とくに南アジアとサハラ以南のアフリカで調査対象とされた国々では——健康に関わる意思決定に女性がほとんど影響力を持っていない。例えばブルキナファソ、マリ、ナイジェリアでは、女性の保健ケアについて夫が自分ひとりで意思決定を行っていると感じた女性がほぼ75%にも及んだ。南アジアで調査対象とされた2カ国、バングラデシュとネパールでは、この割合が約50%であった。健康に関わる意思決定からこのように女性が排除されることによって、家族全員、とくに子どもの健康と福祉が脅かされることになる。

• **日々の家計支出を思うように管理できない：**日々の家計支出に関する意思決定は、子どもの福祉、教育、そしてとくに健康に決定的な影響を与える。収入や蓄えを子どものために使うのか、それともおとなが個人の嗜好に従って使うのか、これは、意思決定プロセスに家族の中の誰が関わるかによって変わることが多い。途上国の多くの家庭では、男性が家計支出の使い道に関する決定権をしっかりと握っている。サハラ以南のアフリカで調査対象とされた15カ国のうち7カ国では、夫が日々の支出を完全にコントロールしていると答えた女性が40%を超えた。中東と北アフリカ、ならびに南アジアの調査対象国では、約30%の女性が、家計支出に関する決定から排除されていると感じていた。一方、CEE/CIS、東アジアと太平洋諸国、そしてラテンアメリカとカリブ海諸国の調査対象国では、女性は自分のほうがこうした意思決定についてより大きな権限を持っていると答えている。

• **大きな家計支出に関する意思決定から排除される：**土地、車、家畜といった高額な支出に関する意思決定は、一家にとって極めて重大な決定となる場合がある。大きな買い物につぎ込まれたお金は、長期的で賢明な投資であることとらえることもできよう。しかしこうした資産を取得するための短期的コストは、家計所得のかなりの部分を占めることにもなりうるものであり、その買い物さえしなければ、薬、学校用品、食糧などの、より差し迫ったニーズを満たすために使えたかもしれないものなのである。

人口保健調査 (DHS) のデータは、こうした大きな支出にどれだけのお金を振り向けるかについては、一般的に夫が決定していることを示している。例えばナイジェリアでは、78%の女性が、大きな買い物に関しては夫が絶対的な決定権を持っていると答えている。エジプトでは約60%、バングラデシュとネパールでは3分の1を超える

女性が、こうした意思決定から排除されていると感じている。これは、東アジアと太平洋諸国で調査対象とされたインドネシアおよびフィリピンとは対照的である。この2カ国では、こうした事柄に口を挟むことができないと感じている女性は18%に満たなかった。

• **移動の自由、そのほかの自由がない：**女性の移動の自由に関わる決定がどのように行われることによって、女性が自分自身のニーズおよび子どものニーズをどの程度満たすことができるかが直接左右される。調査データを見ると、調査の対象となったそれぞれの地域において、男性が女性の移動の自由について大きな決定権を持っていることがわかる。ブルキナファソとマリでは、妻が家族や親類を訪問する時期については夫ひとりが決めていると答えた女性が約60%にのぼっている。バングラデシュでは、夫の3分の1が家の外での妻の移動について決定権を持っている。ラテンアメリカとカリブ海諸国では、ニカラグアのデータを見ると、友人や家族に会いに行くために事前に夫の許可を得なければならない女性が18%にのぼっている。CEE/CISのアルメニアでは、まず夫の許可を得ないと出かけることができないと答えた女性が16%に達している²。

家庭内での意思決定プロセスを左右する要因とは

人口保健調査 (DHS) のような世帯評価は、意思決定に参加している可能性が高い家族構成員は誰か、という点については十分に明らかにしてくれるが、それぞれの世帯で一部の個人がなぜ意思決定プロセスを支配できるのか、という点については説明することができない。家庭内での意思決定プロセスに影響を及ぼす力学を理解するには、家庭内での個々の構成員の役割と同時に、家族という単位の構造を決定する諸要因について検討することが有益である。

家庭内での意思決定におけるジェンダー差別は、多くの場合、女性より男性の社会的立場を重視する家父長制的考え方に起因する。しかし、男女の役割についての「伝統的」考え方にどの程度従うか、という点では、個々の世帯ごとにその程度はさまざまである。家庭での意思決定において自分の意見を通す能力 (交渉力) は、社会の考え方や、より把握しやすいその他の要素によって左右される³。

家庭での意思決定とジェンダーに関する研究によると、家庭内での意思決定における影響力の度合いを決定する主な要因としては、所得・資産の使途の決定権、年齢、教育へのアクセス、教育レベルなどがある。これらの要因についてさまざまな国々の比較検討を行えば、個々の世帯で交渉力



© UNICEF/HQ94-1532/Rasheedun Nabi

の配分がどのように行われているかを分析することが可能となる⁴。

所得・資産の使途の決定権：世帯の所得・資産のうちもっとも多くの割合を自由にできる家族構成員は、家族のニーズのためにそれらの資源を使うかどうかを決めるにあたり、もっとも大きな決定権を有していることが多い⁵。次の章でも示すとおり、先進工業国と開発途上国の双方で、所得を得る機会の面でも、資産の所有・管理の面でも、女性は男性に比べて相変わらず立ち遅れているのである。

年齢差：家庭の中で交渉力がどのように配分されるかは、女性の結婚年齢や妻と夫の年齢差によっても異なる。世界各地から得られた証拠により、夫と妻の年齢差は世帯によって大きく異なることがわかっている。西ヨーロッパにおける平均初婚年齢は、推定で女性27歳、男性30歳である。途上国ではこの年齢差ははるかに大きい。例えば南アジアでは、夫は妻より5歳ほど年上であり、サハラ以南のアフリカではこの差が6歳となる（南部アフリカは除く）⁶。児童婚（パートナーのひとりまたは両方が18歳未満の、慣習的または法的な結合状態を指す）で、配偶者間の年齢差がもっとも極端に大きくなる場合、家事や子育ての負担

のため、妻となった女子やチャイルド・マザー（未成年で母親となった子ども）に許される人生の選択肢は深刻なほど限られたものとなる⁷。そしてこのことが、女性が家庭内の意思決定に対してどの程度の力を持つことができるか、という点も左右することになるのである。

教育レベル：教育を受けることにより、知識や自信が高まり、堂々と主張する力が向上することに加え、社会的な地位を得ることができ、所得を得る可能性も高まる。夫婦間の年齢差の場合と同じように、配偶者双方の教育レベルも世帯によってさまざまである。開発途上国40カ国で行われた研究によると、平均では女性より男性のほうがより多くの時間を教育に費やしていることがわかっている。

教育面の格差が一番大きいのは南アジアで、男性は女性より平均2.5年長く学校に通っている。サハラ以南のアフリカではこの差が1.3年にまで縮まり、ラテンアメリカとカリブ海諸国では1年になっている⁸。男女の教育レベルに差があるということは、家庭内のジェンダーの不平等を強化することにもつながりかねず、そのために女性はいつまでたっても不利な立場から抜け出せなくなってしまう。

ドメスティック・バイオレンス

教育レベル、所得・資産の所有権、年齢差は、家庭内における男女間の交渉力の力関係を決定する主な要因である。同じく重要な要素となるのがドメスティック・バイオレンスの脅威であることも、おそらく間違いない。身体的・性的暴力やそのほかの虐待は、さまざまな家庭環境の中でさまざまな形をとって発生しているが、こうした行為は、主に成人男性が加害者となり、女性や女子がその被害を受けていることを示す確固たる証拠がある⁹。ドメスティック・バイオレンスは被害者の身体的健康と感情面の福祉を脅かすとともに、家庭内で従属的な立場を強いて、経済的にも不安定な状況を耐え忍ぶことを余儀なくさせることが多い¹⁰。

家庭内のジェンダーの不平等は、虐待をともなう関係を許容するような雰囲気を作り出す。ユニセフの研究によると、若くして結婚した女性は、場合によっては夫が妻を叩くことも許されると考える確率が高く、また、より遅い年齢で結婚した女性に比べ、ドメスティック・バイオレンスを経験する可能性が高いことがわかっている。例えばケニアでは、18歳になる前に結婚した女性の36%が、場合によっては夫が妻を叩くことも許されると考えている。成年に達してから結婚した女性の場合、この割合は20%である¹¹。

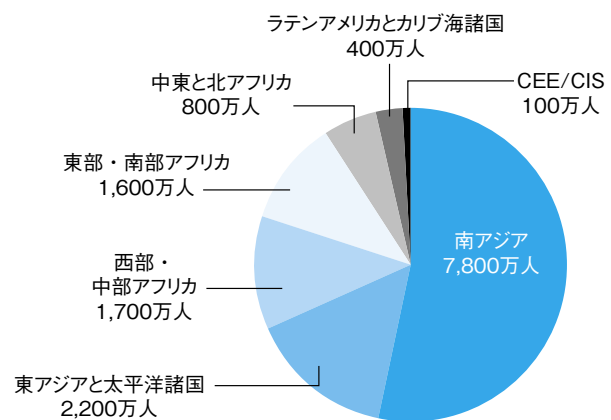
女性と女子に対する暴力は、人種、文化、富、宗教の垣根を超えて発生している。毎年多くの国で、何千人もの女性が、求婚を断った相手から障害として残るようなひどい傷を負わされたり、殺されたりしている¹²。世界保健機関（WHO）が複数の国で行った、女性の健康と女性に対するドメスティック・バイオレンスに関する画期的な研究によると、インタビューを受けた女性のうち、親密な関係にあるパートナーから身体的または性的暴力を受けたことがあると答えた女性の割合は、ブラジルのある州で37%、タンザニアのある州で56%、バングラデシュのある州で62%にのぼっていた¹³。

このパターンは先進国でも概して同じである。同機関のもうひとつの重要な報告書『暴力と健康に関する世界報告』（*The World report on violence and health*）によると、オーストラリア、カナダ、イスラエル、南アフリカ、米国では、殺人事件の犠牲となった女性のうち40~70%は夫か男性の恋人により命を奪われていることが、複数の研究から明らかになっている。多くの場合、虐待をともなう関係が継続する中で殺されたものである¹⁴。英国では、殺人事件で犠牲になった女性の40%は親密な関係にあるパートナーによって殺されている¹⁵。

女性が公平に意見を言えると、子どもにも利益がある

女性が家庭内の意思決定から排除されることによって、女性自身だけでなく、その子どもにも同じくらい悲惨な結果をもたらされる可能性がある。女性が意思決定の面で中心的役割を果たしている世帯では、女性がそれほど決定的な役割を果たしていない世帯に比べ、子どものために費やされる資源の割合が格段に多い。これは、女性は男性よりも福祉関連の目標に重きを置くのが一般的であり、自らの影響力や自分の自由になる資源を家族一般、とくに子どもたちのニーズを促進するために使う可能性が高いからである¹⁶。開発途上国で行われた事例研究によると、家庭内での意思決定における影響力が強い女性のほうが、子どもの栄養状態を格段に改善することができるという結果が出ている。女性が教育を受けることも、子どもの生存率、栄養状態、通学率を向上させ、子どもにとって複合的な利益をもたらすことにつながる¹⁷。

図2.4 開発途上国の低体重児（5歳未満）*



*ユニセフの分析は、開発途上国における低体重児の推定比率をもとにしている（1996-2005年）。

出典：United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on nutrition, Number 4*, UNICEF, New York, May 2006, page 2.

女性は栄養を優先する

開発途上国全体で、5歳未満児の4人にひとり——およそ1億4,600万人の子ども——が低体重である¹⁸。中でも南アジアの子どもの栄養状態がもっともひどく、その次にひどいのがサハラ以南のアフリカである¹⁹。栄養状態が十分ではない子どもにとっては、下痢性疾患や呼吸器感染症といった子どもによく見られる病気さえ命とりになる場合がある。幼少期をどうにか生き抜いても、栄養不良の子どもはヨードや鉄分、たんぱく質、エネルギーの不足に陥ることが多く、これらが引き金となって慢性の病気にかかったり、発育不全（年齢の割に身長が伸びない）に陥ったり、社会的・認知的発達が損なわれることがある²⁰。

飢餓と栄養に関するトップクラスの世界的研究機関である国際食糧政策研究所（IFPRI）が行っ

たラテンアメリカとカリブ海諸国、南アジア、サハラ以南のアフリカの3地域に関する調査によると、地域ごとの子どもの栄養状態の差と女性の意思決定権限との間にははっきりとしたつながりがあることがわかっている。女性の地位が低く、家庭内での意思決定に関与することが許されていない地域では、女性自身の栄養状態が悪く、子どもの栄養状態の維持・改善のために振り向けられる資源にもアクセスできない傾向が強い²¹。女性の40～60%が低体重である南アジアでは²²、2005年に約45%の子どもが低体重で生まれている。これは世界最高の低出生体重児出生率である²³。

この調査では、男性と女性が意思決定にあたって平等の影響力を行使できるようになれば²⁴、南アジアの3歳未満児の低体重発生率は最大13ポイント低下し、栄養不良の子どもが1,340万人少なくなるとの結論を導きだしている²⁵。サハラ以

家庭における子どもへの暴力

毎年、世界で2億7,500万人もの子どもたちが家庭で暴力の集中砲火を浴び、荒れた家庭生活がもたらすありとあらゆる結果に苦しんでいる。子どもに対する暴力には、子どもの体や心を虐待したり傷つけたりすることのほか、ネグレクト（養育懈怠）や怠慢な取り扱い、搾取や性的虐待などが含まれる。こうした暴力をふるう者の中には、両親やそのほかの近しい家族構成員が含まれる場合もある。

虐待を受けながらも何とか生き抜いた子どもは長期にわたって身体的・心理的なダメージを受けることが多く、そのため学習能力や社会化能力が損なわれ、学校で良い成績をあげたり、親密で前向きな友人関係を築くことが難しくなる。暴力的な家庭で育つ子どもは、穏やかな家庭生活を送る子どもに比べ、虐待の被害に遭う可能性が高い。中国、コロンビア、エジプト、インド、メキシコ、フィリピン、南アフリカなど、途上国のうちでももっとも大きないくつかの国で行われた研究によると、女性に対する暴力と子どもに対する暴力との間には強い相関関係があることがわかっている。

直接虐待の被害を受けているわけではない子どもにとっても、暴力的な家庭で育つことによってもたらされる行動上・心理上の問題は、直接被害を受けている子どもの場合と同じくらい深刻なものとなりうる。暴力に晒された子どもは、夜尿症や悪夢といった心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状を示すことが多く、

アレルギーやぜんそく、胃腸の問題、うつ病、不安症にかかる可能性がほかの子どもよりも高い。家庭の中で暴力に晒される子どもが小学校に通う年齢である場合、学校での勉強面ではほかの子どもよりも多くの問題を抱えたり、集中力や注意力が乏しくなることがある。また、自殺を図ろうとしたり、麻薬やアルコールを濫用するようになる可能性も高い。

家庭内で性的暴力が起きていることはよく知られている。最近の研究によると、子ども時代に性的暴力の被害に遭う子どもは少なからず存在しており——世界保健機関（WHO）が行った複数国を対象にした調査によれば、最高21%にも及ぶ——、男子よりも女子のほうがはるかに被害を受けやすいことが明らかになっている。性的暴力やジェンダーにもとづく暴力は学校や大学にも蔓延しており、多くの場合、その暴力は女子に向けられたものである。

ほかの人の家で働く場合にも暴力の危険性がともなう。家事労働に携わる子ども——多くは16歳未満の女子——は、身体的な懲罰や性的いやがらせ、屈辱的な扱いなど、雇用主による深刻な虐待を明らかにしてきた。家庭における他の形態の暴力とは異なり、屈辱的な扱いや身体的な懲罰の多くは女性に加害者であることが多いが、とくに女子の場合、雇い主の家庭に暮らす男性から性的暴力を受けやすい立場にも置かれる。

家庭における暴力の影響は世代をまたいで続いていくこともある。暴力的行動の影響は、子ども時代を過ごした家を離れてからもずっと、子どもの中に残る傾向があるのである。家庭で両親の暴力に晒された男子は、暴力をふるわない両親の息子に比べて、おとなになったときに自ら暴力をふるうようになる可能性が倍増する。さらに、母親が暴力を受けているところを目撃して育った女子は、暴力のない家庭で育った女子に比べて、結婚後に夫から暴力を受けてもそれを受け入れてしまう可能性が高い。

虐待を受けている女性は、自分の身を守る手段は持たないことが多いものの、家庭の中で暴力に晒されている子どもは守ろうとすることが多い。しかし、虐待行為を行う配偶者を起訴するための法的・経済的資源がないため、数え切れないほど多くの女性や子どもが有害な状況にとらわれたまま、抜け出すことができずにいる。家庭における暴力の被害者を保護するための政策づくりの努力を政府が主導して進めていくためには、このような暴力を許す社会的態度を改めるための努力も並行して必要となる。

家庭での暴力的な行為をなくすためには、家庭における暴力を取り巻いている沈黙を打破することがカギとなる。「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」は、家庭内に蔓延する虐待も含め、子どもに対する暴力の問題を明らかにすることに向けた非常に

南のアフリカでは6人にひとりの女性と5歳未満児のおよそ3分の1が低体重だが²⁶、ジェンダーの平等を推進することにより、南アジアに比べれば効果は小さいものの、それでもなお子どもの栄養状態に相当の恩恵をもたらすことができるはずである。すなわち、3歳未満児の低体重発生率が30%から27.2%に削減され、適切な栄養を得ている子どもが170万人増えると予測されている²⁷。

一家の資源がわずかしかない場合、女性はまず家族の栄養状態を優先し、そのほかの個人的な問題や家庭の問題を後回しにするのが一般的であることを示す証拠——主に西部・中部アフリカのデータ——が、ますます増えつつある。カメルーンの調査結果によると、所得のある女性は平均して賃金の74%を家族の食糧補給のために費やしている一方で、男性が食糧に回す割合は自分の所得の推定22%にすぎないことがわかっている²⁸。

コートジボワールとガーナの調査からは、外部的要因として何か——例えば多雨や干ばつなど——が起きると、作物の収穫から得られる所得の使い道が男性と女性で異なる傾向にあるという結果が明らかになっている。女性の所得が増加すると家計支出のうち食糧調達に充てられる分が増えたが、男性の所得が増加した場合には有意な影響はなら見られなかったのである²⁹。

多くの開発途上国では、女性は作物を植えたり収穫する際に大きな役割を担っているが、その作物を栽培する土地を所有していることはめったになく、食糧や利益の配分を自由にすることもできない（第3章の40ページ参照）。自給自足用の土地から得られた収穫物については一定の割合が女性の取り分とされるのが一般的だが、その場合でさえ、ジェンダー差別により、子どもに行きわたる食糧は少なくなる。男性と平等に教育を受ける

重要な一歩である。報告書に記載された6つの指導的原理（右に引用）は明確であり、とりわけ最初の項目ほど明確なものはない——すなわち、**子どもに対する暴力はいかなるものであれ正当化できない**ということである。報告書に掲げられた勧告は包括的なものであり、前提となる全般的な勧告に加え、それを補完する形で、家庭や家族、学校やその他の教育現場、ケア制度および法的制度、労働現場、そしてコミュニティにおける子どもに対する暴力と闘うための具体的な方策が示されている。これらの方策の中には、「パリ原則」に則り、子どもの権利のためのオンブズパーソンや委員会を設置するべきであるという政府への助言も含まれている。報告書では、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表を設け、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、国連人権高等弁務官事務所と共に国際的レベルでのアドボカシー（権利擁護）を進められるようにするとともに、NGOや子どもたち自身の代表が参加する、子どもに対する暴力に関する国連機関間グループを創設することも提唱されている。

88ページの出典・参考文献等参照。

「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」で示されている指導的原理

- 子どもに対する暴力はいかなるものであれ正当化できない。子どもがおとなよりも弱い保護を受けることは決してあってはならない。
- 子どもに対するすべての暴力は未然に防ぐことができる。国は、子どもに対する暴力を引き起こす要因に対応するための、十分な証拠にもとづく政策とプログラムに投資しなければならない。
- 国は、保護およびサービスを受けることに対する子どもの権利を保護するとともに、安全な環境のもとで子どもをケアする家族の能力を支援する第一義的責任を負う。
- 国は、暴力のあらゆる事例について、説明責任が果たされることを確保する義務を負う。
- 子どもの暴力被害の受けやすさは、子どもの年齢および発達しつつある能力に関係している。ジェンダー、人種、民族的出自、障害または社会的地位を理由として、とくに被害を受けやすい立場に置かれる子どももいる。
- 子どもには、政策やプログラムの実施にあたって意見を表明し、それを考慮される権利がある。

機会が得られず、また手に入れられる労働力や肥料も男性と平等ではないため、農作業に従事する女性の収穫量は男性より少なくなってしまうのである。例えばブルキナファソでは、一家の世帯員が同程度の面積の土地にそれぞれ別々に同じ作物を植えて育てているが、女性の土地の収穫高は男性の場合よりも平均約18%も低いということがわかっている。女性が育てることの多い野菜にいたっては、収穫量がおよそ20%も少ないのである³⁰。

したがって、食糧安全保障を確保し、子どもの栄養状態を改善するためには、女性が農業生産手段——例えば耕作用の土地や肥料、労働力、信用融資、教育など——にもっとアクセスできるようにすることが必須となる。サハラ以南のアフリカの調査によれば、女性がこれらの投入物をより自由に利用できるようにすることによって、農業生産を平均10%増やすことができるはずである³¹。

女性は家族の保健ケアを優先する

子どもの面倒をみるのは主に女性であるため、最初に子どもの病気を見つけ、治療を求めるのも女性であることが多い。それでも、前述した人口保健調査（DHS）の知見で確認されるように、世界中の多くの女性が、家族の健康に関するもっとも基本的な意思決定——例えば子どもを医者に連れて行くかどうか、薬代にいくらかけるか、妊娠中に自分がどのようなケアを受けるかなど——にさえ、口を出すことが許されていない。

女性が日常的にこうした権利を認められていない家庭では、夫が——また、ときには姑が——家族がいつ、どのように保健ケアを受けるかという決定を行っている。例えばインド・グジャラート州での調査によると、面接調査の対象とされた女性の約50%が、夫もしくは義理の親の承認なくしては具合の悪い子どもを医者に連れて行くことができないと感じていた³²。

意思決定に及ぼす影響力がより大きい女性は、

家族にとってより望ましい保健ケアを推進することができる。ネパールとインドでの調査が示すように、調査対象世帯間の教育や資産面での違いを考慮に入れても、女性が家庭の意思決定に参加することによって子どもの発育不全が減少し、子どもの死亡率も低下することは明らかである³³。

ガーナでの調査によれば、家庭内の意思決定にジェンダーにもとづく偏りがあると、病気の子どものが受ける治療の質にも影響が及ぶことがわかっている。ボルタ地域で行われた調査からは、通常農村部の家庭において意思決定を行っている男性は、マラリアにかかった子どもに地元の薬草治療を施す傾向にあり、正規の医学的治療は最後の手段としか考えていない傾向があることが明らかになっている。対照的に、女性は直ちに正規の診療所が提供する抗マラリア薬を使って子どもを治療することを望むが、こうした診療所は近隣の町まで行かないとないことが多く、結果として医療費のほかに診療所までの交通費が余計にかかることになる。親類から経済的支援を受けられなかったり、夫や年長の家族と子どもの治療方法について意見が合わなかった女性は、病気の子どもの適切な治療を受けさせるのに苦労したと回答している。こうした事情で、男性が好む地元の薬草治療のほうが正規の医学的治療よりも優先され、そのため子どもの容態がさらに悪化してしまうことがたびたびあった³⁴。

医療ケアに関わる決定に女性が影響を及ぼすことができたとしても、その決定を実行に移すためには、家族の助け——とくに夫や姑の協力——が必要になる場合がある。例えばバングラデシュ、エジプト、インドでは、社会的規範として、女性が家の外で自由に行動することが好ましく思われず、あるいは制限されていることが多い。女性の行動の自由が制限されると、女性がさまざまな店舗や薬局、病院にひとりで行くことができず、また医者を含む親類以外の男性と直接接する機会も限られてしまうため、子どもが緊急保健ケアを受けられなくなるケースも出てくる³⁵。

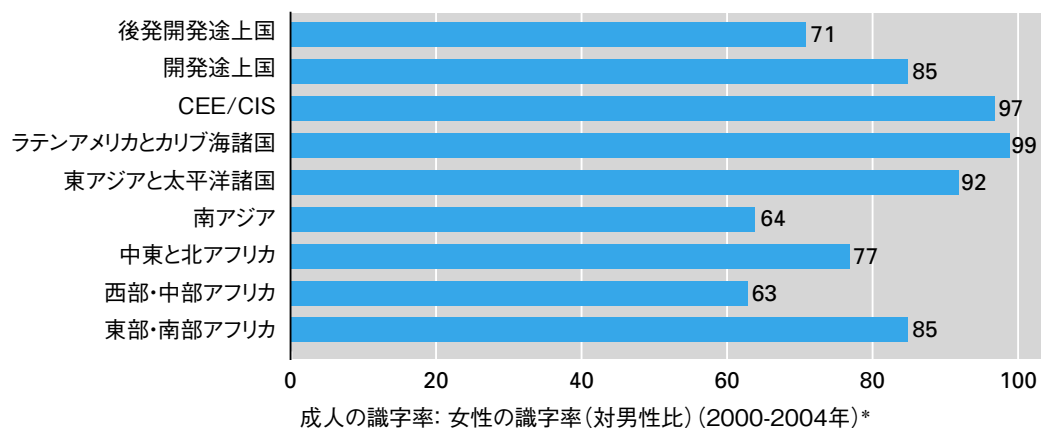
女性を教育を優先する

家庭での女性の意思決定権限と子どもの教育との関係に関する実証的研究は、まだ始まったばかりである。それでも、家庭における女性のエンパワーメントを実現することによって、子ども——とくに女子——が学校に通うようになる可能性が高まるのが、入手可能な証拠から明らかになっている。最近の研究によると、子どもが自らのためになるものをどの程度得られるかという点にジェンダーの影響が及んでいる場合、そのジェンダーは、一家の資源配分をコントロールする側の親のジェンダーである場合が多いことが明らかになっている。ブラジルの貧しい家庭に関する研究からは、十分な教育を受け、家庭内の意思決定を担う母親と一緒に暮らしている女子は、就学し、インフォーマル（非正規）な労働市場に入らずに済む可能性がより高いことがわかっている³⁶。

女子教育を優先することを目的として女性のエ

ンパワーメントを実現することができれば、何世代にもわたるプラスの成果を生み出すことができる。ユニセフがラテンアメリカとカリブ海諸国、南アジア、およびサハラ以南のアフリカの一部の国で行った調査（カメルーン、コートジボワール、エリトリア、ギニアビサウ、ガイアナ、インド、スリナムを含む）によると、教育を受けたことがない女性を母親に持つ子どもが小学校に通っていない割合は、小学校に通っていた女性の子どもの比、平均で少なくとも2倍に達している³⁷。母親の教育の重要性は、サハラ以南のアフリカ18カ国で行われた、7～14歳の子どもに関する別の調査でも裏付けられている。この調査から、学校教育を受けられなかった女性を母親に持つ子どもは51%しか学校に行っていないのに対して、教育を受けた女性を母親に持つ子どもは73%が学校に通っていることが明らかになっている³⁸。さらに、正規の教育を受けたことがあるおとなを主たる養育者とする子どもは、落第したり途中で学校をやめたりすることも少ないのである³⁹。

図2.5 近年改善は見られるものの、女性の識字率は全体として男性よりも低い



注: 成人の識字率とは、読み書きができる15歳以上の人の割合を指す。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近のデータ。

出典: ユネスコ統計研究所 (UNESCO Institute of Statistics)。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。



© UNICEF/HO05:1159/Roger LeMoigne

女性が世帯主である家庭： 女性のエンパワーメントが子どもにも もたらす恩恵を証明する

女性による意思決定が子どもの発達にどのような影響を及ぼすかは、女性が世帯主である家庭を見れば一見して明らかである。1998年の推定によると、世界全体でおよそ20%の家庭の世帯主が女性であった⁴⁰。この推定をもとにすれば、女性が世帯主である家庭は、ラテンアメリカでは全世帯の24%、サハラ以南のアフリカでは22%、アジアでは16%、中東と北アフリカでは13%となる。

女性が世帯主である家庭は貧困層の中でもっとも貧しい人々と考えられがちである。こうした考え方は、多くの国や社会では男性のほうが社会的地位が高く、所得を得る力も大きいという現実にもとづいている⁴¹。しかし、現実の証拠はそのような結論を導き出すには到底いたっていない。ラテンアメリカに関する研究によれば、女性が世帯主である家庭では、男性が世帯主である家庭よりも高い収入を得たり、より多くの働き手がいることさえありえる。これは、女性のほうが世帯内の労働力をより効果的に活用しているからである⁴²。

女性が世帯主である家庭は、どれかひとつの社会カテゴリーや所得階層にすっきりと納まるものではない。女性が世帯主となる動機や原因によって、その世帯の経済状態が決定づけられる可能性がある⁴³。もともと結婚するつもりがなかった女性もいれば、パートナーと別れる道を選んだ女性もいよう。自分ではどうにもならない個人的あるいは経済的理由によって、女性が世帯主となる場合もある。夫を亡くした女性や夫に棄てられた女性の多くはそうであるし、夫がいても移住労働者として家を留守にしているため、女性が実質的に世帯主となっている場合もこれに該当する。パートナーと一緒に暮らさないことを意識的に選択したわけではない女性世帯主の場合でも、その人とその世帯に暮らす子どもたちに「貧困層の中でもっとも貧しい人々」というレッテルを貼ることは慎重になるべきである。例えば2005年に行われたバングラデシュ農村部の調査によると、男性を世帯主とする世帯に対して女性を世帯主とする世帯が占める比率がもっとも高かったのは、もっとも貧しい5分位（5.2%）ともっとも豊かな5分位（7.4%）であり、中間の3つの5分位では、その割合は3.3~4.5%と比較的低くどまっていたのである⁴⁴。

拡大家族やコミュニティ支援システムの存在

により、女性を世帯主とする家庭が、しばしば漠然と考えられているほど不利な状況に陥らない場合もある。例えば、メキシコ都市部の貧しい地域では、女性が世帯主である家庭の半数以上が大家族であるのに対し、男性が世帯主である家庭では大家族の割合は4分の1強にとどまっている⁴⁵。

女性が世帯主である家庭に暮らす子どもが子ども人口の少なくとも15%に達する途上国17カ国のデータをもとに行った研究によると、シングルマザーは、数々の課題に直面しながらも、子育ての面では両親とも揃った家庭と同じような結果を何とか維持していることがわかっている⁴⁶。また、女性が世帯主の家庭に暮らす子どものほうが、そうでない子どもに比べて仕事や児童労働にずっと多く携わっているということもない。男女のいずれが世帯主の家庭であっても、約5%の子どもが家事を手伝うと答え、14%の子どもが家の農場や仕事を手伝うと答え、およそ8%が家以外の場所で働いていると答えているのである⁴⁷。

女性が世帯主である家庭の子どもは、母親が世帯所得の配分を完全に自由に決められるため、恩恵を受ける場合もある⁴⁸。バングラデシュ農村部の調査によると、女性が世帯主である家庭の子ど

も（5歳未満児）の栄養不良率は、全所得層において、男性が世帯主である家庭に比べてかなり低いのである。女性が世帯主である家庭では、たとえ女性が雇用機会、土地所有、社会サービスの面で制約を受けていても、全所得層において、食糧と保健ケア・サービスに相対的に多くのお金が使われていた。これは、家庭内において、栄養状態の改善に役立つような優先事項の違いが存在することを示唆している。女性が世帯主である家庭の子どもの食生活は、男性が世帯主である家庭の子どもに比べて変化に富んでいる。とくに、微量栄養素やたんぱく質が豊富な食べ物をとり、幼い子どもの成長と知的発達に必要な栄養を摂取することができるのである⁴⁹。さらに、少なくとも1年間の中等教育を受けている母親は、すべての所得層において、男性が世帯主である家庭よりも女性が世帯主である家庭のほうに多い。これもまた、女性が世帯主である家庭の子どもがより良い栄養状態にあることに貢献している可能性がある⁵⁰。

子どもの人生においては男性も重要な役割を担わなければならない

子どもの利益が最善の形で保障されるのは、家庭内で相互の尊重と責任の共有を基盤とする男女の力学が働いており、子どものケア、養育、扶



© UNICEF/H004-0489/Louise Gubb

養に母親と父親の双方が参加している場合である⁵¹。

平等な意思決定を推進する上で、男性はきわめて重要な役割を果たす。女性と子どものケア、および扶養に資源をどの程度配分するかを決めるこ

とを通じて、男性は家族やコミュニティにおけるジェンダー差別と闘うことができるのである。子どもの生活に父親が存在しない場合、子どもの情緒的・身体的・知的発達に影響が出る可能性がある⁵²。調査によれば、米国では3人にひとりの子ども——人数にしておよそ2,400万人——が生

おばあちゃんとHIV/エイズ

めったに語られることのないサハラ以南のアフリカの話のひとつに、エイズにより親を失った子どもの面倒をみる祖母の話がある。最新のデータがある7カ国（ブルキナファソ、カメルーン、ガーナ、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、タンザニア）の調査を見ると、子どもが親を失うことにより拡大家族一般、とくに祖父母——中でも祖母である場合が多い——に途方もなく大きな負担がかかっている構図が見えてくる。2005年末までに、サハラ以南のアフリカ全体で1,200万人の子どもがエイズにより親を失った。

父親を失った子どもはそのまま母親と暮らすのが通例である。調査対象とされた7カ国のいずれにおいても、50%を超える子どもたちがそうであった。しかし、母親が亡くなった後に父親と暮らし続けた子どもは半数に満たない。すなわち、親を失った子ども——失ったのが母親であろうが、父親であろうが、両親ともであろうが——の面倒をみるのは女性である確率が高いのである。

親を失った子どもの面倒をみる重荷は、女性を世帯主とする家庭に重くのしかかっている。このような世帯は、扶養される立場にある年少者や高齢者がもっとも多い世帯層のひとつであり、こうした家庭の多くは高齢の女性（多くの場合は祖母）が世帯主であることが多く、自分自身の子どもが病気になるまで死亡すると、親を失った子どもや弱い立場に置かれた子どもの面倒を引き受けるのである。親を失った子どものうち祖父母（とくに祖母）が面倒をみている子どもの割合は、タンザニアでは総数のおよそ40%、ウガンダでは45%に達し、ケニアでは50%を超え、ナミビアとジンバブエではおよそ

60%にのぼる。

多くの貧しい国々では、高齢の女性は社会の中でもっとも弱い立場に置かれ、周縁化された人々に分類される。雇用機会が均等でないため、また遺産相続や財産権にかかる法律面でも差別があるため、多くの女性は相当の歳になっても仕事を続けざるをえない。夫の死後、インフォーマル部門の、それも身体への負担が大きく賃金の低い仕事でやっと生計を立てる高齢女性が多い。例えば、国連食糧農業機関（FAO）がウガンダで行った調査では、夫の死後に所得が減ったために、日に2～4時間も余計に働いてその穴埋めをしている女性の実態が浮かび上がった。

HIV/エイズは、ただでさえかろうじて生計の帳尻を合わせている高齢者をさらに苦しめている。調査によれば、高齢者がいる世帯の貧困率は、そうでない世帯に比べて最高で29%高い。HIV/エイズの影響を受けている家族の面倒をみている高齢女性は、医薬品や保健ケア、葬式の費用を工面するために、長時間働いたり、個人の所有物や家財を売り払うことをしばしば余儀なくされる。コートジボワールで行われた世帯調査によると、HIV/エイズと共に生きる家族がひとりいる世帯では、HIV/エイズと共に生きる人がひとりもない対照群の世帯と比べて、保健・医療関係の支出がおよそ2倍であるにも関わらず、所得は半分にすぎない。葬儀費用で所得のかなりの部分が費やされてしまうこともある。南アフリカの4つの州では、前年にエイズ関連の病気で亡くなった家族がいる家庭の場合、1年間の所得の平均3分の1が葬儀費用に充てられたという調査結果もある。

親を失った子どもの面倒をみるために発生する財政的負担により、その家庭の食糧安全保障が脅かされる可能性もある。タンザニアのダルエスサラームでの調査では、親を失った子どもは、そうではない子どもと比べて、空腹のまま就寝することが多いという。マラウイでも、親を失った子どもが2人以上いる世帯では、そうでない世帯に比べて、中度から重度の飢餓状態がより多く見られる。後者の調査からは、親を失った子どもがひとりの場合は拡大家族でどうか面倒をみるができるが、それ以上になると食糧安全保障が損なわれ、その波及効果としてその世帯にいる子ども全員の栄養状態が悪くなることが窺える。

大方の予想に反して、祖母やシングルマザーは子どもを学校に通わせようと必死に努力するものである。サハラ以南のアフリカ10カ国の研究によれば、学校の就学率と、子どもと世帯主との生物学的なつながりの存在との間には強い正の関係がある。しかし、ひとつの世帯で、親を失った子どもを2人以上引き受けなければなくなると、財政的負担が大きくなりすぎる場合がある。親を失うこと自体が学校に就学できなくなるリスクを高めることを示す確固たる証拠はないが、ウガンダでの調査をみると、父親と母親の両方を失った場合、その子どもは教育を受ける機会を逸する可能性がもっとも高まることになる。

親を失った子どもとその養育者にとっての危機の深まり

エイズにより親の一方または両方を失う子どもの数は2010年までに1,570万人に達すると、ユニセフは予測している。

物学的な父親とともに暮らしていないと推定されている⁵³。子どもは、自分の家族がコミュニティの中で「普通」と思われている家族の肖像に当てはまらないと感じた場合、感情的にも心理的にも傷つく場合のあることが、証拠によりわかっている⁵⁴。

家族生活の問題を男性の視点から検討した最近の研究によると、ほとんどの男性は良き父親になろうとし、子どもの面倒をみたいと考えている⁵⁵。しかし父親は、親としての権利と責任に関して矛盾するメッセージを受け取る場合が多い⁵⁶。親が子どもにどの程度関わるかという点については、

この段階に至ると、サハラ以南のアフリカの国々では、何らかの要因で親を失う子どもが子どもの全人口のおよそ12%にのぼり、そのうち4人にひとりはいずにより親を亡くしていることになる。データをより細かく見ると、さらに悲しい現実が浮かび上がる。2005年には、12~17歳の子どもの約5人にひとり、そして6~11歳の子どもの6人にひとりが親を失っていたのである。同時に、夫を亡くす女性も増えつつある。ヘルプエイジ・インターナショナルによると、今後もっとも高い人口増加率を示すのは80歳以上の年齢層であり、そのほとんどが女性であると推測されているのである。

高齢の世帯主に対して現金そのほかの形態の援助を提供するプログラムがあれば、親を失った子どもの面倒をみる負担を軽減するのに役立つ。ザンビアでは、親を失った子どもの面倒をみる高齢者に現金を支給するパイロット・プログラムのおかげで、子どもの通学率が向上した。また、南アフリカでは、年金を受給している高齢女性と一緒に暮らしている女子は、年金を受給していない高齢女性と暮らしている女子に比べ、背が3~4センチ高いことが明らかになっている。もっとも、こうした成功例があるとはいえ、これらのプログラムはせいぜい短期的な解決策となるだけである。

サハラ以南のアフリカ、そのほかの地域で親を失った子どもや高齢女性が直面している危機に対処するためには、女性と子どもを貧困の中に押しとどめている社会の差別的な態度や慣習をなくすことを目的とした、長期的な戦略が必要となる。サハラ以南のアフリカ、そのほかの地域の多くの国々では、「HIV/エイズが

存在する世界で暮らす、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもの保護、ケアおよびサポートのための枠組み」で謳われている5つの中核的原則に則ってこれらの問題に対応するための、国家的計画の策定が進んでいる。この枠組みは2004年に国際機関やNGOが支持を表明したもので、その鍵となる原則は以下の5つである。

- 親の命を永らえさせ、かつ経済的、心理社会的そのほかの支援を提供することにより、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもを保護し、ケアする家族の能力を強化する。
- コミュニティを基盤とした対策に向けて資源を動員し、これを支援する。
- 親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもが、保健ケアと出生登録を含む必須サービスを受けられるようにする。
- 政府が政策や立法を改善し、家族やコミュニティに資源を振り向けることによって、もっとも弱い立場に置かれた子どもたちが保護されるようにする。
- アドボカシーと社会的動員を通じてあらゆるレベルで意識啓発を図ることにより、HIV/エイズの影響を受けている子どもや家族にとって支えとなる環境を整備する。

サハラ以南のアフリカ全域にわたって、これら5つの原則を実際の行動に移すための取り組みが進められている。例えば、ケニアとウガンダでは学費が無償化され、マラウイ、ルワンダ、スワジラ

ンド、タンザニアでは、家庭を支援するためのコミュニティ・レベルの対応策が実行に移された。大規模人口調査を通じたデータ収集の改善も図られている。ユニセフは、「子どもとエイズ」世界キャンペーン (Unite for Children. Unite Against AIDS—「子どもたちのために、エイズと闘おう」) を展開し、支援とアドボカシー活動を行っている。しかし、こうした努力にも関わらず、これらの取り組みの対象とされる人々はすべての分野で依然として限られたままである。女性が世帯主である家庭に不相応に多くの負担がかかっていることが調査で明らかになっている以上、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子ども、そしてその家族を支援するためのより広範な行動の一環として、これらの女性に援助を提供することが緊急に必要とされる。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/2005/Warinski

既存の社会的・文化的規範が大きな影響を及ぼす場合がある。幼い子どもの生活に密接に関わるのは父親の役目ではないというメッセージを内面化してしまう男性もいるのである⁵⁷。

家庭における男女の役割についての社会通念は、徐々にではあるものの変わりつつある。理由のひとつは、多くの地域で離婚率が高まっていることである。2002年のデータによると、西ヨーロッパの離婚率は約30%であり、スカンジナビア諸国、英国、米国では50%近くにもなっている⁵⁸。ラテンアメリカとカリブ海諸国では、40～49歳の女性のうち一度でも結婚したことがある女性の離婚率は25～50%近くと幅があるが、中央値は1980年代半ばから1990年代後半にかけて倍近くになった⁵⁹。

世界の多くの国々では、生活費が上がり、共働き家庭が増えていることによっても、家族の力学が変化しつつある。英国のデータによれば、共働きの家庭の36%では、女性が働きに出ている間、子どもの面倒を誰よりもみているのは夫である⁶⁰。中東と北アフリカ全域でも、家庭における力学が大きく変わってきていることが研究から明

らかになっている。例えば1980年代のサウジアラビアでは、大学教育を受けた男性は同じく大学教育を受けた女性と結婚することをためらっていたが、最近の調査ではこのような態度に変化が見られる。都市で暮らすにはお金がかかるために、生活費を分担してくれる女性を重視すると答えるようになっているのである。さらに、家計支出を分担することができる女性は、世帯内の意思決定における発言権も高まっている⁶¹。このような傾向はサウジアラビア特有のものではない。モロッコのエル・マシュレク地域でも、女性は財政的な必要性からではなく、働きたいという個人的な理由から働きに出ているし⁶²、子どもを産んだ後も仕事をやめることに消極的な傾向にある⁶³。

女性のコミュニティ参加

ジェンダーに関する社会の態度は変えることができるし、事実、変わっている。変化を引き起こすもっとも重要な触媒となるのが女性自身である。女性は、公式なものか非公式なものかを問わず、社会的なグループやネットワークを通じてお互いに交流し合い、経済的・人的資源を出し合い、その資源の使い道や投資方法を皆で決めている。女性が団結して差別的な態度に異議を申し立て、挑戦すれば、コミュニティに大きな影響を与えることができる⁶⁴。公に差別を非難し、ほかの女性に対して社会的・経済的・政治的な権利を要求するように促すことで、女性グループは、今後何世代にもわたって女子と女性の権利を推進することにつながるような、広範な社会的変革プロセスの口火を切ることができるのである。

社会的なネットワークにより、コミュニティ・レベルでの女性の影響力が高まる

社会的なグループやネットワークは、コミュニティ・レベルで行われる意思決定への女性の参加を促し、支えることができる。人口保健調査(DHS)によると、一部の途上国では、女性の全般的な意思決定権限が及ぼしうる影響の多くはコミュニティ・レベルに集中していることがわかっている⁶⁵。物理的障壁やジェンダー差別のために女性によるコミュニティ資源へのアクセスが厳しく制限されている場合、女性はお互いに、また子どもたちのために、食糧や水、医薬品、子どもの世話、農作業のための労働力を融通し合っている。それは多くの場合、正式な意思決定プロセスを支配している男性の目をかすめて行われているのである⁶⁶。

コミュニティを基盤とする社会的ネットワークはまた、女性の士気を支える重要な源にもなりうる。例えば、家庭内の意志決定で意見を言うことが許されていない女性であっても、女性のエンパワメントを促す強力な社会的ネットワークとの

つながりを持っている場合は、仲間である女性に支えられて、子どもの保健ケアといった問題について自分なりの判断をくだす気になることもありうるのである⁶⁷。しかし、女性同士のネットワークがもたらす影響は、ネットワークの参加者にとって役立つという点だけにとどまらない。これらのネットワークや組織は、現状に挑戦することを通じて、自らが社会的変革をもたらす強力な原動力であることを証明しつつある⁶⁸。

南アジアにはこのような取り組みの実例がたくさんある。そのひとつがBRAC（バングラデシュ農村振興委員会）である。BRACはバングラデシュの非政府組織であり、女性に少額融資を行ったり、雇用の機会を提供したりしている。BRACは家庭やコミュニティ内での女性の交渉力を高めてきた。例えば、女性は団結して行動することにより、家の外で働く女性を批判したり侮蔑することがないよう、コミュニティの長老を説得することに成功している⁶⁹。女性の労働がこのような形で社会的に認められることにより、働く機会を追求したいと願う女性のエンパワーメントに結びつくとともに、女子に教育を受けさせることに対する経済的なインセンティブが強まることにもなる。

サハラ以南のアフリカ全域でも、女性グループが、コミュニティの意思決定を男性が支配する現状に同じように挑んでいる。モザンビークでは、女性が独自に土地を所有し、売る権利を否定している1997年土地法に対して女性組織が異議を唱え、差別と闘っている⁷⁰。もうひとつの例であるアンゴラでは、「アンゴラ女性弁護士協会」が女性の権利を保護するための法改正を求めて全国キャンペーンを主導した⁷¹。

正規の政治的チャンネルを使って政策決定者に有効なロビー活動を行った女性グループもあれば、女性議員に対する選挙区レベルの支持を動員することに成功した女性グループもある。これらの努力は、正規の政治的プロセスに見られるジェンダー差別の傾向を逆転させるうえで功を奏しつつある（第4章参照）。



© UNICEF/H006-0088/Shehzad Noorani

中部・東部ヨーロッパとガンビアのマザー・センター

中部・東部ヨーロッパでは、母親がコミュニティにおける女性のエンパワーメントを主導している。

マザー・センターは、社会的ネットワークを構築したり、コミュニティ活動を組織する手段を女性に提供している。母親あるいは養育者としての役割を女性が果たすことができるよう、支援しているのである。1980年代にドイツで始まったマザー・センター運動は、その後、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ、グルジア、ロシア連邦などに広がった。

マザー・センターは、コミュニティで母親のための支援が不足していることが認識されるようになり、それに対する対応として誕生した。中部・東部ヨーロッパの多くの国々では、社会主義体制のもとで伝統的なコミュニティ・ネットワークが解体されていた。1990年代初期に民主主義への移行が始まってから、高い失業率、貧困、政治不安、公的保育・支援サービスの減少などにより、多くの母親や子どもたちが社会からの孤立感をますます味わうようになっていたのである。マザー・センターは、女性と家族に実際的な資源や社会的支援を利用する機会を提供している。センターは、中古品ショップや食事、おもちゃ博物館、裁縫・語学教室、職業再研修プログラムなどのサービスを提供することで、家族の財政的なニーズへの対応を援助しているのである。

身近な場所に設けられたマザー・センターは、それぞれ50～500世帯の家族に手を差し伸べており、地域の何千人もの女性の人生を変えてきた。関係者に対して行った面接調査からは、マザー・センターが女性や家族に及ぼしている前向きな影響が明らかになっている。58%の女性が参加の仕方や声の上げ方を学んだと答え、55%はセンターに参加してから自信が増したと感じていた。一部のイベントに参加した男性を対象にした調査では、

67%の男性が家族に対する責任について積極的な意見を持っていることが明らかになった。

女性が人生の質を高めることができるようエンパワーすることで、マザー・センターは、地域の再活性化に貢献し、女性や家族に新たな希望の光を提供している。全事例の46%で、自治体の議会にマザー・センターの代表が参加している。この運動が成功したことを受けて、このモデルをまねようという気になる女性が現れ、現在では同様のセンターが世界に750カ所できている。この劇的な増加ぶりは、女性の積極的参加がいかに大きな影響力を持つかということを示すものである。女性が自分自身を、そして周囲の女性をエンパワーする上でどれほどの主導力を発揮できるか、それが実証されているといえる。

ガンビア

ガンビアでも同様の取り組みが行われており、女性が一致団結してコミュニティ・レベルで女子教育を推進している。

ガンビアでは、女子教育に対する財政的・精神的支援を得るための独自の基盤を、マザーズ・クラブが女性に提供している。女性は、アドボカシーと募金キャンペーンを通じて女子の教育の機会を拡大し、コミュニティで意見を聴かれる権利を主張しようとしているのである。

マザーズ・クラブは、ガンビアの中でももっとも貧しいいくつかの地域で活動している。そうした地域では、自給自足農業で何とか生活を成り立たせている家庭がほとんどであり、子ども全員に教育を受けさせる余裕のある家庭はほとんどない。ガンビアでは初等教育は無償とされているが、制服や筆記用具、学校給食

などの隠れた費用がかかり、教育費が負担できないほど高くなることもある。さまざまな経済的・社会的・文化的要因により、ほとんどの親は男子の教育を優先しているため、一部の貧しいコミュニティでは、小学校に就学している子どもの中で女子が占める割合がわずか19%にとどまっているところもある。

女性は、学校におけるジェンダーの平等をもっとも声高に唱道する集団のひとつである。女性が組織するアドボカシー・キャンペーンは、女子の教育へのアクセスを促進するとともに、女子を学校にとどめることや学校の成績に注意を向けようとしている。ユニセフとアフリカ女性教育者フォーラムは、コミュニティにおける権利擁護者としての女性の役割を支援している。ユニセフは、マザーズ・クラブに対し、菜園、ろうけつ染め、絞り染め、石鹸作り、ポマード作り、養鶏、作物栽培などの所得創出活動のための資金を提供してきた。また、粉引き機を提供することによって、家族が追加の食糧や所得を得られるようにするとともに、毎日の粉引き作業の負担から女性や女子が解放されるようにしている。これらの事業活動から得られた所得は、コミュニティの女子の学費、制服代、靴代に使われる。またマザーズ・クラブは、不利な立場に置かれたそのほかの女性に対する無利子融資のためにも利益を投資しており、こうした女性が独自の所得創出活動を始められるようにしている。

プログラムの開始以来、女性の手でガンビアの3地域に65のマザーズ・クラブが設けられてきた。この運動により、女子教育に目に見える影響が現れてきている。女子の就学率は平均で34%増加し、早婚により学校をやめる女子の数も急激に減ったのである。

意思決定への女性の参加を保障する

家庭やコミュニティにおける意思決定で女性がいっそうの発言権を持てるようにすることは、女性の権利のみならず子どもの権利を実現する上でもきわめて重要である。国際機関や各国政府、市民社会組織、そして女性自身は、より平等な力学を促進するという点において大きな前進を遂げてきたが、まだまだ多くの課題が残っている。緊急に注意を向けるべき主要な分野は以下の通りである。

マザーズ・クラブは、女子ばかりでなく、女性にも新たな機会をもたらしている。女性が自分で所得を得られるように技術を教えたり、資源を提供することで、マザーズ・クラブはコミュニティにおける女性のエンパワーメントを支援している。さらに、女子教育の必要性を説得力ある形で主張することで、女性はジェンダー差別に異議を申し立てるとともに、コミュニティの意思決定プロセスに女性が関わることの重要性を浮き彫りにしているのである。このような成果は、現在の、そして未来の世代の女性や女子にも利益をもたらすはずである。

88ページの出典・参考文献等参照。

- **女性の雇用と所得創出の機会を増やす**：世帯の資産や所得の所有権ないし管理権は、家庭における交渉力を左右する重要な要素である。女性が所得を得る機会を持てるようにし、また土地、家そのほかの資産を取得できるようにすれば、女性の交渉力と、家庭内の意思決定における女性の影響力を高める上で役立ちうる。第3章では、女性の雇用と所得創出の機会を増加させる取り組みについて、さらに詳しく取り上げる。
- **男性の参加を得る**：人を説得してその態度や行動を変えるのは、時間がかかる、複雑なプロセスである。例えば、家事に協力するよう周囲の男性を説得するといった、簡単で直接的かつ効果のある方法で、男性は女性とともに家庭やコミュニティにおけるジェンダー差別と闘っていることになる。アドボカシー・プログラムにおいて男性が担える具体的役割を設けることで、政府や開発機関は、議会や学校、職場における子どもにやさしいイニシアティブへの男性参加を促すこともできる（第5章参照）。
- **女性組織を支援する**：女性のエンパワーメントを実現するもっとも重要で効果的な方法のひとつは、女性同士の活発な協力である。栄養、食糧分配、教育、シェルターといった問題を扱う非公式な女性団体は、女性やその家族、コミュニティの生活水準の向上を後押しすることができる。女性組織はまた、政治分野において変革をもたらす触媒としての役割を担うことも可能である（第4章参照）。



要約

労働に従事する女性がここ数十年の間に大幅に増える一方、女性の労働条件の改善、女性の無償労働（アンペイド・ワーク）に対する認識、財産権や遺産相続権についての慣習や法律面での差別の撤廃、育児への支援提供といった面では前進の度合いがはるかに小さい。所得を得る機会、所得を管理する機会を男女共に平等に保障することができれば、女性の権利を実現する上で大切な一歩となる。それ以上に、女性が社会的・経済的権利を十分に享受できれば、子どもの権利もまた実現しやすくなるのである。

- 多くの女性にとって、家庭内で家族のために行う無償労働が労働時間のほとんどを占めており、報酬を伴う雇用労働が占める時間はこれよりはるかに少ない。労働市場に参加して有給雇用労働に従事していても、女性は家事のほとんどを担わされている。
- 女性が家庭外で働く場合、平均的に見て、収入は男性よりもはるかに少ない。さらに女性は、所得が少なく、経済的にもほ

とんど安定しておらず、社会給付もほとんどあるいは全くない、より不安定な雇用形態で働くことが多い。

- 女性は、男性より所得が少ないばかりか、資産も男性に比べて少ない傾向がある。男性より給与が少なく、家に入る所得を自由に扱えないために、資産を形成しにくいからである。財産権や遺産相続権にかかる法律の面で、またそのほかの資産形成手段の面でもジェンダーによる偏りがあるために、女性や子どもは貧困に陥る危険性が高い。
- 女性が有給雇用労働に携わっているからといって、それが自動的に子どもにとって良い結果をもたらすとは限らない。女性が家庭の外で働くのにどれだけの時間を費やしているか、どのような条件で雇われているか、女性が働いて得た所得の使い道を決めるのは誰かといった諸要因によって、女性の雇用が自分自身の、そして子どもの福祉にもたらす影響は変わってくるのである。

• 多くの国で、国によるサービスの提供や補助金がないために、質の高い保育は低所得世帯にとって費用が高すぎ、手が届かないままである。親は、自分が働いている間子どもの面倒をみてもらうために、しばしば拡大家族や年長の子もたち——とくに女子——を頼ることになる。その場合、年長の子もたちは学校に行くことを諦めなければならないことが多い。

• 働く女性に対する姿勢を変えるには、多面的なアプローチが必要となる。政府は立法面、財政面、行政面で、女性の起業と労働市場への参加を可能にするような強力な環境を整えるための措置をとるべきである。社会政策の面では、職場における差別に対処し、女性と男性が共に仕事と家庭での責任を両立できるよう、対策を推進すべきである。子どもにとっては、女子と男子がおとなになってから平等に所得を得られるようにするために、教育を平等に受けられるようにすることが戦略としてもっとも重要となる。

雇用における平等

女性の経済的なエンパワーメントを語ることは、大きな可能性について語ることである。しかし、その可能性は多くの場合実現することがない。女性が働かないということではない。逆に、女性は男性より長時間働くことのほうが多い。だというのに、ほとんどの場合女性は仕事をしてもらえない所得が男性より少なく、所有する資産も少ない。労働に従事する女性がここ数十年の間に世界的に増加した一方で、女性の労働条件の改善、女性の無償労働（アンペイド・ワーク）に対する認識、財産権や遺産相続権についての慣習や法律面での差別の撤廃、育児への支援提供といった面では、前進の度合いははるかに小さいのである。

所得を得て、これを管理する機会を女性と男性に平等に保障することは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）で保障された女性の権利を実現する上で、また女性の発達、自尊心、そして家庭と社会における影響力を向上させる上で、大切な一歩となる。それ以上に、女性が社会的・経済的権利を十分に享受すれば、子どもの権利もまた実現されやすくなるのである。

政策決定者は、子どもたちが体験している貧困に対応する上で、女性が重要な経済的役割を担っているという事実を認識し始めている。より多くの国々が、子どもの権利を実現するための資金やサービス——例えば、子どもを学校に通わせることを条件に現金を給付するなど——を、直接母親に提供し始めているのである。世界ではすでに、家庭外で働く女性が一家の暮らし向きを支え、高めている場合が多い。例えば、自給作物を育てたり、大農場で作物の生産や市場売買を監督したり、工場や事務所で働く女性である。カリブ海諸国とサハラ以南のアフリカでは、例えば、世帯が消費する食糧の約80%を女性が作り出している¹。

女性は男性より多く働くのに、男性よりも所得が少ない

女性は、先進工業国であろうが開発途上国であ

ろうが、また、農村部であろうが都会であろうが、住む国や場所に関係なく、一般的に男性よりも長い時間働いている。男女がどのように時間を使っているか、という点に関するデータはあまりないが、近年行われた調査結果では、途上国についてはこの主張が正しいことが確認されている。オックスファム（Oxfam）によれば、女性は1週間に約60～90時間働いていると推定され²、時間の使い方に関する調査を見ると、アジア、ラテンアメリカ、サハラ以南のアフリカの各地域で調査対象とされた途上国ではいずれも、女性の労働時間が男性を上回っており、往々にして男性よりもはるかに長いことがわかっている³（38ページの図3.1参照）。

多くの女性は、家庭の中で家族のために行う、無償の家事労働に労働時間の大部分を費やされ、それに比べて、報酬を伴う雇用労働に割くことができる時間はほんのわずかにとどまっている。ラテンアメリカ15カ国の都市部のデータによれば、女性の4人にひとり、無償の家事労働に主に時間をとられていることがわかっている。同じことを男性について見た場合、その割合は200人にひとりになる⁴。

労働市場に参加して有給雇用労働に従事したとしても、女性は家事労働の大半を請け負うことになる。この知見もまた、開発途上国で行われた調査によって裏付けられている。例えば、メキシコでは、有給雇用労働に従事している女性は、家事労働にも週に33時間の時間をとられている。それに比べ、男性が家事労働に従事する時間は週にわずか6時間である⁵。インドの6つの州で行われた時間の使い方に関する調査では、女性は一般的に家事労働と育児、病人や高齢者の世話などに週35時間使っていることがわかっている。一方、男性のほうは週に4時間である⁶。

家事労働の負担の割合は、先進工業国でも同じ傾向を示している。仕事全体の負担を見た場合、ジェンダー格差は途上国より目立たないものの、先進国でも女性は男性に比べ、無償労働に労働時



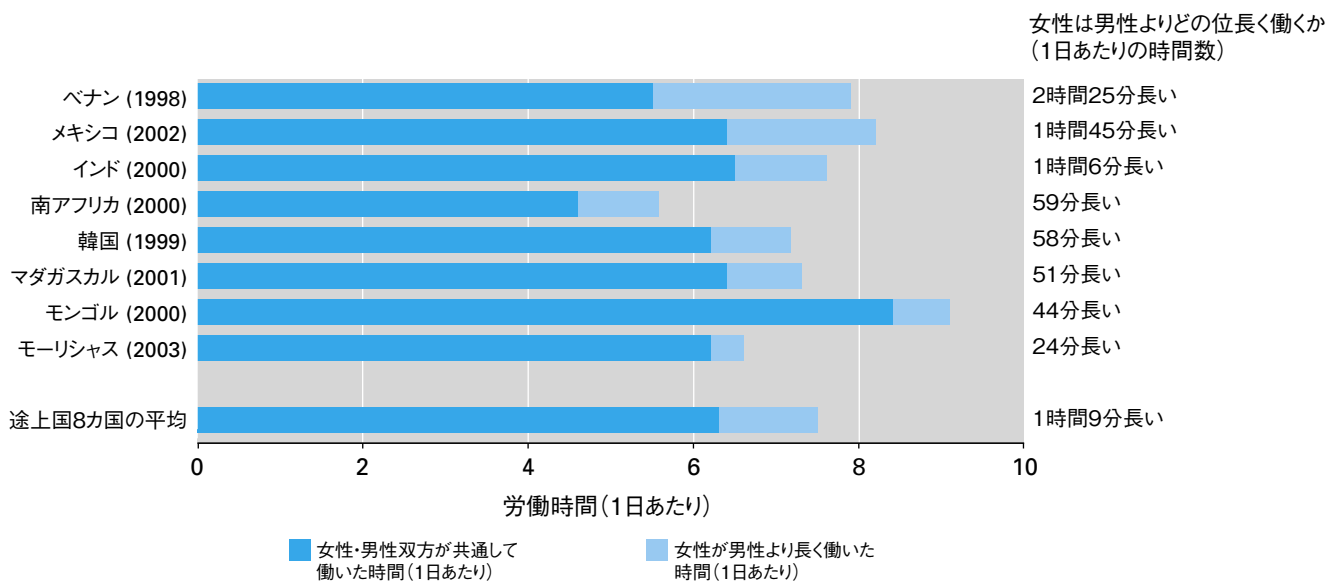
間の多くを費やしているのである⁷。

女性が有給雇用労働に費やす時間が多くの場合限られており、また家を切り盛りするという点でも女性が重要な役割を担っているにも関わらず、男性ばかりでなく、女性も一家の所得に貢献すべきだという見方が広く受け入れられている。世界価値観調査 (World Values Survey) によると、

夫も妻も一家の所得に貢献すべきかという設問に対して、調査に回答した人たちの大多数——東アジアと太平洋諸国、ラテンアメリカ、サハラ以南のアフリカ、経済的移行期にある国々では平均約90%の人々、そして中東、南アジアでは3分の2を超える人々——が「そう思う」と回答した⁸。

こうした態度が、労働力に加わる女性の過去20年

図3.1 途上国では女性のほうが男性より長時間働いている*



*データは国内全体の平均値を表したものであり、高いレベルの不完全就業状態をも反映していることに注意。場合によっては、女性の労働時間が1日あたり12時間を超えていることもある。

出典：United Nations Development Programme, *Human Development Report 2006, Beyond Scarcity: Power, poverty and the global water crisis*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2006, p.379 からのデータにもとづくユニセフの計算。

にわたる着実な増加に寄与してきたのではないかとと思われる。2005年までに、女性は経済活動人口の約40%を占めるようになった⁹。しかし、女性の経済活動への参加率は地域によって大きく異なり、東アジアと太平洋諸国（68.9%）、サハラ以南のアフリカ（62.3%）、CEE/CIS（57.5%）ではほかの地域よりもかなり高くなっている。経済活動に従事する女性の割合は、アラブ諸国では3人にひとり強にすぎず、ラテンアメリカと南アジアでは2人にひとり未満である¹⁰。

家庭外の経済活動に女性が参加する相対的比率の地域差をより明白に示している統計が、経済活動男女差指数（ここでは、男性の経済活動参加率を100とした場合の女性の経済活動参加率を指すものとする）である。後発開発途上国、CEE/CIS、東アジアと太平洋諸国、サハラ以南のアフリカ、および経済協力開発機構（OECD）加盟諸国では、経済活動男女差指数が70%を超えるが、ラテンアメリカと南アジアでは52%に、アラブ諸国では50%未満にまで落ちるのである¹¹。

賃金と所得の格差

女性が男性に比べて少ないのは、有給雇用労働に費やす時間だけでなく、家庭外で働く場合の平均所得も、男性と比べてはるかに少ないのである。名目賃金の男女別データは少ないが、入手可能なデータを見ると、女性の名目賃金はどの地域でも男性より約20%低くなっている。データはどの国

でもジェンダーによる賃金格差が存在することを示しているが、その格差は国によってまちまちで、逆転する場合さえある。例えばブラジルでは、25歳未満の女性の平均時間給は同年代の男性よりも高くなっているのである¹²。

女性の仕事の多くは賃金が安いと、また女性は低いステータスの仕事に携わり、収入も男性に比べて少ないことが多いと、女性のひとりあたり平均所得——非農業分野で女性が得ている賃金の割合を国内総生産（GDP）に当てはめて算出したもの——は男性よりもはるかに低い（41ページの図3.3参照）。賃金格差と労働力参加率をもとに推計すると、調査対象国における女性の推定所得は、中東と北アフリカで男性の推定所得の約30%、ラテンアメリカと南アジアで約40%、サハラ以南のアフリカで50%、CEE/CIS、東アジア、先進工業国で約60%である¹³。第2章でも示したように、女性が所得を得た場合、子どもにとっての恩恵は大きくなる。ということは、ジェンダーにより所得に格差が出ると、例えば保健ケア、適切な栄養、教育などの子どもの権利を満たすために利用可能な資源が少なくなったり、または制限される可能性が出てくるということである。

両親が共に家の外で働き、その上、十分な社会的支援制度が存在しない場合、教育、休息・余暇、ケア、保護に対する子どもの権利が脅かされる可能性も出てくる。このような負の外部性の一例は、娘が母親の役割を担わなければいけない場合であ



© UNICEF/H005-1269/Roger LeMoyné

る。つまり、母親が家庭外で有給の仕事に就くと、その子ども——とくに女子——が家庭内の責任を任され、家事をしたり、きょうだいの面倒をみることになる。そのときに往々にして犠牲になるのが、その子自身の教育なのである¹⁴。このことは、家庭外で働いているか否かに関わらず、両方の親が育児にあたって役割を果たすことの重要性を浮き彫りにする（41ページのパネル参照）。

資産の格差

女性は男性に比べて所得が低いばかりか、所有資産も少ない。賃金が少ない上に、家に入る所得を自由に扱えないために、資産形成能力が限られてしまうからである。しかし、これだけが理由ではない。財産権や遺産相続権を定めた法律、あるいは資産の取得に関わるそのほかの手段にもジェンダーによる偏りがあるために（国の土地配分事業にさえもジェンダーによる偏りがある）、女性や子どもは貧困に陥る可能性が高いのである¹⁵。

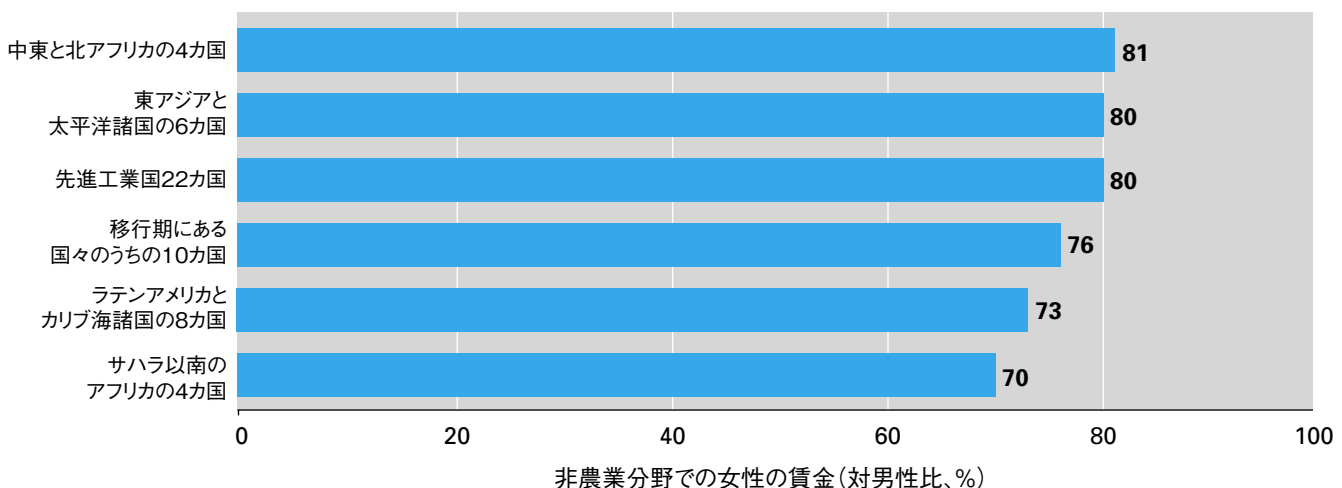
財産や資産の所有が認められないことにより、より直接的な影響が生じる場合もある。とくに結婚生活が崩壊した場合や夫が亡くなった場合である。夫の死亡と共に家族の家や土地の所有権を失ってしまった女性や、離婚して夫の家から追い出された女性は、いともたやすく社会の周辺部に追いやられ、自分や子どもの健康と福祉を求める努力がさらに困難を極めることになってしまう¹⁶。

ジェンダーによる資産格差に関する統計は、賃金格差に関する統計よりさらに乏しいものの、入手可能な証拠を見ると、差別のパターンは開発途上国全般を通じてほぼ同じであることが示唆されている。ラテンアメリカ5カ国に関する調査では、男性に比べて女性はほんのわずかな土地しか所有していないことが明らかになっている（42ページの図3.4参照）¹⁷。データが存在するほかの地域でも、女性は同じような不平等に直面している。例えばカメルーンでは、女性が農作業の75%超を行っているが、所有する土地は10%に満たない。同じような格差が、ケニア、ナイジェリア、タンザニア、そのほかのサハラ以南のアフリカ諸国にも存在していることがわかっている¹⁸。パキスタンの調査では、サンプル調査が行われた村で女性が所有する土地の割合は、ほとんどの村で土地の相続権が認められているにも関わらず、3%未満にとどまっていた¹⁹。

女性が資産を所有している場合、一家の意思決定における女性の影響力がより大きくなる。例えば、バングラデシュ農村部の家庭では、女性の結婚前の資産が男性を上回る場合、家庭内での意思決定における女性の影響力はより強くなり、その家の女子が病気になる可能性も低くなる²⁰。

所有権を持つことによる利点は、家庭内での交渉における力関係への影響だけにとどまらず、とくに農業面での生産性の向上と発展にとっても

図3.2 女性の名目賃金は男性よりはるかに低い*



*開発途上国のデータは以下の地域分類と国名により、ユニセフが計算した：中東と北アフリカ：バーレーン、エジプト、ヨルダン、パレスチナ自治区。東アジアと太平洋諸国：マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ。移行期にある国：ブルガリア、クロアチア、チェコ、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、トルコ、ウクライナ。ラテンアメリカとカリブ海諸国：ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー。サハラ以南のアフリカ：ボツワナ、エリトリア、ケニア、スワジランド

先進工業国：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、日本、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国

出典：International Labour Organization, LABORSTA database, <http://laborsta.ilo.org>, 2006年3月にアクセス。

子ども 女性が働くと女子は学校に行けなくなる？

労働力として社会に進出する女性は増えているものの、それが常に子どもの福祉の向上につながっているとは言えない。女性が仕事に出ている間に母親の代わりをする養育者がいないために、多くの子どもが——それもほとんどの場合は女子が——年下のきょうだいの面倒をみたり、家事をこなしたり、あるいはその両方の理由のために学校を休んだり、中途退学する事態に陥っている。子どもが遊び、教育を受け、両親に養育される権利はあまねく認められているものの、これらの権利を享受できなくなるおそれが生じることにより、子どもの福祉、そして将来の経済状況にも悪影響が及ぶ可能性が出てくる。このような傾向を裏付け

る証拠は多くの途上国に共通して見られる。

ネパールで最近行われた調査によると、仕事に出る母親が年下のきょうだいの面倒をみるのを手伝い、家事をするために学校を辞めざるを得なくなる危険性をもっとも高いのは、その家の長女である。タンザニアでの調査によると、保育施設がない場合、親は子どもを職場に連れて行ったり、子どもの面倒を上の子にみさせざるを得なくなっていることがわかっていて、ペルーでは、女性の雇用が増えたことにより、子どもたち——とくに女子——が家事に多くの時間を割くようになっている。同様に、東南アジア諸

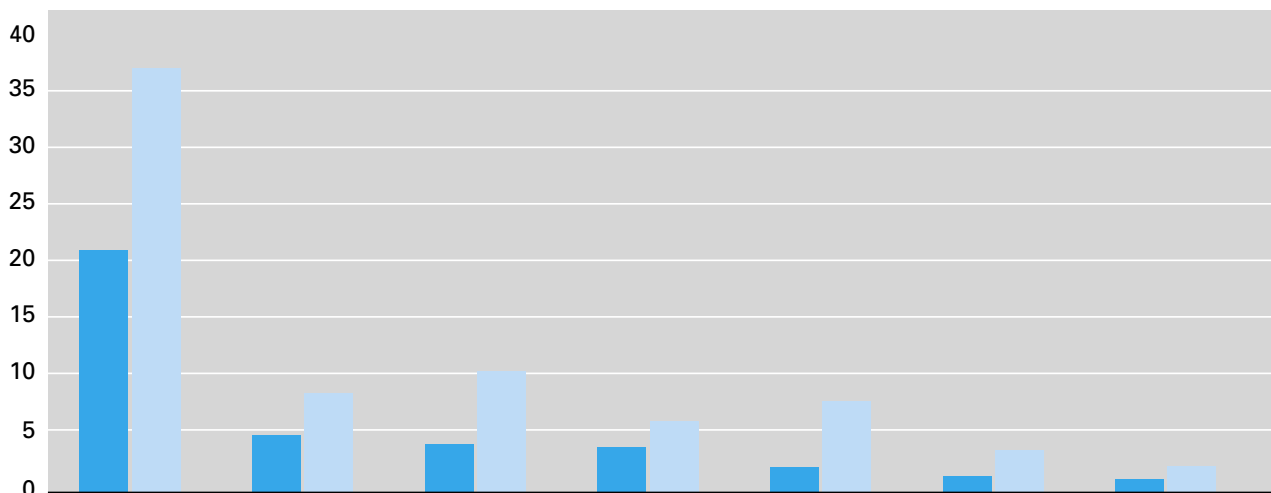
国では外で働く母親が増えたために、それによって高まった保育ニーズは年長の子や、おば、祖母によって満たされるようになり、農村部では今やこういった人々が幼い子どもの主要な養育者であることが多い。

88ページの出典・参考文献等参照。

積極的な意義を有している。女性が土地や農作業計画・運営面でより大きな管理権を行使できるようになれば、農業生産性の向上につながる可能性もある。国際食糧政策研究所によるある研究では、ブルキナファソでジェンダー面の不平等を縮小し、男性と女性が質の高い農業投入物と教育に平等にアクセスすることができれば、農業生産性

は20%も向上する可能性があると報告されている²¹。また、これより前に行われたケニアの女性農業従事者に関する研究は、すべての女性農業従事者が初等教育を受けることができれば、作物の収穫量が24%増加する可能性があることを示している²²。バングラデシュで行われた別の調査でも結論は同様である。例えば高収穫タイプの野菜の

図3.3 女性の推定所得*は男性よりはるかに低い



*推定所得は、1人あたりGDP（国内総生産）〈米ドル、2003年の購買力平価換算値〉を、男女の賃金格差を反映して修正したもの。

出典：United Nations Development Programme, *Human Development Report 2005: International cooperation at a cross roads: Aid, trade and security in an unequal world*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2005, Table 25, pages 299-302. [邦訳：国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書 2005 — 岐路に立つ国際協力：不平等な世界での援助、貿易、安全保障』、国際協力出版会、2006年]

種を提供したり、養殖池のリースを受けた低所得グループの女性に魚の混養技術を供与するなど、具体的資源を女性に提供すると、提供対象を特定しない技術供与（この場合は、往々にして男性やより裕福な世帯が恩恵を受けることになる）よりも、貧困削減により大きなインパクトを与えられたことがわかったのである²³。

そのほかの投資方法で女性のエンパワーメントを図っても、経済成長や貧困削減にとってプラスの影響を引き出すことができる。研究結果によれば、女性に技術研修を施し、新しい技術を利用できるようにすると、女性は活動範囲が広がり、資源の用途をより思い通りに決められるようになり、政治意識が高まり、ドメスティック・バイオレンスの発生件数も減ることがわかっている²⁴。

女性がどこで働くかが、子どもにとっては大きな問題となる

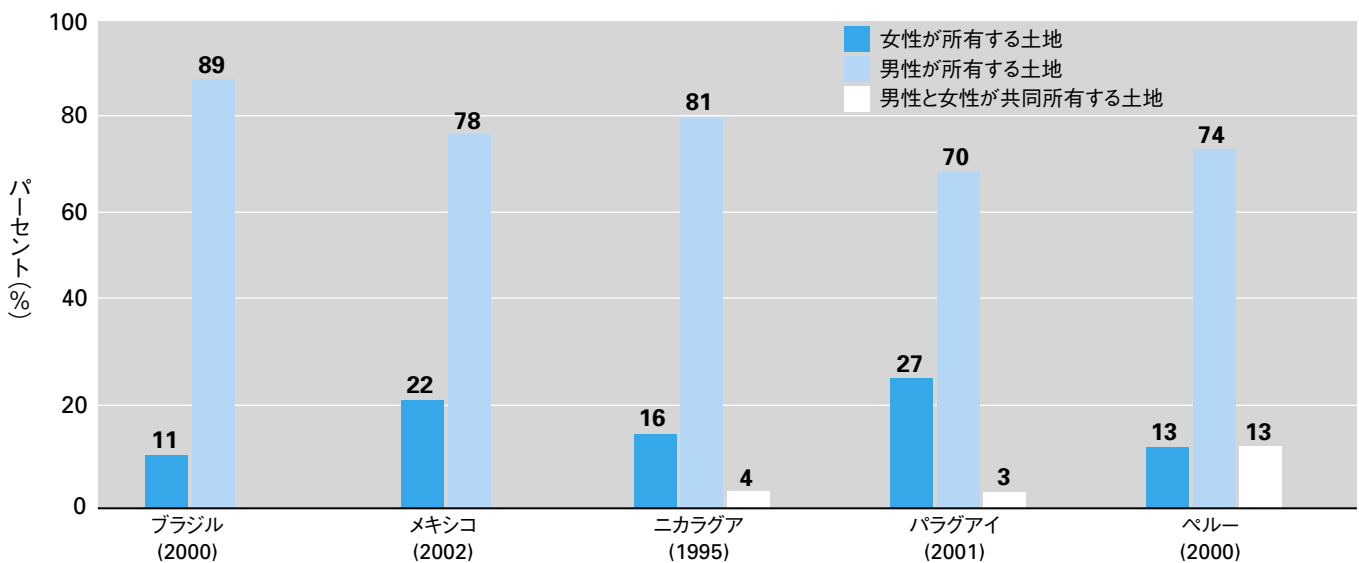
女性が労働力として社会に参加することによって、子どもに恩恵があることもある。それは、女性が今まで以上に経済的な資源を手に入れ、その

資源を自分の意志で使えるようになることを意味するからである。しかし、女性が有給雇用労働に携わっているからと言って、それが自動的に子どもにとって良い結果をもたらすとは限らない。女性が家庭の外で働くのにどれだけの時間を費やしているか、どのような条件で雇われているか、女性が働いて得た所得の使い道を決めるのは誰かといった諸要因によって、女性の雇用が自分自身の、そして子どもの福祉にもたらす影響は変わってくるのである。

女性のインフォーマルな雇用と子どもへの影響

労働力への女性参加が進んではいるものの、労働条件や雇用保障といった面では、必ずしも女性参加の進展に見合う改善が進んでいるわけではない。女性は、雇用保障という意味では男性よりも分が悪く、低収入しか得られず、経済的な安定もほとんどなく、社会給付もほとんど、あるいは全くない立場で働くことが多い。労働力としての女性が増えるにつれて、インフォーマル（非正規）な雇用、あるいは非標準的な形式の雇用が増えている。開発途上国では、農業以外の分野で働く女

図3.4 ラテンアメリカの土地所有における大きな男女格差



注：ブラジルとメキシコでは、「男性と女性が共同所有する土地」に関するデータは入手できなかった。四捨五入のため、数値は合計しても100%にならない場合がある。

出典：Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Aslihan Kes, *Taking Action: Achieving gender equality and empowering women*, UN Millennium Project Taskforce on Education and Gender Equality, Earthscan, London/Virginia, 2005, page 78.



© UNICEF/HQ05-1213/Roger LeMoigne

性の大半はインフォーマル部門に集中している。男性に比べて女性は、自営業者や家事使用人、企業の下請け労働者として働いたり、あるいは家内企業の中で賃金をもらえないまま働いていることが多い²⁵。

インフォーマルな労働は、その性質からして体系的な報告がなされないために、国の統計に反映されることが少ない。インフォーマル部門に関する正確で包括的な情報を収集することは、その活動の性質が幅広く、組織の構造がフォーマルなものではなく、また活動状態が多様であることから、依然として問題をはらんでいる²⁶。

開発途上のほぼすべての地域において、非農業分野の仕事に就く女性の60%以上がインフォーマル部門で働いている。例外は北アフリカ地域で、働く女性の43%がインフォーマル部門で働いている。開発途上地域のうちこの数値が一番高いのはサハラ以南のアフリカで、84%となっている²⁷。個々の途上国を見ていくと、地域によりかなりの差があることがわかる(44ページの図3.5参照)。

インフォーマル部門で働く女性は、多くの場合、困難な労働条件や長時間労働、予定外の残業労働

を強いられている。雇用保障がなく、また有給の病気休暇や育児手当などの社会給付が整っていない中では、女性と子どもが貧困に晒される危険性は高くなる²⁸。貧しい母親が、多くの時間を割かれ、給与も低く、柔軟性がないインフォーマルな仕事に就いている場合、そして自分自身が働いて得た所得も思うように使えず、代わりに子どもの面倒をみってくれる人もいないに等しい場合、その女性の子どもの健康を損ない、健やかな成長を阻害される可能性は格段に高くなる²⁹。

こうした状況は、インフォーマルな雇用、あるいは正規雇用部門でも低賃金労働の分野ではよく見られる状況である。近年このような問題があるとしてとくに着目されている分野が家事労働である。家事使用人の大半は女性であり、ほとんどがインフォーマルな形で雇用されている。家事使用人として働く母親が勤め先の雇用主のもとでその家の子どもの養育にあたると、あるジレンマに陥る。女性は雇用主の子どもの面倒をみてその子どもの安全を日々確保しているわけだが、そのためには、自分の子どもを家に残して外に働きに出なければならないのである³⁰。

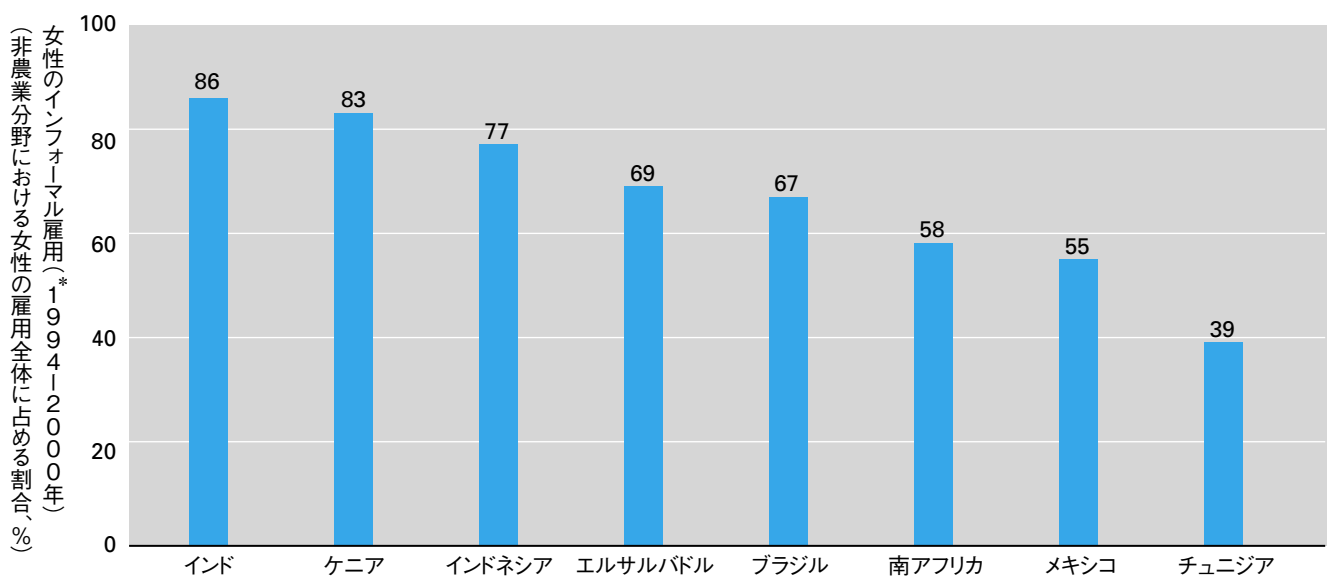
正規部門における育児危機

労働力への女性参加が進むにつれ、報酬を伴う労働は男性が担い、無償労働は女性が担うという、「稼ぎ手 vs 家を守る人」という従来の構図が変わりつつある。その代わりに、多くの国々、例えば経済開発協力機構（OECD）に加盟する高所得国や経済的移行期にある国々、東アジアで急激な成長を続ける国々では、新たなモデルが台頭してきている。すなわち、男女共に有給雇用労働に従事するパターンである³¹。例えば、英国と米国では現在、3家族のうち2家族が共働き家庭である³²。またロシア連邦では、小さな子どもがいる家庭の52%で、25～55歳のおとな全員が働いているし、ベトナムではこの数値が88%にも達している³³。

このような新しい世帯所得創出モデルは着実に根をおろしつつあるというのに、女性は相変わらず家事と育児の大半を担うことが期待されている。その結果、また、家事と育児の両方への男性の参加が増えない現状の中で、働く母親が仕事と家庭を両立させることがますます難しくなっている³⁴。

正規部門で働く女性は、同年齢の男性よりもキャリアが短い場合が多い。その原因としては、そのキャリアの中でフルタイムで働くことができない期間があったことが考えられる。高・中所得の国々の女性は——通例25～35歳の間に——子育てのために仕事を辞め、あるいはパートタイムで働いて、後々フルタイムの仕事に戻ることが多

図3.5 開発途上国では、多くの女性がインフォーマル部門で働いている



* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

出典：Employment Sector, International Labour Office, *Women and Men in the Informal Economy: A statistical picture*, International Labour Organization, Geneva, 2002, page 19.

い³⁵。ヨーロッパ連合の国々では、仕事を持つ母親のうち、6歳以下の子どもを持つ女性のおよそ半分がパートタイムの仕事に就いている³⁶。このようにいったんフルタイムの雇用から離れると、給与や昇進の機会が少なくなる可能性がある。また、どうしても長時間の労働になる仕事、出張や転勤を必要とする仕事となると、家族への責任ゆえに、働く母親にとってはますます選択肢になりにくくなる³⁷。

子どもを育てながら働く女性を支援する政策がない場合、出産・育児は女性のキャリアの障害となる場合があり、女性が所得を得る力を恒常的に阻害する可能性がある。調査によると、有給の仕事に就いている女性の所得を見た場合、子どもを持つ女性の所得は、ときにほかの女性よりもさらに少ない傾向にあることが明らかになっている。近年先進工業国数カ国で行われた調査によると、子どもがひとりいると、女性は所得の6～7%を「ペナルティ」として失い、子ども2人の場合はこれが13%にもなりうるということがわかっている³⁸。

子どもの成長にとって親による質の高いケアが欠かせないこと、また乳幼児期の体験が子どもの将来の福祉に大きな影響を及ぼすことは調査でもわかっているが³⁹、親が外で働く家庭では、仕事と育児のバランスをとるのに必死になっていることが多い。

仕事が忙しいため、親が子どもと過ごす時間が減っていることもしばしばある。英国での調査を見ると、同国では親の労働時間がより長くなりつつあり、あるいは、親がますます仕事のほうに重点を置いていることがわかる⁴⁰。低所得の家庭にとっては、長時間労働は問題含みである可能性が高いのに、雇用主のほうは、低賃金の労働者に柔軟な労働時間を認める必要はないと考えている⁴¹。子どもを持つ低所得層の親に面接調査を行ったアメリカの最近の研究があるが、この研究によると、調査対象の親のうち3人に2人以上が、慢性的な健康上の問題、または特別な学習上のニーズを有する子どもを少なくともひとり抱えており、子どもに十分な時間を割こうとすれば往々にして家族を扶養する能力が脅かされてしまうと回答している⁴²。

こうした状況は、質が高く手が届く料金の保育施設がないために、さらに困難の度合いを強めている。成長を刺激する安全かつ安定した環境が与えられ、学習能力の育成を促進するような質の高いケアを受けている子どもは、数学の力や認知能力、注意力が高く、質の低いケアを受けている子どもよりも行動面の問題を起こすことが少ない⁴³。

多くの国で、質の高い保育は、国によるサービス提供や補助金がないために低所得世帯にとっては費用が高すぎ、手が届かないままである。そ

他の国でも、質の高い保育は中所得層の世帯にとっても費用が高い⁴⁴。親は、働きに出ている間の子どもの世話を拡大家族に任せることが多い。例えば、中国とインドネシア・西ジャワ州で行われた研究では、母親が働きに出ると、とくに祖母が育児の面で積極的な役割を担っていることが明らかにになっている⁴⁵。

手が届く料金で質の高い保育を家庭以外の場で利用できれば、母親の労働力参加の可能性が高まる。ブラジル・リオデジャネイロの貧困地域では、公的な保育施設があるため、子どもがいる女性もフルタイムあるいはパートタイムで働くことができるようになっている。これはロシア連邦でも同じで、家庭外保育に対して補助金が支給されるので、子どもを持つ女性、あるいは世帯全体の所得が高まり、母親の労働市場参加を可能にしている。ケニアでは、保育にかかる費用が削減されると、働く母親の賃金向上にプラスの効果があることが明らかになっている⁴⁶。

国によっては、とくにジェンダーの平等が進んでいることがGEM指標により明らかなスカンジナビア諸国では（第1章の8ページ参照）、質が高く手が届く料金の保育を実現し、維持することに成功している。その一例としてスウェーデンを見ると、地方自治体が公的な保育園・保育センターを提供しているほか、公的な費用負担と規制のもとで個人宅で保育を行ったり、所得に応じて利用料負担が異なる私立の保育センターへの助成を行っている⁴⁷。オランダでは、「保育法」（2005年1月施行）にもとづき、保育費用を親、雇用主、政府が共同で負担している。政府が親に補助金を直接支給し、親が子どもの保育センターを選ぶ仕組みである。雇用主は、従業員ひとりにつき保育料の6分の1を負担することになっており、地方政府が保育施設の質のモニタリングと施設運営者の規制にあたっている⁴⁸。

多くの先進工業国で、大企業は家族にやさしいイニシアティブを導入しており、育児休暇、出産給付金、キャリアブレイク（長期休暇）制、フレックスタイム制、保育体制の整備、ワークシェアリング制などを実施している（46ページのパネル参照）⁴⁹。こうしたイニシアティブは、従業員だけでなく、雇用主にも大きな利点をもたらしているものである。仕事時間が柔軟になれば、親が子どもの健康や教育面のニーズに応えることができ、仕事と家庭生活との摩擦を少なくすることができるという点で、働きながら子どもを育てる親と雇用主の意見は一致している⁵⁰。

女性が国外に働きに出ることによる子どもへの影響

出生した国以外の国に住む人の総数は、全世界で1億8,500万人～1億9,200万人にのぼり、う

ち約半数が女性である⁵¹。女性が国外に働きに出ることによるメリットはあるかもしれないが、個人や家族にとっては新たな危険が生じる可能性もある⁵²。そのひとつが別離である。親が国外に働きに出る場合、子どもを残していかなければな

らないこともあるからである。例えばフィリピンでは、親が海外で働くことにより、推定300万～600万人の子ども（18歳未満の子どもの10～20%）が国内に残されている⁵³。

先進工業国における「家族にやさしい」職場の影響

1994年にカイロで開催された「国際人口開発会議」とその翌年に北京で開催された「第4回世界女性会議」に引き続く10年は、ジェンダーの平等、および仕事と家庭の両立に焦点をあてた家族関連のイニシアティブがたくさん立ち上げられた時期であった。このような関心の高まりが見られたのは、共働き家庭には特別の支援が必要で、そのような支援がない場合は職場におけるジェンダーの平等が達成できないことが認識されるようになったためである。いくつかの先進工業国では、共働きの家庭——とくに幼い子どもがいて働いている女性——に対する国や民間の支援は、幅広いイニシアティブから構成されている。例えば、労働時間のフレックスタイム制、テレコミュニケーション（情報通信技術を活用して自宅または自宅近くの事業所等で仕事を行う）もしくは在宅勤務、育児休暇、病気の子どものための医療ケア、保育の提供などである。保育が用意できない場合には、パートタイム労働も仕事と家庭生活の両立に役立ちうる。

家族にやさしいイニシアティブを導入する企業も出始めた。オーストラリアでは、フレックスタイム制に加え、大企業の労働協約の35%、中小企業の労働協約の8%に、家族にやさしい政策が少なくともひとつ含まれている。ドイツの自動車製造会社であるBMWは、従業員が必要としている家族関連のニーズ——例えばベビーカーや子どもの衣服、高齢の親類のための補聴器など——の購入費を支援している。同社はまた、保育施設を設置したり、育児のための財政的支援を行ったりもしている。

家族にやさしいイニシアティブは会社と従業員の双方に利益をもたらしている。カナダ、フィンランド、スウェーデン、英国で行われた調査によると、家族にやさしい政策を導入している企業では、社員の離職率、採用・研修コスト、欠勤率を大幅に削減でき、子どもを産んだ女性が出産休暇のあとに復職する割合も高く

なっている。家族にやさしい政策を導入することにより、企業は約8%の投資収益をあげることができると推定されている。オーストラリアの一流資産運用会社であるAMPは、職場をより家族にやさしい場所にしたところ、400%もの投資収益があったと推定している。これは主に、出産休暇後のスタッフの職場復帰率が向上したことが要因である。しかしながら、さらなる調査の結果によると、家族にやさしい政策によって育児休暇や保育補助金（あるいはその両方）を提供されるのは、低賃金の従業員よりも高賃金の従業員である場合が多いということもわかっている。だが、この種の政策をとくに必要としているのは、厳しい労働条件のもとで、低い報酬しか得られず、保育施設も見つけないまま奮闘している、低賃金労働者の母親なのである。

家族にやさしい規定の内容は、先進工業諸国でも決して一様ではない。親が若干の財政的補償を受けながら最長3年の育児休暇を取ることができる国もあれば、出産の直前と直後にしか有給休暇が認められていない国もある。スカンジナビア諸国では、雇用を保障されたままの、給与保障率の比較的高い育児休暇が、家族にやさしい政策モデルの不可欠な要素である。例えばスウェーデンでは、共働きの家族には有給の育児休暇が12カ月認められている（この期間は父母が好きなように分け合うことができるが、2人同時にではなく、時期をずらして休暇を取ることが条件となる）。子どもが小学校に上がるまでは労働時間を短縮する権利が認められているため、スウェーデンの共働き家庭の母親の半数近くは、週の労働時間が35時間に満たない。国によっては新生児の育児のために父親も一時休暇を取るよう促しているところもあるが、ほとんどの国は、女性が職場を離れ、家にとどまるという伝統的なジェンダー役割分担を受け入れ続けている。

体系的な報告制度が整っていない中では、家族にやさしい政策がどれほどの効

果を挙げているのか（例えば、仕事と家庭生活とのバランスをどのように上手に達成できているか）を測ることは難しい。家族にやさしい職場は前向きな対応のようではあるが、それでも2つの大きな問題が立ちはだかっている。ひとつは、働く女性が子どもの主要な養育者であることには変わりはなく、キャリアの中断を余儀なくされ、生涯を通じて家庭の中と外で働くという二重の負担を負わなければならないこと。そしてもうひとつは、家族にやさしい政策モデルはしばしば、非熟練・低賃金労働者——とくに働きながら子どもを育てる女性——を対象から除外し、もっぱら高賃金の労働者にだけ恩恵を与えているということである。

88ページの出典・参考文献等参照。

フィリピンで得られた証拠は、インドネシアやタイの調査とともに、国外に働きに出た人の子どもが、そうでない子どもと比べて、所得や保健ケア・教育などの基礎サービスへのアクセスといった点でとくに不利益を被っているとはいえない可能性があることを示唆している。その理由は、一般的に国外で働くことが貧困軽減に有効であり、また親がいないことによる空白は拡大家族が埋めることができるからである⁵⁴。国外で働く親からの仕送りは、国内に残された家族の重要な収入源となることが多い⁵⁵。

国外で働くことによって、女性の自尊心と地位が向上する可能性もある。家族やコミュニティに仕送りをすることで、一家の扶養者として主要な役割を担うことができるからである⁵⁶。いくつかの学術調査によると、国外で働く親を持つ家庭の子どもは、学校の出席率も良く、保健ケア・サービスへのアクセスも向上していることがわかっている⁵⁷。

国外で働く親からの仕送りは一家の所得を増やすことになるかもしれないが、親の一方あるいは両方が国外で働くと、子どもに悪影響を及ぼし、子どもの成長と福祉にマイナスになる場合もある⁵⁸。エクアドル、メキシコ、フィリピンの研究では、親が国外に働きに出た子どもは、心理的悪影響を受けることがあるという結果が出ている⁵⁹。フィリピンでは、国外で働く女性の子どもは、怒りっぽくなった、孤独に感じる、怖いなどの気持ちがあると報告している⁶⁰。ほかの国では、親戚や友人が国内に残った子どもを預かった場合に虐待や人身売買のリスクが大きくなる。アルバニアやモルドバで行われた研究ではとくにこのようなりスクが強調されている⁶¹。

「非自発的移住」の場合にも、子どもにとってのリスクはとくに大きくなる。難民や国内避難民の子どもはとくに大きな脅威に直面する⁶²。家族と離れ離れになったり、家を失ったり、困難な状況での生活に追いやられて、健康や教育が重大な危機に晒される可能性があるからである⁶³。

国外で働く女性や女子は、虐待や搾取の脅威の被害を他の誰よりも受けやすい。家事労働などの地位の低い仕事に就く可能性が高く、人権侵害を受けることが多いのである⁶⁴。国際労働機関(ILO)の報告書によると、面接調査を受けた外国人女性家事使用人のうち半数が、言葉による虐待や身体的・性的虐待に遭ったことがあると答えている⁶⁵。国外で働く人たちが外国で子どもを産んだ場合も、自分の国籍を子どもに与える上で差別を受けることがあるし、また適正な在留資格を有していない場合は、自国へ強制送還されることを恐れて子どもの出生を登録したくないこともありえる⁶⁶。

国外移住労働の問題やそれが女性とその家族に与える影響に対処しようと、積極的な努力を重ねている国もたくさんある。2003年には、ヨルダン政府が非ヨルダン人事使用人に対する特別統一労働契約を承認した。フィリピンとスリランカは、海外に働きに出る人々が政府に登録することを義務づけている。イタリアの出入国管理法には、移住者とその家族を保護するための条項が多く設けられている⁶⁷。しかし、国外移住労働の問題が開発問題として取り上げられることも多くなっているとはいえ、それが子どもに及ぼす重大な影響にはいまなおほとんど焦点が当てられず、調査もされていない。

女性と仕事に対する社会の姿勢に挑む

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)では、法のもとにおける女性の平等を保障するとともに、教育、保健、雇用、結婚、家族に関連した差別など、女性の生活のあらゆる分野で生ずる差別を根絶するための具体的な措置を求めている⁶⁸。わずかな国を除いてほぼすべての国々が女子差別撤廃条約を批准しているものの(条約に留保を付している国も一部ある)、差別によって女性が生産的な仕事に就く機会を奪われることのないようにするためにできることは、まだまだたくさんある。

子どもの権利条約の18条で求められているように、子どもの養育にあたっては両親ともに役割があることを認識し、労働環境を変えていかなければならない。女性と男性の双方が仕事と家庭の両立を図れるようにするとともに、男性も家事と育児を平等に分担することを奨励するための、社会政策やプログラムを推進する必要がある⁶⁹。また、働く女性に対するステレオタイプな見方を改善する政策を実施し、分野別・職業別の男女分離、教育・訓練不足といった根本的な要因に対処することも重要である⁷⁰。第5章では、雇用におけるジェンダー差別を根絶するための具体的な行動とイニシアティブについて取り上げるが、以下にいくつかの措置について簡単に概要を述べる。

教育のきわめて重要な役割： 男女の子どもがおとなになったときに平等な所得獲得の機会を得られるようにするには、教育を平等に受けられるようにすることがもっとも重要な戦略のひとつとなる。初等・中等教育における女子の就学率を上げる上で、いくつかの戦略が有効であることが明らかになっている。そのひとつが学費の無償化である。しかし、学費の無償化は、教育におけるジェンダーの平等を実現するために必要な対策の一部でしかない。政府や子どもを持つ親、国際的ドナーは、以下のいくつかの方策を通じて学校が「女子にやさしい」場所になるよう、協働していかなければならない。

- 地方教育当局や教師が柔軟な時間割を採用するよう、奨励する。
- 結婚している青少年や非婚の親の通学を許可する。
- 学校施設を、ジェンダーにもとづく暴力が起こらない安全な場所にする。
- 女子専用のトイレが学校に設けられるようにする。
- 女子の家に近いところに学校を建設する。
- 学校運営に親やコミュニティのリーダーが積極的に参加するよう促す⁷¹。

これに加え、子どもたちがジェンダーの平等の大切さを理解するのに役立つようなカリキュラムを整備することも、重要な点として強調しておかなければならない。

法律におけるジェンダー差別を撤廃する：土地・財産所有に関わる女性の権利の面でジェンダー差別を撤廃するには、以下のような対策が必須である（ただし、これだけにとどまってはならない）。

児童労働：女子が受ける影響は男子と異なるか？

子どもが児童労働に従事するかどうかという点で、ジェンダーはきわめて重要な決定要因である。児童労働は、男子であろうと女子であろうとすべての子どもの権利を侵害するものであるが、女子は男子よりも早く働き始めることが多く、これはとくに、働く子どものほとんどが集中する農村部について言える。女子はまた、男子よりも家で働く傾向が強い。伝統的なジェンダー役割がかたくなに維持されていることから、多くの女子が教育の権利を否定されたり、家事労働と学校の勉強、そして家の外での仕事（有償・無償に関わらず）のすべてをこなすという3重の負担を担わされることもある。

例えばドミニカ共和国では、女子は家事を完璧にこなすだけでなく、きょうだいの面倒をみることも期待されている。結果的に、家事の負担を負う女子の数は男子の倍近い。エジプトでは、女子が家の仕事のほとんどをすることを期待されている。親は女子を学校に通わせることに消極的である場合が多いが、これは、女子はやがて結婚し、家を出ていってしまうため、女子の教育は価値のある投資ではないと考えられているからである。

有償の家事労働は、女子にとってはとくにふさわしい雇用形態だと考えられがちである。調査によれば、世界的に見たとき、家事労働は16歳未満の女子の主要な経済活動であり、他のどの部門よりも女子の雇用が多いことが明らかになっている。家事労働に従事している子どもの大半は——1990年代の調査によると90%を超える割合が——女子なのである。ラテンアメリカではとくにこの傾向

が強い。例えばグアテマラでは、児童労働に従事している男子の数は女子の倍だが、家事使用人の90%超は女子である。だが、国によっては状況が逆転する。例えばネパールでは、家事労働に従事する子どもの大半は男子である。

東アジアと東南アジアの多くの国では、結婚のいい準備になるという理由で、親が娘を家事労働に従事させている。インドでは、小さな女子が、家事労働に従事する母親について行くうちに、やがて8～9歳で自らも家事使用人として雇用されるようになる。ガーナでは、女子は家事をするものと古くから考えられているため、家事使用人として働き始めるよう娘に促す母親が多い。

家事労働は、あらゆる職種の中でももっとも規制を受けていないもののひとつである。個人宅で働くため、家事労働に従事する子どもやおとなの実態は外の世界には見えないことが多く、それゆえに、暴力や搾取、虐待の被害にとくに遭いやすい。家事労働は、子どもがほかの町や外国に人身売買されていった場合、とくにその地域の言語を話せない場合に、さらに危険な仕事となる。ジェンダーと人身売買の原因には密接な関連があり、女子は主に家事労働と商業的性的搾取を目的として売買されることが多い。

女子と男子の経験している状況は異なっているので、児童労働に関する調査、アドボカシー、プログラム、そして政策にはジェンダーの視点を統合することが重要である。ジェンダー格差を考慮に入れた調査を行うことにより、児童労働削減に向けた対策の基盤をいっそう堅固な

ものにすることができる。教育の権利、健康的な子ども時代を過ごす権利、暴力・虐待・搾取から保護される権利、休息とレクリエーションの権利を含む、男子と女子が共通して持っている権利を実現するためには、ジェンダーに配慮したプログラムと政策をもって児童労働に対処し、その予防を図ることが必須なのである。

88ページの出典・参考文献等参照。

- 国際的な人権基準に合致するよう、国内の法律を整備する。
- 女性への差別を撤廃するために、土地・財産所有に関する権利を改善する。
- 国際機関や非政府組織（NGO）の参加を得ながら、女性の財産権侵害を追跡・曝露し、また国際人権条約に政府が違反していないかどうかをモニタリングする⁷²。

働く親を支える政府の役割：女性の起業や労働市場への参加を可能にする強力な環境創りを実現するために、政府は、法的、行政的、財政的な面に対策をとらなければならない。それには以下のような対策が含まれる。

- 雇用条件を改善する。
- キャリア開発のための機会を創出する。
- ジェンダーのみを理由とする賃金・給与格差を撤廃する。
- 安全で、手が届く料金の、質の高い保育サービスを整備する⁷³。

女性の権利を確保し、公的な透明性と経済効率をいっそう高めるためのさらなる一歩が、ジェン

ダーに配慮した予算の積極的な活用である（第5章の74ページ参照）。このような予算では、政府の支出と収入が、男性・男子に比べて女性・女子にどのような影響を与えているかが詳細に分析される。これは、女性のために特別に財政を組むことを要求するものではなく、また女性に特化したプログラムの財政支出を増やそうとするだけのものでもない。逆に、貧困とジェンダーの不平等に対処するためには政策をどのように調整し、どこに資源を再配分すればよいのか、という決定をするにあたって、政府を助けるものである。

ジェンダー格差解消のための予算対策では、国、州、地方自治体レベルの各プロセスに焦点があてられる。また、対策は予算全般に及ぶ場合もあれば、一部分だけにとどまる場合もある。財務省が女性問題省、または社会福祉に関連する他の省庁と連携して政府部内で実施してもよいし、非政府組織と独立した立場の研究者が実施してもよい⁷⁴。

より良いデータと分析の必要性：女性のほうが男性より多く働き、所得は男性よりも少ない傾向にあることを示すデータは十分にあるとはいえ、男女別に分類した労働統計がないために、男女格差をさらに詳細に分析することができないでいる。雇用と所得に関する男女別データが充実すれば、政策とプログラムの根拠となる分析も大幅に改善され、女性、子ども、家族、そして経済全体にとって利益をもたらすことになるだろう。



要約

女性の政治参加はそれ自体、ミレニアム開発目標に掲げられている目標のひとつである。政治の分野で女性のエンパワーメントを果たすことができれば、社会を変えることも可能になりうる。国・地方レベルの行政・立法機関に女性が参加すれば、女性、子ども、家族に焦点をあてた政策や立法につながるからである。

- 政治に参加する女性が、あらゆるレベルでとりわけ効果的に子どものための唱道者として活動してきたことを示す証拠は、ますます増えている。女性たちは、女性、子ども、家族の権利、優先順位、経験、貢献を反映した法律の制定を支援するとともに、政策面でも同様の形で目に見える変化をもたらしてきた。
- 女性国会議員の数はこの10年で着実に増えたが、女性が十分に代表されていない状況はほぼすべての国で相変わらず変わらない。女性議員は、世界の議員の17%弱にすぎない。ジェンダー差別がもたらす多くの悪影響——それは教育レベルの低さから、意思決定者としての女性の能力を疑問視する社会の一般的態度にまで及ぶ——と、女性により重くのしかかる仕事や家事の負担のために、女性の政治参加は妨げられたままである。
- 地方政治に女性が参加することは、とくにコミュニティの資源の配分や保育体制の整備の面で、女性と子どもにとってのより良い成果を迅速にもたらしうる。
- 和平交渉や紛争後の復興に女性が参加することは、子どもをはじめとする弱い立場に置かれた人々の安全と保護を確保するために、きわめて重要である。しかし、女性が和平プロセスにおいて果たす役割は、ほとんどの場合、よくても非公式なレベルにとどまっている。紛争の垣根を超えられることが多い女性グループの参加は、政府そのほかの政治的主体も積極的に進めたいと考えているように見えるが、女性が実際に和平交渉のテーブルにつけることはほとんどない。
- 女性が国・地方レベルの政治や紛争後の復興に参加する機会は限られているが、それでもなお、政治や行政に女性が参加することは、政治環境に変化をもたらすのに役立っている。女性の影響が感じられるのは、子どもや女性のための法律が強化されているという点だけではない。

女性たちは、意思決定機関をより民主的な、よりジェンダーに配慮する機関にしていく上でも貢献している。

- ジェンダーの平等を推進し、女性のエンパワーメントを図り、子どもの権利を実現するためには、女性の政治参加の拡大がきわめて重要である。いまだに公式な形で残っている参入障害は取り除かなければならないし、政党は女性の立候補を奨励・支援しなければならない。議会におけるクォータ（議席割り当て）制も、地方レベルで、また国によっては中央レベルで女性の代表を増加させる有望な手段として、ますます認められつつある。ジェンダーに関する取り組みでは、男性——とくに男性の議員や政治的指導者——の関与と支持も得なければならない。子どもに関する政策に女性議員がどのような影響をもたらしうるか、その効果を十分に評価するために、データ収集と調査研究の向上が必要である。

政治と政府における平等

子どもは、政策面での成果に大きな利害関係を有しているが、その形成に関わる力はほとんどない。選挙権も持たず、政府や議会で自分たちの利益を直接代表することもできない子どもたちは、政策に影響を及ぼす力が限られている。子どもたちに代わって声をあげてくれる唱道者は——そもそもそのような者がいるとしたら話だが——、子どもの生存・発達・保護の権利の実現状況を大きく変えられるはずである。

政治に参加する女性が、国・地方のレベルでとりわけ効果的に子どものための唱道者として活動してきたことを示す証拠は、ますます増えている。女性は、和平プロセスや紛争後の復興に代表として参加する場合にも、同様に力強い唱道者となる。女性の政治参加によって、すべての市民の関心事がもっと受け止められるようになり、国のガバナンス（統治）のあり方が相当に変わる可能性がある。本章で示すとおり、女性の政治参加は政策に目に見える形の直接的な変化をもたらされることを促し、女性や子ども、家族の優先順位、経験、貢献を反映した政策の実現につながる。女性が政治において発言権を与えられないとき、子どものための強力な唱道者の声は誰の耳にも届かないままになる。

しかし、女性の政治参加は依然として限られたままである。女性議員の数はこの10年で着実に増えたが、政治におけるジェンダーの平等の実現は、すべてのレベルでいまだ遠い未来の話にとどまっている。国会議員に占める女性の割合の年間伸び率が現状——世界的には約0.5%——のままだと、国の立法府におけるジェンダーの平等は2068年まで実現できないことになる¹。

女性・子ども・家族のための唱道者

女性の政治参加の一般的影響、そしてとくに子どもに関連した成果面の影響を評価することは、いくつかの理由から複雑で課題の多い作業である。第一に、多くの国では政治に参加する女性の

数がいまだにあまりにも少なく、また政治に参加するようになってからの年月も短すぎるため、その影響を意味のある形で評価することができない。第二に、政治学においても、議員全員の行動調査はまだ新興研究分野にすぎない。第三に、指標に関する課題がある。ある議員がもたらす影響を測る基準として、どのような指標が適切なのかという問題である。法案提案状況、投票パターン、政界の在籍年数はすべて重要な指標ではあるが、影響を測るという意味では、絶対的尺度ではなく相対的尺度でしかない。

これらの制約はあるものの、女性の政治参加が相当な水準に達しており、かつその影響を評価するのに十分なデータが存在する事例からは、明確な結論が導き出される。すなわち、女性の政治参加は少なくとも3つの重要な分野——国の立法府、地方政府および紛争後の復興——において変化をもたらしているということである。

- **国政：**議会で女性議員の数が増えれば、立法府はよりジェンダーや子どもに配慮した場となり、女性と子ども双方の権利を取り扱う法律や政策に影響が及ぶ可能性がある。
- **地方政治：**地方政治の場に女性指導者が存在すると、女性や子どもに関わる問題への関心を高めるのに役立つことが多い。インドの例では、女性が地方政治に参加することにより、女性や子どものために配分されるコミュニティの資源が相当増加することが明らかになっている²。
- **和平プロセスと紛争後の復興：**和平プロセスが長期的な成功を収めるために、また紛争後の安定のために、女性の貢献が非常に重要であることがますます認識されるようになりつつある。

国政に参加する女性

子どもと女性の利益を推進する

女性議員がどのような事柄を優先的に考えているかという点に関する研究は、ほとんどが先進工業国で行われたものである。これは、議員の立法行動に関する検討が、先進工業国のほうが開発途上国よりも進んでいることによる³。さまざまな先進工業国における議員の法案提案パターンや立法上の成果に関する事例研究をみると、女性議員が子ども・女性・家族に関連する問題に対して強いコミットメントを示していることが確認できる。こうしたコミットメントが、これらの分野の法案を積極的に提案することにも、法案成立のために努力することにもつながっているのである。調査対象を開発途上国にまで拡大した研究も数多く行われるようになり、そこでも同様の知見が得られている⁴。

これらの研究結果をもとに、すべての女性議員が女性と子どもの利益を積極的に代弁していると考えるのは間違いであろう。もちろん、そうではない場合もあるからである。しかし、以下に紹介する研究でも明らかにされているように、女性と子どもとくに関わりがあり、双方にとってとりわけ重要な問題の多くは、女性議員による強力な支持なしには議題に上らない可能性がある。

ラテンアメリカの女性議員について行われた先駆的な調査によると、1993年から1994年にかけてのアルゼンチン議会において、女性議員が子どもと家族に関連する法案の提案者となった割合は、男性議員よりも9.5%高かったことが明らかになっている⁵。さらに、アルゼンチンの議員全体の14%しか占めない女性議員が、女性の権利に関する法案の78%を提出していたのである⁶。

最近の調査からは、このような行動パターンがその後の10年間にわたっても続いていたことが窺える。1999年、アルゼンチンの女性議員は、女性と子どもに対する性犯罪の定義を明示的に定め、こうした卑劣な犯罪への罰則を強化する、国の刑法改正法案の成立に重要な役割を果たしたのである。その数年後、2004年から2005年にかけての議会において、女性議員は「子どもと青年の権利の総合的保護法」の通過に一役買った⁷。

ラテンアメリカのそのほかの国々でも同様の傾向が見られる。1999年、コスタリカの女性議員は「未成年者に対する性的搾取を禁ずる法律」を提出し、子どもと障害者に対する性犯罪で有罪となった人々に対する罰則を強化する刑法改正案とともに、その通過に一役買った。コロンビアの女性上院議員は、2003年、画期的な機会均等法制の成立に力を貸した。これらの法律は、女子と女

性の権利の推進・保障、その権利行使を妨げる障害の排除、および、国家のあらゆるレベルにおけるジェンダーの平等推進策の導入のための、幅広い規定を設けたものである⁸。

女性議員が女性と子どものための唱道者として活動するというこのようなパターンは、先進工業国でも見られる。過去25年間（1975～1999年）にニュージーランド議会で行われた保育と育児休暇に関する討議についての近年の調査から、女性議員が同様の傾向を示していたことが明らかになった（53ページの図4.1を参照）⁹。英国でも、ウェールズ国民議会本会議で交わされた300万語を超える討議の分析（近日発表）から、保育に関する討議にどの程度積極的に参加しているかという点で、女性議員と男性議員との間に重要な違いがあることが明らかになっている¹⁰。

議員による子どもと家族のためのアドボカシーは、党派やイデオロギーの垣根を超えることも可能である。女性議員が超党派で連携して女性や子どものための行動に成功した国としては、エジプト、フランス、オランダ、南アフリカ、スウェーデン、ロシア連邦、ルワンダなどが挙げられる¹¹。

ロシア連邦のケースでは、1995年から1999年の連邦議会下院で女性議員が果たした役割に関する調査から、女性議員がイデオロギーや党の違いを乗り越え、子どもと家族のためになる法律を成立させようと努力していたことが明らかになっている。女性議員による提案では、保育や児童養育費、子どもを持つ市民への給付、妊産婦手当・休暇、子どもが多い家族を対象とする減税、ドメスティック・バイオレンスの処罰、家族を持つ男女の権利の平等が打ち出されていた¹²。

子どもの権利推進を目的とする取り組みは、女性の権利を前進させようとする努力をとまなう場合が多い。その一例がルワンダである。同国では、1999年に、女性の権利を強化する法案の通過に女性議員が重要な役割を果たした。新しい法律では、土地を相続する権利が初めて女性に対して認められた。ルワンダでは、ジェノサイド（集団殺害）のために家族が崩壊し、離れ離れとなって以降、女性が土地を所有できないことが大きな問題となっていたのである。女性の土地所有が認められないことは、女性の権利侵害であることに加えて、食糧生産や食糧安全保障、環境、定住パターン、残された家族と子どもの生活といった問題にも悪影響を及ぼしていた。

ルワンダの女性議員は、保健・教育予算の拡充と障害を持つ子どもの特別な支援も積極的に訴えた。2003年に結成された「女性議員フォーラム」という超党派議員連盟は、2006年、ジェンダーにもとづく暴力と闘うための法案を作成し、共同

提案した。この法案が成立すれば、ジェンダーにもとづく暴力の定義が定められるとともに、現在進行中の人権侵害のみならず、過去のジェノサイドの際に行われた犯罪にも対処が行われるようになるはずである¹³。

ルワンダの女性議員の積極的行動は単発的な現象ではなく、この地域の他の国々でも過去数年間にわたって見られる傾向のひとつである。南アフリカでは、女性議員が1998年「ドメスティック・バイオレンス法」に強力な支持を与えた。この法律は子どもに関してもとくに言及するとともに、さまざまな形態のドメスティック・バイオレンスを定義し、虐待を行う者に対する保護命令を子ども

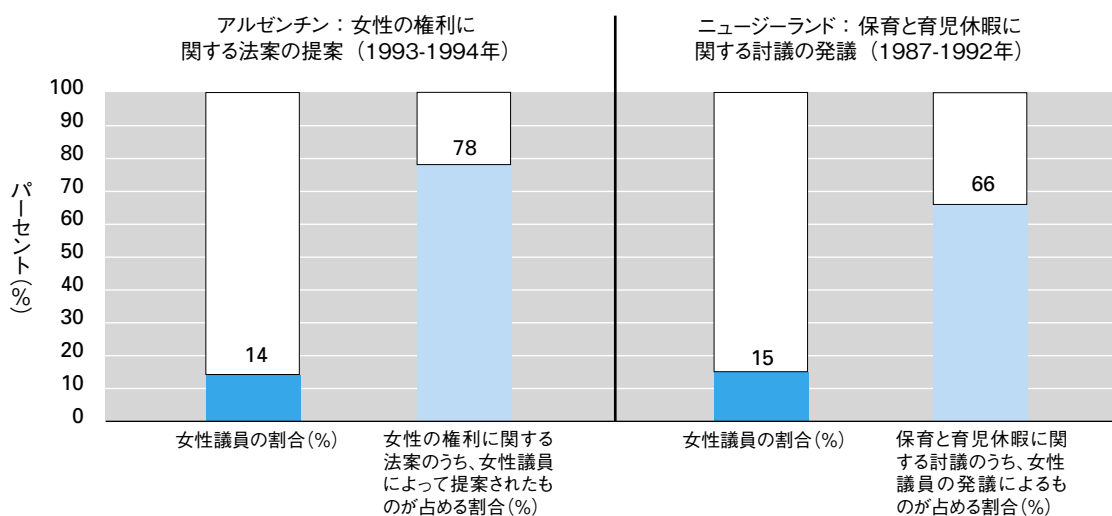
もがどのように獲得できるかについて説明している¹⁴。隣国のナミビアでは、女性議員が、ドメスティック・バイオレンスと性的暴力に関する画期的な法律——レイプからの女子と男子の保護を規定した「レイプ根絶法」(2000年)と、「ドメスティック・バイオレンス法」(2003年)——の制定を支持した¹⁵。

政治のあり方を変える

女性議員の影響は立法面にとどまらない。その影響力は、女性議員がとる直接の行動の範囲を超えて、男性議員を含む国会議員の優先順位や政策にも変化を促している。

図4.1 アルゼンチンとニュージーランドにおける法案提案状況

女性議員のほうが子どもと女性の権利を支持する傾向が強い



出典：アルゼンチンの女性議員の割合および法案提案パターンは、Jones, Mark P., 'Legislator Gender and Legislator Policy Priorities in the Argentine Chamber of Deputies and the United States House of Representatives', *Policy Studies Journal*, vol. 25, no.4, 1997, pp.613-629 にもとづいてユニセフが算出したもの。ニュージーランドの女性議員の割合および討議発議パターンは、Grey, Sandra, 'Does Size Matter? Critical mass and New Zealand's women MPs', *Parliamentary Affairs*, vol.55, no.1, January 2002, p.6 にもとづいてユニセフが算出したもの。ニュージーランドの調査の対象期間は1975年から1999年だが、ここでは1987年から1992年のデータを使用した。

女性と政治：現実と神話

女性議員の関与によって、政策面での成果に違いが出てくることを期待すべきであろうか？ 女性議員は男性議員とは異なる視点から行動を起こすのではないかと考える根拠は、理論上というよりもむしろ実際的なものである。

もうひとつの視点

1999年に列国議会同盟（IPU）が65カ国187人の女性議員を対象に行った広範な調査において、回答者は一貫して、女性の優先事項が男性とは異なっていることを明らかにしている。5人中4人は、社会や政治について女性が抱く考え方は男性のそれと概念的に異なっていると回答した。女性の政治参加が拡大すれば変化がもたらされるはずだという選択肢に90%を超える回答者が「そう思う」と答え、およそ10人に9人が、女性が政治プロセスに参加することで政治的成果が大幅に変わったと考えていた。

政治に対して女性政治家が異なる姿勢をとる可能性が高くなる3つの理由

女性が政治に参加する動機は、男性とは異なる場合が多い。列国議会同盟の調査では、政治の世界に入った理由として、回答者の40%が社会的な仕事に興味があったからと答え、34%はNGOでの活動経験を通じてと答えている。これは、政党政治という、男性がたどることの多い、より「ありきたり」な経路とは異なるものである。この調査結果は、家族の生存の支えとなるプロジェクトを推進するために市民社会に参加したり、自らのエネルギーを地域レベルの活動に傾けるという、十分に確認された女性の傾向を正確に反映している。

女性は男性とは異なる社会化のパターンをたどり、異なる人生経験を積んでいることが多く、また政治的意思決定を行う際に、自身の体験と専門知識を活かそうとする可能性が高い。過去数十年の間に重要な変化が生じてきたとはいえ、ほとんどの国々で、女性は相変わらず、子どもと高齢者を含めた家族の面倒をみる責任を主として担っている。

女性は、自分を女性の代表者と考えられる可能性が高い。例えば米国の議員に関する調査によると、女性は自分にはほかの女性を代表する特別な責任があると感じ、女性の利益を代表する能力は自分たちのほうが高いと考えている。また、例えば

北アイルランドでは、選挙権のある女性のおよそ3分の1が、女性のほうが自分たちの利益をよりよく代表してくれると考えていた。

女性の政治参加がいまだにこれほど少ないのはなぜか？

女性が政治プロセスに大きく貢献できる可能性があることを踏まえれば、当然次のような疑問が生ずる。すなわち、政治に参加する女性がいまだにこれほど少ないのはなぜか？ 答えは単純ではないし、国によって、社会によって、またコミュニティによっても異なる。しかし、次のようないくつかの共通項を見いだすことは可能である。

女性は公職に立候補することが少ない。正確な数値はなかなか手に入らないが、既存の研究によれば、女性は男性よりも公職に立候補することが少ない。例えば米国では、立候補の方法を調べてみたり、資金提供者となってくれそうな人、政党やコミュニティの指導者、家族や友人と選挙への出馬について話し合った経験がある男性は、女性に比べて少なくとも50%多くなっている。

- ・公的責任と私的責任の二重負担：これまでの章で示してきたように、女性にのしかかる仕事の負担は男性よりもずっと重いのが一般的であり、政治に足を踏み入れるための時間やエネルギーが男性ほど残らない。米国では、家事と育児の責任が軽減されれば、女性の出馬への関心が高まることが明らかになっている。
- ・排除の文化：多くの国々では、政治的ネットワークと資金ネットワークのいずれもが男性によって支配されている。こうしたネットワークの中で男性の連帯の絆を育み、より強固なものにしていく文化的慣習——例えば飲酒、喫煙、ゴルフ——は、政治家になるためのきわめて重要な足がかりである。タイでの調査によると、候補者決定委員会では男性が当たり前のように優位を占めており、自らが慣れ親しんだ構造を維持するため、また男性候補者を個人的に知っているからという理由で、女性候補者を避ける傾向にあることがわかっている。
- ・教育レベルの高さ：選挙に出馬して当選を果たす女性は、とくに途上国にお

いては、少なくとも大学レベルの教育を受けていることが多い。1999年に列国議会同盟が65カ国187人の女性議員を対象として行った調査では、73%が大卒の学位を取得しており、14%は大学院の学位も保持していた。したがって、大学レベルの教育を受けた女性が多くの国で存在しないために、女性の政治・行政への参加が阻まれている可能性もある。

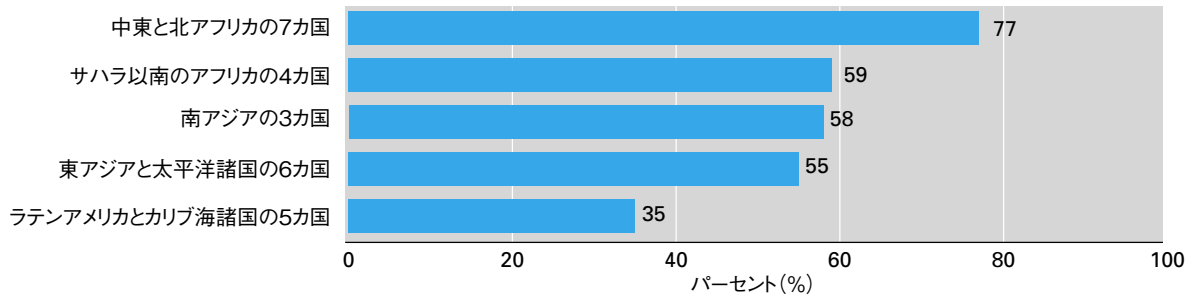
女性は世論の支持を得るための闘いにおいて困難に直面する。選挙に出たが落選した女性が何人いるかという点に関する統計は非常に少ない。しかし、有権者の志向を見れば有益な示唆が得られる。平均して見ると、東アジアと太平洋諸国、南アジア、サハラ以南のアフリカで調査の対象となった人々のうち、半数を超える人々が、「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」という意見に「そう思う」あるいは「強くそう思う」と答えている。中東と北アフリカでは、この割合が4人に3人である。しかし、そのほかの国々では、より女性に好意的な結果が出ている。ラテンアメリカとカリブ海諸国では上記のように答えた回答者がかなり少なく、タイでは「女性は良い首相となりうる」と回答した人が80%を超えていた。

女性は政界から離れてしまう。公職に就いている、あるいは立候補を試みている女性に対して時おり向けられる有権者の敵意やあからさまな暴力を理由に、女性が男性よりも職を辞すことが多いかどうかという点に関するデータはほとんどない。例えば、インド・西ベンガル州の女性プラダン（リーダー）によると、女性が男性と同じ程度あるいはそれ以上の公共財を村にもたらした場合でさえ、村人たちは女性のリーダーシップに男性の場合ほど満足せず、そればかりか、彼女たちの権限ではどうにもならないサービスの質の不十分さについてまで、彼女たちの責任にして非難したというのである。驚くまでもないだろうが、プラダンのおよそ2人にひとり、二度と選挙には出ないと言っている。アフガニスタンでは、2005年の選挙に立候補した女性たちが暴力の被害を受け、時には命を奪うという脅しまで受けた。

女性の政治参加にまつわる神話

女性の政治参加に関する神話は、良いものであれ悪いものであれ、たくさんある。これらは女性と政治に関する非現実

図4.2 調査対象とされたほとんどの国で、過半数の人々が「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」と答えた



第4次世界価値観調査 (World Values Survey, Round 4) (1991-2004年) のデータにもとづいてユニセフが算出したもの。地域統計に含まれているそれぞれの国・領域のデータは、指定期間内に得られたもっとも最近の年次のデータである。各地域統計には次の国々が含まれている。中東と北アフリカ: アルジェリア、エジプト、イラク、イラン、ヨルダン、モロッコ、サウジアラビア。ラテンアメリカとカリブ海諸国: アルゼンチン、ベネズエラ、チリ、メキシコ、ペルー。南アジア: バングラデシュ、インド、パキスタン。東アジアと太平洋諸国: 中国、インドネシア、フィリピン、韓国、シンガポール、ベトナム。サハラ以南のアフリカ: ナイジェリア、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア。ここで用いた手法についての注釈は 88 ページの出典・参考文献等を参照。

出典: World Values Survey, < www.worldvaluessurvey.org >。2006年6月にアクセス。

的な仮定にもとづいているために、固定的な見方や差別を容易に永続化してしまいかねない。そのような神話の例を以下に2つ挙げる。

神話1: 女性ならば誰でも、女性と子どものために成果を上げてくれる。議員が女性だからといって、女性と子どもの利益の推進に結びつく法律を自動的に促進するとは限らない。女性議員は、さまざまなパーソナリティとイデオロギーが広範に分布する中で、どこに位置しているかが不思議ではない一人なのである。女性議員はさまざまな背景と利益を代表する有権者集団に対して説明責任を負っており、イデオロギー、地域、階級そのほかの違いによって矛盾した状況に置かれることも少なくない。さらに、女性議員は政党の党员であり、自らの政策的選択を犠牲にしても党の方針に従わなければならないときもある。それでも全体的には、女性議員は男性議員よりも自らの政治的影響力を、子どもや女性、家族の助けとなるような変革をもたらすために活用する可能性が高いことが、証拠によって強く示唆されている。

神話2: 女性議員には「硬派な」仕事は合わない。列国議会同盟が作成した2005年の大臣職務一覧によると、女性大臣の数は183カ国で858人にのぼっていた。しかし、その職務内容の内訳は衝撃的である。女性が占めている大臣職のほぼ3分の1は、家族、子ども、若者

と社会問題、あるいは女性問題と教育に関連するポストで占められていた。それに対して、防衛大臣の職にある女性は世界全体でわずか13人、経済担当大臣はわずか9人(それぞれ1.5%と1%)にすぎなかったのである。

88 ページの出典・参考文献等参照。

調査によれば、今日では、女性や家族に関する問題の重要性に対する男性議員の認識も高まりつつあり、多くの場合、男性議員がジェンダーの平等を推進する上で重要なパートナーとなっている。例えば、上記に挙げたラテンアメリカの3カ国（アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ）では、男性議員が女性の問題（男性議員の68%）や子どもと家族の問題（同66%）について強力な支持を与えているのである。これらの数値は女性議員に比べれば低いものの（それぞれ94%と79%）、議員との面接調査にもとづく定性調査からはこうした問題に対する男性の関心が高まっていることが窺える¹⁶。

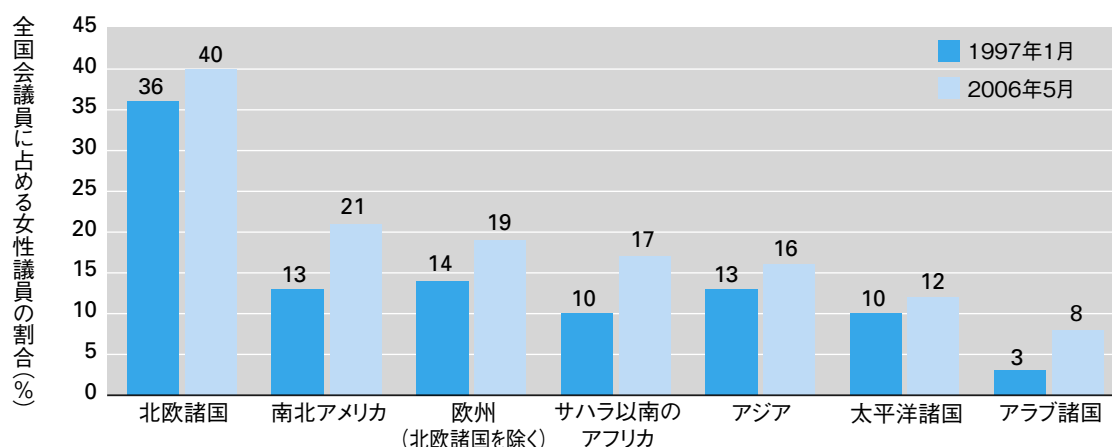
立法面における優先順位の変化にともなって、議会環境も、気付きにくいものの、重要な変化を遂げている。そのような変化の例として、議会日程と議会内保育所の2つが挙げられる。女性議員の数が増えたことの直接的な結果として、いくつ

かの国——南アフリカと英国を含む——では、家族の面倒をみなければならない女性の都合に合わせて、議会の開会時間を変えた¹⁷。北欧ではスウェーデン議会が国会議員のための保育所を設置した¹⁸、スコットランド国民議会では、「子どもの養育責任を負う有権者（通常は女性）が自分たちの代表に会えるよう」、議会を訪問する有権者のために託児所が設けられている¹⁹。

女性議員の数は少ないが、前進の兆候はある

女性が、子ども、女性、家族の権利をもっとも積極的に擁護する集団のひとつに数えられることが多いにも関わらず、また女性議員の数を増やすことがミレニアム開発目標（とくにミレニアム開発目標3）の主要な目的となっているにも関わらず、女性国会議員の数は相変わらず少ないままである。

図4.3 女性の国政参加（地域別）



出典：データは列国議会同盟データベース、'Women in National Parliaments', < <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から入手。2006年6月にアクセス。

女性が十分に代表されていない状況はすべての国の議会に共通しており、2006年7月の時点で、女性は世界の議員の17%弱を占めるにとどまっている。10カ国では女性国会議員がひとりもおらず、そのほかの40カ国を超える国々では、女性議員の割合は10%未満である。北欧諸国では女性議員の割合がもっとも高く、上院下院を合わせた全議員の約40%を女性が占めている。女性議員の占める比率がもっとも少ないのはアラブ諸国で、地域平均は8%に満たない²⁰。

しかしながら、クォータ（議席割り当て）制を導入する国が増えていることを大きな理由として、心強い傾向も生じている。女性議員の割合が30%以上に達する議会の数——1995年の北京行動綱領で合意された、女性の議会参加の度合いを測る重要な基準——は、この10年で4倍になった。女性の政治参加に関わる変化の中でももっとも劇的なものは、かつて紛争のために荒廃状況に陥った国々で生じている場合もある。たとえばアフガニスタンでは女性が政治の世界から排除されていたが、今日では女性が議員の27.3%を占めるようになった。ブルンジと東ティモールもまた、かつて紛争を経験し、現在では女性議員の占める割合が大きくなった国である（それぞれ30.5%と25.3%）。これらの3カ国で女性議員が増えたことは、政治的移行期にクォータ制がうまく導入されたことの実例である²¹。

2005年にリベリアでエレン・ジョンソン・サーリーフが大統領に選出され、また2006年初頭にミCHEL・パチレがチリの大統領に選ばれたことは、それぞれサハラ以南のアフリカとラテンアメリカにおける女性の政治的リーダーシップの歴史の中で、重要な出来事である。東ヨーロッパでは、旧ソ連邦の国としては初めて、ラトビアが1999年に女性を大統領として選出した。フィンランド、アイルランド、フィリピンも、現在では女性が大統領である（フィンランドとアイルランドでは大統領は国家元首であり、フィリピンでは大統領は国家元首と政府首班を兼ねている）。バングラデシュ、ドイツ、ジャマイカ、ニュージーランド、モザンビーク、オランダ領アンティル、韓国²²でも、女性が政府首班を務めている。

閣僚レベルとなると、議会よりもさらに女性の割合が少なくなる。2005年1月現在、183カ国858人の閣僚が女性であるが、これは世界の全閣僚のわずか14.3%に過ぎない²³。政府に女性閣僚がひとりもない国は19カ国にのぼり、女性閣僚がいる国でも、名目的に1～3人の女性閣僚を置いている国がほとんどであった。2006年3月現在、閣僚構成の面でジェンダーの平等を実現しているのは、チリ、スペイン、スウェーデンの3カ国のみである。



数字を超えて

女性国会議員の割合は、たしかに、女性の政治的エンパワーメントの基準としても、また子どもの強力な代弁者の声に耳が傾けられるようにしようとする国の意思の強さを測る基準としても、非常に重要である。しかし数字は必要な判断基準のひとつに過ぎず、女性のエンパワーメントの十分条件ではない。英連邦事務局が行った、開発途上国のジェンダー予算に関する詳細な分析によると、たとえジェンダーに対する姿勢を変えることに成功したとしても、十分な資源と必要な技能がともなわなければ意味がないことがわかって²⁴。

政府は、女性組織や政党と共に、女性のエンパワーメントを果たすにあたって重要な役割を担っている。政府職員の間でジェンダーに関する意識を高めたり、女性省や機会均等局など、女性政策について議論する包括的なフォーラムを設けることにより、これが可能となる。

例えば、1974年から1994年にかけて政府が女性に対する暴力にどの程度敏感に対応してきたかを検討した包括的研究では、女性議員数と、女性に対する暴力の削減を目的とした政策イニシアティブとの間には直接的関係は見られなかった。この研究では、36カ国の例を挙げて、議会における女性議員の割合が大きい国（例えばスウェーデン、フィンランド、デンマーク）でも、女性議員の割合がはるかに小さいオーストラリアやイスラエルなどの国より、暴力対策が立ち遅れている場合があることを明らかにしている。この研究では、女性のニーズや利益に対する政府の対応という面でもっとも重要なのは女性議員の数だけではないと結論づけている。女性の権利に対する政党からの支持のような制度的メカニズムや、女性組織の力と団結も、これと同じく重要なのである²⁵。

政党や女性グループは、女性の政治参加を促進する上で中心的存在である。政党は、選挙の候補者を募集・擁立し、また議会の議題として取り上げられる特定の問題の重要性を高める上で、重要な役割を担っている²⁶。女性グループは、女性と子どもの権利推進につながりうる立法上のイニシアティブや、説明責任の遂行に関わるメカニズムを促進・発展・維持させていくために必要な、市民社会の働きかけや専門知識をしばしば提供してくれる（59ページのパネル参照）。

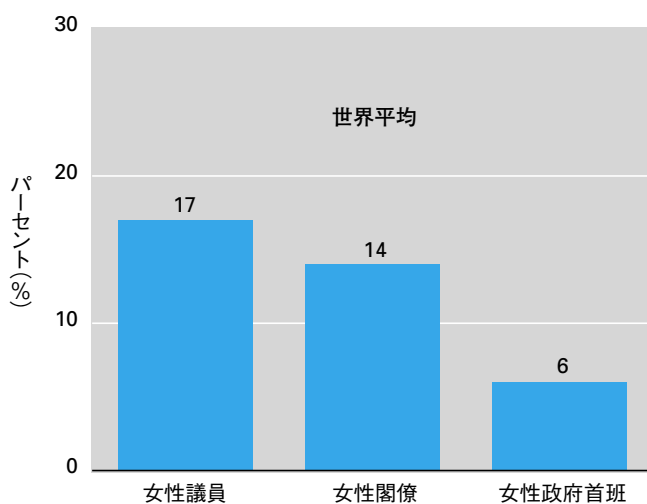
地方政治に参加する女性

女性と女子に利益をもたらす投資を優先する

地方政治への女性参加は、国レベルの立法や政治よりも、女性と子どもにとっての成果という面でさらに直接的な影響を、いっそう迅速に及ぼしうる。地方の政治家の行動様式に関する調査結果は限られているものの、先進工業国と開発途上国の双方で行われた多くの研究から、地方政府に参加する女性は社会問題を優先する傾向にあることがわかっている。さらに、開発途上国（インド）のある重要な事例記録によると、女性の地方政治への参加が増えるに従い、コミュニティ資源の配分がより平等になり、女性と子ども（とくに女子）が直接の利益を受けるようになったことが明らかになっている。

ノルウェーでは、女性が地方政治に参加するようになった理由としてもっとも多く挙げられる理由のひとつが、子どもの問題——とくに、保育施設の不足——である。1975年のデータまでさかのぼって検討を行った最近の研究によると、地方議会に占める女性の割合が約30%に達した最初の年に、恩恵を受ける子どもの数が増加していた。このノルウェーの調査から明らかになったもっとも重要な知見は、地方政府に参加する女性は、議員になりたての頃にもっとも大きな政策上の影響を

図4.4 議会・政府への女性の参加状況



出典：女性議員と女性閣僚のデータは、列国議会同盟のデータベース、'Women in National Parliaments', < <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から入手。2006年6月にアクセス。女性政府首班のデータは各国政府の公式ウェブサイトから入手。

女性グループ：政治的变化をもたらす力

女性グループが政治的变化をもたらす重要な力となりうる方法は少なくとも2つある。まず、女性グループは公職に就いた女性を支援することが多い。ふたつ目は、女性グループ自身が、女性や子ども、家族のためのアドボカシー活動に独自に取り組む方法である。女性のグループやネットワークは、人権、とくにもっとも弱い立場に置かれた人々の人権が草の根レベルの動員によっていかに増進されるかという実例を、世界各地でいくつも提供している。

アフガニスタン：女性グループは、女性が大統領選・議会選挙や選挙プロセスの監視に参加するように、相当の支援を行ってきた。また、女性の難民を対象として権利意識高揚のためのワークショップも開催した。

オーストラリア：女性グループは、ほかの市民社会グループと共に、入国管理施

設に拘禁されている子どもの権利を擁護する上で重要な役割を果たした。女性グループは、国内法と社会政策の変更を求めて、また難民家族の生活再建能力を高めるためのサービスの改善を求めて、ロビー活動を行った。

モロッコ：2004年、「平等の春」という組織の女性権利活動家らがアドボカシーと意識啓蒙活動に取り組むことにより、女性の不平等に対応し、子どもの権利と男性の尊厳を守るための画期的な家族法を支持するよう、政府の指導者を説得することに一役買った。

モザンビーク：地元のいくつかの女性グループが児童婚に反対するキャンペーンを繰り広げた結果、2004年に新家族法が議会を通過し、結婚できる法定年齢が、親の同意がない場合については16歳から18歳に、親の同意がある場合については14歳から16歳に引き上げられた。

ルワンダ：2002年、女性の教育機会、農村部の銀行による小規模事業融資、および弱い立場に置かれた若者のためにロビー活動を行う委員会の創設を支援する国内協定の草案作成にあたり、女性国会議員とコミュニティの指導者たちが協働した。

タジキスタン：タジキスタン女性弁護士連盟が暴力に関する国内法の草案を作り、現在大統領の承認を待っているところである。この草案作りは容易ではなかったが、連盟は全国で1,100名を超える参加者を対象に32回のワークショップを開催し、最終的に、地元当局や法執行機関、司法機関、政府省庁そのほかの国家机关の協力を得ることに成功した。

88 ページの出典・参考文献等参照。

及ぼすということである。その理由は、女性議員が政治議題に新しい問題を付け加えるからである²⁷。

米国では、3つの州で2年間に提出された9,800件を超える法案を対象として1994年に行われた分析があるが、これによると、女性議員は、子どもの健康にかかる法案の提案者となる割合が男性の2倍に達していた²⁸。女性の政治参加に関する別の研究では、米国では、女性議員の割合が高い州は、女性に対する暴力への取り組み、子どもの支援の強化、女性の雇用・失業手当の拡充、性と生殖に関する保健ケアの推進に向けた努力に対して、より協力的な姿勢を示す傾向にあることが明らかになっている²⁹。

開発途上国では、地方政府への女性参加が及ぼす影響に関する調査研究はまだ始まったばかりである。現在存在するもっとも包括的な知見としては、インドに関するものがある。同国では、1998年の時点で村議会の全指導的役職の3分の1が女性に留保されていた³⁰。この留保政策の効果を明らかにするための大規模な研究プロジェクトの一環として、まず西ベンガル州の165の村議会を対象に調査が行われた。この研究では、留保政策を導入している村議会と導入していない村議会との間で、公共財の提供レベルの違いが比較検討された。

この研究によると、留保政策が導入されている

村では、飲料水用施設への投資が留保政策のない村の2倍に達し、良好な状態に整備されている道路の割合も同じくほぼ2倍に達していた。さらに、主要幹線道路が最近整備された割合も20%高く、新たなバイオガス（調理用燃料や発電に使われる代替燃料）・プロジェクトも留保政策のある村の26%で導入されていた（留保政策のない村では6%にとどまっていた）。また、モニタリングも活発に行われているため、研究が行われた6カ月間に保健員が村内の各家庭を訪問した回数もかなり多かった。これらの改善は、女性と女子にとっては大きな利益をもたらすものであった。彼女たちは、燃料を集め、水を汲み、家族——とくに子ども——の健康上のニーズに対応する主要な責任を負っているからである。

こうした初期の調査結果をもとに研究プロジェクトが拡大され、留保政策が子どもの予防接種と学校教育に及ぼす影響が検証された。ラジャスタン州の100村を対象とする調査では、村ごとに30世帯について予防接種調査が行われ、5歳未満児全員の予防接種状況に関するデータが集められた。その結果、女性ブラダン（リーダー）を対象とする留保が導入されている村に住む1～5歳の子どもは、すべての予防接種を完了している可能性が若干高いことが明らかになった。女性指導者が女子の学校出席率に及ぼす影響はさらに大きい。この研究から、女性ブラダンがいる村では、ジェンダーによる出席率の格差が13ポイントも縮

小することが明らかになったのである³¹。

しかし、地方政府に参加する女性が多いというだけで、女性が子どもや女性、家族の利益と権利を効果的に唱道してくれることが保障されるわけではない。例えば、南アフリカでは、地方政府に参加する女性が直面する問題や機会を分析した結果、女性国会議員の場合と同様に、これらの女性が効果的に活動できるかどうかは主に人数以外の要因で決まることが明らかになった。これらの要因には、女性の役割に関する文化的規範や期待、地域のヒエラルキー（階層制）、個々の議員の能力や特性、ジェンダーの平等に対する各政党の力の入れ具合などが含まれている³²。

変化の触媒

地方政府に参加している女性について東アジアと太平洋諸国の13カ国を対象に行われた比較分析の結果によると、女性が意思決定権限のある役割に就ける確率は国レベルよりも地方政府のほうが高い。女性にとっては地方政府のほうが、家庭における責任と仕事の責任に合わせた生活を組み立

てやすい傾向にあるのである。また、地方政府の場では国会議員の場合よりも役職が多く、競争もそれほど激しくない傾向にある。さらに、市やコミュニティのレベルでは、女性が意思決定の役割を担うことが女性のコミュニティ参加の延長線上にあるととらえられ、より受け入れられやすいのかもしれない³³。

それでも多くの国々では、家族の中でのジェンダーの不平等、家庭における労働配分の不平等、および、ジェンダーによる役割や意思決定権限のある立場に女性が就くことの適性に関する根強い文化的態度が原因となって、地方政治への女性の参加が阻まれている場合が多い³⁴（第1章の8ページを参照）。1998年以来、地方レベルの意思決定における女性の役割についてデータ収集を行っている都市・自治体連合によると、女性は、世界の全市長の9%強、地方議会議員の約21%しか占めていないのである³⁵。

こうした障害があるにも関わらず、地方政府の場に出選される女性が増えるに従い、女性は変化の重要な促進役となっている。先に挙げた、留保



© UNICEF/HO05-1609/Giacomo Prozzi

政策を導入しているインドの西ベンガル州の村々では、村の会合に女性リーダーがいることにより、ほかの女性の政治への興味もさらに引き出され、活発な活動が繰り広げられるようになった。女性プラダンが議長の場合、村の評議会会合に参加する女性の数が——6.9%から9.9%へと——大幅に増えたのである³⁶。

女性・戦争・平和

以上の事例研究から明らかなように、国レベル・地方レベルの政治プロセスの形成に女性が積極的に関わることができるか否かは、民主的制度と安定した政治環境の存在にかかっている。しかしながらここ数年、社会的不安定と法による支配の弱体化がはびこる紛争下の状況においては、和平プロセスの長期的な成功を確保するために女性の参加が欠かせないという認識が高まっている³⁷。予備的調査や事例研究が示唆するところによると、和平合意や紛争後の復興・統治は、女性が関わった場合のほうがうまくいく可能性が高い。これは、ひとつには、女性は安全保障に対してより包括的なアプローチをとり、女性が参加しないときには無視される可能性がある重要な社会的・経済的問題に対処しようとするためである³⁸。

和平プロセスに対して女性が特有の貢献をすることを認めて、国連安全保障理事会は2000年10月、決議1325を全会一致で採択した。これは、戦争が女性に与える影響について具体的に引き上げ、紛争解決や持続可能な平和の実現に対する女性の貢献をうたったものである。しかし、女性が和平プロセスにおいて果たす役割は、良くて非公式なレベルにとどまっている。紛争の垣根を超えられることが多い女性グループの参加は、政府やそのほかの政治的主体も積極的に進めたいと考えているように見えるが、女性が実際に和平交渉のテーブルにつけることはほとんどない。たまたまそのような機会があったとしても、女性の声にはほとんど耳が傾けられないのが実情である。

女性が和平交渉から排除されるということはすなわち、市民、元兵士、あるいは被害者としての女性の権利や意見が、紛争後の復興プロセスにおいて完全な形で代表されないということである。1991年から2001年の間に締結された13の和平協定——アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブーゲンビル島（太平洋諸島のひとつ）、カンボジア、エルサルバドル、エリトリア、エチオピア、グアテマラ、コンゴ、リベリア、ルワンダ、シエラレオネ、東ティモールなどの紛争に終止符を打ったもの——を検討した最近の報告書は、「女性のニーズが男性のニーズとともに満たされるようにするための適切な規定の一般的モデルとなる和平協定はひとつもない」と結論づけている³⁹。実際のところ、これらの和平協定には、具体的に、

あるいは間接的にであっても女性に関連する条項はほとんどなかった。これは、交渉メンバーの構成面で圧倒的なジェンダーの不均衡があることを反映するものである。安保理決議1325は和平交渉に女性の参加を得ることがきわめて重要であることに注意を促しているが、この決議が採択されて以降に調印された和平協定の半数には、女性のニーズとジェンダーの視点への言及がまったくない⁴⁰。

女性が和平交渉の席につくと何かが変わるのか？

（この章の初めのほうで示したように）他の政治分野では女性の参加によって成功が得られていることを見れば、女性が和平交渉の席につけば、女性と子どもにとって重要な変化が生じると考えることは道理にかなっている。かつて国際的な仲介役を務めたある人物によれば、女性が参加していると、「交渉における安全保障のとらえ方がより包括的なものとなり、子どもと女性の再統合、元兵士が家に戻ってきたときのドメスティック・バイオレンスの防止、女性や女子がもっと安全に薪集めや水汲みをできるようにするための地雷撤去、子どもと女性に対する人権侵害に関する紛争後の説明責任の確保といった事柄に関連する問題が取り上げられるようになる傾向がある」⁴¹。言い換えれば、女性の参加によって、子ども、女性、家族の権利・福祉にとって重要な課題が交渉の場で取り上げられる可能性が高まるのである。

このような考え方は、世界中の複数の国々の経験からも裏づけられている。もっとも有名なのは、北アイルランド女性連合（北アイルランド初の女性中心の政党）の旗揚げをするため、1996年に200を超える女性組織の代表者が集まったことである。プロテスタント派とカトリック派の双方が参加したこの運動は、市民権、人権、労働者の権利を推進するための教派を超えた動きとなった⁴²。この同盟はその後、北アイルランド和平交渉を仲介したジョージ・ミッチェル米国上院議員から、交渉の合意達成に寄与したと評価されている⁴³。

紛争解決プロセスへの女性の参加

世界中で、紛争解決プロセスへの女性参加がますます活発になっている。アフガニスタン問題について話し合うために2001年暮れに開催されたボン会合では、代表者とアドバイザー約60人のうち5人が女性であった。交渉の間、女性代表者たちは女性の権利を求めて懸命に闘い、女性課題省の創設などの成果を獲得した⁴⁴。グアテマラでは、1996年の公式和平プロセスに女性が参加したことにより、女性と女子のための国家保健プログラムや、家族再会プログラム、および行方不明のまたは保護者と離れ離れになった子どもや孤児の捜

索を支援するプログラムの導入につながった⁴⁵。フィリピンでは、女性が公式な和平プロセスにおいて強い影響力を持つ地位を占めてきており、平和実現のため、党や宗教の垣根を超えて協力することを強く主張してきた⁴⁶。シエラレオネでは、ロメ和平合意プロセスに2人の女性が加わっている。交渉責任者ではなかったが、復興・再建・開発プログラムの策定と実施にあたって被害にあった女性と女子に対して特別な注意を払うことが、最終合意の主要条項に明記されることになった⁴⁷。

最近では、ダルフルの和平交渉においても女性が重要な貢献を行っている（左のパネルを参照）。

こうした経験にも関わらず、ほとんどの紛争で、女性は和平交渉から完全に排除されたり、「並行」して進められている交渉の席に追いやられている。女性にとっては、このような類の交渉の席に限定的に参加することでさえ大変な努力が必要であり、多くの場合、たいした成功は望めない。こうした並行的交渉の例としては次のようなものが挙げられる。

女性とダルフル和平協定

2005年、20人の女性メンバーから構成され、カナダ・ノルウェー・スウェーデン各国政府ならびに国連婦人開発基金（UNIFEM）のバックアップを受けた「ジェンダー専門家サポート・チーム」が、ダルフル和平協定交渉の決定的ラウンドとなった第7回会議への参加を求められた。チームには、ダルフル地方の多種多様な部族的・民族的背景を持つ女性が集められ、女性の優先事項とジェンダー問題に関する統一合意文書が作成された。成果文書「ダルフルの和平プロセスと復興における女性の優先課題」には、例えば次のような、女性と子どもに関する重要な条項が多数含まれている。

- ・紛争状況において女性と子どもを特別に保護する
- ・戦争による損害や破壊に対する補償／賠償の評価にあたって、女性と子どもに優先的待遇を与える
- ・安全保障を確保する手段として、とくに女性と子どもの教育に力を入れるよう政府に対して求める
- ・難民および国内避難民キャンプにおいて中等教育を提供する
- ・難民女子の教育の必要性に目を向けるよう、国際社会に訴える
- ・女性と子どもに対して法的支援、心理カウンセリングそのほかの関連サービスを提供するための機関を創設する

女性たちは、交渉の席に参加を許された3週間という短い期間の間に、最終合意の中に女性にとっての優先事項を非常に多く盛り込むことに成功した。最終合意は、ジェンダーに配慮した言葉遣いを採用するとともに、多くの優先事項の中でもとくに、意思決定機関および平和構築における女性の参加を求めている。

88ページの出典・参考文献等参照。

- ・ブルンジ：2000年、女性がブルンジ諸政党の抵抗に打ち勝ち、タンザニアのアルーシャで開催された和平交渉の席に非公式オブザーバーとして参加することに成功した⁴⁸。
- ・リベリア：リベリア女性イニシアティブが1994年の地域和平会議の公式参加者になることはかなわなかったものの、和平プロセスの間、その女性リーダーたちによる助言が大きな影響を与えた⁴⁹。
- ・ソマリア：2000年5月、ソマリア国民和平会議に参加した92人の女性代表団は、平和のための「第6の民族」を自称した（ソマリアには複数の主要民族が存在するが、どの民族も男性が代表者となっていた）。一部の男性代表からの抵抗に遭ったものの、女性代表団は、245人から成る暫定国民議会のうち25議席を女性に割り当てる国家憲章の起草に一役買った⁵⁰。
- ・スリランカ：2002年12月、ジェンダー問題小委員会が設立された。その任務は、女性にとっての重要問題を明らかにし、和平プロセスで取り上げられるべき諸問題の中にこれを含めることであった。この委員会は10名から成り、紛争後の再建におけるジェンダーの側面に焦点をあてるべく、交渉当事者双方から女性各5名が任命された。委員会が挙げた最優先課題の中には、女性の政治参加の平等、教育制度とジェンダーにもとづく偏り、女性や女子に対する暴力などが含まれていた⁵¹。

変革をもたらす機会としての紛争

女性は紛争の単なる被害者ではなく、和平プロセスの成功と政治の長期的安定に寄与する重要なアクターであるという認識は、驚くほど最近になって出てきたものである。インドの著名なエコノミスト、デバキ・ジーンが『女性・開発・国連』(Women, Development and the United Nations)で書いているように、「1975年まで、国連で安全保障や防衛に関する議論が行われても、女性への言及はまったくといっていいほどなかった。第2

仲介者・平和維持要員としての女性

重要な役割を担う人々の中でも、とくに和平交渉にあたる人々や平和維持軍に占める女性の割合が大きくなれば、紛争解決や紛争後の復興に対する女性の貢献度が飛躍的に高まるはずである。国連平和維持活動局（DPKO）に提出された報告書の中でコンゴ民主共和国イトゥリ州の地区担当官が述べているように、「地元の女性（と女子）は、例えば男性軍事監視員のような、制服を着た男性とはなかなか自由に話すことができない。性的暴力・虐待などのセンシティブな話題についてはとくにそうである……。多くの場合、とくにその地域に暴力がはびこっている場合は、地元の女性（と女子）は女性の平和維持要員と話したがる。これは、平和維持軍の男性隊員からの暴力を含め、さらなる暴力を受けることを恐れているためである」。

国連はこのことを十分承知している。国連平和維持活動局が配備する制服組（軍隊要員・警察要員）に女性が占める割合は非常に低いままだが（それぞれ4%と1%）、近年の同活動局による積極的な施策によって、女性が文民ポストに就くケースが増えてきた。これは、平和維持軍の任務の成功のためには女性の存在が欠かせず、また女性が部隊の中にあることによって、部隊が本来守らなければならない人々——とくに若い女子——に対し、平和維持部隊の隊員が性的搾取・

虐待を行う可能性を抑えることができるという認識が高まっていることの反映である。国連事務総長が主導したこのような事例に関する調査からいくつかの重要な知見が得られたが、そのひとつは、「平和維持軍に、とくに上級職レベルに配置される女性を増やすことは、とくに地元住民に対する性的搾取・虐待を抑制する環境の醸成に役立つ」というものであった。

国連総会および平和維持活動特別委員会からの強い要請により、2006年6月、国連事務総長は、国連要員による性的虐待の被害者を支援するための包括的戦略を発表した。この政策のとりまとめにはユニセフも関わったが、そこでは、全被害者に対する基礎保健上の支援、心理社会的・法的・行政的支援ならびに特例としての財政的支援を含む、包括的な被害者支援アプローチが提唱されている。この政策に則り、ユニセフ、平和維持活動局、国連人道問題調整部（UNOCHA）、および国連開発計画（UNDP）は、性的搾取・虐待の問題に関する包括的取り組みをさらに進めるべく、ハイレベル会合を開催しようとしているところである。

平和維持要員に加えて、国際社会を代表する仲介者も「ティッピング・ポイント」（劇的変化の火つけ役）の役割を担い、和平プロセスや紛争後の再建における女

性参加を確保する上で一役買うことができる。非公式な接触を通じて交渉を行う「トラック・ツー」仲介者ではなく、公式なチャンネルを通じて公式の交渉に関わる「トラック・ワン」仲介者として女性がどの程度和平プロセスに参加しているかを評価した最近の調査によると、女性は概して紛争の仲介や解決プロセスから排除されていることが明らかになっている。国連では和平関連の上級職に占める女性の割合は6.5%にすぎず、また欧州連合（EU）では、高官レベルの仲介者には、現在においても過去においても女性は誰ひとりとしていないのである。同様に、女性が強力なロール・モデルとして活躍しているとの誉れが高いアフリカにおいても、アフリカ連合（AU）の平和・安全保障理事会に女性の役職者はいない。協定の締結に至っていない和平プロセスが現在進行中であるか、膠着状態にあるか、あるいはこれから始まるかとしている紛争で、かつ国連とヨーロッパ連合のいずれも指導的な役割を担っていない紛争の中では、たったひとりとはいえ女性仲介者が存在するウガンダだけが異彩を放っている。

88 ページの出典・参考文献等参照。

次世界大戦後の諸条約においては、男女両方を意味するものとして男性形の名詞・代名詞が使われていた⁵²。したがって、ほかのレベルにおける政治的意思決定と同様に、和平プロセスに女性を参加させるといっても単に女性の数を増やせばいいというのではなく、多くの場合、国際社会による積極的な支援が必要になることも、おそらく意外ではあるまい。

ブルンジ、リベリア、ソマリアなどの国々における和平プロセスへの女性参加を支援してきた国連婦人開発基金（UNIFEM）の草分け的な努力が示すように、こうした努力が実を結ぶためには、長年にわたる苦闘と逆行の克服が必要なのである。単純なことで女性が和平交渉の席につくことができる場合もある。ブルンジの場合、女性が参加できるかどうかは、タンザニアのアルーシャで行われる和平交渉の場にたどり着くためのタクシー2台分の費用が工面できるか否かにかかっていた。男性参加者たちは公式にあてがわれた飛行

機を使って1時間足らずで移動できたのに対し、女性は2日ばかりでようやくアルーシャにたどり着いたのである。彼女たちの参加が、女性の政治参加を公式な形で保障するメカニズムの導入という結果に結びつくことはなかったが、その影響を受けて、2000年の合意ではジェンダーに配慮した措置が多数取り上げられた⁵³。



© UNICEF/H004-1224/Giacomo Prozzi

次の世代を鼓舞する

国の議会、地方政府および和平プロセスに女性が参加することは、現在の政治のみならず、政治の未来を変えることにもつながっている。女性の政治参加によって、女性や女子が意思決定の役割を担うことに対する一般的姿勢が変わりつつあるからである。国や社会によって異なるその因果関係のパターンを定型化することは難しいが、公職に就いている女性の数と、女性の政治的指導者に対する社会一般のプラス・イメージとの間には強い相関関係があることが、最近の調査から窺える⁵⁴。このような相関関係があるからといって、女性の政治参加によって世論がジェンダーの平等に好意的な方向に変わりつつあることが証明されるわけではない。しかし、女性のリーダーシップ能力に対する社会一般の信頼と、女性の政治参加に対する社会的期待の高まりとの間に存在する強いつながりを示すものではある。

例えばルワンダでは、平和と民主主義への移行にあたって女性が果たした役割により、未来の世代の少女たちが、わずか一代前までは考えられもしなかった公職に就けるようになった⁵⁵。インドでは、選挙で選ばれた女性代表や、地方評議会にかつて選出されながらももはや正式な評議員ではない女性らにより、新しい組織が強化されている⁵⁶。この2カ国は、世界中で女性の政治参加がいかに進んでいるかを示す例のほんの一端である。こうした女性の影響が感じられるのは、子ど

もや女性のための法律が強化されているという点だけではない。女性たちは、意思決定機関をより民主的な、よりジェンダーに配慮する機関にしていく上でも役立っている。これから政治に参加する若い女性や男性は、差別や後退はあるにせよ、女性の存在によって大きく変化した世界に足を踏み入れることになるのである⁵⁷。

政治参加を可能にする、女性のエンパワメント

女性の政治参加を拡大することは、ジェンダーの平等を推進し、女性のエンパワメントを果たすためにきわめて重要である。この2つはミレニアム開発目標3の重要な要素でもある。この章で示したように、政治に参加する女性は、男性よりも頻繁に、そしてより力強く、女性、子ども、家族の権利の実現を求めて声を上げている。それでも、現在のベースでは、国政の場で女性が男性と平等の発言権を持つに至るまでに60年以上かかってしまう計算である。地方でも男女のバランスがとれていないのは同様であり、現在、世界の市長のうち女性が占める割合は10人にひとりにも満たない⁵⁸。

国や地方の議会に女性が参加することを妨げる障壁は、公式にはほぼすべての国で解消されたが、これだけでは政治におけるジェンダーの不均衡の問題に対応するには不十分である。政治的空間・プロセスは開放されたものの、意思決定権限を有

するポストに就く女性の数がそれにともなって自動的に増えたわけではなかった。教育レベルの低さから、女性の意思決定能力を疑問視する社会の一般的態度に至るまで、女性は子どもの頃から差別に直面している。このような差別が、女性により重くのしかかる仕事や家事の負担とともに、女性の政治参加を抑制・妨害し、公的な職に就くための時間やエネルギーを男性よりも少なくしてしまうのである。これらの問題は、それ自体、ひとつひとつ解決していかなければならない。女性の完全な政治参加を実現するためには、以下のような措置が鍵となる（ここでは概要を掲げるが、第5章でより詳しく検討する）。

- **教育：**これまでの章で強調してきたように、学校に通う権利を否定されている女子は、教室で学ぶ知識だけを奪われているのではない。政治参加の権利を含めて、生活のあらゆる分野で自身の能力を全面的に開花させる機会を剥奪されているのである。
- **（投票および議会における）男性の参加と支援：**ジェンダーの平等を推進するためには政界における女性の存在と積極的な参加が欠かせないが、ジェンダーに関する取り組みには、男性、とくに男性の議員や政治的リーダーの関与と支援も必要である。
- **クォータ制：**クォータ制の導入は、世界中で女性の政治参加に劇的な変化をもたらしてきた。和平プロセスに関してはこのような割り当て制は存在しないが、和平交渉への女性の参加を確保するのに効果的な手段となる可能性があることも、ますます強く認識されつつある。
- **政党政治：**女性の政治参加の拡大にとって、政党は依然として重要な意思決定機関である。しかし政党政治との関係では、基準が守られない場合の制裁がとくに重要な意味を持つ。例えば、政党が議席の40%を女性議員に割り当てると表明すれば強い印象を与えるかもしれないが、女性候補の立候補が積極的に推し進められなければ、その決意も意味がない。
- **和平交渉への参加：**国連の加盟国そのほかの政治的アクターが国連安保理決議1325を遵守するようにすべく、この5年間、とくに国連平和維持活動局による積極的な施策が進められてきた。それでも、和平プロセスや紛争後の問題解決に女性が参加する例はわずかな数にとどまっている。
- **データ収集と調査研究の向上：**子どもに関わる立法や政策に女性がおよぼす影響に関する調査研究は、先進工業国でさえ依然として限られている。子どものためのアドボカシーという面で

は、ユニセフはどのレベルの政府に対しても重要な役割を担うことができ、また担わなければならないが、その努力を支えるものとして、女性と女子にとくに焦点をあてた、意思決定と政策的成果のより広範な力学に関する調査研究と分析の向上が必要である。

- **女性の変化を引き起こすことのできる環境づくり：**女性の政治参加は、女性の政治的エンパワーメントのための必要条件ではあるが、十分条件ではない。女性省そのほかの女性による政治的フォーラムや、女性議員数の拡大に対する政府の決意もまた、ジェンダーの平等を推進するにあたって同じくらい重要な要因となる。

ボリビアの女性と子どもにとっての、正義という名の希望

カシミラ・ロドリゲス・ロメロ（ボリビア法務大臣）

生き延びることを学ぶ

6歳のとき、干ばつのために家族がいつもお腹を空かせていたことを思い出します。1日に2度の食事のままなりませんでした。そこで、私たちがきょうだいは、別の地域で暮らす祖父母のもとで育てられることになりました。祖父母は畑で作物を作り、ヤギや牛を飼っていたのです。そんな状況でしたが、母は子どもたちに——男の子であろうと女の子であろうと——読み書きを覚えて欲しいと願っていました。そこで、ミスケにあるキオマという鉱山の町に私たちを行かせたのです。私たちのために、祖父母はそこに部屋を借りてくれました。

学校に行く準備ができて、三つ編みに編んだ長い髪を梳いてくれる人はいませんでした。兄たちは毎日、髪を梳かしてくれようとしたのですが、さんざんなことになりました。鉱山で働く家の子どもたちは、私のような少数民族の女の子が珍しかったのでしょうか。それまで誰もけんかなどしたことはありませんでしたが、私は髪を引っ張られたり、いじめられたりするようになりました。それが暴力と差別の始まりでした。私はケチュア語しか喋ることができず、スペイン語で勉強するのはとても大変でした。毎日、

学校が終わるとききょうだいで薪を集めに行き、地元の女性たちとの物々交換で砂糖、麺、パンを手に入れました。故郷のみんなと離れ離れで寂しかったけれど、けんかのしかた、お金を稼いで生き延びる手段を学びました。

搾取から差別へ

13歳で、コチャバンバの街に出ました。いくらのお金が稼げるというので、商人の家庭で2年間働きました。搾取はひどいものでした。家族15人の面倒をみるために1日18時間働いたのです。家族と連絡も取れず、賃金ももらえずに、精神的にかなり苦しい思いをしました。新調したはずの服もやがてぼろぼろになりました。その家の子どもたちの宿題をいつも手伝っていたので、やがてまた学校に通いたいと切に願うようになりましたが、無理な話でした。

幸い、母親が迎えにきてくれたので、故郷に帰ることができました。そこから再びコチャバンバに戻り、別の家族のもとで働くことになりました。今度は賃金をもらうことができました。賃金はいつも期日どおりにきちんと払ってもらえましたが、クリスマスの特別手当（1カ月分）などのボーナスももらいました。そ

れでも差別はたくさんありました。私に与えられるのは、前の日のパンや悪くなった食べ物だったのです。ご主人は、少しは人間的な人でした。でも、ご主人が亡くなってからは奥様のもとで働き続けることになり、それがまるで意地の悪い継母のような人でした。彼女にとって、私は人間ですらなかったのです。家政婦として9年間働きましたが、とても大変でした。

自覚と組織

1987年に友人数名とともにコチャバンバ家事労働者組合を創設したとき、私の中に闘志が湧きはじまりました。法律の中にさまざまな不公平があることを知って、自分たちが権利の半分しか享受していないことに気付いたのです。ラバズの家事労働者、闘志溢れる女性たち、そして鉱山労働者組合のリーダーたちと会合を持ちました。全国的な会議を開き、グループの基盤固めを始めました。それから6年間、細かい規定はだいぶ省かれてしまいましたが、法案作りに取り組みしました。最初の草案はかなり保護主義的な内容のものでしたが、そのプロセスを経て、権利により目が向けられるようになったのです。私たちは恐れを勇気に変え、当局に耳を傾けさせることができる

ようになりました。最初は、友人、あるいは私のきょうだいたちですら関わることを嫌がり、都会人になり果てたと言われました。でも、気を取り直して、扉を開くためにデモを始めました。自分たちがやっているのは正しいことなのだと信じて、差別の壁を取り崩し始めたのです。一生懸命主張することで、支援を得ることに成功し、農村女性組織の理事の座に就くこともできました。農業従事者、労働者、鉱山労働者、コカ栽培者、少数民族グループそのほかの分野の人々と同盟を結びました。これはとても面白いプロセスであり、大きな成果を生んだのです。

政治という男性の世界

途中、エボ・モラーレス（2006年1月に先住民族として初めてボリビア大統領に就任）の運動からも支援を受け始めました。リーダーとして、私たちはあちこちで会合を開くようになり、全国レベルの活動や国際的なイベントをコーディネートしました。法務大臣就任を要請されたとき、どうしたらよいかわかりませんでした。決断を待つてはもらえなかったのです！（個人的な）計画があるし、家族のこともある……。ですが、すべて脇に追いやりました。歴史的なプロセス

を経験している最中なのだから、ここで断ることはできないと思ったのです。同僚と話し合うこともできませんでした。断っていたら、一生許してもらえなかったでしょう。そこで要請を受け入れました。大変なのはわかっていましたが、これは今までやってきたあらゆることの次のステップなのだと納得できるかどうかでした。

最初はとても心配でした。これから足を踏み入れるのは、まったく違う世界なのです。私たちの組織では、まわりにはいるのはいつも女性でした。でも政治の世界は男性の世界であり、異なる教育を受け、異なる経験を持った専門家ばかりなのです。私はとても慎重にこの領域に足を踏み入れました。リーダーをやっているときは言いたいことを自由に言えますが、今後は発言に気をつけなければなりません。同時に、ほかの女性や同志たちのために何かを残していかなければなりません。

やることはまだまだたくさんあります。このポストに就いて、いろいろな問題を抱えている同胞たちの期待に沿えればと思っています。正義を求める人々の希望をかなえたいと思います。

ボリビアの子どもたちは、男の子も女の子も困難な状況の中で生きています。とても大きな格差があります。私の少女時代と同じ経験をしている子どもたちが、いまもたくさんいます。学校に行くことができない、安全な食べ物が手に入らない、そんな子どもたちです。わが国の子どもたちは、虐待、暴力、レイプの被害を真っ先に受けている存在です。私は、ボリビアの子どもたちが、親の愛に包まれて、お腹を空かせることなく健やかに育つことができる日を夢見ています。大きなチャレンジです。良い人生を過ごしたいというみんなの夢を実現するために、私たちは努力しなければなりません。

カシミラ・ロドリゲス・ロメロ：ボリビアの現法務大臣。コチャバンバのミスケ峡谷に住むケチュア民族のコミュニティに生まれる。10人きょうだいの4番目。貧困と差別に彩られた人生を送ってきたが、ボリビア内閣における彼女の存在は、歴史的に周縁化されてきた先住民族の女性の立場を代表するものである。



要約

本白書の最終章となるこの章では、鍵となる7つの方法を通じてジェンダーの平等を最大限に実現するためのロードマップを提示する。7つの方法とはすなわち、教育、財政措置、立法、議会におけるクォータ（議席割り当て）制、女性による女性のエンパワーメント、男性・男子の参加、そして調査研究とデータ収集の向上である。

- **教育：**女子と男子が共に平等な教育機会を得られるようにすることは、ジェンダー差別と闘うためのもっとも強力なステップのひとつである。鍵となる行動としては、学費を廃止すること、親やコミュニティに対して女子教育への投資を奨励すること、安全で偏見のない、女子にやさしい学校を作ることなどがある。
- **ジェンダーの平等実現のためにより多くの資源を振り向ける：**ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントという目標を達成するために必要な資源についての認識が、あまりにも不足している。
- **国の立法で機会均等化を図る：**立法面での改革は、女性と女子のエンパワー

メントおよびその権利保護のための強力な戦略となりうる。

- **クォータ制によって女性の政治参加を促すことができる：**政治の世界に存在するガラスの天井（見えない障壁）を女性が突き破る方法として、クォータ制が有効であることはすでに証明されている。しかし、クォータ制を真に実効性のあるものとするためには、政治・行政への女性参加を断固として推進しようとする政党や選挙制度によるバックアップがなければならない。
- **女性が女性をエンパワーする：**女性の草の根運動は、男女平等と女性のエンパワーメント達成をもっとも力強く主張してきたが、中央政府や国際機関からは見過ごされる場合もある。政策立案の初期の段階から女性の参加を得れば、女性と子どものニーズを念頭においたプログラム作りに役立つはずである。
- **男性・男子の協力を得る：**女性の平等を求める闘いにおいて、男性は強力な味方になりうる。ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利点について女性と男性の両方を啓発するた

めのアドボカシーの取り組みを進めれば、男女の間により協力的な関係を育むのに役立つ。

- **女性・女子の状況に関する調査研究やデータが圧倒的に不足している：**男女別の統計データが大幅に不足していると、女性、ひいては子どもにも影響を及ぼす問題についての定量的な証拠が貧弱・薄弱なものになってしまうことが多い。データの収集・分析を改善・拡大することが早急に必要である。

ジェンダー差別の解消は、二重の恩恵をもたらしてくれることになる。女性の権利が充足されるとともに、子どもの権利の実現にも大いに資することになるからである。政府、ドナー、国際機関が参加する効果的なパートナーシップを組むことができれば、人権にもつじた開発戦略の立案と実行を通してこのプロセスをバックアップすることができる。女性、男性、そして子どもたちのために、私たちが進めてきた努力の再焦点化を図るときがきたのである。

ジェンダーの平等が もたらす二重の 恩恵を受け取る

子どもが持って生まれた可能性を最大限に開花させ、健やかな成長を保障する家族や社会の中で育っていけるようにするためには、ジェンダー差別をきっぱりと根絶しなければならない。差別のない世界は実現不可能な夢のように思えるかもしれないが、この夢をかなえることは可能なのである。ここ数十年、ジェンダー差別の削減は、国際的な課題として着実にその重要性を増してきた。その流れにともなって、女性と女子のエンパワーメントという面での成功もますます明らかになりつつある。1945年以来、女性議員の割合は5倍以上になった¹。女子教育は多くの地域で劇的に拡充され、初等教育におけるジェンダーの平等という目標が達成できる見込みの開発途上国は、国際社会が最初に定めた期限よりもすでに10年遅れの2015年までずれこむとはいえ、90カ国を超える²。女性や女子に対する差別的な姿勢も、世代交代を経てというだけではなく、場合によっては、焦点の明確なキャンペーンや討議フォーラムを通じてわずか数カ月の単位でも変わりつつある³。本白書のこれまでの章を通じ、女性・女子のための大いなる変革は可能であること、そしてそのような変革はすべての子どもにとって不可欠であることが明らかとなった。

前進があったことは、統計的なデータにも、目に見えにくい社会的・政治的プロセスにも反映されている。これら一連のプロセスは、ジェンダーの平等と女子・女性の権利を支持する強力な国際的合意をもたらしてきた。2006年9月までに184カ国が女子差別撤廃条約を批准したこと、そして数次の世界女性会議の積み重ねを通じて1995年に「北京宣言および行動綱領」が採択されたことによって、女性のエンパワーメントをめぐる課題と必要な行動は、かつてないほど具体的な言葉で明らかにされている。しかし、このような成果や決意にも関わらず、多くの女性、思春期

の少女、女子にとって約束はまだ果たされていない。ジェンダーを理由に教育から排除される子どもから、妊娠・出産関連の問題による死や暴力・性的虐待に直面する可能性がある思春期の女子に至るまで、ジェンダー差別は生涯を通じて影響を及ぼす権利侵害につながっているのである（第1章の4ページ参照）。

最終章であるこの章では、この困難な課題に対応しうるいくつかの重要な分野で横断的にとられるべき、具体的かつ実現可能な多くの対策をまとめて提示する。これらの対策により、女性と子どもの生活に、またミレニアム開発目標の達成にかつてないほどの変化と前進をもたらすことができるだろう。とるべき方策としては、教育、開発のための財政措置、立法、議会におけるクォータ制、女性による女性のエンパワーメント、男性・男子の参加、調査研究とデータ収集の向上がある。これらの勧告は、過激で新奇なアイデアというわけではない。むしろ、うまくいくことが証明されていることとやらなければならないことに対する確固たる決意を明らかにし、それらの取り組みに焦点をあてようとするものである。そして、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントを達成するためにともに手を取り合っていくことに対しても、まったく同じように確固たる決意を明らかにしようとするものでもある。

ジェンダーの平等の目標は、その根本において、社会の姿勢および社会制度に、平等と人権の尊重の原則にもとづいた変革を求めるものである。社会変革を地域レベルで、すなわちコミュニティや家庭において実現するためには、男性・男子、夫・父親、有権者、教師、宗教的・市民的指導者、メディア、民間部門、そして女性・女子自身を含むさまざまな主体が一致団結して意識的に行動することが必要となる。また、政府と国際ドナーは地

女子教育のためのパートナーシップ

初等・中等教育におけるジェンダーの平等はミレニアム・アジェンダの中心的信条となっており、この目標達成に至る回路としてあらゆるレベルのパートナーシップが果たす役割が、ますます認められつつある。2001年に立ち上げられた国連女子教育イニシアティブ(UNGEI)は、教育におけるジェンダーの平等の実現に力を注ぐ、国連諸機関と幅広い分野のパートナーたちが手を結んだパートナーシップである。国連女子教育イニシアティブは、政府、ドナー国、非政府組織(NGO)、市民社会、民間部門、コミュニティ、家族とのパートナーシップを通じて、女子教育のための戦略と支援策が国レベルで調整されることを推進している。

同じ目的に向けて活動しているパートナーシップはほかにもある。1999年には、4つの国際市民社会組織——オックスファム・インターナショナル、アクションエイド・インターナショナル、エデュケーション・インターナショナル、児童労働に反対するグローバル・マーチ——が「教育のためのグローバル・キャンペーン(GCE)」を立ち上げ、2015年までに教育におけるジェンダー格差を解消することを目指して活動している。教育のためのグローバル・キャンペーンは、アフリカとアジアの9カ国における調査結果にもとづいて“A Fair

Chance”(公平なチャンス)という報告書を発行し、教育におけるジェンダー格差解消のために必要な主要な対策を明らかにしている。

ケニアに本拠を置く「アフリカ女子教育者フォーラム(FAWE)」は、サハラ以南のアフリカの閣僚および高い地位にあるそのほかの教育者で構成される非政府組織である。FAWEは1993年以来、政府、ドナー、非政府組織、大学、コミュニティそのほかの人々と協力して、教育におけるジェンダーの平等推進のための活動を続けている。パートナー団体の活動の焦点は、政策に影響を与え、一般の人々の意識を高め、実際的な支援を実施し、模範的実践が社会の主流に位置づけられるようにすることである。パートナーシップの成果としては、“ABC of Gender Responsive Education Policies: Guidelines for analysis and planning”(ジェンダーに配慮した教育政策の初歩: 分析と計画のためのガイドライン)の発行がある。これは、国の教育行動計画においてジェンダーへの配慮がどの程度なされているかを評価するためのプロセスについて詳細に説明し、ジェンダーの主流化(あらゆる分野・レベル・活動にジェンダーの視点が組み込まれるようにすること)の指針を提供するものである。FAWEはこれまでに17カ国の行動計画の分析を行

い、それらに影響を与えてきた。

サハラ以南のアフリカの農村部に暮らす女子に教育サービスを届けることを主眼にしているのは、「女子教育のためのキャンペーン(CAMFED)」である。現在、ガーナ、ザンビア、ジンバブエでプログラムを実施している。CAMFEDの報告によると、親、地元当局者、村の首長を含む幅広いパートナーとの協力によって、5万6,000人を超える女子が小学校に通い続け、うち98%が小学校を卒業して中等教育に進むことができたという。CAMFEDによるコミュニティへのアプローチは、地区委員会を設立して資源の調達・配分を行い、対話を通じてコミュニティの自信を醸成し、女子の健康と安全に対する脅威に対処することなどである。「女子教育の善循環」とは、こうした支援を受けた女性が、地元当局やコミュニティの子どもたちのために自らの洞察や視点を役立て、これらの取り組みを支えていく力になることを意味している。

88ページの出典・参考文献等参照。

域レベルの行動を促進・強化しなければならない。両者は、女性と女子の権利の保護・促進につながる適切な法律とプログラムを策定・実施するにあたって、中核的な役割を担っている。

効果的なパートナーシップが、先に挙げたすべての分野における前進を加速する上で欠かせない。真の持続的変革をもたらすにはパートナーシップこそ最も有効な方法であることが国際社会全体で認識されつつあるが、その中でも、ジェンダー差別——開発のあらゆる側面に共通に見られる課題——の問題解決においてパートナーシップが果たす役割はとくに決定的な重要性を有している。

異なる課題、視点、協力関係を有するさまざまな主体が一堂に会する効率的なパートナーシップを確立するという目標は、何の問題もなく、費用もかけずに達成できるようなものではない。上述した7つの勧告それぞれについて、ジェンダー差別との取り組みにあたってパートナーシップが果たす役割に焦点をあてていくことにする。以下に述べる行動の中には、早急に成果が得られるものもあれば、より時間がかかるものもある。しかし、女性と子どものために、そして現在と将来の世代のために、今こそ行動を起こすときなのである。



© UNICEF/Gva06/smsc-219/Rolando Chaves

教育：ジェンダー差別の根本原因と闘う

本白書で示してきたように、女子と男子が共に平等な教育機会を得られるようにすることは、ジェンダー差別と闘い、子どもの権利を推進するためのもっとも重要かつ強力な手段のひとつである。すべての女子と男子には、その社会的・経済的状况に関わらず、教育を受ける権利がある。基礎教育がもたらす知的・社会的利益に与えられるようにすれば、女子の権利が確実に保護・充足されるようになり、成長しておとなになったときの人生の選択肢の幅も大きく広がる。さらに女子教育は、家族やコミュニティ全体に対しても、一過性でない甚大な利益をもたらすものである。なんらかの形で正規の教育を受けた女性は、結婚や出産の時期を遅らせ、子どもが予防接種を受けられるようにし、自分自身や子どもが必要とする栄養についてもよりよく承知し、出産間隔を空けるための習慣もより適切なものを採用する可能性が高い。その結果、こうした女性の子どもは生存率が高く、より健康で、栄養状態もよい傾向にある⁴。

さらに、多くの国では、母親が正規の教育を受けた期間が1年延びるごとに、その子どもが学校に通う期間も、そうではない場合より最長で半年長くなっている⁵。

最近の女子教育の傾向には、多少ながらも楽観視できる要因を見いだすことができる。例えば、低所得国における女子の初等教育総就学率は、この30年で52%から90%を超えるレベルにまで上がった⁶。しかしジェンダー格差は、初等・中等教育だけではなく、高等教育でも残っている。低所得国では、高等教育を受ける学生に占める女性の割合は5~10%に過ぎないのである⁷。

学費を廃止する

多くの途上国では、通学にかかる直接的・間接的費用が、女子と男子——とくに農村部に暮らす貧困家庭の子ども——の教育を妨げるもっとも大きな原因のひとつとなっている⁸。この分野で前進を加速させるためには、学費の廃止がもっとも効果的な政策措置のひとつである。2005年、ユニセフと世界銀行は「学費廃止イニシアティブ(SFAI)」を立ち上げた。その目的は、基礎教育へのアクセスを向上させ、今後10年間でミレニアム開発目標と「万人のための教育」の目標を達成すべく、前進を加速させることである。エチオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、モザンビーク、タンザニアそのほかの学費廃止イニシアティブ参加国（ブルンジとコンゴ民主共和国も近く学費を廃止する予定）では、学費廃止のおかげで、不利な境遇の女子が初等教育に就学できるようになりつつある⁹。

親とコミュニティに対し、女子教育への投資を奨励する

学費の問題がない場合でも、子どもを学校に通わせることで現に機会費用が発生すれば、あるいは発生すると思われるれば、親は女子教育を支

持したくなくなる可能性がある¹⁰。娘の教育に投資するよう貧しい家庭の親を奨励するには、条件付きの現金供与、食事、補助金そのほかのタイプの所得補助のようなインセンティブが必要になる場合もある。条件付き現金供与は、親が子どもを学校に通わせ、また診療所で子どもに定期予防接種や健康診断を受けさせることを条件として、家族に食糧を提供し、児童労働関連の機会費用を親に補償するものである。

女子にやさしい学校：安全で偏見のない学校を

学校に通っていない子どもは、もっとも貧しく、社会のもっとも周辺に追いやられた世帯の出身である傾向が強く、農村部の僻地に暮らしていることも多い¹¹。親が娘の通学に反対する理由としては、学校が安全な場所ではないとか、学校までの長い道のりの間に性的暴行そのほかの形態の暴力の危険に晒されると感じていることが考えられる¹²。政府、親、国際的ドナーは、柔軟な時間割を推進し、学校施設の安全性を高め、校内に女子専用の衛生設備が設けられるようにし、家の近くに学校を建てるために協働しなければならない。

学校のカリキュラムは、生徒と同様、教師にもジェンダーの平等の大切さを十分に理解させ、教室における男子偏重に対応するようなものでなければならない。女子は男子に比べて知性の面で劣っていると考える教師は、男子と女子の扱い方が違うことが研究から明らかになっている。男子生徒は学校で優遇され、勉強や遊びの時間を与えられる。これに対して女子は、でしゃばらず、教室の後ろのほうに座るよう促されることが多い。地域によっては、男子が校庭で遊ぶ間、女子は清掃作業をするよう言いつけられることもある¹³。

多くの先進工業国では、女子のほうが男子よりも学業成績の面で優れている。しかし開発途上国では様相が異なり、女子に比べて男子のほうが学校の試験の成績がよい傾向にある。アフリカのフランス語圏と東部・南部アフリカで行われた最近の調査では、調査の対象となった低所得国のいずれにおいても、男子のほうが女子よりも成績がよかった¹⁴。

偏りをなくすのに役立つ方法のひとつは、女性教師の数を増やすことである。これに加え、教科書や学習教材で、例えば男性が専門的技能を有するエンジニアや医師として登場するのに女性は掃除や料理をしているといった、ジェンダーに関する固定的な見方を再生産するような描き方をしないようにしなければならない¹⁵。





© UNICEF/HO05-0391/Palani Mohan

ジェンダーの平等実現のためにより多くの資源を振り向ける

ジェンダーの平等を達成し、女性と子どもの権利を実現するためには、しっかりした立法、確固たる調査研究、大胆な政策に加え、資源も必要である。新しい法律と政策を具体化するための財源がなければ、強力な立法も調査研究の向上もほとんど意味をなさない。ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの推進にとって、ジェンダー差別を根絶するための公正かつ効率的な社会投資は、鍵となる戦略なのである。

社会の姿勢こそジェンダー差別の唯一の原因であると見なされることがあまりにも多いためか、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントという目標の実現のために必要となる財源については、これまであまりにも考慮されることがなかった。ジェンダーの不平等に対処するための政策や対策については多くのことが知られているが、理論を実践に移すためには、やらなければならないことがはるかにたくさんあるのである。

国連ミレニアム・プロジェクトは、ミレニアム開発目標を達成するためにかかるコストの評価を主導してきた¹⁶。国ごとの詳細な評価では、資本

的経費や経常費以外に、必要な物資、サービス、インフラにも焦点が当てられている。これらの推計はたしかに徹底的かつ詳細なものではあるものの、ミレニアム開発目標を達成するために最終的にどれだけのコストがかかるのか、正確な数字を出すには至っていない。このような不確定な部分が生じるのは、特定のコミュニティや国においてミレニアム宣言がどのように実施されているのかを知ることができないため、また8つのミレニアム開発目標それぞれに関連する変動費が把握できないためである¹⁷。ジェンダーの平等はすべての目標に関連しているため、ミレニアム開発目標3——ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント——を達成するためのコストを評価することはとくに難しいことが明らかになっている。国連ミレニアム・プロジェクトでは、ミレニアム開発目標3達成のためのより正確なコストを抽出したいと考えて、その推計方法の見直しに乗り出した¹⁸。まず、バングラデシュ、カンボジア、ガーナ、タンザニア、ウガンダに関する詳細な分析にもとづいて第1次推計値が導き出され、その後、すべての低所得国について同様の推計が行われている。

検討対象とされた最初の5カ国では、女子教育、女性の健康そのほかの分野における物資やサービ

ジェンダーに配慮した予算を通じて、女性のエンパワーメントに対する政府の姿勢を監視する

予算は政府の社会的・経済的優先事項を反映するものである。女性と男性に与える影響によって細目の分類を図ることができる政府予算は、「ジェンダーに配慮した」予算と考えられる。国連婦人開発基金 (UNIFEM) は、ジェンダーに配慮した予算を、「女性・女子に関する政府の実際の支出および収入を、男性・男子に関するそれと比較して分析したもの」と定義している。

英連邦事務局の報告書によると、ジェンダー予算の目的は4つあるという。

- 女性に割り当てられる資源を増やす。
- マクロ経済におけるジェンダーの主流化を支援する。
- 経済政策策定における市民社会の参加を強化する。
- ジェンダーおよび開発に関わるコミットメントに応じた公的支出が行われているかどうか、追跡検証を行い、ミレニアム開発目標の達成に寄与する。

ジェンダーに配慮した予算を分析すれば、女性と男性が公的資金の配分・利用・創出からそれぞれどのような影響を受けているか、その実態がはっきりと見えてくるはずである。これは、社会投資と女性の権利実現との間の関係を浮き彫りにしてくれるツールとしてだけでなく、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント実現に対するコミットメントについて、政府の説明責任を果たさせるためのツールとしても非常に有用である。

国連婦人開発基金はジェンダーに配慮した予算を強力に推し進めてき

ており、現在50カ国を超える国々でこのような予算が導入されている。南アフリカは1995年に最初にこれを導入した国々のひとつである。ルワンダの現行予算ではジェンダーの平等が優先事項として掲げられ、全部門の予算が同国のジェンダー省の関与を得て策定されている。

ラテンアメリカでは、国連婦人開発基金はボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルーにおけるジェンダーに配慮した予算の取り組みを支援してきた。チリではこのような分析が公式の予算策定プロセスに組み込まれており、同国では、政府の各省庁が報告を行わなければならない必須6分野のひとつにジェンダーが指定されている。ラテンアメリカ地域ではこのほかにも、国・州・市レベルでのジェンダーにもとづく予算分析、予算計画を行う機関に対する技術支援、市民社会・民間部門の組織と連携しながら行われるアドボカシーの取り組みなどが進められてきた。

インドでは、女性議員が、ジェンダーに配慮した予算の取り組みを国会レベルで開始するのに主導的な役割を果たした。州によってはさらにその先を行き、地元の計画立案・予算支出の住民監査を立法化したり、これらのプロセスへの女性参加を確保するために必要な措置の法制化を図っている。2005年/2006年度には、18の省庁が、女性の利益となる資源配分・支出を明らかにした予算を提出するよう指示を受けた。

モロッコでは、2006年度予算の付属文書に、ジェンダーの平等を実現するための優先事項が記載された。過去に例を見ないこのような成果は、ユニセフとモロッコ財務省との4年にわたる協働の結果、実現したものである。付属文書では、国の予算が

ジェンダーの平等にもたらす影響が評価され、ジェンダーに関する具体的目標の概略が述べられている。教育省、財務省、保健省、農業農村開発省などの主要省庁がこの付属文書のとりまとめに参加した。

ジェンダーに配慮した予算は、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント促進のために財政的資源が必要となる分野への関心を高めるのに有効であることが証明されつつある。子ども予算もアドボカシーや政策立案の有効な手段であるという認識が広がりつつあるが、ジェンダーに配慮した予算は、子ども予算と共に、女性と子どもの権利実現のために十分な資源が割り当てられているかどうかを示す実践的なツールなのである。

88ページの出典・参考文献等参照。

スのための必要額は、ひとりあたり年間37～57米ドル(2003年恒常米ドルで計算)と推定された。ミレニアム開発目標3に限定した対策は、すべてのミレニアム開発目標を達成するために必要な対策にかかる総コストの6～10%を占めるにすぎない¹⁹。

コストを推計するためには、投資が必要な具体的分野を概観する必要がある。ミレニアム開発目標3達成のためのコストを推計しようとする多くの試算では、教育におけるジェンダー格差の解消だけに焦点があてられてきた²⁰。これは、重要なことではあるものの、パズルの一片に過ぎない。より完全なコスト推計を行うには、ジェンダーの平等とミレニアム開発目標達成に関するミレニアムプロジェクト・タスクフォース報告書で指摘されている、7つの戦略的優先事項に焦点をあてる必要がある。

- ・初等教育の完全普及達成に対する決意を実現しつつ、初等教育以降の女子教育の機会を強化する。
- ・性と生殖に関する健康・権利を保障する。
- ・女性と女子の時間的負担を減らすためのインフラ投資を進める。
- ・女性と女子の財産権・遺産相続権を保障する。
- ・女性が非正規就労に依拠しなければならない状況を緩和し、所得におけるジェンダー格差を縮小し、性別による職業分離を少なくすることで、雇用におけるジェンダーの不平等を解消する。
- ・国の議会や地方政府機関における女性の割合を増やす。
- ・女子・女性に対する暴力と闘う²¹。

ミレニアム開発目標3を達成するために必要となる追加の財政措置の総額は、現在から2015年までの間に政府資源がどのように変化していくか、および、そのうちどの程度の資源がジェンダーの平等と女性のエンパワーメント実現のために割り当てられるかという点によって変わってくる。現実的なシナリオによると、低所得国は、2006年にはドナー国から280億米ドルの追加資金を得る必要がある(2003年恒常米ドルで計算)、2015年にはこの金額が730億米ドルにまで増加する。しかし、利用可能な推計結果の示唆するところによれば、政府がジェンダーの平等に割り当てる資源は、現在のところ、そのほかのミレニアム開発目標分野に比べて少ない²²。

財政措置の適正化は最初の一步に過ぎない。資金は正しく使い、既存の政府予算や計画の中に組

み入れなければならないし、貧困削減戦略や、すべての関係者が参加するそのほかの計画プロセスとも足並みを揃えなければならない。ジェンダーの平等への道のりは長く複雑かもしれないが、十分な資源なくして目的地にたどり着くことは不可能であろう。

国の立法で機会均等化を図る

立法面での改革は、女性と女子のエンパワーメントおよびその権利保護のための強力な戦略となりうる。この1年だけを見ても、女性たちは、クウェートで投票権と被選挙権を勝ち取り²³、タジキスタンでドメスティック・バイオレンスを刑法上の犯罪とする法律の制定を推し進め²⁴、ソマリアでは和平合意や紛争後のプロセスにおいてジェンダーの問題をさらに考慮するよう要請²⁵、2005年11月に発効した「アフリカの女性の権利に関する議定書」批准の原動力となった²⁶。にも関わらず、多くの国々で、女性はいまだに司法や法律上の保護を平等に利用できておらず、国によっては、強力な法的障害が原因となって主要分野における女性の権利が依然として損なわれたままである。

家庭における暴力と、ジェンダーにもとづく紛争下の暴力

女性と子どもに対する暴力からは、破壊的な結果がもたらされる。被害者の人生は苦痛と恐怖で埋め尽くされ、中には二度と立ち直れない人々もいるかもしれない²⁷。女性と子どもに対する暴力には、地理的・文化的境界も、富の多寡による境界も存在しない。暴力に対抗するための方策には、加害者の告訴および十分な支援のもとでの被害者の生活再建支援を確保するための具体的立法と、政策立案者、司法官、法執行官、場合によっては国際社会の強力な決意が必要となることが多い。

2006年8月に発表された「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」では、家庭における暴力は子どもに計り知れない悪影響を与え、一般に広く受け入れられている認識が改めて裏付けられた²⁸。子どもは、暴力のターゲットとして直接的にも、また暴力が家族と家庭に与える破壊的影響を目のあたりにすることによって間接的にも、被害を受ける。世界的には、少なくとも45カ国でドメスティック・バイオレンスをとくに禁止する法律が存在し、このほか21カ国が新たな法律を作成中である。また、刑法改正によってドメスティック・バイオレンスを法律の対象に含めた国も膨大な数にのぼる²⁹。しかし、紙に書かれた法律とその施行状況との間には致命的なほど大きなギャップが残っていることも多く、重大な地域格差も蔓延している。ラテンアメリカでは80%を超える国々がドメス

政治議題における子どもの権利とジェンダーの平等の位置づけを高めるためのパートナーシップ

議員と、女性と子どもの権利を唱道する人々との間のパートナーシップも、ジェンダーの平等と、危害・搾取・虐待・暴力からの保護に対する関心を高めるのに役立っている。そのようなパートナーシップのひとつが、列国議会同盟（IPU）とユニセフの協力関係である。この関係はIPUが子どもの権利条約への支持を表明したことに始まり、その発端は15年以上前に遡る。もっと最近の例としては、IPUはユニセフと共に、2002年5月の国連子ども特別総会の期間中に「子どもに関する議会フォーラム」を開催した。以来、両組織の間に、とくに子どもの保護とジェンダーの平等の推進の分野において強いパートナーシップが育まれてきている。両者が共同して行ってきた行動には、主に以下のようなものがある。

・国会議員のための子どもの保護ハンドブック：“*Child Protection: A Handbook for Parliamentarians*”（子どもの保護：国会議員のためのハンドブック）は2004年に発行されたもので、子どもの人身売買、子どもに対する暴力、女性器切除、子どもの性的搾取、子どもと戦争、少年司法など、子どもの保護に関する幅広いテーマを網羅している。ハンドブックでは、子どものために保護的な環境を創る方法や、子どもの保護に関わる課題への議員の対応の具体

例が示され、行動を促進する触媒の役割を果たしている。

・子どもの人身売買に関するハンドブック：IPUとユニセフが共同で作成したこのハンドブックは、2005年のIPU総会で発表されたものである。この“*Combating Child Trafficking*”（子どもの人身売買と闘う）は、2006年2月に開催された地域議会セミナー「子どものための保護的な枠組みづくり：議会の役割」のためのツールとなった。ベトナム国民議会の招請によりハノイで開催されたこのセミナーには、13カ国の国会議員が参加した。

・ジェンダーの平等と子どもの保護に関するハイレベル・パネル討論：両組織は近年、ジェンダーの平等と子どもの保護に対する関心を高めることを目的として、IPUの年次総会で一連のパネル討論を開催してきた。最初のパネル討論は2004年にメキシコで開催されたIPU総会で実施され、商業的性的搾取の問題が採り上げられた。翌年のパネル討論では、武力紛争下における女性と子どもに対する暴力の問題が討議された。2006年のパネル討論——このときは国連エイズ合同計画（UNAIDS）も協力した——では、HIV/エイズが子どもに及ぼす影響について検討が行われた。

・地域フォーラム：女性器切除に反対するIPU議員タスクフォースの勧告により、アフリカ議会同盟、ユニセフ、IPUは2005年12月にセネガルのダカルで地域会議を開催し、女性器切除を根絶するために議会がとるべき行動について話し合った。21カ国の議員が参加したこの会議は、コミュニティ・エンパワーメント・プログラムの成功により女性器切除の慣習の抑制に成果を上げていたセネガルのNGO、TOSTANの経験や、子どもの保護の侵害と闘うための同様の取り組みの成功例を学ぶことにより、行動を強化しようという目的で開催されたものである。

88ページの出典・参考文献等参照。

ティック・バイオレンスをとくに禁止する法律を制定しているのに対して、東ヨーロッパと独立国家共同体（CIS）、アフリカ、東アジアと太平洋諸国ではこの割合が5%にも達していないのである³⁰。

同様に、ジェンダーにもとづく紛争下の暴力を防止し、これに対処するには、包括的なメカニズムが必要となる。紛争時には社会的制度・構造が崩壊し、それにとまって無法状態が強化されるため、性的暴力・搾取・虐待の発生が助長される可能性がある。戦争は、平時にも存在する女子や

女性に対する暴力を、さらに悪化させるのである。紛争時には多くの女性と女子が性的奴隷制の被害者となり、軍隊や武装集団に対する性的サービスの提供を強要される。時には、コミュニティを侮辱し、貶め、強制的に移動させるための、また民族浄化や政治テロといったより大きな軍事的目的を達成するための戦略的戦争手段として、レイプが利用されることもある³¹。レイプはまた、国連スタッフや平和維持軍要員も含め、保護することが任務であるはずの人々によっても行われてきた³²。



こうした性的搾取・虐待はいずれも、暴力、長年にわたるジェンダーの不平等、女性と女子のエンパワーメント不足が絡み合った、より広い文脈の中で生じているため、ジェンダーにもとづく暴力に対処するための戦略では、このような根本的原因に対応しなければならない。2000年に国連安全保障理事会が採択した決議1325は、「武力紛争のすべての当事者に対して、ジェンダーにもとづく暴力、とくにレイプそのほかの形態の性的虐待、ならびに他のあらゆる形態の暴力から女性と女子を保護するための特別措置を講ずるよう」呼びかけ、重要な一歩を踏み出した³³。しかし、それでもはるかに多くの課題が残されている。レイプそのほかの形態の性的暴力を国内法で犯罪として位置づけるよう各国に奨励すること、戦闘部隊の行動について国に責任を負わせること、平和構築のすべての段階で女性参加を増進させることなどである³⁴。

財産権と遺産相続権

土地と財産に対する平等な権利を確立することができれば、家庭レベルでジェンダー差別を根絶することに向けた大きな一歩となる。法改正によって女性と子どもの人生に変革をもたらすためには、人権法と人権原則を基礎とする国内法が、男性優位の慣習法や伝統的慣行に取って代わらな

ければならない。女性が土地や財産を手に入れやすくするには、財産法や遺産相続権に関する国内法の改革が一番の早道のひとつである。例えばコスタリカの土地改革では、1990年から1992年の間に地権者の45%が女性になったが、改革前はわずか12%にすぎなかった。同様にコロンビアでも、1996年に土地の共同所有に関する決定が言い渡されて以来、土地所有に関わる裁定の60%で土地の夫婦共同主義が認定されている(1995年段階では18%)³⁵。

女性と女子の保護に関して妥協は許されない

法的改革を進めるには、法的背景の違いに応じて異なる対応が必要となることが多い。ある国では、女性と女子の権利を実現するには差別的な法律を廃止・改正すれば済むかもしれない。一方、他の国では、司法や法的保護に平等にアクセスできるようにするために、女性に対して差別的であることが多い他の法体系——例えば慣習法や宗教法——の影響力を中和する新しい法律や特別なメカニズムが必要になる場合がある³⁶。しかし、慣習法や宗教法の重要性は理解しつつも、これらの規範を制定法と調和させるための努力が、女性と女子の権利および福祉を犠牲にして進められることがあってはならない。

図5.1 女性議員が多い国の大半はクォータ制を導入している

順位	国	選挙日	下院、または一院制の議会		
			女性議員の割合	クォータ制を導入しているか？	クォータ制の種類*
1	ルワンダ	2003年9月	48.8	ある	1
2	スウェーデン	2002年9月	45.3	ある	3
3	コスタリカ	2006年2月	38.6	ある	2,3
4	ノルウェー	2005年9月	37.9	ある	3
5	フィンランド	2003年3月	37.5	なし	-
6	デンマーク	2005年2月	36.9	ある	3
7	オランダ	2003年1月	36.7	ある	3
8	キューバ	2003年1月	36.0	なし	-
8	スペイン	2004年3月	36.0	ある	3
10	アルゼンチン	2005年10月	35.0	ある	1, 2, 3
11	モザンビーク	2004年12月	34.8	ある	3
12	ベルギー	2003年5月	34.7	ある	2,3
13	オーストリア	2003年11月	33.9	ある	3
14	アイスランド	2003年5月	33.3	ある	3
15	南アフリカ	2004年4月	32.8	ある	3

* クォータ制にはいくつかの種類がある。(1) 憲法で定められたもの、(2) 選挙法に定められたもの、(3) 政党が立候補者に関して定めるものなどである。定義については79ページのパネルを参照。

出典：データは列国議会同盟のデータベース、'Women in National Parliaments'、< <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から引用 (2006年5月にアクセス)。クォータ制を導入している議会に関する数値はGlobal Database of Quotas for Women、< <http://www.quotaproject.org/country.cfm> > から引用 (2006年5月にアクセス)。

クォータ制は女性の政治参加の推進につながる

第4章では、女性の役割が政治的プロセスの変革であれ、女性と子どもの直接的な利益代表であれ、あるいは次世代の女子を鼓舞することであれ、女性の政治参加が子どもにとって不可欠であることを示した。2005年5月にクウェートの女性に投票権と被選挙権が与えられた現在では、選挙で選ばれた議員によって構成される議会がある国の中で、女性が投票権と公職への被選挙権を認められていない国はほとんどなくなっている³⁷。しかし、政治・政府への参加を妨げる法的な障害はなくなったものの、いまなお世界の国会議員の6人にひとりが女性であるにすぎない³⁸。

この点において、クォータ制は大きな変化をもたらすことができる。憲法や選挙法で定められているか（常にではないが、もっとも有効なアプローチであることが多い）、政治的指導者の自発的な行為であるかに関わらず、クォータ制は女性の政治参加という面で世界中で劇的な変化につながってきた。列国議会同盟によると、クォータ制の導入により、例えばルワンダは女性議員の割合の世界的順位が24位（1995年）から1位に躍進し（2003年）、コスタリカも25位（1994年）から3位に上がった（2006年）。アフガニスタンは、

タリバン政権下で女性が投票権を与えられていなかったためにかつてはランク外だったが、今では25位に位置している³⁹。同様の数字は、アルゼンチン、ブルンジ、イラク、モザンビーク、南アフリカといった多様な国々にも当てはまる⁴⁰。

全体的には、女性議員がもっとも多い世界20カ国のうち、17カ国（すなわち85%）が何らかのクォータ制を導入している（78ページの図5.1、および80ページの図5.2を参照）。クォータ制は国会における女性議員数を増やすために活用されることがもっとも多いが、憲法や制定法で地方レベルのクォータ制を規定している国も、現在までに30カ国にのぼっている。例えば劇的な変化が見られたインドでは、憲法改正により、すべての地方議会で総議席数の3分の1が女性に留保されることになった。これは、女性議員の比率が10%に満たない国会とは対照的である⁴¹。

クォータ制が、和平交渉への女性の参加を確保するのに効果的な手段となる可能性があることも、ますます認識されつつある。例えば1999年には、スーダン南部における戦争状態を沈静化させるための努力で女性が重要な役割を果たした後、国連婦人開発基金（UNIFEM）が地元の組織と協働して「人民から人民へ」和平プロセスを支援した。これは、地域・地方レベルで開催され

クォータ制：「フリーサイズ」の制度はない

クォータ制が女性の政治参加促進のために有効であることは、世界中の国々で証明されてきた。その適用のあり方は国によってさまざまであり、その効果も国ごとに異なる。クォータ制の概念を理解する一助とするために、以下に定義と関連用語を説明する。これは、持続可能な民主主義を世界的に支援することを使命とする政府間機関「国際民主化選挙支援機構（インターナショナル IDEA）」の分類によるものである。

- ジェンダー・クォータ制は、女性が少なくとも議員の20%、30%または40%という「クリティカル・マイノリティ（臨界的少数勢力：女性が議会で有効な影響力を発揮するために最低限必要な人数）」の地位を得られるようにすること、あるいは議員の50%を占めて真のジェンダー・バランスが達成されるようにすることを目的としている。国によっては、この制度が暫定的措置として、すなわち女性の政治参加を阻害する要因がなくなるまでの期間限定で適用されている場合もある。しかし、クォータ制を導入している国のほとんどは、一定期間を経てもその利用を制限してはいない。
- 法的クォータ制では、国内のすべての政党の候補者選定手続きが規制の対象となり、違反の場合の制裁が

規定されているケースもある。法的クォータ制は、国の憲法で定められている場合（ブルキナファソ、ネパール、フィリピン、ウガンダなど）と、法律、通常は選挙法で定められている場合（多くのラテンアメリカ諸国のほか、例えばベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、スーダンなど）がある。

- 政党による任意のクォータ制は、国内のひとつあるいは複数の政党が自ら決定するものである。アルゼンチン、ボリビア、エクアドル、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンなどいくつかの国では、複数の政党が何らかのクォータ制を導入しているが、多くの国では、クォータ制を導入している政党はひとつか2つに過ぎない。主導的政党がクォータ制を導入すると（例えば南アフリカの 아프리카民族会議）、女性議員の全体的比率に大きな影響を与えうる。しかし世界の政党のほとんどはいかなる種類のクォータ制も採用していない。

クォータ制は、候補者の選定・公認プロセスのさまざまな段階で適用できる

- 最初の段階で行われる作業は、立候補志願者、すなわち公認候補の検討対象にされることを望む人を見つけ出すことである。この作業は、地区

党員集会で行われることもあれば、政党の候補者公認委員会そのほかの部門によって行われる場合もある。この段階におけるジェンダー・クォータ制は、女性あるいは男女のいずれかが候補者候補の一定数または一定比率を占めるよう定める規則である。これは、英国で議論を呼んできた「全員女性の候補者リスト」（All Women Shortlist）のように、相対多数代表制の選挙制度を有する国で採用されてきた。

- 公認段階でクォータ制を導入する場合、党の公認候補者名簿に載せるべき候補者の指名に適用される。すなわち、この規則が法的なものであれ任意のものであれ、例えば候補者の20%、30%、40%、場合によっては50%が女性でなければならないということである。
- 選挙段階で導入する場合、クォータ制は「留保議席」という形で適用される。この場合、選挙で選出される者の一定比率あるいは一定数が女性でなければならない。この「留保議席」制度を利用したジェンダー・クォータ制の導入例が増えつつある。

88ページの出典・参考文献等参照。

る和平調停会議において、用意された席の3分の1を女性のために留保しようという取り組みである⁴²。同様に、南アフリカでは、「真実・和解委員会」の委員の41%が女性であった⁴³。しかし、どちらの例も公式の和平プロセスではなかった。現在までのところ、公式の和平プロセスでクォータ制が導入された例は存在しない。

しかし、クォータ制は有効な方策とはなりうるものの、万能薬ではない。クォータ制が効果を発揮するためには、国の選挙制度に適合している必要がある。そうでなければ、また規則が実効性を持ち、違反に対してはそれなりの罰則が適用されるような政治制度によって政治的意思の強化が

図られなければ、クォータ制は象徴的な役割しか果たすことができない⁴⁴。

女性による女性のエンパワーメント

女性のエンパワーメントを進めるためにもっとも重要かつ効果的な方法のひとつは、女性同士の協力である。栄養、食糧配給、教育、シェルターといった問題をめぐって非公式な女性団体が組織され、女性、その家族、コミュニティの生活水準向上に寄与している⁴⁵。だが、女性の社会的ネットワークは男性よりも広くなる傾向にあるとはいえ、自由に使える経済的資源は男性の社会的ネットワークに比べて少ない傾向にある⁴⁶。

女性グループは、エンパワメントと開発の重要な担い手として認識される必要がある。政府や開発機関は、女性グループを貧困削減戦略に組み入れるとともに、女性グループとの長期的パートナーシップを育んでいかなければならない。コミュニティ・レベルで女性組織と協働し、こうした女性組織を通じて開発のための資源を活用することによって、国際開発機関は、貧しいコミュニティの中でもっとも弱い立場に置かれたメンバー——女性と子ども——に資源が届く可能性を高めることができる。政策立案の初期の段階から女性の参加を得れば、女性と子どものニーズを念頭に置いたプログラム作りにも役立つはずである。

草の根の女性運動は、女性の平等とエンパワメントを力強く積極的に唱道する存在であり、国際的レベルで女性と女子の状況を改善することを目指す女子差別撤廃条約そのほかの条約のためのキャンペーンで成果をもたらしてきた。女性グループがもたらす利益は、彼女たちが家族の生活の質の向上のために活動している地元レベルではさらに明らかである。

男性・男子の参加を得る

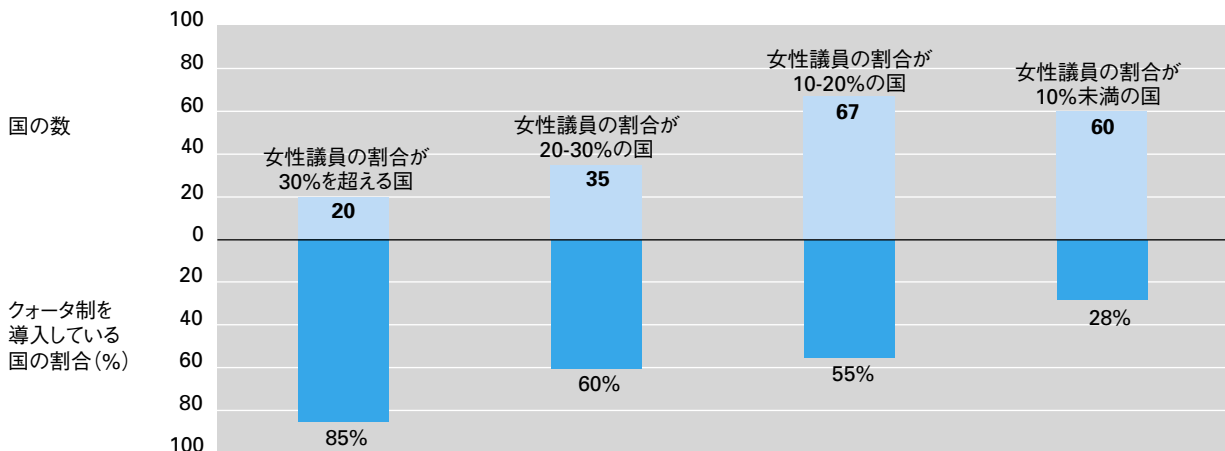
男性は、ジェンダー差別の根絶に向けてきわめて重要な貢献を行うことが可能である。世界的に見て、男性は依然として家庭、経済、政府における意思決定プロセスを支配しつづけている。これに加え、ジェンダーの主流化およびジェンダーの平等を推進するための取り組みに参加する男性も相変わらず少ないままである。こうした取り組みは、男性の地位や権力を脅かすものと見なされているのかもしれない。

男性は、子どもにやさしい選択を行い、意思決定者としての女性の役割を支持することにより、女性の平等を求める闘いの強力な味方になりうる。男性が父親としての役割を活発にかつ積極的に果たす傾向が強まるのは、自分自身について、また子どもの母親との関係について肯定的な気持ちを抱いているとき、子どもの人生に積極的に関与することについて家族や友人から支持が得られるとき、また仕事に就いているときであることが、調査から明らかになっている⁴⁷。

男性を巻き込む

男性は家庭内の意思決定を支配していることが多いにも関わらず、女性と子どもの状況改善に

図5.2 女性議員が多い国では、クォータ制の導入率も高い



注：クォータ制には、憲法で定められたもの、選挙法に定められたもの、政党が立候補者に関して定めるものが含まれる。

出典：女性議員の割合は、列国議会同盟のデータベース、'Women in National Parliaments'、< <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から引用（2006年5月にアクセス）。クォータ制を導入している議会に関する数字は、'Global Database of Quotas for Women'、< www.quotaproject.org/country.cfm > から引用（2006年5月にアクセス）。



© UNICEF/HQ-00-0016/Giacomo Pirozzi

つながるプログラムからは見過ごされる傾向がある⁴⁸。例えば、インドのある州では、およそ20%の父親が子どもの栄養に関する意思決定を行っていたにも関わらず、栄養に関するアドボカシー・キャンペーンの対象が女性に絞られていたことが、調査により明らかになった⁴⁹。

ユニセフの経験から、男性に焦点をあてたプログラムによって、ジェンダーに関わる前向きな社会化を促進できることがわかっている。男女双方の参加を促すプログラムは、両性間のコミュニケーションを増進させ、子育て責任のより公平な分担を奨励する上で役立つ。ユニセフは、例えばベトナムで、下痢性疾患に対処するための経口補水塩（ORS）の利用推進および予防接種率向上のために男性を動員した。アフガニスタン、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカでは、ジェンダーにもとづく暴力に反対するキャンペーンに男女の活動家が取り組んでいる。ウガンダとジンバブエでは、HIV/エイズの蔓延をくい止めるための手段として女子と男子の社会化を促進する試みが、ユニセフのプログラムとして進行中である⁵⁰。

ジェンダーの平等に対する男性の支持を強化するためにとれるもうひとつの方策は、男女に対してより公平な利益の再配分を行うための政策をとることである。「北欧の実験」から得られた証拠が、このような政策にいかにか効果があるかを実証している。スκανジナビア諸国では、政府による取り組みと政府以外の主体による取り組みを組み合わせることにより、男性が育児休暇を格段に利用しやすくなった。例えばスウェーデンでは現在、育児責任の45%を父親が担うようになっている。これは主として育児休暇をとる父親が増加したためである⁵¹。

ジェンダーに対する固定的な見方への異議申し立てと、意識改革

ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利益について男性と女性を啓発するためのアドボカシー活動は、男女の間により協力的な関係を育む上で役立つ。ジェンダーにもとづく暴力が子どもに与える悪影響に関する情報を示されると、父親は母親に対する虐待的な扱いをやめる傾向が高まるという研究結果もある⁵²。

途上国で広がる、コミュニティを基盤とする取り組みへの女性参加

開発途上国全般を通じて、女性がコミュニティの取り組みに参加すると、女性と子どもに長期的利益を及ぼすことができることが、研究により明らかになっている。プログラムを主導するのが政府であれ、非政府組織であれ、コミュニティ自身であれ、それを通じてエンパワーメントを果たし、行動を起こすことができるようになった女性は、ほかの女性の人生にも前向きな影響を与えることが多い。

バングラデシュ：一例は、世帯主が女性である家庭に焦点をあてた、バングラデシュの「教育のための食糧 (FFE)」プログラムである。1993年から2002年まで実施されたこの教育のための食糧プログラムで得られた教訓は、同プログラムのフォローアップを目指した世界銀行のプロジェクトに生かされた。同プログラムの実施校に通う520万人の児童のおよそ40%が、穀物、主に小麦を受け取った。同プログラムによって初等教育就学率と出席率が上がり、中途退学率を減少させることができた。男子の就学率は30%近く増加したが、女子の増加率はさらに顕著で、40%を超えた。これに加え、プログラムのおかげで女子が以前より長く在学するようになり、結婚を遅らせることに成功するとともに、所得創出の潜在的能力が高まったことを裏付ける証拠も若干ながら得られている。

グアテマラ：グアテマラでは、母親が働いていて保育を必要とする家族が、ホガレス・コミュニタリオス（公共託児所）プログラムの対象とされた。政府が資金提供したこのイニシ

アティブのもと、子どもを持つ親のグループに対し、コミュニティの中から保育担当者を指名する機会が与えられた。1991年に始まったこのプログラムの成功ぶりは、これによって子どもたちに前向きな成果をもたらされたことで、ますます明らかになった。このプログラムに参加した子どもは、対照群の子どもに比べ、エネルギー、たんぱく質、鉄分を平均20%多く摂取し、ビタミンAについては50%も多く摂取していたのである。プログラムの評価を通じ、このイニシアティブに参加した母親は、参加しなかった他の働く母親に比べ、職業関連の社会・医療給付を受けている割合が高いことも明らかになった。

インドネシア：インドネシアでは、女性の権利を求めるキャンペーンに非政府組織が積極的に参加している。「女性資源開発センター (CDWR)」は、1986年以来、女性に対する暴力を根絶するための運動を主導してきた。センターは、コミュニティを基盤とするグループを対象に、女性に関する問題について研修を行っている。生存戦略や、女性に対する暴力に対処するための支援ネットワーク構築の技術なども研修内容の一環である。研修を受けたグループは、その後、学んだ知識や技術を伝えていくための継承トレーニングを実施するためのモジュールを与えられ、村全体に情報を広げていく。

アジア開発銀行によると、同組織のキャンペーンと研修によって、同国のもうひとつの主要なNGOである

「インドネシア女性司法協会」に法的支援を要請する女性の数が増えたという。

ウズベキスタン：ウズベキスタンでは、アンダクシヤ市の女性たちによって、障害を持つ子どもとその母親に新たな希望がもたらされた。障害のある子どもの家庭が利用できる社会サービスを向上させたいと考えたコミュニティの女性たちが、日曜学校プログラムを推し進め、伝統的な教室から排除されている子どもたちのための教育環境を用意したのである。

女性たちは、日曜学校の成功にきわめて重要な役割を果たしており、プログラムを組織したり、家庭外の社会的行事にめったに参加することのない多くの母親に、子どもを日曜学校に通わせるよう勧めたりしている。障害を持つ子どもとその親が安全で支援的な環境の中で学び、社会化を進められるようにすることによって、同プログラムは家族の精神的・実際的なニーズに対応しているのである。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/HQ/06-0656/Josh Estey

女性・女子が置かれている状況に関する調査研究とデータ

差別が女性の生活に及ぼす影響は、広く認識されている。しかし、男女別の統計が圧倒的に不足しているために、女性、ひいては子どもに影響を及ぼす問題についての定量的研究が貧弱・薄弱なものになってしまうことが多い。本白書が示してきたように、女性・女子に関するデータや調査研究は、その権利が侵害されている場所や分野を大まかに明らかにし、これらの権利侵害が子どもたちに及ぼしうる悪影響を例証するのに十分な程度には存在する。しかし、女性の人生のもっとも重要な側面の数々について、また差別が女性の周囲にいる人々に及ぼす影響について、さらに多くのことが明らかにされなければならない。以下のようないくつかの重要な分野で、調査研究とデータが著しく不足している。

- **妊産婦死亡率**：111カ国が登録制度やそのほかの調査をもとにデータをまとめたが、62カ国については最新の全国データが存在せず、推計モデルにもとづいて推計値を算出しなければならなかった。

ユニセフは、より包括的で正確なデータをまとめることができるよう、他の国連機関・研究所とともにパートナーシップの構築を進めている⁵³。

- **女性に対する暴力**：1995年以降、女性に対する暴力について少なくとも1回の全国調査を実施したのは、全世界で38カ国にすぎない。これ以外に、30カ国が国の一部地域を対象とする調査を済ませている⁵⁴。
- **就学率・出席率・識字率**：就学率についてはかなりの男女別データが存在するが、識字率と出席率については、それぞれ112カ国と96カ国についてしか男女別データが存在しない。初等・中等・高等教育段階における女性の修了率についても、男女別データを収集・公表するための努力を強化しなければならない⁵⁵。
- **労働力・失業率・職種構成**：労働に関わるこのような基本的分野について男女別データを提出したのは、世界204カ国・領域のうち半分強にとどまっている。性別による職業分離に関するデータを提出したのは105カ国のみであった⁵⁶。

「プログラムH」：ジェンダーに関する固定的な見方に挑み、人々の姿勢を変える（ブラジル、そのほかの国々）

ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利益について男性と女性を啓発するためのアドボカシー活動は、男女の間により協力的な関係を育む上で役立つ。

ブラジルの非政府組織、Instituto Promundoは、このようにジェンダーに配慮したあるプログラムを実施しており、女性、男性、そして子どもに前向きな結果をもたらしている。「プログラムH」（Hはポルトガル語で男性を意味するhomensを指す）と題されたその取り組みは、若い男性に、パートナーを尊重し、女性に対して暴力をふるわないようにし、HIVその他の性感染症を防ぐための予防策をとるよう奨励するものである。Promundoは、ラジオ放送、広告看板、ダンスを巧みに組み合わせることに

よって、伝統的な男性の姿勢に挑み、ジェンダーについてより公正な考え方ができるようになることこそ「クールでいかしている」という考え方を浸透させようとしている。

若い男性が集まり、リスクの高い生活スタイルを選ぶとどうなるかという点について話し合うグループ・ミーティングの評価結果を見ると、このプログラムを修了した男性は、伝統的なジェンダー規範（例えば、子育ては女性の仕事であるとか、時には女性が殴られて当たり前のもあるという考え方）を支持する確率が低くなっている。「女性のもっとも大事な仕事は家事と料理である」という意見に「そう思う」と答えた若い男性参加者（15～28歳）の割合は、プログラム開始前には41%だっ

たが、プログラム修了後には29%に減少していた。

ブラジルにおける「プログラムH」の成功に鼓舞されて、同地域のほかの国々で、またアジア、サハラ以南のアフリカ、米国でも、同様のプログラムが行われるようになってきた。例えばインドでは、「プロジェクトH」のアプローチをモデルとするプログラムが採用され、予備的知見ながら、女性に対する男性の姿勢が変わったという結果が出ている。

88ページの出典・参考文献等参照。

- ・賃金統計：これは、女性と子どもが差別による影響を受ける重要な分野であるが、賃金データを報告した108カ国・領域のうち、男女別データもあわせて提出することができたのは半数足らず（52カ国）にとどまっていた。そのほぼ4分の3がヨーロッパとアジアの国々である⁵⁷。
- ・非正規就労：非正規就労の定義については国際的合意が存在するにも関わらず、非正規就労に関するデータを提出したのは60カ国にすぎず、また多くの場合、これらの統計は完全に比較可能なものとはなっていない⁵⁸。
- ・無償労働と時間の利用方法：1995年以降、67カ国・地域が時間の利用方法について調査を行っているが、ここでもまた、その大多数がCEE/CISと南アジア・東アジアの国々に集中している。この種のデータを収集しているのは、アフリカでは7カ国、南アメリカでは3カ国にすぎない⁵⁹。
- ・中央・地方政府における女性参加：列国議会同盟（IPU）が、女性国会議員の人数とその経年変化に関するデータを収集しているが⁶⁰、地方

政府における女性参加についてのデータは比較的乏しい。ただし、都市・自治体連合が70カ国を超える国々のデータを収集している⁶¹。

- ・和平交渉と平和構築への女性参加：和平交渉に交渉当事者として参加する女性については体系的データが存在しない。国連平和維持活動局がまとめた統計を除き、平和構築のさまざまな場面への女性参加についても、体系的データは存在しない。

データ収集が他の分野に比べて著しく困難な分野もある。例えば、暴力や人身売買に関するデータの収集は、女性国会議員に関するデータに比べて方法論上の問題が多い。しかし、多くの重要な分野でデータが存在しないのは、データ収集そのものが難しいためではなく、ある分野では緻密かつ周知なデータ収集のために資源が投入されるのに対し、他の分野ではまったくデータが存在しないという、顕著な格差を反映したものである。すなわちこれは、単に能力面での問題であるだけでなく、データ収集への投資という面での政治的意志の問題でもあるのである。

統計が優先事項として位置づけられている場合は、たとえ収集が困難でも統計は作成される。例えばインフレに関するもののような財務統計は、刻々と更新される詳細な経済情報が必要になるため収集が難しいが、ほぼすべての国で——最貧国においてさえ——入手可能である。しかし現在のところ、多くの国々、とくに貧しい国には、もっとも基本的な項目別統計でさえ定期的に収集するだけの能力がない。ましてや、非正規就労、時間の利用方法、賃金といった分野ではなおさらである。

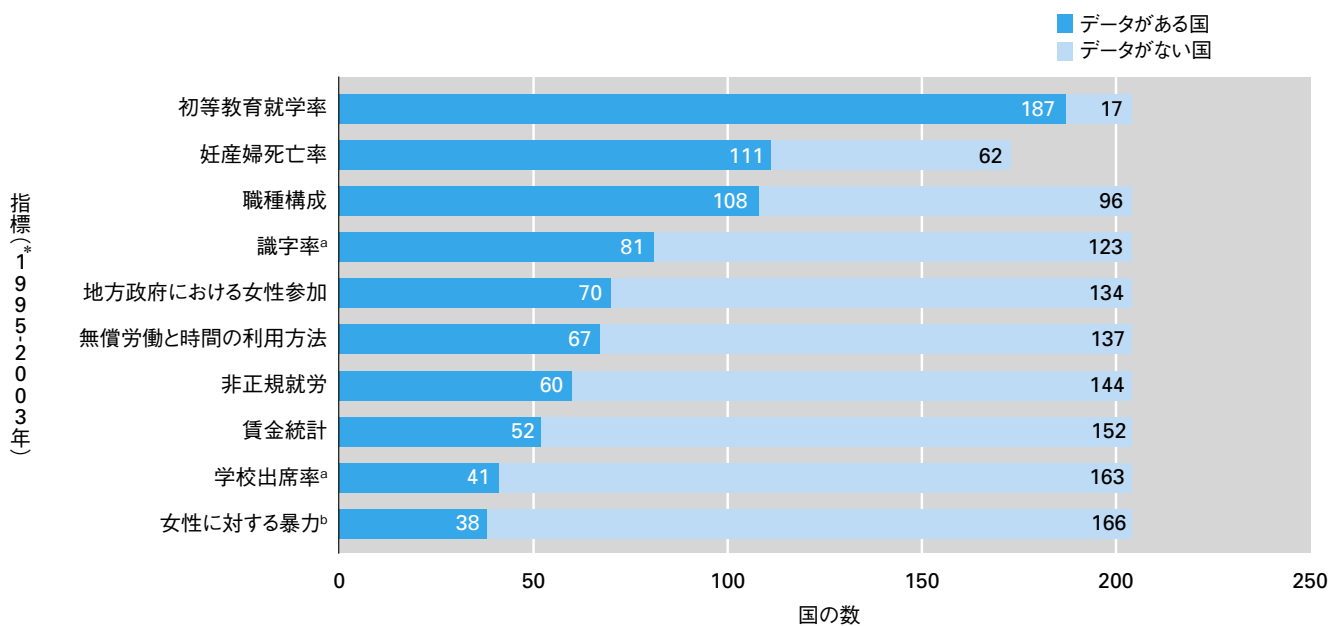
国が主導して行う国勢調査そのほかの調査は統計収集の要であるが、統計収集能力が限られている国でも、別の方法で迅速にデータをまとめることは可能である。ユニセフは、子どもと女性の状況のモニタリングに必要なデータの空白を各国が埋められるよう援助する目的で、複数指標クラスター調査（MICS）という世帯調査プログラムを開発した。これを使うと、主要な指標について、統計学的に問題がなく、国際比較も可能な推計値を得ることができる。複数指標クラスター調査で行われる3種の質問紙調査のうち、ひとつは

15～49歳の女性を対象とするもので、今では資産や土地保有権に関する設問も含まれている。世帯データの貴重な供給源としてもうひとつ挙げられるのが、75カ国で行われた200の調査結果を網羅する人口保健調査（DHS）である。両者のような調査は、女性の経済的状況について、またドメスティック・バイオレンスそのほかの形態のジェンダー差別の世帯レベルでの広がり具合について、詳細な情報を得るための有効な手段となる。

機は熟した

ジェンダー差別との闘いが前進してきたことは間違いない。学校出席率や成績の面では女子が男子に追いつきつつあり、いくつかの開発途上国・地域では男子を追い越した。経済活動に従事する女性、高い地位に就く女性もかつてないほど増えている。女性国会議員の数も年々増加中である。しかしこの白書で評価を行うにあたっては、これまでの成果を示すことに加えて、これから先どれだけの努力が必要とされているかという点も強調しておかなければならない。

図5.3 多くの国では主要な指標に関する男女別データが存在しない



* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

注：「データがある国」とは、国勢調査、それ以外の調査、その他の情報源にもとづくデータがある国のみを指し、推計モデルからデータが導き出された国は含まれていない。

^a 国勢調査によるデータに限定。

^b 国勢調査以外の全国調査から得られたデータに限定。国の一部地域を対象とする調査結果がある国は、このほかに30カ国ある。

出典：国連経済社会局（United Nations, Department of Social and Economic Affairs）、*The World's Women 2005: Progress in statistics*, United Nations, New York, 2006.

妊産婦死亡率の推計値改善に向けたパートナーシップ

毎年、妊娠関連の原因によって50万人を超える女性が命を落としており、他の多くの女性も生涯続く健康上の問題に苦しんでいる。妊産婦死亡率の削減は8つのミレニアム開発目標のひとつであるが、妊産婦死亡率を測定することの難しさから、モニタリングがもっとも困難な指標のひとつでもある。データがないために測定がさらに難しくなる場合もある。信頼できる住民出生・死亡登録制度が整っていない国、あるいは死因が適切に分類・報告されない国では、妊産婦の死亡は記録されないまま済まされてしまうことが多いのである。しっかりした住民登録制度が整っている国でさえ、妊産婦の死亡が誤って分類されたり、そのほかの死因によるものとして判断されてしまうことは多い。女性の妊娠が認知・記録

されていない場合にはなおさらである。

ユニセフは、世界保健機関（WHO）および国連人口基金（UNFPA）と協働しながら、妊産婦死亡率に関する情報ベースの改善を進めようとしている。この3機関は、10年以上にわたる国連機関間の協働と協力の成果を踏まえ、それぞれの専門知識を持ち寄りながら、妊娠に関連した原因で、または他の原因が妊娠により悪化したために死亡した女性の人数を推計する新しい方法を開発中である。このプロジェクトのために開発された手法を活用することで、今あるデータの食い違いを是正するとともに、今のところデータがない国についても推計値を算出することが可能になる見込みである。

この3機関による共同作業は、データの収集・配布の増進にもつながることになる。それは、妊産婦死亡率の最終推計値が広く受け入れられるように国ごとの問題点をとりまとめて再検討すること、それぞれの現地事務所・地域事務所を通じて最新の国別データを入手すること、地域間協議を開催して共通する統計上の問題について討議することにより、可能になるはずである。

88ページの出典・参考文献等参照。

ジェンダー差別の解消は、二重の恩恵をもたらしてくれることになる。女性の権利が充足されるとともに、子どもの権利の実現にも大いに資することになるからである。協調のとれた努力を進めることにより、社会に存在する差別的な態度、行動、慣習、法律、制度、慣行の変革に向けて、女性と男性が同様に尊重され、普遍の人権を認められ、平等な機会を与えられながら、真に前進することが可能になる。政府、ドナー、国際機関が参加する効果的なパートナーシップを組むことができれば、人権にもとづいた開発戦略の策定と実施を通じて、このプロセスをバックアップすることができる。

ジェンダー差別に対処していくには、政策立案にあたってこれまでとは異なるアプローチをとらなければならない。一般的に、政策決定において鍵となる主体は政府である。例えば債務や貿易のような分野では、経済学者、民間人、ビジネスリーダーも影響力を行使できるかもしれないが、行動するか否かの決定権は依然として政府にある。政府やドナーは、立法、政策、重要なプログラムへの資金拠出を通じ、ジェンダー差別とジェンダーの不平等への対応において鍵

となる役割を果たす。しかし、変革の担い手の中心となるのは、社会の構成員全員を、そして女性と女子自身を含む、はるかに多様な集団である。これらの個人や集団こそ、日々の態度、行動、実践を通じてジェンダー差別とジェンダーの不平等をなくしていく力を有している。

このような変革を達成しようとすることは、気が遠くなるほどの、しかしそれと同じぐらいやり甲斐のある挑戦である。重要な位置にあるどこかの機関が大きな決断をひとつ下すことで済むのなら、考えをまとめて仕事にとりかかるのも何かと容易な作業になるであろうが、これはそのような単純な問題ではない。女性と女子がどの程度ジェンダー差別と権利侵害の被害を受けているか、社会全体が開かれた態度で誠実に検討するとともに、その根本的原因をなくしていくという決意を固めなければならない。このプロセスはときに困難をともなうが、報われるだけの価値があるはずである。女性も意思決定の場で平等な立場を認められるべきだと主張するすべての人々、女子も学校に行くべきだと要求するすべてのコミュニティ、そして女性に対する暴力・虐待・搾取・差別を社会からなくそうと



© UNICEF/HQ05-1068/Roger LeMoine

決意したすべての政府の存在によって、ジェンダーの平等によってもたらされる二重の恩恵が、現在の、そして未来の世代の女性と子どもたちの手に届けられる日が一歩ずつ近づいている。

出典・参考文献等

第1章

- 1 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の起草作業は1976年から始まった。
- 2 King, Elizabeth M., and Andrew D. Mason, 'Engendering Development Through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice', World Bank and Oxford University Press, Washington, D.C., January 2001, pp. 78-83.
- 3 以下より情報を取得：
United Nations, 'Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General', <<http://untreaty.un.org/English/Bible/englishinternetbible/partI/chapterIV/treaty10.asp>>, 2006年9月にアクセス。
- 4 Lawn, Joy E., Simon Cousens and Jelka Zupan, '4 Million Neonatal Deaths: When? Where? Why?', Series on Neonatal Survival 1, The Lancet.com, March 2005, p. 5. アジアの男女別人口に関する情報は以下から取得： United Nations Population Division, 'World Population Prospects: The 2004 Revision Database', <<http://esa.un.org/unpp>>, 2006年9月にアクセス。
- 5 World Health Organization, *WHO Multi-Country Study on Women's Health and Domestic Violence against Women: Initial results of prevalence, health outcomes and women's responses*, Summary Report, WHO, Geneva, 2005, p. xiii.
- 6 United Nations Population Fund, *The State of the World Population*, UNFPA, New York, 2005, p. 66. [邦訳：国連人口基金 (UNFPA) 『世界人口白書2005～平等の約束：ジェンダーの公正、リプロダクティブ・ヘルスそしてミレニアム開発目標』(財) 家族計画国際協力財団]
- 7 情報は各国政府のウェブサイトおよび以下より取得： Inter-Parliamentary Union, 'Women in Politics: 60 years in retrospect', IPU, Geneva, February 2006, Data Sheet No. 4. 注：2006年の女性国家元首・政府首班の数値には、オランダ領アンティル（オランダ自治領）を含む。女王・総督はこの数値に含まない。
- 8 以下より情報を取得： Inter-Parliamentary Union, 'Women in Politics: 60 years in retrospect', op. cit.
- 9 United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women, 'Beijing at 10: Putting policy into practice', in *Women and Poverty: New challenge*, INSTRAW, <www.un-instraw.org/en/images/stories/Beijing/womenandpoverty.pdf>.
- 10 UNESCO Institute for Statistics, 'Literacy Estimates, International Literacy Day 2005', <www.uis.unesco.org>.
- 11 Otunnu, Olara A., 'Special Comment' on Children and Security, *Disarmament Forum*, No. 3, United Nations Institute for Disarmament Research, Geneva, 2002, pp. 3-4.
- 12 Waring, Marilyn, et al., *Politics: Women's insights*, Inter-Parliamentary Union, Geneva, 2000, p. 134.

第1章 パネル

生涯を通して見られるジェンダー差別

以下より情報を取得：

Gorman, Mark, *Age and Security: How social pensions can deliver effective aid to poor older people and their families*, HelpAge International, London, 2004, p. 5.

第1章 図表

図1.2 女性に対する男性の差別的態度は、地域による違いこそあるものの、あらゆる場所で相当に根強い

技術的注釈：世界価値観調査から地域別・国別集計を導き出すにあたって使用した手法

The World Values Survey (世界価値観調査) <www.worldvaluessurvey.org> は、社会文化的・政治的变化に関する世界規模の調査である。世界中の主要な大学の社会科学者のネットワークにより実施されている。人が居住する6大陸すべてにおいて80を超える社会を選び出し、国レベルの代表性を有するサンプルを対象として面接調査が行われた。1981年以来4回実施され、直近の調査は1999年～2004年に実施されたものである。本白書で使用したデータはすべて直近の調査(1999-2004年)からとった。

本白書で使用した、ジェンダーの関係に対する意識・態度に関するデータは、すべての国について利用可能な直近のデータが掲載されている以下のサイトに2006年6月1日にアクセスして取得したもの：<www.worldvaluessurvey.org/services/index.html>。データはその後、世界価値観調査のデータ抽出ツール(クロスタブ)を使って抽出した。ひとつの国で調査が2回行われている場合、直近の調査を利用。稀な例ではあるが、ひとつの国で同じ日に2つの調査が行われている場合は、2つの調査の平均値を採用した。データは、白書に関連する一連の設問についてまとめられたものである。世界価値観調査では、各設問について「男性」「女性」「合計」のデータが示されている。白書で使用したデータは文脈により異なるが、各ケースごとに明示してある。

本文中の一部の図表および一部箇所では、同一地域内の複数の国に関するデータを平均値で示しているが、例外として「移行期の国」「高所得の国」は別にした。これは、ユニセフの国分類とは切り離して見解を提示するためである。この場合、本文または図表において、各地域に含まれる国名をすべて明示した。

世界価値観調査のデータが存在する国(括弧内は調査年)：

南アジア：バングラデシュ(2002)、インド(2001)、パキスタン(2001)。ラテンアメリカとカリブ海諸国：アルゼンチン(1999)、ベネズエラ(2000)、チリ(2000)、メキシコ(2000)、ペルー(2001)。中東と北アフリカ：アルジェリア(2002)、エジプト(2000)、イラン(2000)、イラク(2004)、ヨルダン(2001)、モロッコ(2001)、サウジアラビア(2003)。東アジアと太平洋諸国：中国(2001)、インドネシア(2001)、

Gupta, Neeru, and Mary Mahy, 'Adolescent Child-Bearing in Sub-Saharan Africa: Can increased schooling alone raise ages at first birth?', *Demographic Research*, vol. 8, 14 February 2003.

Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, *2006 Report on the global AIDS epidemic*, UNAIDS, Geneva, 2006, pp. 505-506. 2005年の推定値にもとづく。

フィリピン(2001)、韓国(2001)、シンガポール(2002)、ベトナム(2001)。サハラ以南のアフリカ：ナイジェリア(2000)、南アフリカ(2001)、ウガンダ(2001)、タンザニア(2001)。高所得国：オーストラリア(1999)、ベルギー(1999)、カナダ(2000)、デンマーク(1999)、フィンランド(2000)、フランス(1999)、ギリシャ(1999)、アイスランド(1999)、アイルランド(1999)、イスラエル(2001)、イタリア(1999)、日本(2000)、ルクセンブルク(1999)、マルタ(1999)、オランダ(1999)、ポルトガル(1999)、スペイン(2000)、スウェーデン(1999)、英国(1999)、米国(1999)。移行期にある国々：アルバニア(2002)、ベラルーシ(2000)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2001)、ブルガリア(1999)、クロアチア(1999)、チェコ(1999)、エストニア(1999)、ハンガリー(1999)、キルギス(2003)、ラトビア(1999)、リトアニア(1999)、モンテネグロ(2001)、ポーランド(1999)、モルドバ(2002)、ルーマニア(1999)、ロシア連邦(1999)、セルビア(2001)、スロバキア(1999)、スロベニア(1999)、旧ユーゴスラビア・マケドニア(2001)。

比率(%)は、以下の意見に「そう思う」、または「強くそう思う」と答えた回答者の割合である：

- 「大学は女子より男子にとってより重要である」
- 「仕事が少ないときは、女性より男性のほうに仕事に就く権利がある」
- 「夫も妻もともに一家の所得に貢献すべきである」
- 「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」

図1.4 思春期の女性(15-19歳)による出産の4件に1件以上が後発開発途上国で発生している

地域分類：「開発が進んでいる地域」はヨーロッパ全地域、および北米、オーストラリア、ニュージーランドと日本を含む。「開発が遅れている地域」は、アフリカ、アジア(日本を除く)、ラテンアメリカとカリブ海諸国の全地域とメラネシア、ミクロネシア、ポリネシアを含む。「後発開発途上国」については「表中の国の分類」(136ページ)を参照。後発開発途上国は「開発が遅れている地域」の中にも含まれている。これらの地域分類の詳細については以下を参照のこと：United Nations Population Division, 'World Population Prospects: The 2004 Revision Database', <<http://esa.un.org/unpp>>.

Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, The Global Coalition on Women and AIDS, *The Female AIDS Epidemic: 2005 statistics*, UNAIDS, Geneva, 2005.

King, Elizabeth M., and Andrew D. Mason, 'Engendering Development Through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice', World Bank Gender and Development Group, International Center for Research on Women, Washington, D.C., January 2001, pp. 78-83.

Lawn, Joy E., Simon Cousens and Jelka Zupan, '4 Million Neonatal Deaths: When? Where? Why?', op. cit.

Malhotra, Anju, Rohini Pande and Caren Grown, *Impact of Investments in Female Education on Gender Equality*, paper commissioned by the World Bank Gender and Development Group, International Center for Research on Women, Washington, D.C., 27 August 2003 (rev.).

United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on gender parity and primary education, Number 2*, UNICEF, New York, April 2005, pp. 2, 4 and 5.

United Nations Children's Fund, *Child Protection Information Sheets*, UNICEF, New York, 2006, pp. 17 and 25.

United Nations Children's Fund, 'Early Marriage: Child spouses', *Innocenti Digest No. 7*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2001, p. 11.

United Nations Population Division, 'World Population Prospects: The 2004 Revision Database', <<http://esa.un.org/unpp>>, 2006年9月にアクセス。

United Nations Population Fund, *The State of World Population 2005: The promise of equality, gender equity, reproductive health and the Millennium Development Goals*, UNFPA, New York, 2005, pp. 34-38. [邦訳: 国連人口基金 (UNFPA) 『世界人口白書2005～平等の約束: ジェンダーの公正、リプロダクティブ・ヘルスそしてミレニアム開発目標』(財) 家族計画国際協力財団]

United Nations Population Fund and University of Aberdeen, *Maternal Mortality Update 2004: Delivering into good hands*, UNFPA, New York, 2004.

United Nations, Report of the Independent Expert for the United Nations Study on Violence against Children, United Nations, New York, 2006, pp. 12 and 17.

World Health Organization, United Nations Children's Fund, and United Nations Population Fund, *Maternal Mortality in 2000: Estimates developed by WHO, UNICEF and UNFPA*, WHO, Geneva, 2005. 妊産婦死亡の2000年推定値にもとづく。

さまざまな地域に広がるジェンダー差別と不平等

世界価値観調査から集計結果を導き出すにあたって使用した手法と設問については、本白書の88ページを参照 ([世界価値観調査から地域別・国別集計を導き出すにあたって使用した手法])。

Gallup Poll, 'Latin American Women Leadership Study: A look at changing attitudes of Latin Americans toward gender and women's leadership capabilities', Report for the Inter-American Development Bank, Washington, D.C., November 2000, pp. 7-8.

United Nations Development Programme, *Human Development Report 2005: International cooperation at a crossroads: Aid, trade and security in an unequal world*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2005, pp. 303-306. [邦訳: 国連開発計画 (UNDP) 『人間開発報告書2005——岐路に立つ国際協力: 不平等な世界での援助、貿易、安全保障』国際協力出版会、2006年] ジェンダー・エンパワメント指数 (GEM) の算出方法の詳細は同報告書の345ページ (原著) を参照。

第2章

1 Vadhais, Daniel, Adrienne Kols and Noureddine Abderrahim, *Women's Lives and Experiences: Changes in the past ten years*, ORC Macro and US Agency for International Development, Maryland, 2006, pp. 75-76. データは、人口保健調査で評価の対象とされた、家庭内の意思決定4分野のすべてに参加しない女性に関するもの。これら4分野とは、女性自身の保健ケア、大きな家計支出、家庭の日々のニーズを満たすための支出、友人や親戚宅を訪問するタイミングに関する意思決定である。(調査した30カ国のうち) 4分野すべての意思決定に参加した女性が50%を超えていた10カ国: アルメニア、ボリビア、コロンビア、エリトリア、インドネシア、マダガスカル、ペルー、フィリピン、ルワンダ、トルクメニスタン。

2 人口保健調査 (DHS) にもとづいてユニセフが算出。すべてのデータは、2006年6月にSTATcompiler <www.measuredhs.com> から取得した。

3 Quisumbing, Agnes, 'What Have We Learned from Research on Intrahousehold Allocation?', Chapter 1 in Agnes Quisumbing, ed., *Household Decisions, Gender and Development: A synthesis of recent research*, International Food Policy Institute, Washington, D.C., 2003, pp. 1-6. Chant, Sylvia, 'Poverty begins at home? Questioning some (mis)conceptions about children, poverty and privation in female-headed households', background paper written for *The State of the World's Children 2007*, UNICEF, New York, 2006 も参照。

4 Frankenberg, Elizabeth, and Duncan Thomas, 'Measuring Power', Chapter 4 in Agnes Quisumbing, ed., *Household Decisions, Gender and Development: A synthesis of recent research*, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 2003, pp. 29-36.

5 Agarwal, Bina, "Bargaining" and Gender Relations', op. cit., pp. 11-12. Nosseir, Nazek, 'Family in the New Millennium: Major trends affecting families in North Africa', Chapter 7 in United Nations, *Major Trends Affecting Families: A background document*, UN, New York, 2003, p. 189 も参照。

6 Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, Research Report 131, International Food Policy Research Institute, Washington D.C., 2003, p. 22.

7 United Nations Children's Fund, *Early Marriage: A harmful traditional practice*, UNICEF, New York, 2005, p. 1.

8 Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, op. cit., p. 21.

9 United Nations Population Fund, *The State of World Population 2005*, UNFPA, New York,

2005, p. 65. [邦訳: 国連人口基金 (UNFPA) 『世界人口白書 2005』(財) 家族計画国際協力財団]

10 Chant, Sylvia, 'Poverty begins at home?', op. cit., p. 14.

11 United Nations Children's Fund, *Early Marriage*, op. cit., 2005, p. 23.

12 United Nations Development Fund for Women, *Not a Minute More: Ending violence against women*, UNIFEM, New York, 2003, p. 8.

13 World Health Organization, *WHO Multi-Country Study on Women's Health and Domestic Violence against Women: Initial results on prevalence, health outcomes and women's responses*, Summary Report, WHO, Geneva, 2005, p. 6.

14 World Health Organization, *The World Report on Violence and Health*, WHO, Geneva, 2002, p. 93.

15 United Nations Development Fund for Women, *Not a Minute More*, op. cit., p. 8.

16 Desai, Sonalde, and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health: Familial and social hierarchies', in Sunitor Kishor, ed., *A Focus on Gender: Collected papers on gender using DHS data*, ORC Macro and US Agency for International Development, Maryland, USA, 2005, p. 56.

17 Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, op. cit., pp. 127-128.

18 ユニセフは、栄養不良を不十分な食糧摂取 (飢餓) と繰り返し生じた感染症の結果と定義している。栄養不良には、年齢相応の体重に満たない状態、年齢相応の身長に達しない状態 (発育不全)、危険なほどやせている状態 (消耗症)、およびビタミンとミネラルが足りない状態 (微量栄養素欠乏) が含まれる。United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on nutrition, Number 4*, UNICEF, New York, May 2006, pp. 1 and 3.

19 Ibid., p. 6.

20 Ibid., pp. 4 and 10.

21 Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, op. cit., pp. 126-131.

22 Ibid., p. 3; and United Nations Standing Committee on Nutrition, 5th Report on the World Nutrition Situation, United Nations, Geneva, March 2004, p. 42.

23 基礎データは本白書のp.106、統計表2. 栄養指標に掲載。

24 Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, op. cit., pp. 15-34. 本研究において、女性の影響力は、男女の年齢差、教育レベルの差、資産と所得の管理状況を用いて測定されている。

25 Ibid., p. xi.

26 すべての調査地域で、女性の社会的地位——意思決定プロセスに影響をおよぼす能力——の向上と並行して、母乳育児の減少が生じている点にも留意しなければならない。これは子どもの栄養状態に悪影響をもたらす。したがって、女性の地位向上を目指す努力は、母乳育児の保護・支援・促進のための努力と並行して行われなければならない。Smith, Lisa C., et al., *The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries*, op. cit., p. xii を参照。

- 27 Ibid., p. 127.
- 28 Floro, Maria Sagrario, and Stephanie Seguino, 'Gender Effects on Aggregate Saving: A theoretical and empirical analysis', *Policy Research Report on Gender and Development, Working Paper Series No. 23*, World Bank, Washington, D.C., 2000, p. 9.
- 29 Dufflo, Esther, and Christopher R. Udry, 'Intrahousehold Resource Allocation in Côte d'Ivoire: Social norms, separate accounts and consumption choices', *Yale University Economic Growth Center Discussion Paper No. 857*, Social Science Research Network, June 2003, p. 31; and Doss, Cheryl R., 'Do households fully share risks? Evidence from Ghana', Department of Applied Economics, University of Minnesota, St. Paul, July 1996, p. 18.
- 30 Alderman, Harold, et al., 'Gender Differentials in Farm Productivity: Implications for household efficiency and agricultural policy', *Food Consumption and Nutrition Division Discussion Paper No. 6*, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 1995, pp. 9-12.
- 31 Ibid., p. 22.
- 32 Visaria, Leela, 'Female Autonomy and Fertility Behaviour: An exploration of Gujarat data,' in *Proceedings of the International Population Conference, Montreal 1993, volume 4*, International Union for the Scientific Study of Population, Liege (Belgium), 1993, pp. 263-275, in Sonalde Desai and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health: familial and social hierarchies,' op. cit., p. 56.
- 33 Desai, Sonalde, and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health', op. cit., p. 66. 影響はサハラ以南のアフリカにおいてももっとも小さく、ラテンアメリカおよびカリブ海諸国がその中間に位置する。
- 34 'Gender Perspective in Malaria Management', Malaria Knowledge Programme, Policy Brief, Liverpool School of Tropical Medicine, Liverpool, undated.
- 35 Desai, Sonalde, and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health', op. cit., p. 56.
- 36 Emerson, Patrick M., and Andre Portela Souza, 'Bargaining over Sons and Daughters: Child labor, school attendance and intra-household gender bias in Brazil', Working Paper No. 02-W13, Vanderbilt University, Nashville, 2002, p. 14.
- 37 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on gender parity and primary education, Number 2*, UNICEF, New York, 2005, p. 7.
- 38 Gibbons, Elizabeth, Friedrich Huebler and Edilberto Loaiza, 'Child Labor, Education, and the Principle of Non-Discrimination', Chapter 10 in Philip Alston and Mary Robinson, eds., *Human Rights and Development: Towards mutual reinforcement*, Oxford University Press, Oxford, 2005, p. 214.
- 39 Ibid., p222.
- 40 Delamonica, Enrique, Asmaa Donahue and Alberto Minujin, 'Children Living Only with their Mothers: Are they disadvantaged?' in Alberto Minujin, Enrique Dalamonica and Marina Komareci, eds., *Human Rights and Social Policies for Children and Women: The Multiple Indicator Cluster Survey (MICS) in practice*, New School University and UNICEF, New York, 2005, p. 201.
- 41 Bongaarts, John, 'Household Size and Composition in the Developing World', Working Paper No. 144, Population Council, New York, 2001, p. 14.
- 42 Chant, Sylvia, 'Poverty Begins at Home?', op. cit., p. 1.
- 43 Quisumbing, Agnes, Lawrence Haddad and Christine Peña, 'Are Women Over-Represented Among the Poor? An analysis of poverty in ten developing countries', *Journal of Development Economics*, vol. 66, no. 1, 2001, pp. 225-269; and FCND Discussion Paper No. 115, Food Consumption and Nutrition Division, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 2001, pp. 8-9.
- 44 Helen Keller International, 'Female Decision-Making Power and Nutritional Status within Bangladesh's Economic Context', Nutritional Surveillance Project, Bulletin No. 20, Dhaka, August 2006, p. 2.
- 45 Chant, Sylvia, 'Poverty Begins at Home?', op. cit., p.10.
- 46 Delamonica, Enrique, Asmaa Donahue and Alberto Minujin, 'Children Living Only with their Mothers', op. cit., p.201.
- 47 Ibid., p. 220.
- 48 Chant, Sylvia, 'Poverty Begins at Home?', op. cit., p. 11.
- 49 女性が世帯主である世帯と男性が世帯主である世帯では、ひとりあたりの総支出額よりも、支出パターンの違いのほうが大きかった。支出5分位で見た場合、もっとも裕福な5分位を除いて、女性が世帯主である世帯と男性が世帯主である世帯との間に支出金額の違いはなかった。もっとも裕福な5分位においては、女性が世帯主である世帯のほうが支出が多かった。
- 50 Helen Keller International, 'Female Decision-Making Power and Nutritional Status within Bangladesh's Economic Context,' op. cit., p. 2.
- 51 United Nations Children's Fund, *Role of Men in the Lives of Children: A study of how improving knowledge about men in families helps strengthen programming for children and women*, UNICEF, New York, 1997, p. 9.
- 52 Barker, Gary, et al., *Supporting Fathers: Contributions from the International Fatherhood Summit 2003*, Early Childhood Development: Practice and Reflections, no. 20, Bernard van Leer Foundation, The Hague, April 2004, p. 12.
- 53 US Department of Health and Human Services, Child Care Bureau, 'Promoting Responsible Fatherhood through Child Care', National Child Care Information Center, Vienna (Virginia), April 2004, p. 1.
- 54 Christian Children's Fund, 'Children in Poverty: Shaping a Response to Poverty: A conceptual overview and implications for responding to children living in poverty', *Children and Poverty Series, Part III*, CCF, Richmond, 2003, p 7.
- 55 Brown, Janet, and Gary Barker, 'Global Diversity and Trends in Patterns of Fatherhood,' in *Supporting Fathers*, op. cit., p. 17.
- 56 Barker, Gary, et al., *Supporting Fathers*, op. cit., p. 1.
- 57 Renk, Kimberly, et al., 'Mothers, Fathers, Gender Role, and Time Parents Spend with their Children', *Sex Roles: A Journal of Research*, vol. 48, nos. 7-8, April 2003. pp. 1-2.
- 58 Cliquet, Robert, 'Major trends affecting families in the new millennium: Western Europe and North America', *Major Trends Affecting Families (background document)*, Division for Social Policy and Development, United Nations, New York, 2003-2004, p. 5. 非婚の同棲者カップルの別離率と離婚率を合わせると、これらの数値はさらに高くなる。
- 59 Brown, Janet, and Gary Barker, 'Global Diversity and Trends in Patterns of Fatherhood', op. cit., p. 22.
- 60 Joseph Rowntree Foundation, 'A Man's Place in the Home: Fathers and families in the UK', *Foundations*, No. 440, April 2000, <www.jrf.org.uk/knowledge/findings/foundations/440.asp>, 2006年9月にアクセス。
- 61 El-Haddad, Yahya, 'Major Trends Affecting Families in the Gulf Countries', *Major Trends Affecting Families*, United Nations, New York, 2003, p. 225.
- 62 Nosseir, Nazek, 'Major trends affecting families in North Africa,' op. cit., p. 194.
- 63 Badran, Hoda, 'Major Trends Affecting Families in El Mashrek El Araby', *Major Trends Affecting Families*, United Nations, New York, 2003, p. 206.
- 64 Kabeer, Naila, 'The Conditions and Consequences of Choice: Reflections on the measurement of women's empowerment' *UNRISD Discussion Paper No. 108*, United Nations Research Institute for Social Development, Geneva, August 1999, p. 55.
- 65 Desai, Sonalde, and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health', op. cit., p. 66.
- 66 Malombe, Joyce, 'Women's Groups and Shelter Improvement in Kenya,' in Ann Schlyter, ed., *A Place to Live: Gender research on housing in Africa*, Nordiska Afrikainstitutet, Uppsala, 1996, p. 167.
- 67 Desai, Sonalde, and Kiersten Johnson, 'Women's Decisionmaking and Child Health', op. cit., p. 66.
- 68 Karl, Marilee, *Women and Empowerment: Participation and Decision-Making*, Zed Books, London, 1995, p. 19.
- 69 Agarwal, Bina, "'Bargaining" and Gender Relations', op. cit., p. 32.
- 70 United Nations Children's Fund, *Role of Men in the Lives of Children*, op. cit., p. 9.
- 71 McNulty, Stephanie, 'Women's Organizations During and After War: From service delivery to policy advocacy', Research and Reference Services Project, United States Agency for International Development Center for Development Information and Evaluation, Washington, D.C., October 1998, p. 3.

第2章 図表

図2.1、2.2と2.3

技術的注釈：人口保健調査から地域別・国別集計結果を導き出すにあたって使用した手法

家庭内での意思決定に関するデータ（第2章で使用）は人口保健調査（DHS）から取得した。これは標本サイズ（通常5,000～30,000世帯）が大きく、国レベルの代表性を有する世帯調査である。人口保健調査は、人口・健康・栄養分野における広範なモニタリング、および影響評価のための指標を提供してくれる。

以下の設問に関するデータは、2006年6月に、DHS STAtcompiler <www.measuredhs.com>から取得した。使用したデータは、既婚女性あるいはパートナーと同棲している女性と、4つの主要分野（自分自身の保健ケア、大きな家計支出、日々の家計支出、家族や親類宅への訪問）における家庭内の意思決定への参加能力に関するものである。各設問に対する回答は以下の3者択一であった：妻が自分ひとりで決める、妻

と夫と一緒に決める、夫が自分ひとりで決める。

調査対象国は以下のとおり（括弧内は調査年）：

CEE/CIS：アルメニア（2000）、トルクメニスタン（2000）。東アジアと太平洋諸国：インドネシア（2002-2003）、フィリピン（2003）。ラテンアメリカとカリブ海諸国：ボリビア（2003）、コロンビア（2005）、ハイチ（2000）、ニカラグア（2001）、ペルー（2000）。中東と北アフリカ：エジプト（2000）、ヨルダン（2002）、モロッコ（2003-2004）。南アジア：バングラデシュ（2004）、ネパール（2001）。サハラ以南のアフリカ：ベナン（2001）、ブルキナファソ（2003）、カメルーン（2004）、エリトリア（2002）、ガーナ（2003）、ケニア（2003）、マダガスカル（2003-2004）、マラウイ（2000）、マリ（2001）、モザンビーク（2003）、ナイジェリア（2003）、ルワンダ（2000）、ウガンダ（2000-2001）、タンザニア（2004）、ザンビア（2001/2002）、ジンバブエ（1999）。

第2章 パネル

家庭における子どもへの暴力

以下より情報を取得：

Jaffe, P., and M. Sudermann, 'Child Witness of Women Abuse: Research and community responses' in Sandra M. Stith and Murray A. Straus, *Understanding Partner Violence: Prevalence, causes, consequences, and solutions*, Families in Focus Services, vol. II, Minneapolis, National Council on Family Relations, 1995.

Strauss, Murray A., Richard J. Gelles and Christine Smith, 'Physical Violence in American Families: Risk factors and adaptations to violence in 8,145 families', Transaction Publishers, New Brunswick, 1990.

United Nations, Report of the Independent Expert for the United Nations Study on Violence against Children, United Nations, New York, August 2006.

United Nations Children's Fund, 'Domestic Violence against Women and Girls' UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2000, pp. 9-12

Wolfe, D.A., et al., 'Strategies to Address Violence in the Lives of High Risk Youth' in Peled, E., P.G. Jaffe and J.L. Edleson, eds., *Ending the Cycle of Violence: Community responses to children of battered women*, Sage Publications, New York, 1995

おばあちゃんとHIV/エイズ

以下より情報を取得：

HelpAge International, 'Age and Security: How social pensions can deliver effective aid to poor older people and their families', HelpAge International, London, 2004, pp. 7-8.

United Nations Children's Fund, *Africa's Orphaned and Vulnerable Generations: Children affected by AIDS*, UNICEF, New York, 2006, pp. 10, 14-16, 27 and 29-31.

United Nations Children's Fund, *Africa's Orphaned Generations*, UNICEF, New York, 2003, pp. 15 and 17.

中部・東部ヨーロッパとガンビアのマザー・センター

以下より情報を取得：

Jaffe, P., and Sudermann, M., 'Child Witness of Women Abuse: Research and community responses', op. cit.

Mothers Centres in Central and Eastern Europe: Mother Centres International Network for Empowerment (MINE), and Laux, Andrea, and Rut Kolinska, 'Mother Centres International Network Empowerment', Case Study for Workshop and Networking Event 'Building Bridges with the Grassroots: Scaling up through knowledge sharing', World Urban Forum, Barcelona, 12-17 September 2004.

ガンビアのマザーズ・クラブに関する情報は、ユニセフ西部・中部アフリカ地域事務所から提供されたもの。

第3章

1 Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Aslihan Kes, *Taking Action: Achieving gender equality and empowering women*, Earthscan, London/Virginia, for the UN Millennium Project Task Force on Education and Gender Equality, 2005, p. 77.

2 Ibid., p. 89.

3 次の文献から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの：United Nations Development Programme, *Human Development Report 2006: Beyond scarcity: Power, poverty and the global water crisis*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2006, p. 379. [邦訳：国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書2006——水危機神話を越えて：水資源をめぐる権力闘争と貧困、グローバルな課題』国際協力出版会、2007年刊行予定]

4 Machinea, José Luis, Alicia Bárcena and Arturo León, *The Millennium Development Goals: A Latin American and Caribbean perspective*, United Nations, Santiago, 2005, p. 128.

5 De Ferranti, David, *Inequality in Latin America and the Caribbean: Breaking with history?*, World Bank, Mexico, 2004, p. 19.

6 Unni, Jeemol, 'Gender and Informality in Labour Market in South Asia', in *Economic and Political Weekly*, vol. 36, no. 26, 30 June 2001, p. 2370.

7 United Nations Development Programme, *Human Development Report 2005: International cooperation at a crossroads: Aid, trade and security in an unequal world*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2005, p. 315. [邦訳：国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書2005』前掲]

8 世界価値観調査のデータベース（2006年6月にアクセス）にもとづいてユニセフが算出したもの。「夫も妻も一家の所得に貢献すべきである」という意見に「そう思う」「強くそう思う」と回答した人々の結果にもとづく。（地域別集計の算出に使った手法については88ページを参照）

9 International Labour Office, *Global Employment Trends Brief, January 2006*, International Labour Organization, Geneva, 2006, p. 3.

10 United Nations Development Programme, *Human Development Report 2005*, op. cit., p. 314. 女性の経済活動参加率は、経済活動人口と総人口のデータにもとづいて算出した。

11 Ibid. 経済活動男女差指数は、男性の経済活動参加率を100とした場合の女性の経済活動参加率として算出している。

12 Son, Hyun H., and Nanak Kakwani, 'The Gender Pay Gap over Women's Working Lifetime', International Poverty Centre, United Nations Development Programme, June 2006, <www.undp-povertycentre.org/newsletters/OnePager20.pdf>.

13 次の文献から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの：United Nations Development Programme, *Human Development Report 2005*, op. cit., table 25, pp. 299-302. [邦訳：国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書2005』前掲] 総計はユニセフの地域分類にもとづく加重データ。

14 International Labour Organization, 'National Report for Promoting the Linkages Between Women's Employment and the Reduction of Child Labour', ILO Area Office, Dar es Salaam, 1994, p. 6; and Baidya, Bal Gopal, Madhup Dhungana and Rojee Kattel, 'The Linkages Between Women's Employment, Family Welfare and Child Labour in Nepal', *GENPROM Working Paper No. 12*, International Labour Organization, Gender Promotion Programme, Geneva, 2002, p. 1.

15 Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Aslihan Kes, *Taking Action*, op. cit., p. 78.

16 Steinzor, Nadia, *Women's Property and Inheritance Rights: Improving lives in changing times*, Women in Development Technical Assistance Projects, Washington, D.C., March 2003, p. 6.

17 Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Aslihan Kes, *Taking Action*, op. cit., p. 78.

18 Ibid., p. 78

19 Ibid.

20 Quisumbing, Agnes R., ed., *Household Decisions, Gender and Development: A synthesis of recent research*, Johns Hopkins University Press for International Food Policy Research Institute, Washington D.C., 2003, p. 118.

- 21 Alderman, H., et al., 'Gender Differentials in Farm Productivity: Implications for Household Efficiency and Agricultural Policy,' *FCND Discussion Paper No. 6*, Food Consumption and Nutrition Division, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 1995, p. 22.
- 22 Quisumbing, Agnes R., 'What Have We learned from Research on Intra-household Allocation?', op. cit., p. 54.
- 23 Hallman, Kelly, David Lewis and Suraiya Begum, 'An Integrated Economic and Social Analysis to Assess the Impact of Vegetable and Fishpond Technologies on Poverty in Rural Bangladesh', Environment and Production Technology Division; Food Consumption and Nutrition Division, *EPTD Discussion Paper No. 112/FCND Discussion Paper 163*, International Food Policy Research Institute, October 2003, p. 50; and International Food Policy Research Institute, 'Women: Still the key to food and nutrition security', IFPRI, Washington, D.C., 2005, p. 1.
- 24 Hallman, Kelly, David Lewis and Suraiya Begum, 'An Integrated Economic and Social Analysis to Assess the Impact of Vegetable and Fishpond Technologies on Poverty in Rural Bangladesh', op. cit., pp. 42-43.
- 25 United Nations Development Fund for Women, *Progress of the World's Women 2005: Women, work and poverty*, UNIFEM, New York, 2005, p. 9.
- 26 United Nations, *The World's Women 2005: Progress in statistics*, ST/ESA/STAT/SER/K/17, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division, United Nations, New York, 2006, p. 55.
- 27 Chen, M. et al., *Progress of the World's Women 2005: Women, work and poverty*, United Nations Development Fund for Women, New York, 2005, p. 39.
- 28 Ibid., pp. 63-64.
- 29 Ibid., pp. 27-29. Also Engle, Patrice L., 'Urban Women: Balancing work and childcare', Chapter 3 in *2020 Focus*, Number 3, Brief 08, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., August 2000.
- 30 Ibid., p. 33.
- 31 International Labour Organization, *Global Employment Trends for Women 2004*, ILO, Geneva, 2004, p. 9. この記述は、女性の対人口雇用増加率にもとづくもの。対人口雇用増加率は、国の経済が持つ、自国民のための雇用機会創出能力を表す。先進工業国に関する情報は以下から取得: Eileen Appelbaum, et al., *Shared work, Valued Care: New norms for organizing market work and unpaid care work*, Economic Policy Institute, Washington, D.C., 2002, p. vii.
- 32 Gospel, Howard, 'Quality of Working Life: A review on changes in work organization, conditions of employment and work-life arrangements', *Conditions of Work and Employment Series No. 1*, International Labour Organization, Geneva, 2003, p. 17.
- 33 Heyman, Jody, 'Social Transformations and their Implications for the Global Demand for ECCE', *Policy Brief on Early Childhood No. 8*, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation, Paris, November/December 2002, pp. 1-2.
- 34 Chen, M. et al., *Progress of the World's Women 2005*, op. cit., p. 29.
- 35 International Labour Office, *Breaking Through the Glass Ceiling: Women in management*, International Labour Organization, Geneva, 2004 update, p. 29.
- 36 Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD Employment Outlook 2001: Reconciling social and employment goals*, OECD, Paris, p. 132.
- 37 International Labour Office, *Breaking Through the Glass Ceiling*, op. cit., p. 29.
- 38 Ibid, p. 32.
- 39 Whiteford, Peter, 'Reconciling Work and Family Life: A comparative analysis of OECD countries', Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, 2005, p. 5.
- 40 Gospel, Howard, 'Quality of Working Life', op. cit., p.17.
- 41 Dodson, Lisa, Tiffany Manuel and Ellen Bravo, 'Keeping Jobs and Raising Families in Low-Income America: It just doesn't work' - A Report of the Across the Boundaries Project, The Radcliffe Public Policy Center and 9to5 National Association of Working Women, Cambridge, Massachusetts, 2002, p. 1.
- 42 Ibid.
- 43 Peisner-Feinberg, Ellen S. et al., 'The Children of the Cost, Quality, and Outcomes Study Go To School: Technical report', University of North Carolina at Chapel Hill, Frank Porter Graham Child Development Center, Chapel Hill, NC, 2000, p. 1; and Loeb, Susanna et al., 'Child Care in Poor Communities: Early learning effects of type, quality and stability', *Child development*, vol. 75, no. 1, 2004, pp. 47-65.
- 44 Dodson, Lisa, Tiffany Manuel and Ellen Bravo, 'Keeping Jobs and Raising Families in Low-Income America: It just doesn't work', op. cit., pp. 6-7; and Lindars, Helen, 'How Can Suitable, Affordable Child Care Be Provided For All Parents Who Need To Work', Equal Opportunities Commission submission to the Work and Pensions Select Committee Inquiry, Equal Opportunities Commission, Manchester, United Kingdom, February 2003, p. 2, 3-5.
- 45 Aubel, Judi, 'Grandmothers: A learning institution', United States Agency for International Development, Washington, D.C., August 2005, p. 81.
- 46 King, Elizabeth M., and Andrew D. Mason, 'Engendering Development 2001' - A World Bank Policy Research Report', World Bank, Washington, D.C., January 2001, pp. 24 and 170.
- 47 Appelbaum, Eileen, et al., *Shared Work, Valued Care*, op. cit., pp. 29-30.
- 48 Ministry of Social Affairs and Employment, The Netherlands, 'Work/family arrangements' and 'Childcare Act', <http://internationalezaken.szw.nl/index.cfm?fuseaction=dsp_rubriek&rubriek_id=13039>. 2006年9月にアクセス。
- 49 Gospel, Howard, 'Quality of Working Life', op. cit., p. 17.
- 50 Dodson, Lisa, Tiffany Manuel and Ellen Bravo, 'Keeping Jobs and Raising Families in Low-Income America', op. cit., p. 1.
- 51 International Organization for Migration, *World Migration 2005: Costs and Benefits of International Migration*, IOM, Geneva, 2005, p. 13.
- 52 Cortés, Rosalia, 'Remittances and Children's Rights: An overview of academic and policy literature', internal document, United Nations Children's Fund, New York, February 2006, p. 4.
- 53 Bryant, John, 'Children of International Migrants in Indonesia, Thailand, and the Philippines: A review of evidence and policies', *Innocenti Working Paper 2005-05*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, April 2005, p. iii.
- 54 Ibid, p. 23.
- 55 Cortés, Rosalia, 'Remittances and Children's Rights', op. cit., p. 8.
- 56 United Nations Development Fund for Women, 'Claim and Celebrate Women Migrants' Human Rights through CEDAW - A UNIFEM Briefing Paper', UNIFEM, Geneva, 2005, p. 36.
- 57 Cortés, Rosalia, 'Remittances and Children's Rights', op. cit., p. 4.
- 58 Ibid.
- 59 Ibid, p. 14.
- 60 Scalabrini Migration Center, 'Filipino families in motion', in *Hearts Apart: Migration in the eyes of Filipino children*, Scalabrini Migration Center, Manila, 2003, p. 50, <<http://www.smc.org.ph/heartsapart/pdfs/Hearts%20Apart.pdf>>.
- 61 Cortés, Rosalia, 'Remittances and Children's Rights', op. cit., p. 4.
- 62 United Nations High Commissioner for Refugees, *Refugee Children: Guidelines on protection and care*, UNHCR, Geneva, 1994, p. 10.
- 63 United Nations High Commissioner for Refugees, 'Refugee Children', Global Consultations on International Protection, 4th Meeting, EC/GC/02/9, 25 April 2002.
- 64 United Nations Development Fund for Women, *Claim and Celebrate Women Migrants' Human Rights through CEDAW*, op. cit., p. 36.
- 65 Waldorf, Lee, 'Human Rights Protections Applicable to Women Migrant Workers', UNIFEM-CEDAW Panel on Addressing Women Migrant Workers' Concerns', United Nations Development Fund for Women, New York, July 2003, p. 30.
- 66 Bryant, John, 'Children of International Migrants in Indonesia, Thailand, and the Philippines', op. cit., p. 10.
- 67 UNIFEM East and Southeast Asia Regional Office, *Empowering Women Migrant Workers in Asia*, Bangkok, United Nations Development Fund for Women, 2004, pp. 3-5.
- 68 国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」。<www.unhcr.ch/html/menu3/b/e1cedaw.htm> (英語正文)。
- 69 United Nations, Commission on the Status of Women, Report on the forty-ninth session (28 February-11 and 22 March 2005), E/2005/27

and E/CN.6/2005/11, United Nations, New York, pp. 24-28.

⁷⁰ Ibid, pp. 27-28.

⁷¹ Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Ashlihan Kes, *Taking Action*, op. cit., p. 48.

⁷² Ibid.

⁷³ United Nations, Commission on the Status of Women, Report on the forty-ninth session, op. cit., pp. 24-27.

⁷⁴ United Nations Development Fund for Women, *Gender Budget Initiatives*, UNIFEM (New York), Commonwealth Secretariat (London), and International Development Research Centre (Ottawa), p. 1, <www.idrc.ca/gender-budgets/ev-66716-201-1-DO_TOPIC.html>.

第3章 パネル

女性が働く^{子ども}と女子は学校に行けなくなる？

以下より情報を取得：

Assaad, Ragui, Deborah Levison and Nadia Zibani, 'The Effect of Child Work on School Enrollment in Egypt', Humphrey Institute of Public Affairs, University of Minnesota, Minneapolis, 2001 rev., p. 23.

Baidya, Bal Gopal, Madhup Dhungan and Rojee Kattel, 'The Linkages Between Women's Employment, Family Welfare and Child Labour in Nepal', *GENPROM Working Paper No. 12*, International Labour Office/International Labour Organization, Geneva, 2002, p. 1.

Ilhai, Nadeem, 'Children's Work and Schooling: Does gender matter? Evidence from Peru LSMS Panel Data', *World Bank Policy Research Working Paper No. 2745*, World Bank, Washington, D.C., 2001, p. 4.

International Labour Organization, 'National Report for Promoting the Linkages Between Women's Employment and the Reduction of Child Labour', Gender Promotion Programme, International Labour Organization Area Office, Dar es Salaam, 2001, p. 101.

Kamerman, Sheila B., 'Early Childhood Care and Education and Other Family Policies and Programs in South-East Asia', *Early Childhood and Family Policy Series, No.4*, United Nations Educational, Cultural and Scientific Organization, Paris, 2002, p. 23.

先進工業国における「家族にやさしい」職場の影響

以下より情報を取得：

Appelbaum, Eileen et al., *Shared Work*, Valued Care, op. cit., pp. 28-29.

Datta Gupta, Nabanita, Nina Smith, and Mette Verner, 'Childcare and Parental Leave in the Nordic countries: A model to aspire to?', IZA, Institute for the Study of Labor, *IZA Discussion Paper No. 2014*, Bonn, March 2006, Introduction; and United Nations Population Fund, *The State of the World Population*, UNFPA, New York, 2005, p. 15.

Dean, Hartley, 'Business versus Families: Whose side is New Labour on?', *Social Policy and Society*, vol. 1, no. 1, Cambridge University Press, 2002, pp. 7-8.

Gauthier, Anne H., 'Trends in Policies for Family-Friendly Societies', in Miroslav Macura, Alphonse L. MacDonald and Werner Haug, eds., *The New Demographic Regime: Population, challenges and policy responses*, United Nations, New York and Geneva, 2005, pp. 98 and 107.

Henry, Collen, Misha Werschkul and Manita C. Rao, 'Child Care Subsidies Promote Mothers' Employment and Children's Development', IWPR Publication # G714, Institute for Women's Policy Research, Washington, D.C., October 2003, p. 1.

Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Babies and Bosses: Reconciling work and family life, Volume 1, Australia, Denmark and the Netherlands', OECD, Paris, 2002, pp. 182-184 and 191-193.

Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Babies and Bosses: Reconciling work and family life, Volume 4, Canada, Finland, Sweden and the United Kingdom', OECD, Paris, 2002, p. 28.

Peus, Claudia, 'Work-Family Balance? The case of Germany', Working Paper WPC#0025, MIT Workplace Center, Sloan School of Management, Cambridge, Massachusetts, 2006.

Study of Work and Family Life commissioned by Novaritis together with the Federation of Migros Cooperatives, the Raiffeisen Group, the Swiss Post Office and the Swiss Federal Department of Economic Affairs. ETH Zürich. Nestlé Switzerland and Victorinox also took part in the study.

児童労働：女子が受ける影響は男子と異なるか？

以下より情報を取得：

ILO (国際労働機関、ジュネーブ)の種々の出版物(下記文献の発行年とページ数は参照の便宜のために掲載したもの)：*Child domestic labour in Southeast and East Asia: Emerging good practices to combat it*, 2006, p. 18. *Every Child Counts*, 2002, p. 25. *Promotion of Gender Equality in Action Against Child Labour and Trafficking: A practical guide for organizations*, May 2003, pp. 15 and 17. *Gender, Education and Child Labour in Egypt*, 2004, p. 9-10. *Gender, Education and Child Labour in Turkey*, 2004, p. 112-113. *Global Child Labour Data Review: A gender perspective*, 2004, pp. 7 and 157-158. *Helping Hands or Shackled Lives?*, 2004, pp. ii, 2, 20, 22 and 37.

United Nations Children's Fund, *Child Domestic Work*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 1999, p. 4.

第4章

1 列国議会同盟のデータベース<www.ipu.org/wmn-e/world.htm> (2006年7月にアクセス)から得たデータにもとづいてユニセフが算出したもの。

2 Beaman, Lori, et al., 'Women Politicians, Gender Bias, and Policy-making in Rural India', background paper written for *The State of the World's Children 2007*, UNICEF, 2006, pp. 4 and 5.

3 例えば以下を参照：Susan J. Carroll, ed., *The Impact of Women in Public Office*, Indiana University Press, Bloomington, Indiana, 2001.

4 例えば以下を参照：Jones, Mark P., 'Legislator Gender and Legislator Policy Priorities in the

Argentine Chamber of Deputies and the United States House of Representatives', *Policy Studies Journal*, vol. 5, no.4, 1997, p. 615. See also Mala Htun, 'Women in Political Power in Latin America', *International IDEA*, Women in Parliament, International Idea, Stockholm, 2002, p. 9.

5 Jones, Mark P., 'Legislator Gender and Legislator Policy Priorities in the Argentine Chamber of Deputies and the United States House of Representatives', op. cit., p. 618.

6 Ibid., p. 621.

7 Schwindt-Bayer, Leslie, 'Female Legislators and the Promotion of Women, Children, and Family Policies in Latin America', background paper written for *The State of the World's Children 2007*, UNICEF, New York, 2006, pp. 15.

8 Ibid., p. 14.

9 Grey, Sandra, 'Women and Parliamentary Politics: Does Size Matter? Critical Mass and Women MPs in the New Zealand House of Representatives', Political Science Program, Research School of Social Sciences, Australian National University, paper for the 51st Political Studies Association Conference, Manchester, UK, 10-12 April 2001, pp. 5-6.

10 Childs, Sarah, Joni Lovenduski and Rosie Campbell, *Women at the Top 2005: Changing numbers, changing politics?*, Hansard Society, London, 2005, p. 56.

11 Karam, Azza, and Joni Lovenduski, 'Women in Parliament: Making a difference', Chapter 5 in Julie Ballington and Azza Karam, eds., *Women in Parliament: Beyond numbers, A Revised Edition*, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm, 2005, p. 194. ルワンダについては以下を参照：Elizabeth Powley, 'Rwanda: The impact of women legislators on policy outcomes affecting children and families', background paper written for *The State of the World's Children 2007*, UNICEF, New York, 2006, p. 5.

12 Shevchenko, Lulia, 'Who Cares about Women's Problems? Female legislators in the 1995 and 1999 Russian State Dumas', *Europe-Asia Studies*, vol. 54, no. 8, 1 December 2002, p. 1208.

13 Powley, Elizabeth, 'Rwanda: The Impact of Women Legislators on Policy Outcomes Affecting Children and Families', op. cit., pp. 10-11 and 15.

14 Vetten, Lisa, 'Addressing Domestic Violence in South Africa: Reflections on strategy and practice', expert paper prepared for the Expert Group Meeting on 'Violence against Women: Good practices in combating and eliminating violence against women', United Nations Division for the Advancement of Women, Vienna, 2005, pp. 3-4.

15 Stéphane Oertel, *Governance Profile of Namibia: Measuring and monitoring progress towards good governance in Africa*, United Nations Economic Commission for Africa, Addis Ababa, September 2004, p. 4. Government of Namibia, 'Government Gazette of the Republic of Namibia, Government Notice, No. 126, Promulgation of Act of Parliament', Windhoek, 24 June 2003.

- 16 Schwindt-Bayer, Leslie, 'Female Legislators and the Promotion of Women, Children, and Family Policies in Latin America', op. cit., p. 10.
- 17 'Gender-Sensitizing Commonwealth Parliaments: The report of a Commonwealth Parliamentary Association study group', Commonwealth Parliamentary Association Secretariat, London, 2001, <www.cpahq.org/uploadstore/docs/gender_sensitizing_cwparliaments.pdf>, 2006年9月にアクセス。
- 18 Wangnerud, Lena, 'Case Study: Sweden: A stepwise development' in *Women in Parliament*, op. cit., p. 246
- 19 Karam, Azza, and Joni Lovenduski, 'Women in Parliament: Making a difference', op. cit., p. 198.
- 20 データは列国議会同盟のデータベース 'Women in National Parliaments'より取得 <www.ipu.org/wmm-e/classif.htm>。2006年7月にアクセス。
- 21 データは列国議会同盟の以下のポスターより: 'Women in Politics, 2005', <www.ipu.org/pdf/publications/wmmmap05_en.pdf>, 2006年7月にアクセス。
- 22 各国政府ウェブサイトと以下の列国議会同盟資料より: 'Women in Politics: 60 years in retrospect', IPU, Geneva, February 2006, Data Sheet No. 4. 注: 2006年の女性国家元首・政府首班の例として挙げた国にはオランダ領アンティル(オランダ自治領)の政府を含む。女王・総督はこの数値に含まない。
- 23 各国政府のウェブサイトと以下の列国議会同盟ポスターより: 'Women in Politics, 2005', op. cit.
- 24 Budlender, Debbie, and Guy Hewitt, *Gender Budgets Make More Cents: Country studies and good practice*, The Commonwealth Secretariat, London, August 2002, p. 11.
- 25 Weldon, S. Laurel, *Protest, Policy, and the Problem of Violence Against Women: A crossnational comparison*, University of Pittsburgh Press, Pittsburgh, 2002, pp. 19, 23, 88 and 103.
- 26 Matland, Richard E., 'Enhancing Women's Political Participation: Legislative recruitment and electoral systems', in *Women in Parliament: Beyond numbers, A Revised Edition*, Chapter 3, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm, 2005, pp. 96.
- 27 Bratton, Kathleen A., and Leonard P. Ray, 'Descriptive Representation, Policy Outcomes, and Municipal Day-Care Coverage in Norway', *American Journal of Political Science*, vol. 46, no. 2, April 2002, p. 435.
- 28 Davis, Matthew M., and Amy M. Upston, 'State Legislator Gender and Other Characteristics Associated With Sponsorship of Child Health Bills', *Ambulatory Pediatrics*, vol. 4, no. 4, July-August 2004, pp. 295-302.
- 29 Caiazza, Amy, 'Does Women's Representation in Elected Office Lead to Women-Friendly Policy?', Institute for Women's Policy Research, Washington, D.C., May 2002, pp. 2, 4.
- 30 Chattopadhyay, Raghavendra, and Esther Duflo, 'Women as Policy Makers: Evidence from a randomized policy experiment in India', *Econometrica*, vol. 72, no. 5, September 2004, pp. 1409-1443.
- 31 Beaman, Lori, et al., 'Women Politicians, Gender Bias, and Policy-making in Rural India', op. cit., pp. 11, 15 and 16.
- 32 Mbatha, Likhapha, 'Democratizing Local Government: Problems and opportunities in the advancement of gender equality in South Africa', in Anne Marie Goetz and Shireen Hassim, eds., *No Shortcuts to Power: African women in politics and policy making*, Chapter 7, Zed Books, London and New York, 2003, pp. 196 and 201.
- 33 Drage, Jean, 'Women in Local Government in Asia and the Pacific: A comparative analysis of thirteen countries', (based on country reports prepared for the United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, and LOGOTRI (Network of Local Government Training and Research Institutes in Asia and the Pacific) prior to the Asia-Pacific Summit of Women Mayors and Councilors, Thailand, 19-22 June 2001), Victoria University of Wellington, New Zealand, 2001, p. 22.
- 34 Ibid.
- 35 United Cities and Local Governments, Statistics, World, <www.cities-localgovernments.org/uclg/index.asp?pag=wldmstatistics.asp&type=&L=EN&pon=1>.
- 36 Chattopadhyay, Raghavendra, and Esther Duflo, 'Women as Policy Makers', op. cit, p. 1427.
- 37 International Crisis Group, 'Beyond Victimhood: Women's Peacebuilding in Sudan, Congo and Uganda', Africa Report No. 112, International Crisis Group, 28 June 2006, p. i.
- 38 Chinkin, Christine, 'Peace Agreements as a Means for Promoting Gender Equality and Ensuring the Participation of Women', EGM/PEACE/2003/BP.1, Division for the Advancement of Women, United Nations, New York, 31 October 2003, p. 1.
- 39 Ibid., p. 2.
- 40 Francesc, Maria Cañadas, et al., 'Alert 2005: Report on conflicts, human rights and peacebuilding', School for Peace Culture, Bellaterra, Spain, January 2005, p. 124.
- 41 国際危機グループ (International Crisis Group) の多国間問題担当副会長、Donald Steinberg (元駐アンゴラ米国大使) とのインタビュー。Steinberg と『世界子供白書2007』調査編集チームは、アンゴラの和平プロセスについて2006年6月12日に討議した。
- 42 Anderlini, Sanam Naraghi, 'Women at the Peace Table: Making a difference', United Nations Development Fund for Women, New York, 2000, p. 17.
- 43 Rhen, Elisabeth, and Ellen Johnson Sirleaf, *Women, War and Peace: The Independent Experts' assessment on the impact of armed conflict on women and women's role in peacebuilding*, United Nations Development Fund for Women, New York, 2002, p. 79.
- 北アイルランドの和平プロセスにおける女性の役割について詳しくは以下を参照: Fionnuala Ni Aoláin, 'Peace Agreements as Means for Promoting Gender Equality and Ensuring the Participation of Women', Northern Ireland Case Study, EGM/PEACE/2003/EP.4, written for United Nations Division for the Advancement of Women, Expert Group Meeting, Ottawa, Canada, November 2003.
- 44 Sultan, Masuda, 'From Rhetoric to Reality: Afghan women on the agenda for peace', Women Waging Peace Policy Commission, Hunt Alternatives Fund, Cambridge, Massachusetts, February 2005, pp. 6-7.
- 45 Conaway, Camille Pampell, and Kelly Fish, 'Children's Security', *Inclusive Security, Sustainable Peace: A toolkit for advocacy and action*, International Alert (London) and Women Waging Peace (Cambridge, Massachusetts and Washington, D.C.), 2004, p. 59.
- 46 Quintos-Deles, Teresita, 'Corridors of Peace in the Corridors of Power: Bridging spaces for women in governance for peace', presented at the Sixth Asia Pacific Congress of Women in Politics and Decision-Making, Makati City, Philippines, 10-12 February 2006, p. 13.
- 47 Mazurana, Dyan, and Khristopher Carlson, 'From Combat to Community: Women and girls of Sierra Leone', Women Waging Peace, Cambridge, Massachusetts and Washington, D.C., January 2004, p. 16.
- 48 Anderlini, Sanam Naraghi, 'Women at the Peace Table', op. cit., p. 21.
- 49 Ibid., p. 20.
- 50 Rhen, Elisabeth, and Ellen Johnson Sirleaf, *Women, War and Peace*, op. cit., p. 78.
- 51 WomenWarPeace.org, <www.womenwarpeace.org/sri_lanka/sri_lanka.htm>, 2006年10月にアクセス。
- 52 Jain, Devaki, *Women, Development and the UN: A sixty-year quest for equality and justice*, United Nations Intellectual History Project, Indiana University Press, Bloomington, Indiana, 2005, p. 71.
- 53 Camille Conaway and Anne-Marie Goetz, 'Beyond Numbers: Supporting women's political participation and promoting gender equality in post-conflict governance in Africa, A review of the role of the United Nations Development Fund for Women', UNIFEM, New York, January 2006, p. 6.
- 54 Pippa Norris and Donald Ingelhart, 'Cultural Barriers to Women's Leadership: A worldwide comparison', written for Special Session 16 'Social Cleavages and Elections', International Political Science Association World Congress, Quebec City, Canada, 3 August 2000, p. 8.
- 55 Powley, Elizabeth, 'Rwanda: The impact of women legislators on policy outcomes affecting children and families', op. cit., p. 8.
- 56 Jayal, Niraja Gopal, 'From Representation to Participation: Women in local government', EGM/EPWD/2005/EP.3, written for the Expert Group Meeting on Equal Participation of Women and Men in Decision-Making Processes, with Particular Emphasis on Political Participation and Leadership, United Nations, Addis Ababa, Ethiopia, 24-27 October 2005, p. 8.
- 57 Drage, Jean, 'Women in Local Government in Asia and the Pacific', op. cit, p. 44.
- 58 United Cities and Local Governments, Statistics, World, op. cit.

第4章 パネル

女性と政治：現実と神話

以下より情報を取得：

Beaman, Lori, et al., 'Women Politicians, Gender Bias and Policy-making in Rural India, op. cit., pp. 5 and 16.

Goetz, Anne-Marie Goetz, 'Political Cleaners: How women are the new anti-corruption force. Does the evidence wash?', paper prepared for the international workshop 'Feminist Fables and Gender Myths: Repositioning gender in development policy and practice', 2-4 July 2003, Institute of Development Studies, Sussex, 2003, p. 4.

Goetz, Anne-Marie, "Women's political effectiveness: A conceptual framework," in Anne-Marie Goetz and Shireen Hassim, eds., *No Shortcuts to Power African Women in politics and policy making*, Zed Books, London and New York, 2003, p. 36.

Human Rights Watch, 'Between Hope and Fear: Intimidation and attacks against women in public life in Afghanistan', Human Rights Watch Briefing Paper, October 2004, p. 29; Inter-Parliamentary Union, 'Politics: Women's insight', IPU Survey, Geneva, 2000, pp. 1, 7, 30 and 31.

Inter-Parliamentary Union, 'Women in Politics', <www.IPU.org/wmn-e/suffrage.htm>, 2006年7月にアクセス。

Jones, Mark P., 'Legislator Gender and Legislator Policy Priorities in the Argentine Chamber of Deputies and the United States House of Representatives', *Policy Studies Journal*, vol. 5, no. 4, 1997, pp. 613-629.

Lawless, Jennifer L. and Richard L. Fox, *It Takes a Candidate: Why women don't run for office*, Cambridge University Press, New York, 2005, pp. 84-85.

Lawless, Jennifer L. and Richard L. Fox, 'Why Don't Women Run for Office?', Brown Policy Report, Taubman Center for Public Policy, Brown University, Providence, Rhode Island, January 2004, pp. 1-7. Poll conducted by Bangkok University and United Nations Development Programme, 'Women's Right to a Political Voice in Thailand', UNDP, New York, 2006, p. 18.

Rheingold, Beth, 'Concepts of Representation among Female and Male State Legislators' *Legislative Studies Quarterly*, vol. 17, no. 4, November 1992, pp. 509-537; and Galligan, Yvonne, 'Public Attitudes towards Women's Political Participation in Northern Ireland', Economic and Social Research Council Research Report, 2004.

World Values Survey, <www.worldvaluessurvey.org>, 2006年7月にアクセス。

女性グループ：政治的变化をもたらす力

以下より情報を取得：

Afghan Women's Network, 'Afghan Parliamentary Elections: Report of Paghman Province' and 'Women's Participation in the Democratic Processes in Iraq and Afghanistan: Achievements and challenges', Position Paper, Independent Women's Forum, Washington, D.C., June 2006.

Powley, Elizabeth, 'Strengthening Governance: The role of women in Rwanda's transition,' The Initiative

for Inclusive Security, Hunt Alternatives Fund, Women Waging Peace, Washington, D.C., 2003.

Submission to the National Inquiry into Children in Immigration Detention from the University of New South Wales Centre for Refugee Research and the Australian National Committee on Refugee Women, Human Rights and Equal Opportunity Commission, Government of Australia.

United Nations Children's Fund, 'National Situational Analysis of Children and Women', UNICEF Mozambique, 2006.

United Nations Development Fund for Women, *Progress of Arab Women*, UNIFEM Arab Regional States Office, Amman, p. 62.

United Nations Development Fund for Women, 'Tajikistan: Women demand law to criminalize domestic violence', *Voices from the Field*, UNIFEM, New York, November 2005, <www.unifem.org/gender_issues/voices_from_the_field/story.php?StoryID=366>.

女性とダルフルと平和協定

以下より情報を取得：

African Union, Report of the Chairperson of the Commission on the Situation in Darfur (the Sudan), African Union Peace and Security Council 45th meeting, Addis Ababa, 12 January 2006, p. 9.

Darfur Peace Agreement, signed at Abuja, Nigeria, 5 May 2006.

International Crisis Group, *Beyond Victimhood: Women's peacebuilding in Sudan, Congo and Uganda*, ICG, Washington, D.C., pp. 6 and 7.

'Women's Priorities in the Peace Process and Reconstruction in Darfur', 7th round of the Inter-Sudanese peace talks on the conflict in Darfur, Abuja (Nigeria), 30 December 2005, <www.peacewomen.org/resources/Sudan/Womens_Priorities.doc>.

仲介者、平和維持要員としての女性

以下より情報を取得：

リベリアにおける援助物資の配給中に子どもが搾取と虐待の被害を受けやすかったことについては、以下を参照：Save the Children, 'From Camp to Community: Liberia study on exploitation of children', Save the Children, Monrovia, May 2006, p. 11. 次も参照のこと：United Nations, Special Measures for Protection from Sexual Exploitation and Sexual Abuse, Report of the Secretary General, A/59/782, United Nations, New York, 15 April 2005.

Potter, Antonia, 'We the Women: Why conflict mediation is not just a job for men', *Opinion*, Center for Humanitarian Dialogue, Geneva, 2005.

United Nations Department of Peacekeeping Operations, Policy Dialogue to Review Strategies for Enhancing Gender Balance among Uniformed Personnel in Peacekeeping Missions, Final Report, United Nations, New York, 28-29 March 2006.

United Nations, A Comprehensive Strategy to Eliminate Further Sexual Exploitation and Abuse in United Nations Peacekeeping Operations, A/59/710, United Nations, New York, 24 March 2005, pp. 18-19.

第4章 図表

調査対象とされたほとんどの国で、過半数の人々が、「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」という意見に「そう思う」「強くそう思う」と答えている。

「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いているか?」という設問に対する回答から。国別調査から地域別集計を算出するにあたって用いた手法については、図1.2の技術的注釈 (p.88) を参照のこと。

第5章

- 1 1945年の時点では、下院あるいは一院制議会に占める女性議員の割合は議員総数のわずか3%であった (Inter-Parliamentary Union, 'Women in Parliaments 1945-1995', *Reports and documents No. 23*, IPU, Geneva, 1995, p. 28)。2006年には、下院あるいは一院制議会における議員総数の16.8%が女性であった ('Women in National Parliaments', <www.ipu.org/wmn-e/world.htm>, 2006年8月にアクセス)。
- 2 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on gender parity and primary education, Number 2*, UNICEF, April 2005, p. 2.
- 3 例えば以下を参照：Population Council and International Center for Research on Women, 'Involving Young Men in HIV Prevention Programs: Operations research on gender-based approaches in Brazil, Tanzania, and India', *Horizons Report*, HIV/AIDS Operations Research, Population Council, Washington, D.C., December 2004.
- 4 World Bank, 'Education and Development', Education Advisory Service, World Bank, Washington, D.C., <<http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-1099079877269/547664-1099080118171/EducationBrochure.pdf>>, 2006年9月にアクセス。
- 5 Ibid.
- 6 Ibid.
- 7 World Bank, 'Engendering Change in the Classroom', 11 November 2004, <<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTEDUCATION/0,,contentMDK:20279910-menuPK:617572?pagePK:148956&piPK:216618&theSitePK:282386.00.html>>, 2006年10月4日にアクセス。
- 8 United Nations Children's Fund and World Bank, 'Building on what we know and defining sustained support', School Fee Abolition Initiative Workshop, organized by UNICEF and the World Bank, Nairobi, 5-7 April 2006, p. 3.
- 9 Ibid.
- 10 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2004: Girls' education and development*, UNICEF, New York, 2003, pp. 23-24. (邦訳：ユニセフ『世界子供白書2004：女子・教育・開発』、(財)日本ユニセフ協会、2005年)
- 11 United Nations Children's Fund and World Bank, 'Building on what we know and defining sustained support', op. cit., p. 3.

- 12 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2004*, op. cit., p. 23. (邦訳: ユニセフ『世界子供白書2004: 女子・教育・開発』、前掲)
- 13 World Bank, 'Engendering Change in the Classroom', op. cit.
- 14 Ibid.
- 15 Ibid.
- 16 United Nations Millennium Project, *Investing in Development: A practical plan to achieve the Millennium Development Goals*, Earthscan, London/Sterling, Virginia., 2005, pp. 239-256.
- 17 Vandemoortele, Jan, and Rathin Roy, 'Making Sense of MDG Costing', Bureau for Development Policy, New York, August 2004, p. 3.
- 18 Grown, Caren, et al., 'The Financial Requirements of Achieving Gender Equality and Women's Empowerment', *The Levy Economics Institute of Bard College Working Paper No. 467*, August 2006, p. 2.
- 19 数値はIbid., p. 17より。
- 20 Ibid., p. 3.
- 21 Grown, Caren, Geeta Rao Gupta and Aslihan Kes, *Taking Action: Achieving gender equality and empowering women*, UN Millennium Project, Earthscan, London/Sterling, Virginia, 2005, p. 29.
- 22 Grown, Caren, et al., 'The Financial Requirements of Achieving Gender Equality and Women's Empowerment', op. cit., p. 17.
- 23 Ibid., p. 21.
- 24 International Helsinki Federation for Human Rights, *Human Rights in the OSCE Region: Europe, Central Asia and North America, Report 2006 (Events of 2005)*, IHF, Vienna, 2006, p. 429.
- 25 Intergovernmental Authority on Development, 'Declaration of the 4th Regular Meeting of IGAD Ministers in Charge of Gender/Women Affairs', Nairobi, 21-22 February 2006, <www.igad.org/gender/nairobi_gender_decl.htm>, 2006年10月4日にアクセス。
- 26 African Union, 'Symposium on the African Union's Protocol on the Rights of Women in Africa', keynote address by H.E. Mrs. Julia Dolly Joiner, Commissioner for Political Affairs, Commission of the African Union, Khartoum, 21 January 2006, <www.oxfam.org.uk/what_we_do/issues/panafrica/>, 2006年10月4日にアクセス。
- 27 United Nations Development Fund for Women, *Not a Minute More: Ending violence against women*, UNIFEM, New York, pp. 8-15
- 28 United Nations, Report of the independent expert for the United Nations study on violence against children, Provisional version, UN A/61/150 and Corr. 1, United Nations, New York, 23 August 2005.
- 29 United Nations Development Fund for Women, *Not a minute more*, op. cit., p. 39.
- 30 Ibid., p. 40.
- 31 United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs/Integrated Regional Information Networks, 'Sexual Violence in Times of War', Chapter 13 in *Broken Bodies, Broken Dreams: Violence against women exposed*, OCHA/IRIN, New York, 2005, pp. 179-205.
- 32 United Nations, General Assembly, 58th session, Special Measures for Protection from Sexual Exploitation and Sexual Abuse, Report of the Secretary-General (A/58/777), United Nations, New York, 23 April 2004, para. 3.
- 33 United Nations, Security Council Resolution 1325, para. 10, adopted by the Security Council at its 4213th Meeting, United Nations, New York, 31 October 2000.
- 34 United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs/Integrated Regional Information Networks, 'Sexual Violence in Times of War', op. cit., p. 197.
- 35 King, Elizabeth M., and Andrew D. Mason, 'Engendering Development Through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice', World Bank and Oxford University Press, Washington, D.C., January 2001, p. 120.
- 36 Ibid., pp. 117-122.
- 37 Inter-Parliamentary Union, 'Women's Suffrage', <www.ipu.org/wmn-e/suffrage.htm>, 2006年9月にアクセス。
- 38 Inter-Parliamentary Unionデータベース, 'Women in National Parliaments', <www.ipu.org/wmn-e/world.htm>, 2006年9月にアクセス。
- 39 Ibid.
- 40 Inter-Parliamentary Union, 'The Participation of Women and Men in Decision-Making: The parliamentary dimension', Data Sheet No. 6 in *Women in Politics: 60 years in retrospect*, IPU, Geneva, 2006.
- 41 Inter-Parliamentary Union, 'Women in Parliaments: World classification', <www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>; and International Institute for Democracy and Electoral Assistance and Stockholm University, 'Global Database of Quotas for Women', <www.quotaproject.org/country.cfm?SortOrder=LastLowerPercentage%20DESC>, 2006年9月28日にアクセス。
- 42 United Nations Development Fund for Women, 'On the Agenda: Women's essential role in peace-building', UNIFEM 2005 World Summit, 2005, UNIFEM, New York, p. 1.
- 43 Gobodo-Madikizela, Pumla, 'Women's Contribution to South Africa's Truth and Reconciliation Commission', Women Waging Peace Policy Commission, Cambridge, Massachusetts and Washington, D.C., February 2005, p. 9.
- 44 Dahlerup, Drude, 'Quotas are Changing the History of Women', paper presented at the IDEA/EISA/SADC Parliamentary Forum Conference, Pretoria, November 2003.
- 45 McNulty, Stephanie, 'Women's Organizations During and After War: From service delivery to policy advocacy', Research and Reference Services Project, United States Agency for International Development Center for Development Information and Evaluation, Washington, D.C., 2 October 1998, p. 3.
- 46 Maluccio, John A., Lawrence Haddad and Julian May, 'Social capital and gender in South Africa, 1993-98', in Agnes R. Quisumbing, ed., *Household Decisions, Gender, and Development: A synthesis of recent research*, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 2003, p. 147.
- 47 Cowan, Carolyn Pape, et al., 'Encouraging Strong Relationships Between Fathers and Children', *Working Strategies*, vol. 8, no. 4, Summer 2005, p. 2.
- 48 Engle, Patrice, Tom Beardshaw and Craig Loftin, 'Local and International Policies and Programmes', in Linda Richter and Robert Morrell, eds., *Baba: Men and fatherhood in South Africa*, Human Sciences Research Council, Cape Town, 2006, p. 294.
- 49 Ibid.
- 50 United Nations Children's Fund, *Role of Men in the Lives of Children: A study of how improving knowledge about men in families helps strengthen programming for children and women*, UNICEF, New York, 1997, p. 9.
- 51 Fathers Direct, 'Sweden may be leading Europe in developing father-friendly policies and practices', *FatherWorld*, vol. 3, no. 2, Fathers Direct, London, <www.fathersdirect.com/download.php?pid=2655.3>, 2006年4月24日にアクセス。およびHolter, Oystein Gullvag, *Can Men Do It? Men and Gender Equality: The Nordic experience*, Nordic Council of Ministers, Copenhagen, 2003, p. 126 cited in R.W. Connell, 'The Role of Men and Boys in Achieving Gender Equality', paper prepared for UN Division for the Advancement of Women, ILO, UNAIDS, UNDP Expert Groups Meeting (21-24 October 2003, Brasilia), 7 October 2003, p. 8.
- 52 Tonkin, Bernard, 'Men Reinventing Themselves: Recovery from hegemonic masculinity', *Working Paper No. 4*, UN International Research and Training Institute for the Advancement of Women, Santo Domingo, 2001, p. 5 and 18, <www.un-instraw.org/en/docs/mensroles/Tonkin.pdf>, 2006年10月4日にアクセス。
- 53 United Nations, *The World's Women 2005: Progress in statistics*, United Nations Division of Economic and Social Affairs, New York, 2006, p.26.
- 54 Ibid., p. 71
- 55 Ibid., p. 44.
- 56 Ibid., p. 64.
- 57 Ibid., p. 55.
- 58 Ibid.
- 59 Ibid., p. 57.
- 60 Inter-Parliamentary Union database, <www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>.
- 61 United Cities and Local Government statistics, <www.cities-localgovernments.org/uclg/index.asp?pag=wldmstatistics.asp&type=&L=EN&pon=1>.

第5章 パネル

女子教育のためのパートナーシップ

以下より情報を取得：

Campaign for Female Education, <www.camfed.org>, 2006年9月にアクセス。

Forum for African Women Educationalists, <www.fawe.org/content/aboutfawe.html>, 2006年9月にアクセス。

Forum for African Women Educationalists, *The ABC of Gender Responsive Education Policies: Guidelines for developing Education for All policies*, FAWE, Nairobi, 2002.

Global Campaign for Education, <www.campaignforeducation.org>, 2006年9月にアクセス。

Oxfam, *Partnerships for Girls' Education*, Oxfam, Oxford, 2005, pp. 23-38, 49-65 and 131-143.

Swainson, Nicola, and Global Campaign for Education, *A Fair Chance: Attaining gender equality in basic education by 2005*, Global Campaign for Education, Johannesburg, April 2003, pp. 43-49.

United Nations Girls' Education Initiative, <www.ungei.org>, 2006年9月にアクセス。

ジェンダーに配慮した予算を通じて、女性のエンパワーメントに対する政府の姿勢を監視する

以下より情報を取得：

Budlender, Debbie, and Guy Hewit, eds., *Gender Budgets Make More Cents: Country studies and good practice*, Commonwealth Secretariat, London, pp. 13, 23-42, 84-97 and 117-132.

Kingdom of Morocco, Ministry of Finance and Privatization, Direction of Studies and Financial Preview, 'Gender Report', translated by Dr. Ibrahim Moussabbir, 2006, <www.idrc.ca/gender-budgets/ev-104427-201-1-DO_TOPIC.html>.

Leadbetter, Helen, 'Gender Budgeting', in *Spectrum: Policy and technical perspective for CIPFA members and students*, Issue Number 4, The Chartered Institute of Public Finance and Accountancy, London, March 2004, pp. 3-4.

United Nations Development Fund for Women, *Gender Budget Initiatives*, UNIFEM (New York), Commonwealth Secretariat (London), and International Development Research Centre (Ottawa), p. 1, <www.idrc.ca/gender-budgets/ev-66716-201-1-DO_TOPIC.html>; and International Development Research Centre, 'Moroccan National Budget includes Gender Report', <www.idrc.ca/gender-budgets/ev-91685-201-1-DO_TOPIC.html>.

政治議題における子どもの権利とジェンダーの平等の位置づけを高めるためのパートナーシップ

以下より情報を取得：

Inter-Parliamentary Union and United Nations Children's Fund, *Child Protection: A handbook for parliamentarians*, IPU, Geneva, 2004.

Inter-Parliamentary Union and United Nations Children's Fund, *Combating Child Trafficking: A handbook for parliamentarians*, IPU/UNICEF, Geneva and New York, March 2005.

クォータ制：「フリーサイズ」の制度はない

以下より情報を取得：

Dahlerup, Drude, 'Increasing Women's Political Representation: New trends in gender quotas', in Julie Ballington and Azza Karam, eds., *Women in Parliament: Beyond the numbers, A Revised Edition*, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm, 2005, pp. 141-143.

Dahlerup, Drude, ed., *Women, Quotas and Politics*, Routledge Research in Comparative Politics Series, Routledge, London/New York, 2006, Introduction.

途上国で広がる、コミュニティを基盤とする取り組みへの女性参加

以下より情報を取得：

Amhed, Akhter U., and Carlo del Ninno, 'Food for Education in Bangladesh', in Agnes Quisumbing, ed., *Household Decisions, Gender and Development: A synthesis of recent research*, International Food Policy Research Institute, Washington D.C., pp. 202-203.

Amhed, Akhter U., 'Comparing Food and Cash for Schooling in Bangladesh', in *Linking Research and Action: Strengthening food assistance and food policy research*, Policy Brief of International Food Policy Research Institute and World Food Programme, Washington, D.C., and Rome, 2005.

Asian Development Bank, 'Gender Activities', Workshop on Violence against Women for Grassroots Women's Groups, Centre for Women's Resource Development, <<http://209.225.62.100/gender/working/ino002.asp>>. Asian Development Bank, 'Ending Violence Against Women', *ADB Review*, February 2004, p. 36.

Hallman, Kelly, et al., 'Childcare, Mothers' Work, and Earnings: Findings from the urban slums of Guatemala City', Policy Research Division Working Papers No. 165, Population Council, New York, 2002, pp. 25-26.

日曜学校プログラムに関する情報はユニセフのウズベキスタン事務所から提供されたもの。

Smith, Lisa C., et al., 'The Importance of Women's Status for Child Nutrition in Developing Countries', Research Report 131, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 2003, p. 135.

World Bank, 'Social Safety Nets in Bangladesh: An assessment', *Bangladesh Development Series Paper No. 9*, World Bank Office, Dhaka, January 2006, pp. 14, 21-22.

「プログラムH」：ジェンダーに関する固定的な見方に挑み、人々の姿勢を変える（ブラジル、そのほかの国々）

以下より情報を取得：

Population Council, 'Promoting Healthy Relationships and HIV/STI Prevention for Young Men: Positive findings from an intervention study in Brazil', *Horizons Research Update*, Population Council/Horizons, Washington, D.C., April 2004.

Population Council, 'Reducing HIV Risk Behaviors among Key Populations by Increasing Community Involvement and Building Social Capital: Baseline findings from Andhra Pradesh, India', *Horizons Research Update*, Population Council/Horizons, New Delhi, April 2006.

妊産婦死亡率の推計値改善に向けたパートナーシップ

以下より情報を取得：

AbouZahr, C., and Tessa Wardlaw, 'Maternal Mortality at the End of the Decade: Sign of progress?', *Bulletin of the World Health Organization*, vol. 79, no. 6, Geneva, June 2001, pp. 561-573.

World Health Organization, United Nations Children's Fund and United Nations Population

Fund, *Maternal Mortality in 2000: Estimates developed by WHO, UNICEF and UNFPA*, WHO, Geneva, 2004, pp. 1-10.

『世界子供白書2007』のための委託調査

バックグラウンド・ペーパー

Lori Beaman and Rohini Pande, Yale University; Esther Duflo, Jameel Poverty Action Lab, Massachusetts Institute of Technology; and Petia Topalova, International Monetary Fund, 'Women Politicians, Gender Bias, and Policy-making in Rural India', 2006.

Sylvia Chant, London School of Economics, 'Poverty Begins at Home? Questioning some (mis)conceptions about children, poverty and privation in female-headed households', 2006.

Elizabeth Powley, Women Waging Peace, 'Rwanda: The impact of women legislators on policy outcomes affecting children and families', 2006.

Leslie Schwindt-Bayer, University of Mississippi, 'Female Legislators and the Promotion of Women, Children, and Family Policies in Latin America', 2006.

統計

子どもの福祉にとくに重点を置いて見た、世界の国・領域の経済・社会統計

データについての一般的留意事項.....	99
記号の説明.....	100
5歳未満児死亡率の順位.....	101
表中の国の分類.....	136
人間開発の進展を測る：表 10 について.....	137

表

1. 基本統計.....	102
2. 栄養指標.....	106
3. 保健指標.....	110
4. HIV / エイズ指標.....	114
5. 教育指標.....	118
6. 人口統計指標.....	122
7. 経済指標.....	126
8. 女性指標.....	130
9. 子どもの保護指標.....	134
10. 前進の速度.....	138

データについての一般的留意事項

以下の各統計表には、データとともに定義、データの出典、記号の説明をつけた。可能なかぎり、担当の国連機関のデータを使用している。国際的に標準化された推計値がない場合は、他の情報源、とくに適当なユニセフ現地事務所から受領したデータを用いた。また、可能な場合には各国の包括的または典型的状況を表すデータのみを用いた。手法とデータの出典に関するより詳細な情報は、〈www.childinfo.org〉において入手することができる。

最近人災または天災の影響を受けた国については、データの質に悪影響が生じている可能性がある。国の基本的な社会基盤が破壊されたり、大規模な人口移動が生じた国についてはとくにその可能性が大きい。

平均余命、合計特殊出生率、粗出生率、粗死亡率などいくつかの指標は、国連人口局が日常的に行っている推計・予測作業から得られたものである。これらを含む国際的な推計値は定期的に改訂されているため、ユニセフの過去の刊行物のデータとは異なることもある。

死亡率推計値

毎年ユニセフは、『世界子供白書』の中に、乳児死亡率、5歳未満児死亡率、5歳未満児死亡数などの、死亡率に関する推計値を少なくとも2年度分の参照年について掲載している。これらに加え、今年からは新生児死亡率も掲載した。これらの数値は、本白書の製作段階で入手可能な最良の推計値であり、「死亡率推定に関する機関間グループ」の作業にもとづくものである。同グループには、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、世界銀行および国連人口局が参加している。このグループは、新たに入手可能となったデータを詳細に検討し、毎年これらの推計値を更新している。この検討作業によって、以前報告された推計値の改訂が必要となる場合がある。従って、各年度版の『世界子供白書』で報告されている推計値は比較が不可能な場合があり、死亡率の経年変化を分析する目的で使用してはならない。ただし、1970年から現在までの5歳未満児死亡率に関してはすべての国について比較可能な推計値が存在しており、〈www.childinfo.org〉において入手可能である。この時系列データは、「死亡率推定に関する機関間グループ」がまとめる最新の推計値にもとづいている。

改訂

今年はいくつかの統計表について改訂が行われている。

表1 基本統計：新しい指標「新生児死亡率」が基本統計に加えられた。この指数の推計値は2000年度のものである。

表3 保健指標：今年の子どもの保健指標については3つの主要な改訂が行われた。

- 改善された飲料水源および適切な衛生施設：水の供給と衛生に関する世界保健機関（WHO）・ユニセフ共同モニタリング・プログラムの最新推計値を含めた。データは2004年度のもの。
- 予防接種：B型肝炎とHib（ヘモフィルス・インフルエンザb型菌）の予防接種率については、これらの予防接種が国内の一部地域でしか行われていない国（例えばインド）についても推計値を掲載した。前年度までの白書では、これらの予防接種が国内の一部地域でしか行われていない場合はデータを掲載していなかった。
- 肺炎と疑われる症状：これまでの白書で使用していた「急性呼吸器感染症（ARI）」に代わる用語として、「肺炎と疑われる症状」という呼称を使用している。ただし、データ収集方法については変化はなく、今年度版のデータは前年度版までの白書で報告されている推計値と比較可能である。用語の変更は、2004年に開催された機関間会合で最初に提案され、参加機関の支持を得た。

「肺炎と疑われる症状」という用語は、収集されたデータの内容をよりの確に表現している。これらのデータは、咳、過呼吸または呼吸困難の症状を呈している5歳未満児の数値であり、これは肺炎の主要な症状だからである。「急性呼吸器感染症」はより一般的な用語であり、上気道または下部呼吸器のいずれかの感染症を指す。肺炎は重篤な肺感染症であり、急性呼吸器感染症の相当の割合を占めている。

表4 HIV/エイズ指標：HIVと共に生きるおとな、子ども、女性の推計値は、国連エイズ合同計画（UNAIDS）のHIV有病率推計値の改訂にともなって変更されている。これらの改訂は、各国から新たに提出された、感染者数に関するより正確な情報にもとづいて行われているものである。国連エイズ合同計画はまた、成人感染者数の推計対象年齢を、「15～49歳」から「15歳以上」に変更した。これは、成人

データについての一般的留意事項（続き）

の中でも、より高齢の人々の間でHIVに感染している人が多くなっていることを反映するための変更である。

HIV有病率の変化、そしてある程度は国連人口局が発表する成人死亡率推計値の変化も、エイズによる孤児、およびすべての原因による孤児の推計人数に影響を与えている。さらに、今年の白書では、表4の構成にいくつかの変更が加えられている。ユニセフの“Unite for Children. Unite against AIDS（「子どもとエイズ世界キャンペーン」）」が掲げる優先事項に合わせて、統計項目の掲載順を変更した。このキャンペーンでは、HIVの母子感染予防（Prevention of mother-to-child transmission of HIV）、子どものHIV感染者およびエイズ患者の治療（Paediatric HIV）、若者間での感染予防（Prevention among young people）、エイズの影響を受けている子どもの保護とサポート（Protection and support for children affected by AIDS）に焦点をあてている（4つのP）。表4には、若者（15～24歳）の間のHIV有病率の指標も追加掲載した。最後に、「HIVについての包括的な知識」についても、前年度版まで含まれていた2つの要素を削減した。

複数指標クラスター調査（MICS）

ユニセフは、複数指標クラスター調査（MICS）を通じて、統計的信頼性が高く、国際比較が可能なデータを収集することができるよう各国を支援している。複数指標クラスター調査は、ミレニアム開発目標、「子どもにふさわしい世界」行動計画、国連エイズ特別総会において設定された目標、およびマラリア根絶のためのアブジャ目標のような、国際的重要性を有する諸目標の達成度をモニタリングするための主要なデータ源である。2005年から2006年の間に複数指標クラスター調査を実施した国は、約50カ国にのぼる。しかし、この調査結果は今回の白書掲載には間に合わなかった。これらのデータは来年の白書に掲載されるとともに、〈www.childinfo.org〉においても公表される予定である。

記号の説明

統計編の目的は世界の子どもと女性の状況に関する全体像を示すことにあるので、データについての詳細な説明や注は別の場所に掲げるのが妥当である。以下の記号はすべての表に共通するものである。特定の表に使われた記号は、その表の注に掲載されている。

- データが存在しないことを示す。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。このようなデータは、地域平均または合計には含まれていない。
- y 標準的な定義によらないデータ、または国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- * データが、各列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- † 2006年6月にモンテネグロがセルビア・モンテネグロからの独立を宣言し、その後2006年6月28日に国連加盟を承認されたことから、モンテネグロとセルビアの国別データはまだ存在しない。ここに示したデータは、モンテネグロが独立する前のセルビア・モンテネグロとしてのものである。
- § それぞれの国別分類または地域グループに掲げられた領域も含む。それぞれの国別分類と地域グループに含まれる国名・領域名に関しては136ページを参照のこと。

5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉のきわめて重要な指標の一つである5歳未満児死亡率（U5MR、出生1,000人あたりの死亡数であらわす）の2005年の推定値が高かった順に各国・領域を配列したものである。統計表では、各国・領域は英語名のアルファベット順に配列してある。

国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位
シエラレオネ	282	1	ガイアナ	63	66	ブルガリア	15	129
アンゴラ	260	2	ナミビア	62	67	ドミニカ	15	129
アフガニスタン	257	3	東ティモール	61	68	モーリシャス	15	129
ニジェール	256	4	マーシャル諸島	58	69	セルビア・モンテネグロ(モンテネグロ独立前) ⁺	15	129
リベリア	235	5	朝鮮民主主義人民共和国	55	70	シリア	15	129
ソマリア	225	6	モンゴル	49	71	ウルグアイ	15	129
マリ	218	7	グルジア	45	72	セントルシア	14	137
チャド	208	8	グアテマラ	43	73	スリランカ	14	137
コンゴ民主共和国	205	9	モルディブ	42	74	セーシェル	13	139
赤道ギニア	205	9	ミクロネシア連邦	42	74	アンティグアバーブーダ	12	140
ルワンダ	203	11	ホンジュラス	40	76	バルバドス	12	140
ギニアビサウ	200	12	モロッコ	40	76	ベラルーシ	12	140
コートジボワール	195	13	アルジェリア	39	78	コスタリカ	12	140
ナイジェリア	194	14	スリナム	39	78	マレーシア	12	140
中央アフリカ共和国	193	15	ツバル	38	80	オマーン	12	140
ブルキナファソ	191	16	バヌアツ	38	80	バーレーン	11	146
ブルンジ	190	17	ニカラグア	37	82	クウェート	11	146
ザンビア	182	18	インドネシア	36	83	ラトビア	11	146
エチオピア	164	19	イラン	36	83	パラオ	11	146
スワジランド	160	20	カボヴェルデ	35	85	チリ	10	150
ベナン	150	21	ブラジル	33	86	ブルネイ	9	151
ギニア	150	21	エジプト	33	86	リトアニア	9	151
カメルーン	149	23	フィリピン	33	86	アラブ首長国連邦	9	151
モザンビーク	145	24	ドミニカ共和国	31	89	ハンガリー	8	154
カンボジア	143	25	レバノン	30	90	スロバキア	8	154
トーゴ	139	26	ナウル	30	90	クオアチア	7	156
ガンビア	137	27	アルメニア	29	92	キューバ	7	156
セネガル	136	28	サモア	29	92	エストニア	7	156
ウガンダ	136	28	ソロモン諸島	29	92	ポーランド	7	156
ジブチ	133	30	トルコ	29	92	米国	7	156
レソト	132	31	中国	27	96	オーストラリア	6	161
ジンバブエ	132	31	エルサルバドル	27	96	カナダ	6	161
イラク	125	33	メキシコ	27	96	アイルランド	6	161
マラウイ	125	33	ペルー	27	96	イスラエル	6	161
モーリタニア	125	33	ヨルダン	26	100	マルタ	6	161
タンザニア	122	36	サウジアラビア	26	100	ニュージーランド	6	161
ボツワナ	120	37	エクアドル	25	102	英国	6	161
ハイチ	120	37	パナマ	24	103	オーストリア	5	168
ケニア	120	37	トンガ	24	103	ベルギー	5	168
マダガスカル	119	40	チュニジア	24	103	キプロス	5	168
サントメプリンシペ	118	41	パレスチナ自治区	23	106	デンマーク	5	168
ガーナ	112	42	パラグアイ	23	106	フランス	5	168
コンゴ	108	43	コロンビア	21	108	ドイツ	5	168
ミャンマー	105	44	グレナダ	21	108	ギリシャ	5	168
トルクメニスタン	104	45	カタール	21	108	韓国	5	168
イエメン	102	46	タイ	21	108	ルクセンブルク	5	168
パキスタン	99	47	ベネズエラ	21	108	モナコ	5	168
ガボン	91	48	クック諸島	20	113	オランダ	5	168
スーダン	90	49	ジャマイカ	20	113	ポルトガル	5	168
アゼルバイジャン	89	50	セントクリストファー・ネイビス	20	113	スペイン	5	168
ラオス	79	51	セントビンセント・グレナディーン	20	113	スイス	5	168
エリトリア	78	52	リビア	19	117	チェコ	4	182
ブータン	75	53	ルーマニア	19	117	フィンランド	4	182
インド	74	54	トリニダードトバゴ	19	117	イタリア	4	182
ネパール	74	54	ベトナム	19	117	日本	4	182
バブアニューギニア	74	54	アルバニア	18	121	リヒテンシュタイン	4	182
バングラデシュ	73	57	アルゼンチン	18	121	ノルウェー	4	182
カザフスタン	73	57	フィジー	18	121	スロベニア	4	182
コモロ	71	59	ロシア連邦	18	121	スウェーデン	4	182
タジキスタン	71	59	ペリウズ	17	125	アンドラ	3	190
南アフリカ	68	61	旧ユーゴスラビア・マケドニア	17	125	アイスランド	3	190
ウズベキスタン	68	61	ウクライナ	17	125	サンマリノ	3	190
キルギス	67	63	モルドバ	16	128	シンガポール	3	190
ボリビア	65	64	パチカン	15	129	パチカン	-	-
キリバス	65	64	ボスニア・ヘルツェゴビナ	15	129	ニウエ	-	-

⁺ 2006年6月にモンテネグロがセルビア・モンテネグロからの独立を宣言し、その後2006年6月28日に国連加盟を承認されたことから、モンテネグロとセルビアの国別データはまだ存在しない。ここに示したデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのものである。

表 1 基本統計

国・地域	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯当たりの 所得の分布 (%)	
		1990	2005	1990	2005									2000	2005
アフガニスタン	3	260	257	168	165	60	29863	1441	370	250x	47	28	53s	-	-
アルバニア	121	45	18	37	16	12	3130	53	1	2580	74	99	52s	23	37
アルジェリア	78	69	39	54	34	20	32854	684	27	2730	72	70	97	19	43
アンドラ	190	-	3	-	3	4	67	1	0	d	-	-	89	-	-
アンゴラ	2	260	260	154	154	54	15941	767	199	1350	41	67	58s	-	-
アンティガババーダ	140	-	12	-	11	8	81	2	0	10920	-	-	-	-	-
アルゼンチン	121	29	18	26	15	10	38747	687	12	4470	75	97	99	10	57
アルメニア	92	54	29	46	26	17	3016	34	1	1470	72	99	94	21	43
オーストラリア	161	10	6	8	5	3	20155	250	2	32220	81	-	96	18	41
オーストリア	168	10	5	8	4	3	8189	74	0	36980	79	-	-	22	38
アゼルバイジャン	50	105	89	84	74	36	8411	134	12	1240	67	99	91s	28	31
バハマ	129	29	15	22	13	10	323	6	0	14920x	71	-	84	-	-
バーレーン	146	19	11	15	9	11	727	13	0	10840x	75	87	86s	-	-
バングラデシュ	57	149	73	100	54	36	141822	3747	274	470	64	-	84s	22	41
バルバドス	140	17	12	15	11	8	270	3	0	9270x	76	-	97	-	-
ベラルーシ	140	19	12	16	10	5	9755	91	1	2760	68	100	90	22	38
ベルギー	168	10	5	8	4	3	10419	110	1	35700	79	-	99	22	41
ベリーズ	125	42	17	34	15	18	270	7	0	3500	72	-	95	-	-
ベナン	21	185	150	111	89	38	8439	348	52	510	55	35	54s	19	45
ブータン	53	166	75	107	65	38	2163	64	5	870	64	-	70s,y	-	-
ボリビア	64	125	65	89	52	27	9182	265	17	1010	65	87	78s	7	63
ボスニア・ヘルツェゴビナ	129	22	15	18	13	11	3907	36	1	2440	74	97	93s	24	36
ボツワナ	37	58	120	45	87	40	1765	45	5	5180	34	81	82	7x	70x
ブラジル	86	60	33	50	31	15	186405	3726	123	3460	71	89	96s,y	9	62
ブルネイ	151	11	9	10	8	4	374	8	0	24100x	77	93	-	-	-
ブルガリア	129	18	15	15	12	8	7726	67	1	3450	73	98	95	22	38
ブルキナファソ	16	210	191	113	96	36	13228	617	118	400	48	22	32s	18	47
ブルンジ	17	190	190	114	114	41	7548	347	66	100	44	59	47s	15	48
カンボジア	25	115	143	80	98	40	14071	429	61	380	57	74	65s	18	48
カメルーン	23	139	149	85	87	40	16322	563	84	1010	46	68	79s	15	51
カナダ	161	8	6	7	5	4	32268	327	2	32600	80	-	99	20	40
カボヴェルデ	85	60	35	45	26	10	507	15	1	1870	71	-	92	-	-
中央アフリカ共和国	15	168	193	102	115	48	4038	150	29	350	39	49	43s	7x	65x
チャド	8	201	208	120	124	45	9749	471	98	400	44	26	36s	-	-
チリ	150	21	10	18	8	6	16295	249	2	5870	78	96	-	10	62
中国	96	49	27	38	23	21	1315844	17310	467	1740	72	91	99	14	50
コロンビア	108	35	21	26	17	14	45600	968	20	2290	73	93	91s	9	63
コモロ	59	120	71	88	53	29	798	28	2	640	64	-	31s	-	-
コンゴ	43	110	108	83	81	32	3999	177	19	950	53	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	9	205	205	129	129	47	57549	2873	589	120	44	67	52s	-	-
クック諸島	113	32	20	26	17	12	18	0	0	-	-	-	77	-	-
コスタリカ	140	18	12	16	11	7	4327	79	1	4590	78	95	-	12	55
コートジボワール	13	157	195	103	118	65	18154	665	130	840	46	49	56	14	51
クロアチア	156	12	7	11	6	5	4551	41	0	8060	75	98	87	21	40
キューバ	156	13	7	11	6	4	11269	134	1	1170x	78	100	96	-	-
キプロス	168	12	5	10	4	4	835	10	0	17580x	79	97	96	-	-
チェコ	182	13	4	11	3	2	10220	91	0	10710	76	-	-	25	36
デンマーク	168	9	5	8	4	4	5431	62	0	47390	78	-	100	23	36
ジブチ	30	175	133	116	88	38	793	27	4	1020	53	-	33	-	-
ドミニカ	129	17	15	15	13	7	79	2	0	3790	-	-	88	-	-
ドミニカ共和国	89	65	31	50	26	19	8895	211	7	2370	68	87	86	12	57
エクアドル	102	57	25	43	22	16	13228	295	7	2630	75	91	98	11	58
エジプト	86	104	33	76	28	21	74033	1909	63	1250	70	71	83s	21	44
エルサルバドル	96	60	27	47	23	16	6881	166	4	2450	71	-	92	10	56
赤道ギニア	9	170	205	103	123	40	504	22	5	c	42	87	61s	-	-
エリトリア	52	147	78	88	50	25	4401	170	13	220	55	-	67s	-	-
エストニア	156	16	7	12	6	6	1330	13	0	9100	72	100	94	19	43
エチオピア	19	204	164	131	109	51	77431	3104	509	160	48	-	31s	22	39
フィジー	121	22	18	19	16	9	848	19	0	3280	68	-	96	-	-
フィンランド	182	7	4	6	3	2	5249	55	0	37460	79	-	99	24	37
フランス	168	9	5	7	4	3	60496	742	4	34810	80	-	99	20	40

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯当たりの 所得の分布 (%) 1994-2004*	
		1990	2005	1990	2005	2000	2005	2005	2005	2005	2005	2000-2004*	2000-2005*	最下位 40%	最上位 20%
ガボン	48	92	91	60	60	31	1384	42	4	5010	54	-	94s	-	-
ガンビア	27	151	137	103	97	46	1517	52	7	290	57	-	53s	14	53
グルジア	72	47	45	43	41	25	4474	49	2	1350	71	-	93	16	46
ドイツ	168	9	5	7	4	3	82689	679	3	34580	79	-	-	22	37
ガーナ	42	122	112	75	68	27	22113	683	76	450	57	58	65	16	47
ギリシャ	168	11	5	10	4	4	11120	101	1	19670	78	96	99	19	42
グレナダ	108	37	21	30	17	13	103	2	0	3920	-	-	84	-	-
グアテマラ	73	82	43	60	32	19	12599	437	19	2400	68	69	93	10	60
ギニア	21	240	150	145	98	48	9402	387	58	370	54	29	57s	17	47
ギニアビサウ	12	253	200	153	124	48	1586	79	16	180	45	-	39s	14x	53x
ガイアナ	66	88	63	64	47	25	751	15	1	1010	64	-	97s	-	-
ハイチ	37	150	120	102	84	34	8528	255	31	450	52	-	55s	9	63
バチカン	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	76	59	40	44	31	18	7205	206	8	1190	68	80	91	11	58
ハンガリー	154	17	8	15	7	6	10098	94	1	10030	73	-	89	23	37
アイスランド	190	7	3	6	2	2	295	4	0	46320	81	-	99	-	-
インド	54	123	74	84	56	43	1103371	25926	1919	720	64	61	76s	21	43
インドネシア	83	91	36	60	28	18	222781	4495	162	1280	68	90	94	20	43
イラン	83	72	36	54	31	22	69515	1348	49	2770	71	77	89	15	50
イラク	33	50	125	40	102	63	28807	978	122	2170x	60	74	78s	-	-
アイルランド	161	10	6	8	5	4	4148	64	0	40150	78	-	96	20	42
イスラエル	161	12	6	10	5	4	6725	134	1	18620	80	97	98	16	45
イタリア	182	9	4	9	4	3	58093	528	2	30010	80	98	99	19	42
ジャマイカ	113	20	20	17	17	10	2651	52	1	3400	71	80	91	17	46
日本	182	6	4	5	3	2	128085	1162	5	38980	82	-	100	25x	36x
ヨルダン	100	40	26	33	22	17	5703	150	4	2500	72	90	99s	18	46
カザフスタン	57	63	73	53	63	32	14825	237	17	2930	64	100	93	19	42
ケニア	37	97	120	64	79	29	34256	1361	163	530	48	74	76	16	49
キリバス	64	88	65	65	48	27	99	2	0	1390	-	-	97x	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	70	55	55	42	42	22	22488	342	19	a	64	-	-	-	-
韓国	168	9	5	8	5	3	47817	457	2	15830	78	-	99	22	38
クウェート	146	16	11	14	9	6	2687	51	1	16340x	77	93	86	-	-
キルギス	63	80	67	68	58	31	5264	116	8	440	67	99	90	22	39
ラオス	51	163	79	120	62	35	5924	205	16	440	55	69	62s	20	43
ラトビア	146	18	11	14	9	7	2307	21	0	6760	72	100	-	18	45
レバノン	90	37	30	32	27	20	3577	66	2	6180	72	-	93	-	-
レソト	31	101	132	81	102	28	1795	50	7	960	34	82	65s	6	67
リベリア	5	235	235	157	157	66	3283	167	39	130	42	-	66	-	-
リビア	117	41	19	35	18	11	5853	136	3	5530	74	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	182	10	4	9	3	-	35	0	0	d	-	-	88	-	-
リトアニア	151	13	9	10	7	5	3431	31	0	7050	73	100	89	18	43
ルクセンブルク	168	10	5	7	4	4	465	6	0	65630	79	-	91	-	-
マダガスカル	40	168	119	103	74	33	18606	712	85	290	56	71	76s	13	54
マラウイ	33	221	125	131	79	40	12884	555	69	160	40	64	82s,y	13	56
マレーシア	140	22	12	16	10	5	25347	547	7	4960	74	89	93	13	54
モルディブ	74	111	42	79	33	37	329	10	0	2390	67	96	90	-	-
マリ	7	250	218	140	120	55	13518	661	144	380	48	19	39s	13	56
マルタ	161	11	6	9	5	5	402	4	0	13590	79	88	94	-	-
マーシャル諸島	69	92	58	63	51	26	62	2	0	2930	-	-	90	-	-
モーリタニア	33	133	125	85	78	70	3069	126	16	560	53	51	44s	17	46
モーリシャス	129	23	15	21	13	12	1245	20	0	5260	73	84	95	-	-
メキシコ	96	46	27	37	22	15	107029	2172	59	7310	76	91	98	13	55
ミクロネシア連邦	74	58	42	45	34	12	110	3	0	2300	68	-	-	-	-
モルドバ	128	35	16	29	14	16	4206	43	1	880	69	98	86	20	41
モナコ	168	9	5	7	4	3	35	0	0	d	-	-	-	-	-
モンゴル	71	108	49	78	39	26	2646	58	3	690	65	98	84	16	51
モンテネグロ†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	76	89	40	69	36	21	31478	717	29	1730	70	52	86	17	47
モザンビーク	24	235	145	158	100	48	19792	773	112	310	42	-	60s	17	47
ミャンマー	44	130	105	91	75	40	50519	976	102	220x	61	90	84s	-	-
ナミビア	67	86	62	60	46	25	2031	56	3	2990	46	85	74	4x	79x

表 1 基本統計

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯当たりの 所得の分布 (%)		
		1990	2005	1990	2005	2000								2005	2005	2005
ナウル	90	-	30	-	25	14	14	0	0	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	54	145	74	100	56	40	27133	787	58	270	62	49	78	15	55	
オランダ	168	9	5	7	4	4	16299	187	1	36620	79	77	99	21	39	
ニュージーランド	161	11	6	8	5	4	4028	54	0	25960	79	-	99	18	44	
ニカラグア	82	68	37	52	30	18	5487	154	6	910	70	-	80s	15	49	
ニジェール	4	320	256	191	150	43	13957	750	192	240	45	29	30s	10	53	
ナイジェリア	14	230	194	120	100	53	131530	5377	1043	560	44	-	60	15	49	
ニウエ	-	-	-	-	-	13	1	0	-	-	-	-	99x	-	-	
ノルウェー	182	9	4	7	3	3	4620	54	0	59590	80	-	99	24	37	
パレスチナ自治区	106	40	23	34	21	-	3702	138	3	1110x	73	92	92s,y	-	-	
オマーン	140	32	12	25	10	6	2567	64	1	7830x	75	81	78	-	-	
パキスタン	47	130	99	100	79	57	157935	4773	473	690	64	50	56s	22	40	
パラオ	146	21	11	18	10	14	20	0	0	7630	-	-	96	-	-	
パナマ	103	34	24	27	19	11	3232	70	2	4630	75	92	98	9	60	
バブアニューギニア	54	94	74	69	55	32	5887	174	13	660	56	57	-	12	57	
バラグアイ	106	41	23	33	20	16	6158	177	4	1280	71	-	96s	9	61	
ベルー	96	78	27	58	23	16	27968	628	17	2610	71	88	97	10	59	
フィリピン	86	62	33	41	25	15	83054	2018	67	1300	71	93	88s	14	52	
ポーランド	156	18	7	19	6	6	38530	365	3	7110	75	-	97	19	42	
ポルトガル	168	14	5	11	4	3	10495	111	1	16170	78	-	99	17	46	
カタール	108	26	21	21	18	5	813	14	0	12000x	73	89	95	-	-	
ルーマニア	117	31	19	27	16	9	21711	211	4	3830	72	97	92	21	39	
ロシア連邦	121	27	18	21	14	9	143202	1540	28	4460	65	99	91	17	47	
ルワンダ	11	173	203	103	118	45	9038	375	76	230	44	65	73	23x	39x	
セントクリストファー・ネイビス	113	36	20	30	18	12	43	1	0	8210	-	-	94	-	-	
セントルシア	137	21	14	20	12	10	161	3	0	4800	73	-	98	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	113	25	20	22	17	11	119	2	0	3590	71	-	94	-	-	
サモア	92	50	29	40	24	13	185	5	0	2090	71	-	90	-	-	
サンマリノ	190	14	3	13	3	2	28	0	0	d	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	41	118	118	75	75	38	157	5	1	390	63	-	84s	-	-	
サウジアラビア	100	44	26	35	21	12	24573	671	17	11770	72	79	59	-	-	
セネガル	28	148	136	90	77	31	11658	423	58	710	56	39	66	17	48	
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セーシェル	139	19	13	17	12	9	81	3	0	8290	-	92	96	-	-	
シエラレオネ	1	302	282	175	165	56	5525	252	71	220	41	35	41s	3x	63x	
シンガポール	190	9	3	7	3	1	4326	39	0	27490	79	93	-	14	49	
スロバキア	154	14	8	12	7	5	5401	51	0	7950	74	-	-	24	35	
スロベニア	182	10	4	8	3	4	1967	17	0	17350	77	-	98	23	36	
ソロモン諸島	92	38	29	31	24	12	478	15	0	590	63	-	80	-	-	
ソマリア	6	225	225	133	133	49	8228	366	82	130x	47	-	12s	-	-	
南アフリカ	61	60	68	45	55	21	47432	1082	74	4960	46	82	89	10	62	
スペイン	168	9	5	8	4	3	43064	454	2	25360	80	-	99	19	42	
スリランカ	137	32	14	26	12	11	20743	329	5	1160	74	91	99	21	42	
スーダン	49	120	90	74	62	29	36233	1166	105	640	57	61	58s	-	-	
スリナム	78	48	39	35	30	18	449	9	0	2540	70	90	92	-	-	
スワジランド	20	110	160	78	110	38	1032	29	5	2280	30	80	77	9	64	
スウェーデン	182	7	4	6	3	2	9041	96	0	41060	80	-	99	23	37	
スイス	168	9	5	7	4	3	7252	67	0	54930	81	-	94	20	41	
シリア	129	39	15	31	14	9	19043	532	8	1380	74	80	95	-	-	
タジキスタン	59	115	71	91	59	38	6507	185	13	330	64	99	89s	20	41	
タンザニア	36	161	122	102	76	43	38329	1408	172	340	46	69	73s	19	42	
タイ	108	37	21	31	18	13	64233	1009	21	2750	71	93	-	16	49	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	125	38	17	33	15	9	2034	23	0	2830	74	96	92	17	46	
東ティモール	68	177	61	133	52	40	947	49	3	750	56	-	75s,y	-	-	
トーゴ	26	152	139	88	78	40	6145	236	33	350	55	53	70s	-	-	
トンガ	103	32	24	26	20	10	102	2	0	2190	73	99	91x	-	-	
トリニダード・トバゴ	117	33	19	28	17	13	1305	19	0	10440	70	-	92	16x	46x	
チュニジア	103	52	24	41	20	14	10102	166	4	2890	74	74	97	16	47	
トルコ	92	82	29	67	26	22	73193	1500	44	4710	69	87	89	15	50	
トルクメニスタン	45	97	104	80	81	35	4833	108	11	1340x	63	99	76s	16	48	
ツバル	80	54	38	42	31	22	10	0	0	-	-	-	-	-	-	

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯当たりの 所得の分布 (%)	
		1990	2005	1990	2005									2000	2005
ウガンダ	28	160	136	93	79	32	28816	1468	200	280	49	67	87s	16	50
ウクライナ	125	26	17	19	13	9	46481	392	7	1520	66	99	82	23	38
アラブ首長国連邦	151	15	9	13	8	5	4496	69	1	18060x	79	-	71	-	-
英国	161	10	6	8	5	4	59668	659	4	37600	79	-	99	18	44
米国	156	12	7	9	6	5	298213	4165	29	43740	78	-	92	16	46
ウルグアイ	129	23	15	21	14	7	3463	57	1	4360	76	-	-	14	51
ウズベキスタン	61	79	68	65	57	27	26593	615	42	510	67	-	95s	23	36
バヌアツ	80	62	38	48	31	19	211	6	0	1600	69	74	94	-	-
ベネズエラ	108	33	21	27	18	12	26749	593	12	4810	73	93	92	14	49
ベトナム	117	53	19	38	16	15	84238	1648	31	620	71	90	94	19	45
イエメン	46	139	102	98	76	37	20975	845	86	600	62	-	75	20	41
ザンビア	18	180	182	101	102	40	11668	472	86	490	38	68	57s	16	49
ジンバブエ	31	80	132	53	81	33	13010	384	51	340	37	-	82	13	56

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	129	28	15	24	12	9	10503	121	2	3280	74	96	96	-	-
------------------------	-----	----	----	----	----	---	-------	-----	---	------	----	----	----	---	---

要約

サハラ以南のアフリカ	188	169	112	101	44	713457	28715	4853	764	46	62	61	11	59
東部・南部アフリカ	166	146	104	93	40	356126	13575	1982	1043	46	73	66	10	61
西部・中部アフリカ	209	190	119	108	48	357331	15140	2877	491	46	49	56	14	51
中東と北アフリカ	81	54	59	43	26	378532	9743	526	2627	69	72	80	16	47
南アジア	129	84	89	63	44	1483358	37077	3114	691	64	59	74	22	41
東アジアと太平洋諸国	58	33	43	26	20	1952656	29820	984	2092	71	91	96	17	48
ラテンアメリカとカリブ海諸国	54	31	43	26	15	555853	11651	361	4078	72	90	94	13	53
CEE/CIS	53	35	43	29	18	404322	5595	196	3433	67	97	90	22	39
先進工業国 [§]	10	6	9	5	4	961191	10848	65	35410	79	-	96	21	40
開発途上国 [§]	105	83	71	57	33	5238533	120128	9971	1801	65	79	81	17	48
後発開発途上国 [§]	182	153	115	97	43	759389	28258	4323	383	53	60	62	11	57
世界	95	76	65	52	30	6449371	133449	10142	7002	68	80	82	20	42

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

新生児死亡率—出生時から生後28日以内に死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および財産所得）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等教育純就学／出席率—ユニセフ統計研究所が報告している初等教育純就学率と、国別世帯調査で報告された初等または中等教育の出席率から算出されたもの。初等教育純出席率とは、公式の初等教育就学年齢に相当する年齢層の子どものうち初等学校または中等学校に出席している子どもの割合を指す。

所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得の比率。

データの主な出典

5歳未満児・乳児死亡率—ユニセフ、世界保健機関、国連人口局、国連統計局。

新生児死亡率—世界保健機関（人口動態統計システムおよび世帯調査を使用）。

総人口—国連人口局。

出生数—国連人口局。

5歳未満児の死亡数—ユニセフ。

1人あたりのGNI—世界銀行。

平均余命—国連人口局。

成人の総識字率—ユニセフおよびユニセフ統計研究所。万人のための教育2000評価の結果を含む。

就学・出席率—ユニセフ統計研究所、複数指標クラスター調査（MICS）および人口保健調査（DHS）。

世帯の所得—世界銀行。

注

- a：低所得層（875米ドル以下）
b：下位の中所得層（876-3,465米ドル）
c：上位の中所得層（3,466-10,725米ドル）
d：高所得層（10,726米ドル以上）

- データなし。
s 国別世帯調査のデータ
x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
y 標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重 児出生率 (%) 1998-2005*	子どもの比率 (%) 1996-2005*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1996-2005*				ビタミンAの 補給率 (6-59カ月児) (%) 2004	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1998-2005*		
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症				発育障害	
					中・重度	重度	中・重度	中・重度			中・重度	中・重度
アフガニスタン	-	-	29	54	39	12	7	54	96t	28		
アルバニア	5	6	24	6	14	1	11	34	-	62		
アルジェリア	7	13	38	22	10	3	8	19	-	69		
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
アンゴラ	12	11	77	37	31	8	6	45	77	35		
アンティグアバーブーダ	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
アルゼンチン	8	-	-	-	4	-	1	4	-	90x		
アルメニア	7	33	57	15	4	0	5	13	-	97		
オーストラリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
オーストリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
アゼルバイジャン	12	7	39	16	7	1	2	13	14	26		
バハマ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
バーレーン	8	34x,k	65x	41x	9x	2x	5x	10x	-	-		
バングラデシュ	36	36	69	90	48	13	13	43	83t	70		
バルバドス	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ベラルーシ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	55		
ベルギー	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ベリーズ	6	24k	54	23	-	-	-	-	-	90x		
ベナン	16	38	66	62	23	5	8	31	94t	72		
ブータン	15	-	-	-	19	3	3	40	-	95		
ボリビア	7	54	74	46	8	1	1	27	42	90		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	6	-	-	4	1	6	10	-	62		
ボツワナ	10	34	57	11	13	2	5	23	62w	66		
ブラジル	8	-	30	17	6	1	2	11	-	88		
ブルネイ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ブルガリア	10	-	-	-	-	-	-	-	-	98		
ブルキナファソ	19	19	38	81	38	14	19	39	95t	45		
ブルンジ	16	62	46	85	45	13	8	57	94	96		
カンボジア	11	12	72	59	45	13	15	45	72t	14		
カメルーン	13	24	79	29	18	4	5	32	81	88		
カナダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
カボヴェルデ	13	57k	64	13	-	-	-	-	-	0x		
中央アフリカ共和国	14	17	77	53	24	6	9	39	79	86		
チャド	22	2	77	65	37	14	14	41	84t	56		
チリ	6	63	47	-	1	-	0	1	-	100		
中国	4	51	32	15	8	-	-	14	-	93		
コロンビア	9	47	65	32	7	1	1	12	-	92x		
コモロ	25	21	34	45	25	-	8	44	7	82		
コンゴ	-	19	78	21	15	3	7	26	94	-		
コンゴ民主共和国	12	24	79	52	31	9	13	38	81t	72		
クック諸島	3	19k	-	-	-	-	-	-	-	-		
コスタリカ	7	35x,k	47x	12x	5	0	2	6	-	97x		
コートジボワール	17	5	73	38	17	5	7	21	60	84		
クロアチア	6	23	-	-	1	-	1	1	-	90		
キューバ	5	41	42	9	4	0	2	5	-	88		
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
チェコ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
デンマーク	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ジブチ	16	-	-	-	27	8	18	23	-	-		
ドミニカ	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ドミニカ共和国	11	10	41	16	5	1	2	9	-	18		
エクアドル	16	35	70	25	12	-	-	26	-	99		
エジプト	12	38	67	37	6	1	4	18	-	78		
エルサルバドル	7	24	76	43	10	1	1	19	-	62		
赤道ギニア	13	24	-	-	19	4	7	39	-	33		
エリトリア	14	52	43	62	40	12	13	38	50	68		
エストニア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
エチオピア	15	49	54	86	38	11	11	47	52	28		
フィジー	10	47x,k	-	-	-	-	-	-	-	31x		
フィンランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
フランス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

	低出生体重 児出生率 (%) 1998-2005*	子どもの比率 (%) 1996-2005*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1996-2005*				ビタミンAの 補給率 (6-59カ月児) (%) 2004	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1998-2005*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育阻害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
ガボン	14	6	62	9	12	2	3	21	-	36
ガンビア	17	26	37	54	17	4	8	19	27	8
グルジア	7	18k	12	12	3	0	2	12	-	68
ドイツ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	16	53	62	67	22	5	7	30	95	28
ギリシャ	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	8	39k	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	12	51	67	47	23	4	2	49	18w	67
ギニア	16	27	41	71	26	7	9	35	95t	68
ギニアビサウ	22	37	36	67	25	7	10	30	64	2
ガイアナ	13	11	42	31	14	3	11	11	-	-
ハイチ	21	24	73	30	17	4	5	23	-	11
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	14	35	61	34	17	2	1	29	40	80
ハンガリー	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	30	37k	44	66	47	18	16	46	51w	57
インドネシア	9	40	75	59	28	9	-	-	73t	73
イラン	7x	44	-	0	11	2	5	15	-	94
イラク	15	12	51	27	12	3	8	23	-	40
アイルランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	10	-	-	-	4	-	4	3	-	100
日本	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	12	27	70	12	4	1	2	9	-	88
カザフスタン	8	36	73	17	4	0	2	10	-	83
ケニア	10	13	84	57	20	4	6	30	63	91
キリバス	5	80x,k	-	-	-	-	-	-	58	-
朝鮮民主主義人民共和国	7	65	31	37	23	8	7	37	95t	40
韓国	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	7	12k	26	9	10	3	11	24	-	-
キルギス	7x	24	77	21	11	2	3	25	95	42
ラオス	14	23	10	47	40	13	15	42	48	75
ラトビア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	6	27k	35	11	4	-	5	11	-	92
レソト	13	36	79	60	20	4	4	38	71	91
リベリア	-	35	70	45	26	8	6	39	95	-
リビア	7x	-	-	23x	5x	1x	3x	15x	-	90x
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	17	67	78	64	42	11	13	48	89t	75
マラウイ	16	53	78	80	22	5	5	48	57	49
マレーシア	9	29k	-	12	11	1	-	-	-	-
モルディブ	22	10	85	-	30	7	13	25	-	44
マリ	23	25	32	69	33	11	11	38	97	74
マルタ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	12	63x,k	-	-	-	-	-	-	24	-
モーリタニア	-	20	78	57	32	10	13	35	95t	2
モーリシャス	14	21k	-	-	15x	2x	14x	10x	-	0x
メキシコ	8	-	-	-	8	1	2	18	-	91
ミクロネシア連邦	18	60k	-	-	-	-	-	-	74	-
モルドバ	5	46	66	2	4	1	4	8	-	59
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	7	51	55	57	7	1	3	20	93t	75
モンテネグロ†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	15	31	66	15	10	2	9	18	-	59
モザンビーク	15	30	80	65	24	6	4	41	26	54
ミャンマー	15	15k	66	67	32	7	9	32	96t	60
ナミビア	14	19	57	37	24	5	9	24	-	63

表2 栄養指標

	低出生体重 児出生率 (%) 1998-2005*	子どもの比率 (%) 1996-2005*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1996-2005*				ビタミンAの 補給率 (6-59カ月児) (%) 2004	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1998-2005*		
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症				発育阻害	
					中・重度	重度	中・重度	中・重度			中・重度	中・重度
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ネパール	21	68	66	92	48	13	10	51	97t	63		
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ニュージーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	83		
ニカラグア	12	31	68	39	10	2	2	20	98	97		
ニジェール	13	1	56	61	40	14	14	40	-	15		
ナイジェリア	14	17	64	34	29	9	9	38	85t	97		
ニウエ	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ノルウェー	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
パレスチナ自治区	9	29k	78	11	5	1	3	10	-	64		
オマーン	8	-	92	73	18	1	7	10	95w	61		
パキスタン	19x	16x,k	31x	56x	38	13	13	37	95t	17		
パラオ	9	59x,k	-	-	-	-	-	-	-	-		
パナマ	10	25x	38x	21x	8	1	1	18	-	95		
バブアニューギニア	11x	59	74	66	-	-	-	-	32	-		
パラグアイ	9	22	60	-	5	-	1	14	-	88		
ペルー	11	64	81	41	8	0	1	24	-	91		
フィリピン	20	34	58	32	28	-	6	30	85t	56		
ポーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ポルトガル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
カタール	10	12k	48	21	6x	-	2x	8x	-	-		
ルーマニア	8	16	41	-	3	0	2	10	-	53		
ロシア連邦	6	-	-	-	3x	1x	4x	13x	-	35		
ルワンダ	9	90	69	77	23	4	4	45	95t	90		
セントクリストファー・ネイビス	9	56k	-	-	-	-	-	-	-	100		
セントルシア	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
セントビンセント・グレナディーン	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
サモア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
サントメ・プリンシペ	20	56	53	42	13	2	4	29	76t	74		
サウジアラビア	11x	31k	60	30	14	3	11	20	-	-		
セネガル	18	34	61	42	17	3	8	16	95	41		
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
シエラレオネ	23	4	51	53	27	9	10	34	95t	23		
シンガポール	8	-	-	-	3	0	2	2	-	-		
スロバキア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
スロベニア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ソロモン諸島	13x	65k	-	-	-	-	-	-	-	-		
ソマリア	-	9	13	8	26	7	17	23	6	-		
南アフリカ	15	7	46	-	12	2	3	25	37	62		
スペイン	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
スリランカ	22	53	-	73	29	-	14	14	57w	94		
スーダン	31	16	47	40	41	15	16	43	70	1		
スリナム	13	9	25	11	13	2	7	10	-	-		
スワジランド	9	24	60	25	10	2	1	30	86	59		
スウェーデン	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
スイス	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
シリア	6	81k	50	6	7	1	4	18	-	79		
タジキスタン	15	41	91	55	-	-	5	36	98t	28		
タンザニア	10	41	91	55	22	4	3	38	94t	43		
タイ	9	4x,k	71x	27x	18x	2x	5x	13x	-	63		
旧ユーゴスラビア・マケドニア	6	37	8	10	6	1	4	7	-	94		
東ティモール	12	31	82	35	46	15	12	49	43	72		
トーゴ	18	18	65	65	25	7	12	22	95t	67		
トンガ	0	62k	-	-	-	-	-	-	-	-		
トリニダード・トバゴ	23	2	19	10	6	1	4	4	-	1		
チュニジア	7	47	-	22	4	1	2	12	-	97		
トルコ	16	21	38	24	4	1	1	12	-	64		
トルクメニスタン	6	13	71	27	12	2	6	22	-	100		
ツバル	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

	低出生体重 児出生率 (%) 1998-2005*	子どもの比率 (%) 1996-2005*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1996-2005*				ビタミンAの 補給率 (6-59カ月児) (%) 2004	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1998-2005*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育障害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
ウガンダ	12	63	75	50	23	5	4	39	68	95
ウクライナ	5	22	-	-	1	0	0	3	-	32
アラブ首長国連邦	15x	34x,k	52x	29x	14x	3x	15x	17x	-	-
英国	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	8	-	-	-	2	0	6	1	-	-
ウルグアイ	8	-	-	-	5x	1x	1x	8x	-	-
ウズベキスタン	7	19	49	45	8	2	7	21	86t	57
バヌアツ	6	50k	-	-	-	-	-	-	-	-
ベネズエラ	9	7k	50	31	5	1	4	13	-	90
ベトナム	9	15	-	26	27	4	8	31	95t,w	83
イエメン	32x	12	76	-	46	15	12	53	20	30
ザンビア	12	40	87	58	20	-	6	50	50	77
ジンバブエ	11	33	90	35	17	3	5	26	20	93

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	4	11k	33	11	2	0	4	5	-	73
------------------------	---	-----	----	----	---	---	---	---	---	----

要約

サハラ以南のアフリカ	14	30	67	55	28	8	9	37	73	67
東部・南部アフリカ	13	40	69	63	27	7	7	40	60	60
西部・中部アフリカ	15	20	65	48	28	9	10	35	85	73
中東と北アフリカ	15	30	59	24	16	4	8	24	-	65
南アジア	29	38	47	69	45	16	14	44	62	54
東アジアと太平洋諸国	7	43	43	27	15	-	-	19	81**	85
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	-	49	26	7	1	2	15	-	86
CEE/CIS	9	22	47	28	5	1	3	14	-	50
先進工業国 [§]	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	16	36	52	46	27	10	10	31	68**	71
後発開発途上国 [§]	19	34	64	65	35	10	10	42	75	53
世界	15	36	52	46	25	9	9	30	68**	70

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

低出生体重— 出生時の体重が2,500グラム未満であること。

低体重— 中・重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満であること。

消耗症— 中・重度：身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

発育障害— 中・重度：年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

ビタミンAの補給率— 2004年に高単位のビタミンAカプセルの補給を少なくとも1回受けた生後6-59カ月児の比率。

ヨード添加塩を使う世帯— 適切なヨード添加処理が施された塩（15ppm以上）を消費する世帯の比率。

データの主な出典

低出生体重— 人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ。

母乳育児— DHS、MICS、ユニセフ。

低体重・消耗症・発育障害— DHS、MICS、世界保健機関（WHO）、ユニセフ。

ヨード添加塩— MICS、DHS、ユニセフ。

ビタミンA— ユニセフ、WHO。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- k 生後4カ月未満の乳児への母乳のみの育児を表す。
- * データが列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- t 2回目のビタミンA投与の実施率が70%以上の国を示す。
- ** 中国を除く。
- w ビタミンA補給プログラムにおいて、生後59カ月までのすべての子どもをプログラムの対象としていない国を示す。

表3 保健指標

国・地域	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2004			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2004			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率 (%) 2005	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2005 ^a								肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児の比率 (%) 1999-2005 [*]	肺炎と疑われる症状を呈している5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率 (%) ^b 1998-2005 [*]	マラリア 1999-2005 [*]			
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児										1999-2005 [*]	1998-2005 [*]	殺虫処理を施した蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率 (%)	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を処方された比率 (%)
	BCG	DPT1 ^d	DPT3 ^d	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	破傷風から保護される新生児 (%)													
アフガニスタン	39	63	31	34	49	29	0	73	88	76	76	64	-	-	55	19	28	48	-	-	-
アルバニア	96	99	94	91	99	84	80	98	98	98	97	97	98	-	-	1	83	51	-	-	-
アルジェリア	85	88	80	92	99	82	100	98	94	88	88	83	83	-	-	9	52	-	-	-	-
アンドラ	100	100	100	100	100	100	-	-	98	98	98	94	79	97	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	53	75	40	31	56	16	50	61	62	47	46	45	-	-	75	8	58	32	10	2	63
アンティグアバーブーダ	91	95	89	95	98	94	100	-	99	99	98	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	96	98	80	91	92	83	100	99	90	92	92	99	87	92	-	-	-	-	-	-	-
アルメニア	92	99	80	83	96	61	35	94	96	90	92	94	91	-	-	8	28	48	-	-	-
オーストラリア	100	100	100	100	100	100	100	-	97	92	92	94	94	94	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	100	100	100	100	100	100	-	-	91	86	86	75	86	86	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	77	95	59	54	73	36	100	98	95	93	97	98	96	-	-	3	36	40	12	1	1
バハマ	97	98	86	100	100	100	100	-	99	93	93	85	93	93	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	100	-	-	100	-	100	-	99	98	98	99	98	98	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	74	82	72	39	51	35	16	99	96	88	88	81	62	-	89	21	20	52	-	-	-
バルバドス	100	100	100	100	99	100	94	-	97	92	91	93	92	92	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	100	100	100	84	93	61	100	99	99	99	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-
ベルギー	-	100	-	-	-	-	-	-	98	97	97	88	78	95	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	91	100	82	47	71	25	100	96	97	96	96	95	97	96	-	-	66	-	-	-	-
ベナン	67	78	57	33	59	11	47	99	99	93	93	85	92	35	69	12	35	42	32	7	60
ブータン	62	86	60	70	65	70	0	99	97	95	95	93	95	-	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	85	95	68	46	60	22	40	93	94	81	79	64	81	81	-	22	52	54	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	97	99	96	95	99	92	80	95	95	93	95	90	93	50	-	2	80	23	-	-	-
ボツワナ	95	100	90	42	57	25	100	99	98	97	97	90	85	-	-	40	14	7	-	-	-
ブラジル	90	96	57	75	83	37	100	99	96	96	98	99	92	96	-	24x	46x	28x	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	100	96	99	99	99	97	99	99	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	99	100	97	99	100	96	100	98	97	96	97	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	61	94	54	13	42	6	100	99	99	96	94	84	-	-	75	9	36	47	20	2	50
ブルンジ	79	92	77	36	47	35	70	84	86	74	64	75	74	74	45	13	40	16	3	1	31
カンボジア	41	64	35	17	53	8	7	87	85	82	82	79	-	-	53	20	37	59	-	-	-
カメルーン	66	86	44	51	58	43	34	77	85	80	79	68	79	-	65	11	40	43	12	1	53
カナダ	100	100	99	100	100	99	100	-	97	94	89	94	-	83	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	80	86	73	43	61	19	80	78	75	73	72	65	69	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	75	93	61	27	47	12	0	70	65	40	40	35	-	-	56	10	32	47	31	2	69
チャド	42	41	43	9	24	4	78	40	45	20	36	23	-	-	39	9	12	27	56	-	44
チリ	95	100	58	91	95	62	100	95	92	91	92	90	-	91	-	-	-	-	-	-	-
中国	77	93	67	44	69	28	100	86	95	87	87	86	84	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	93	99	71	86	96	54	100	87	95	87	87	89	87	87	-	10	57	39	27	-	-
コモロ	86	92	82	33	41	29	15	90	85	80	85	80	80	-	65	10	49	31	36	9	63
コンゴ	58	84	27	27	28	25	70	-	73	65	65	56	-	-	65	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	46	82	29	30	42	25	0	84	82	73	73	70	-	-	66	11	36	17	12	1	45
クック諸島	94	98	88	100	100	100	11	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	97	100	92	92	89	97	100	88	89	91	91	89	90	89	-	-	-	-	-	-	-
コートジボワール	84	97	74	37	46	29	53	-	71	56	56	51	56	-	73	4	38	34	14	4	58
クロアチア	100	100	100	100	100	100	100	98	96	96	96	96	99	96	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	91	95	78	98	99	95	99	99	99	99	99	98	99	94	-	-	-	-	-	-	-
キプロス	100	100	100	100	100	100	25	-	99	98	98	86	88	58	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	100	100	100	98	99	97	100	99	98	97	96	97	99	97	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	100	100	100	-	-	-	100	-	93	93	93	95	-	93	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	73	76	59	82	88	50	85	52	73	71	71	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ	97	100	90	84	86	75	70	98	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	95	97	91	78	81	73	65	99	92	77	73	99	77	77	-	20	63	42	-	-	-
エクアドル	94	97	89	89	94	82	100	99	99	94	93	93	94	94	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	98	99	97	70	86	58	100	98	98	98	98	98	98	-	80	9	73	29	-	-	-
エルサルバドル	84	94	70	62	77	39	100	84	89	89	89	99	89	89	-	42	62	-	-	-	-
赤道ギニア	43	45	42	53	60	46	100	73	65	33	39	51	-	-	48	-	-	36	15	1	49
エリトリア	60	74	57	9	32	3	0	91	91	83	83	84	83	-	-	19	44	54	12	4	4
エストニア	100	100	99	97	97	96	-	99	99	96	96	96	95	37	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	22	81	11	13	44	7	0	67	78	69	66	59	-	-	45	24	16	38	2	1	3
フィジー	47	43	51	72	87	55	100	90	80	75	80	70	75	75	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	100	100	100	100	100	100	-	98	99	97	97	97	-	98	-	-	-	-	-	-	-
フランス	100	100	100	-	-	-	-	84	98	98	98	87	29	87	-	-	-	-	-	-	-

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2004			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2004			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率 (%) 2005	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2005 ¹							肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児の比率 (%)		肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児のうち適切な保護措置を受けた比率 (%)		下痢をした5歳未満児のうちORTおよび授乳・食事の継続による対応をされた比率 (%)			マラリア 1999-2005 [*]		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児							破傷風から保護される新生児 (%)	1999-2005 [*]	1998-2005 [*]	マラリア 1999-2005 [*]						
								結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	Hib	対応ワクチン				蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率 (%)	殺虫剤を施した5歳未満児の比率 (%)	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率 (%)				
ガボン	88	95	47	36	37	30	100	89	69	38	31	55	55	-	60	13	48	44	-	-	-			
ガンビア	82	95	77	53	72	46	60	89	94	88	90	84	88	88	-	8	75	38	42	15	55			
グルジア	82	96	67	94	96	91	20	95	94	84	84	92	74	-	-	4	99	-	-	-	-			
ドイツ	100	100	100	100	100	100	-	-	96	90	94	93	84	92	-	-	-	-	-	-	-			
ガーナ	75	88	64	18	27	11	55	99	88	84	85	83	84	84	84	10	44	40	15	4	63			
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	88	96	88	87	88	88	88	-	-	-	-	-	-	-			
グレナダ	95	97	93	96	96	97	100	-	93	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-			
グアテマラ	95	99	92	86	90	82	100	96	93	81	81	77	27	27	-	18	64	22	6	1	-			
ギニア	50	78	35	18	31	11	10	90	90	69	70	59	-	-	76	15	33	44	25	4	56			
ギニアビサウ	59	79	49	35	57	23	0	80	86	80	80	80	-	-	54	10	64	23	67	7	58			
ガイアナ	83	83	83	70	86	60	60	96	93	93	93	92	93	93	-	5	78	40	67	6	3			
ハイチ	54	52	56	30	57	14	10	71	76	43	43	54	-	-	52	39	26	41	-	-	12			
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ホンジュラス	87	95	81	69	87	54	100	91	97	91	91	92	91	91	-	-	-	-	-	-	-			
ハンガリー	99	100	98	95	100	85	99	99	99	99	99	99	-	99	-	-	-	-	-	-	-			
アイスランド	100	100	100	100	100	100	-	-	95	95	95	90	-	95	-	-	-	-	-	-	-			
インド	86	95	83	33	59	22	100	75	81	59	58	58	8	-	80	19	67	22	-	-	12			
インドネシア	77	87	69	55	73	40	100	82	88	70	70	72	70	-	70	8	61	56	-	26	1			
イラン	94	99	84	-	-	-	100	99	97	95	95	94	94	-	-	24	93	-	-	-	-			
イラク	81	97	50	79	95	48	95	93	93	81	87	90	81	-	70	7	76	54	7	0	1			
アイルランド	-	100	-	-	-	-	100	93	96	90	90	84	-	90	-	-	-	-	-	-	-			
イスラエル	100	100	100	-	100	-	100	61	98	95	93	95	95	96	-	-	-	-	-	-	-			
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	97	96	97	87	96	95	-	-	-	-	-	-	-			
ジャマイカ	93	98	88	80	91	69	100	95	91	88	83	84	87	89	-	3	39	21	-	-	-			
日本	100	100	100	100	100	100	100	-	99	99	97	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ヨルダン	97	99	91	93	94	87	100	89	98	95	95	95	95	95	-	6	78	44	-	-	-			
カザフスタン	86	97	73	72	87	52	100	69	99	98	99	99	94	-	-	3	48	22	-	-	-			
ケニア	61	83	46	43	46	41	80	85	85	76	70	69	76	76	72	18	49	33	15	5	27			
キリバス	65	77	53	40	59	22	100	94	75	62	61	56	67	99	-	-	-	-	-	-	-			
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	100	59	58	60	0	94	83	79	97	96	92	-	-	12	93	-	-	-	-			
韓国	92	97	71	-	-	-	100	97	98	96	96	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-			
クウェート	-	-	-	-	-	-	100	-	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-			
キルギス	77	98	66	59	75	51	30	96	98	98	98	99	97	-	-	4x	48x	16x	-	-	-			
ラオス	51	79	43	30	67	20	0	65	68	49	50	41	49	-	30	1	36	37	82	18	9			
ラトビア	99	100	96	78	82	71	100	99	99	99	99	95	98	94	-	-	-	-	-	-	-			
レバノン	100	100	100	98	100	87	100	-	98	92	92	96	88	92	-	4	74	-	-	-	-			
レソト	79	92	76	37	61	32	9	96	95	83	80	85	83	-	-	19	54	53	-	-	-			
リベリア	61	72	52	27	49	7	0	82	92	87	77	94	-	-	72	39	70	-	-	-	-			
リビア	-	-	-	97	97	96	100	99	98	98	98	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-			
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
リトアニア	-	-	-	-	-	-	100	99	98	94	93	97	95	61	-	-	-	-	-	-	-			
ルクセンブルク	100	100	100	-	-	-	100	-	99	99	99	95	95	98	-	-	-	-	-	-	-			
マダガスカル	50	77	35	34	48	26	29	72	71	61	63	59	61	-	45	9	48	47	-	-	34			
マラウイ	73	98	68	61	62	61	20	-	99	93	94	82	93	93	-	27	27	51	20	15	28			
マレーシア	99	100	96	94	95	93	85	99	90	90	90	90	90	90	-	-	-	-	-	-	-			
モルディブ	83	98	76	59	100	42	100	99	99	98	98	97	98	-	-	22	22	-	-	-	-			
マリ	50	78	36	46	59	39	71	82	95	85	84	86	85	3	75	10	36	45	72	8	38			
マルタ	100	100	100	-	100	-	60	-	94	92	94	86	78	83	-	-	-	-	-	-	-			
マーシャル諸島	87	82	96	82	93	58	-	93	89	77	88	86	89	69	-	-	-	-	-	-	-			
モーリタニア	53	59	44	34	49	8	100	87	85	71	71	61	42	-	34	10	41	28	31	2	33			
モーリシャス	100	100	100	94	95	94	100	99	99	97	97	98	97	-	-	-	-	-	-	-	-			
メキシコ	97	100	87	79	91	41	100	99	99	98	98	96	98	98	-	-	-	-	-	-	-			
ミクロネシア連邦	94	95	94	28	61	14	0	70	97	94	94	96	91	74	-	-	-	-	-	-	-			
モルドバ	92	97	88	68	86	52	86	97	98	98	98	97	99	-	-	1	78	52	-	-	-			
モナコ	100	100	-	100	100	-	-	90	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-			
モンゴル	62	87	30	59	75	37	26	99	97	99	99	99	98	28	-	2	78	66	-	-	-			
モンテネグロ [†]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
モロッコ	81	99	56	73	88	52	100	95	99	98	98	97	96	-	-	12	38	46	-	-	-			
モザンビーク	43	72	26	32	53	19	47	87	88	72	70	77	72	-	70	10	54	47	10	-	15			
ミャンマー	78	80	77	77	88	72	0	76	76	73	73	72	62	-	85	2	66	48	-	-	-			
ナミビア	87	98	81	25	50	13	100	95	93	86	86	73	-	-	-	18	53	39	7	3	14			

表3 保健指標

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2004			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2004			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率 (%) 2005	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2005 ^a							肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児の比率 (%) 1999-2005 [*]	肺炎と疑われる症状を呈した5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率 (%) ^b 1998-2005 [*]	マラリア 1999-2005 [*]							
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児									破傷風から保護される新生児 (%)	下痢をした5歳未満児のうち ORT および授乳・食事の継続による対応をされた比率 (%)	蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率 (%)	殺虫処理を施した5歳未満児の比率 (%)	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率 (%)			
								結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	Hib											
ナウル	-	-	-	-	-	-	100	90	90	80	80	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ネパール	90	96	89	35	62	30	32	87	81	75	78	74	41	-	-	23	26	43	-	-	-	-		
オランダ	100	100	100	100	100	100	-	94	98	98	98	96	-	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニュージーランド	-	100	-	-	-	-	100	-	92	89	89	82	87	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニカラグア	79	90	63	47	56	34	100	-	95	86	87	96	86	86	-	31	57	49	-	-	-	2		
ニジェール	46	80	36	13	43	4	100	93	97	89	89	83	-	-	54	12	27	43	17	6	48	-		
ナイジェリア	48	67	31	44	53	36	100	48	43	25	39	35	-	-	51	10	33	28	6	1	34	-		
ニウエ	100	100	100	100	100	100	100	97	72	85	86	99	86	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	100	100	100	-	-	-	100	-	97	91	91	90	-	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	92	94	88	73	78	61	-	99	99	99	99	99	99	-	-	17	65	-	-	-	-	-	-	
オマーン	-	-	-	-	97	-	100	98	99	99	99	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	91	96	89	59	92	41	61	82	84	72	77	78	73	-	57	16x	66x	33x	-	-	-	-	-	
パラオ	85	79	94	80	96	52	100	-	98	98	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	90	99	79	73	89	51	100	99	95	85	86	99	85	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バブアニューギニア	39	88	32	44	67	41	100	73	80	61	50	60	63	-	10	13x	75x	-	-	-	-	-	-	
パラグアイ	86	99	68	80	94	61	100	78	91	75	74	90	75	75	-	17x	51x	-	-	-	-	-	-	
ペルー	83	89	65	63	74	32	100	93	94	84	80	80	84	84	-	17	68	57	-	-	-	-	-	
フィリピン	85	87	82	72	80	59	100	91	90	79	80	80	44	-	70	10	55	76	-	-	-	-	-	
ポーランド	-	-	-	-	-	-	100	94	99	99	99	98	98	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	89	94	93	93	93	94	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	100	100	100	100	100	100	100	99	99	97	98	99	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルーマニア	57	91	16	-	89	-	100	98	98	97	97	97	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	97	100	88	87	93	70	100	97	98	98	98	99	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	74	92	69	42	56	38	30	91	95	95	95	89	95	95	-	12	20	16	6	5	13	-	-	
セントクリストファー・ネイビス	100	99	99	95	96	96	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	98	98	98	89	89	89	100	99	99	95	95	94	95	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	93	-	-	96	100	95	97	99	93	97	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	88	90	87	100	100	100	100	86	86	64	73	57	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	94	95	95	94	95	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	79	89	73	25	32	20	5	98	99	97	97	88	96	-	-	5	47	44	52	-	61	-	-	
サウジアラビア	-	97	-	-	100	-	100	96	97	96	96	96	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	76	92	60	57	79	34	70	92	97	84	84	74	84	18	85	7	27	33	14	14	29	-	-	
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	88	100	75	-	-	100	100	99	97	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	57	75	46	39	53	30	0	-	77	64	64	67	-	-	9	50	39	15	2	61	-	-	-	
シンガポール	100	100	-	100	100	-	100	98	96	96	96	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	100	100	99	99	100	98	0	98	99	99	99	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	100	-	92	96	96	94	-	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	70	94	65	31	98	18	0	84	82	80	75	72	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソマリア	29	32	27	26	48	14	0	50	50	35	35	35	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ	88	99	73	65	79	46	100	97	98	94	94	82	94	94	-	19x	75x	37	-	-	-	-	-	-
スペイン	100	100	100	100	100	100	100	-	98	96	96	97	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	79	98	74	91	98	89	75	99	99	99	99	99	99	-	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スーダン	70	78	64	34	50	24	0	57	86	59	59	60	52	-	41	5	57	38	23	0	50	-	-	
スリナム	92	98	73	94	99	76	100	-	99	83	84	91	83	83	-	4	58	43	77	3	-	-	-	-
スワジランド	62	87	54	48	59	44	100	84	77	71	71	60	71	-	-	10	60	24	0	0	26	-	-	
スウェーデン	100	100	100	100	100	100	0	16	99	99	99	94	-	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	100	100	100	100	100	100	5	-	95	93	95	82	-	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	93	98	87	90	99	81	100	99	99	99	99	98	99	99	-	18	66	-	-	-	-	-	-	-
タジキスタン	59	92	48	51	70	45	5	98	86	81	84	84	81	-	-	1	51	29	6	2	69	-	-	
タンザニア	62	85	49	47	53	43	62	91	95	90	91	91	90	-	90	8	59	53	31	16	58	-	-	
タイ	99	98	100	99	98	99	100	99	99	98	98	96	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧ユーゴスラビア・マケドニア	-	-	-	-	-	-	100	99	98	97	98	96	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東ティモール	58	77	56	36	66	33	0	70	64	55	55	48	-	-	45	14	24	-	-	-	19	-	-	
トーゴ	52	80	36	35	71	15	100	96	91	82	80	70	-	-	9	30	25	56	54	60	-	-	-	
トンガ	100	100	100	96	98	96	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	91	92	88	100	100	100	100	98	94	95	97	93	95	95	-	3	74	31	-	-	-	-	-	-
チュニジア	93	99	82	85	96	65	100	-	98	98	98	96	97	80	-	9	43	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	96	98	93	88	96	72	100	89	92	90	90	91	85	-	47	29	41	19	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	72	93	54	62	77	50	98	99	99	99	99	99	99	-	-	1	51	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	100	94	92	90	93	84	100	99	99	93	99	62	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2004			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2004			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率 (%) 2005	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2005 ^λ							破傷風から保護される新生児 (%)	肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児の比率 (%)			下痢をした5歳未満児のうちORTおよび授乳・食事の継続による対応をされた比率 (%)			マラリア 1999-2005 [*]		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児 対応ワクチン								1999-2005 [*]	1998-2005 [*]	蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率 (%)	殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率 (%)	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率 (%)				
								結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	Hib	BCG							DPT1 ^β	DPT3 ^β	ポリオ3	はしか
ウガンダ	60	87	56	43	54	41	9	92	94	84	83	86	84	84	56	22	67	29	7	0	-			
ウクライナ	96	99	91	96	98	93	100	96	95	96	95	96	97	-	-	-	-	-	-	-	-			
アラブ首長国連邦	100	100	100	98	98	95	100	98	97	94	94	92	92	94	-	-	-	-	-	-	-			
英国	100	100	100	-	-	-	100	-	97	91	91	82	-	91	-	-	-	-	-	-	-			
米国	100	100	100	100	100	100	56	-	99	96	92	93	92	94	-	-	-	-	-	-	-			
ウルグアイ	100	100	100	100	100	99	100	99	99	96	96	95	96	96	-	-	-	-	-	-	-			
ウズベキスタン	82	95	75	67	78	61	64	93	99	99	99	99	99	99	-	0	57	33	-	-	-			
バヌアツ	60	86	52	50	78	42	100	65	75	66	56	70	56	-	-	-	-	-	-	-	-			
ベネズエラ	83	85	70	68	71	48	100	95	98	87	81	76	88	87	-	9	72	51	-	-	-			
ベトナム	85	99	80	61	92	50	70	95	94	95	94	95	94	-	20	71	39	96	16	7				
イエメン	67	71	65	43	86	28	13	66	99	86	87	76	86	57	24	24	47	23x	-	-	-			
ザンビア	58	90	40	55	59	52	10	94	94	80	80	84	80	80	98	15	69	48	16	7	52			
ジンバブエ	81	98	72	53	63	47	1	98	95	-	90	85	90	-	16	50	80	3	-	-	-			

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	93	99	86	87	97	77	100	98	98	98	98	96	65	-	-	3	97	-	-	-	-
------------------------	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	----	---	---	---	---

要約

サハラ以南のアフリカ	55	81	41	37	53	28	50	76	77	66	68	65	37	-	61	13	39	35	14	4	37
東部・南部アフリカ	55	76	40	36	49	26	36	81	85	76	75	72	57	-	61	17	43	40	11	5	27
西部・中部アフリカ	56	86	42	38	58	30	64	71	70	57	62	58	19	-	61	10	35	31	17	4	44
中東と北アフリカ	88	95	78	74	90	53	80	89	96	89	90	89	88	-	-	13	66	39	-	-	-
南アジア	85	94	81	37	63	27	81	79	83	65	65	64	23	-	77	19	59	27	-	-	12
東アジアと太平洋諸国	79	92	70	51	73	36	91	87	92	84	84	84	78	-	-	10**	62**	56**	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	91	96	73	77	86	49	96	96	95	91	91	92	85	90	-	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	91	98	79	84	93	70	90	93	96	95	95	96	92	-	-	15	50	25	-	-	-
先進工業国 [§]	100	100	100	100	100	99	75	-	98	96	94	92	64	90	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	80	92	70	50	73	33	78	83	87	75	76	75	54	-	69	16**	54**	35**	-	-	-
後発開発途上国 [§]	59	79	51	36	55	29	23	81	86	76	76	72	41	-	64	16	37	40	19	5	36
世界	83	95	73	59	80	39	78	83	88	78	78	77	55	-	69	15**	54**	35**	-	-	-

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率—子どもを守るために定期的に実施される予防接種のワクチンのうち、中央政府資金（融資資金を含む）で購入されたものの比率。

EPI—拡大予防接種プログラム。このプログラムにおける予防接種には、結核、ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合：DPT）、ポリオ、はしかの予防接種、および新生児破傷風予防のための妊婦に対する予防接種が含まれる。EPIにその他の（たとえばB型肝炎（HepB）やヘモフィルス・インフルエンザb型菌（Hib）、黄熱病の）予防接種を含めている国もある。

BCG—カルメット-ゲラン菌（結核予防ワクチン）の接種を受けた乳児の率。

3種混合（DPT 1）—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの初回接種を受けた乳児の率。

3種混合（DPT 3）—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの予防接種を3回受けた乳児の率。

HepB 3—B型肝炎の予防接種を3回受けた乳児の率。

Hib 3—ヘモフィルス・インフルエンザb型菌ワクチンの予防接種を3回受けた乳児の率。

肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児の比率（%）—0-4歳の子どもの過去2週間に肺炎と疑われる症状を呈していた子どもの比率。

肺炎と疑われる症状を呈していた5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率（%）—過去2週間に肺炎と疑われる症状を呈していた0-4歳の子どものうち、適切な保健措置を受けた子どもの比率。

下痢をした5歳未満児のうちORTおよび授乳・食事の継続による対応をされた比率—調査前2週間に下痢をした0-4歳の子どものうち、経口補水療法（ORT：経口補水塩または推奨された方法で家庭で調合された吸収のよい安全な水分）または水分補給を受け、さらに授乳・食事の継続による対応をされた者の比率。

マラリア：
蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率（%）—0-4歳の子どもの蚊帳の下で眠った子どもの比率。
殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率（%）—0-4歳の子どもの殺虫処理を施した蚊帳の下で眠った子どもの比率。
発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率（%）—過去2週間に発熱した0-4歳の子どものうち、（現地の定義による）適切な抗マラリア剤を与えられた子どもの比率。

データの主な出典

改善された水源を利用する人および適切な衛生施設を利用する人の比率—ユニセフ、世界保健機関（WHO）、複数指標クラスター調査（MICS）、人口保健調査（DHS）。

政府資金によるワクチン購入—ユニセフ、WHO。

予防接種—ユニセフ、WHO。

肺炎と疑われる症状—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

ORTの使用率—DHS、MICS。

マラリア—DHS、MICS。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきた最も最近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- β DPT 1接種率は少なくともDPT 3と同率でなければならない。DPT 1接種率がDPT 3よりも小さいことは、データ収集・報告プロセスの欠陥を反映するものである。ユニセフとWHOは、各国・各地域の機関と協力してこのような欠陥を解消すべく取り組んでいる。
- ± 今年の白書では、過去の白書で採用していた「急性呼吸器感染症（ARI）」に代わり、「肺炎と疑われる症状」という用語を使用している。しかし、データ収集方法は変わらず、本統計表に掲載されている推計値は過去の白書に掲載されている推計値と比較可能なものである。本改訂に関わる詳細は99ページの「データについての一般的な留意事項」を参照。
- λ 今年の白書では、B型肝炎およびヘモフィルス・インフルエンザb型菌（Hib）の予防接種が国内の一部地域のみで実施されている国についても、これらの予防接種普及率の推計値を掲載した（例えばインド）。過去の白書においては、これらの予防接種の実施地域が国内の一部地域のみ限定されている国についてはデータを掲載していなかった。

表4 HIV / エイズ指標

国・地域	成人の推定 HIV 有病率 (15歳以上) 2005 年末 (%)	HIV と共に生きる人 (全年齢) の推定数 2005 年 (1000 人)		HIV と共に生きる女性 (15歳以上) の推定数 2005 年 (1000 人)		首都に住む妊 娠した若い (15-24 歳) 女性の HIV 有病率 (%)		母子感染		小児感染		若者の予防				孤児		
		推定	推定値 (下限) - (上限)	推定値 (1000 人)	年	中央値	HIV と共に 生きる子ども の推定数 (0-14 歳) 2005 年 (1000 人)	若者 (15-24 歳) の HIV 有病率 2005 年 (%)		HIV についての 包括的な知識 を持つ比率 (%)		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使 用した人の比率 (%)		エイズにより 孤児となった 子どもの数 (0-17 歳) 2005 年		すべての原因 により孤児と なった子ども の数 (0-17 歳) 2005 年		両親を失っ た孤児の 学校への 出席率 (%)
								男	女	男	女	男	女	推定 (1000 人)	推定 (1000 人)	(1999-2005 *)		
アフガニスタン	<0.1	<1.0	<2.0	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1600	-	-
アルバニア	-	-	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
アルジェリア	0.1	19	9.0-59	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3.7	320	200-450	170	2004	2.8	35	0.9	2.5	-	-	-	-	-	160	1200	90	-
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	0.6	130	80-220	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	690	-	-
アルメニア	0.1	2.9	1.8-5.8	<1.0	-	-	-	-	-	8	7	44	-	-	-	-	-	-
オーストラリア	0.1	16	9.7-27	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	0.3	12	7.2-20	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	0.1	5.4	2.6-17	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
バハマ	3.3	6.8	3.3-22	3.8	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
バーレーン	-	<1.0	<2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	<0.1	11	6.4-18	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4400	-	-
バルバドス	1.5	2.7	1.5-4.2	<1.0	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
ベラルーシ	0.3	20	11-47	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベルギー	0.3	14	8.1-22	5.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	2.5	3.7	2.0-5.7	1.0	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
ベナン	1.8	87	57-120	45	2003	1.7 - 2.1	9.8	0.4	1.1	14	8	34	19	62	370	-	-	-
ブータン	<0.1	<0.5	<2.0	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	-	-	-
ボリビア	0.1	7.0	3.8-17	1.9	-	-	-	-	-	18	-	37	20	-	310	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボツワナ	24.1	270	260-350	140	2005	33.5	14	5.7	15.3	33	40	88	75	120	150	99	-	-
ブラジル	0.5	620	370-1000	220	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3700	-	-	-
ブルネイ	<0.1	<0.1	<0.2	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
ブルガリア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	2.0	150	120-190	80	2005	1.8	17	0.5	1.4	23	15	67	54	120	710	109	-	-
ブルンジ	3.3	150	130-180	79	2004	8.6	20	0.8	2.3	-	24	-	-	120	600	70	-	-
カンボジア	1.6	130	74-210	59	2002	2.7	-	-	-	37	-	-	-	-	470	71	-	-
カメルーン	5.4	510	460-560	290	2002	7.0	43	1.4	4.9	34	27	57	46	240	1000	99	-	-
カナダ	0.3	60	48-72	9.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	10.7	250	110-390	130	2002	14.0	24	2.5	7.3	-	5	-	-	140	330	91	-	-
チャド	3.5	180	88-300	90	2005	3.6	16	0.9	2.2	20	8	25	17	57	600	105	-	-
チリ	0.3	28	17-56	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
中国	0.1	650	390-1100	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20600	-	-	-
コロンビア	0.6	160	100-320	45	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	870	-	-	-
コモロ	<0.1	<0.5	<1.0	<0.1	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	10	-	-	-	33	59	-	-
コンゴ	5.3	120	75-160	61	2002	3.0	15	1.2	3.7	22	10	38	20	110	270	-	-	-
コンゴ民主共和国	3.2	1000	560-1500	520	2003	3.2	120	0.8	2.2	-	-	-	-	680	4200	72	-	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	0.3	7.4	3.6-24	2.0	2002	5.2	-	-	-	-	-	-	-	-	44	-	-	-
コートジボワール	7.1	750	470-1000	400	2002	5.2	74	1.7	5.1	-	16	-	-	450	1400	83	-	-
クロアチア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	0.1	4.8	2.3-15	2.6	-	-	-	-	-	-	52	-	-	-	120	-	-	-
キプロス	-	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	0.1	1.5	0.9-2.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	0.2	5.6	3.4-9.3	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	3.1	15	3.9-34	8.4	-	-	1.2	0.7	2.1	-	-	-	-	6	48	-	-	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	1.1	66	56-77	31	-	-	3.6	-	-	-	-	52	29	-	220	96	-	-
エクアドル	0.3	23	11-74	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230	-	-	-
エジプト	<0.1	5.3	2.9-13	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エルサルバドル	0.9	36	22-72	9.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	-	-	-
赤道ギニア	3.2	8.9	7.3-11	4.7	-	-	<1.0	0.7	2.3	-	4	-	-	5	29	95	-	-
エリトリア	2.4	59	33-95	31	-	-	6.6	0.6	1.6	-	37	-	-	36	280	83	-	-
エストニア	1.3	10	4.8-32	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	-	-	420-1300	-	2003	11.5	-	-	-	-	-	30	17	-	4800	60	-	-
フィジー	0.1	<1.0	0.3-2.1	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-
フィンランド	0.1	1.9	1.1-3.1	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	0.4	130	78-210	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	7.9	60	40-87	33	-	-	3.9	1.8	5.4	22	24	48	33	20	65	98	-	-

	成人の 推定 HIV 有病率 (15歳以上) 2005 年末 (%)	HIV と共に生きる人 (全年齢)の推定数 2005 年 (1000 人)		母子感染		小児感染		若者の予防				孤児				
		推定	推定値 (下限) - (上限)	HIV と共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2005 年 (1000 人)	首都に住む妊 娠した若い (15-24 歳) 女性の HIV 有病率 (%)		HIV と共に 生きる子ど もの推定数 (0-14 歳) 2005 年 (1000 人)	若者 (15-24 歳) の HIV 有病率 2005 年 (%)		HIV について の包括的な知 識を持つ比率 (%)		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使 用した人の比率 (%)		エイズにより 孤児となった 子どもの数 (0-17 歳) 2005 年	すべての原因 により孤児と なった子ども の数 (0-17 歳) 2005 年	両親を失っ た孤児の 学校への 出席率 (%)
					1999-2005 年*	1999-2005 年*		1999-2005 年*	1999-2005 年*	推定 (1000 人)	推定 (1000 人)	(1999-2005*)				
ガンビア	2.4	20	10-33	11	-	-	1.2	0.6	1.7	-	15	-	-	4	64	85
グルジア	0.2	5.6	2.7-18	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	0.1	49	29-81	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	2.3	320	270-380	180	2003	3.9	25	0.2	1.3	44	38	52	33	170	1000	79p
ギリシャ	0.2	9.3	5.6-15	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	0.9	61	37-100	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370	98
ギニア	1.5	85	69-100	53	2004	4.4	7.0	0.5	1.4	-	-	32	17	28	370	113
ギニアビサウ	3.8	32	18-50	17	-	-	3.2	0.9	2.5	-	8	-	-	11	100	103
ガイアナ	2.4	12	4.7-23	6.6	-	-	<1.0	-	-	-	36	-	-	-	26	-
ハイチ	3.8	190	120-270	96	2000	3.7	17	-	-	28	15	30	19	-	490	87
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1.5	63	35-99	16	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	-	180	-
ハンガリー	0.1	3.2	1.9-5.3	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	0.2	<0.5	<1.0	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	0.9	5700	3400-9400	1600	-	-	-	-	-	17	21	59	51	-	25700	-
インドネシア	0.1	170	100-290	29	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	5300	82
イラン	0.2	66	36-160	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1500	-
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	0.2	5.0	3.0-8.3	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	4.0	2.2-9.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	0.5	150	90-250	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	1.5	25	14-39	6.9	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	55	-
日本	<0.1	17	10-29	9.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	<1.0	<2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カザフスタン	0.1	12	11-77	6.8	-	-	-	-	-	-	-	65	32	-	-	-
ケニア	6.1	1300	1100-1500	740	-	-	150	1.0	5.2	47	34	47	25	1100	2300	95
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	<0.1	13	7.9-25	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	450	-
クウェート	-	<1.0	<2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	0.1	4.0	1.9-13	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラオス	0.1	3.7	1.8-12	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	290	-
ラトビア	0.8	10	6.1-17	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	0.1	2.9	1.4-9.2	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	23.2	270	250-290	150	2004	27.3	18	5.9	14.1	18	26	48	50	97	150	95
リベリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	-
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	0.2	3.3	1.6-10	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	0.2	<1.0	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	0.5	49	16-110	13	-	-	1.6	0.6	0.3	16	19	12	5	13	900	76
マラウイ	14.1	940	480-1400	500	2001	15.0	91	3.4	9.6	36	24	47	35	550	950	93
マレーシア	0.5	69	33-220	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480	-
モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マリ	1.7	130	96-160	66	2002	2.5	16	0.4	1.2	15	9	30	14	94	710	104
マルタ	0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	0.7	12	7.3-23	6.3	-	-	1.1	0.2	0.5	-	-	-	-	7	170	-
モーリシャス	0.6	4.1	1.9-13	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-
メキシコ	0.3	180	99-440	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1600	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	1.1	29	15-69	16	-	-	-	-	-	-	19	63	44	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	<0.1	<0.5	<2.0	<0.1	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	79	-
モンテネグロ†	-	-	---	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	0.1	19	12-38	4.0	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-
モザンビーク	16.1	1800	1400-2200	960	2002	14.7	140	3.6	10.7	33	20	33	29	510	1500	80
ミャンマー	1.3	360	200-570	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1700	-
ナミビア	19.6	230	110-360	130	2004	7.5	17	4.4	13.4	41	31	69	48	85	140	92
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	0.5	75	41-180	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	970	-

表4 HIV / エイズ指標

国名	成人の推定 HIV 有病率 (15歳以上) 2005年末 (%)	HIV と共に生きる人 (全年齢)の推定数 2005年 (1000人)		母子感染		小児感染		若者の予防				孤児						
		推定	推定値 (下限) - (上限)	HIV と共に生きる女性 (15歳以上)の推定数 2005年 (1000人)	首都に住む妊娠した若い (15-24歳) 女性の HIV 有病率 (%)		HIV と共に生きる子どもの推定数 (0-14歳) 2005年 (1000人)	若者 (15-24歳) の HIV 有病率 2005年 (%)		HIV についての包括的な知識を持つ比率 (%)		リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率 (%)		エイズにより孤児となった子どもの数 (0-17歳) 2005年		すべての原因により孤児となった子どもの数 (0-17歳) 2005年		両親を失った孤児の学校への出席率 (%) (1999-2005*)
					年	中央値		男	女	男	女	男	女	男	女	推定 (1000人)	推定 (1000人)	
		1999-2005年*	1999-2005年*	1999-2005年*	1999-2005年*													
オランダ	0.2	18	11-29	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニュージーランド	0.1	1.4	0.8-2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニカラグア	0.2	7.3	3.9-18	1.7	-	-	-	-	-	-	-	17	-	130	-	-	-	
ニジェール	1.1	79	39-130	42	-	-	8.9	0.2	0.8	-	5	-	46	800	-	-	-	
ナイジェリア	3.9	2900	1700-4200	1600	-	-	240	0.9	2.7	21	18	46	24	930	8600	64p	-	
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	0.1	2.5	1.5-4.1	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	0.1	85	46-210	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4400	-	-	
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	0.9	17	11-34	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-	-	
バブアニューギニア	1.8	60	32-140	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350	-	-	
パラグアイ	0.4	13	6.2-41	3.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	-	-	
ペルー	0.6	93	56-150	26	-	-	-	-	-	-	-	19	-	660	85p	-	-	
フィリピン	<0.1	12	7.3-20	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2000	-	-	
ポーランド	0.1	25	15-41	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	0.4	32	19-53	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルーマニア	<0.1	7.0	3.4-22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ロシア連邦	1.1	940	560-1600	210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	3.1	190	180-210	91	2003	10.3	27	0.4	1.5	54	51	40	26	210	820	82	-	
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	0.9	61	29-100	33	2005	0.9	5.0	0.2	0.6	-	13	52	36	25	560	74p	-	
セルビア†	-	-	---	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	1.6	48	27-73	26	2003	3.2	5.2	0.4	1.1	-	16	-	-	31	340	71	-	
シンガポール	0.3	5.5	3.1-14	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	
スロバキア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア	0.9	44	23-81	23	-	-	4.5	0.2	0.6	-	0	-	-	23	630	65	-	
南アフリカ	18.8	5500	4900-6100	3100	2004	25.2	240	4.5	14.8	-	-	-	-	1200	2500	-	-	
スペイン	0.6	140	84-230	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スリランカ	<0.1	5.0	3.0-8.3	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	310	-	-	
スーダン	1.6	350	170-580	180	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	1700	96	-	
スリナム	1.9	5.2	2.8-8.1	1.4	-	-	<0.1	-	-	-	27	-	-	-	10	89	-	
スワジランド	33.4	220	150-290	120	2004	37.3	15	7.7	22.7	-	27	-	-	63	95	91	-	
スウェーデン	0.2	8.0	4.8-13	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スイス	0.4	17	9.9-27	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
タジキスタン	0.1	4.9	2.4-16	<0.5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
タンザニア	6.5	1400	1300-1600	710	2003	8.2	110	2.8	3.8	49	44	47	42	1100	2400	82	-	
タイ	1.4	580	330-920	220	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	1200	-	-	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トーゴ	3.2	110	65-160	61	2004	9.3	9.7	0.8	2.2	-	20	-	-	88	280	96	-	
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トリニダード・トバゴ	2.6	27	15-42	15	-	-	<1.0	-	-	-	33	-	-	-	28	-	-	
チュニジア	0.1	8.7	4.7-21	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トルコ	-	<2.0	<5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トルクメニスタン	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ	6.7	1000	850-1200	520	2005	5.2	110	2.3	5.0	40	28	55	53	1000	2300	95	-	
ウクライナ	1.4	410	250-680	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

	成人の推定 HIV 有病率 (15歳以上) 2005 年末 (%)	HIV と共に生きる人 (全年齢) の推定数 2005 年 (1000 人)		母子感染		小児感染		若者の予防				孤児				
		推定	推定値 (下限) - (上限)	HIV と共に生きる女性 (15歳以上) の推定数 2005 年 (1000 人)	首都に住む妊娠した若い女性 (15-24 歳) の HIV 有病率 (%)		HIV と共に生きる子ども (0-14 歳) の推定数 2005 年 (1000 人)	若者 (15-24 歳) の HIV 有病率 2005 年 (%)		HIV についての包括的な知識を持つ比率 (%)		リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率 (%)		エイズにより孤児となった子どもの数 (0-17 歳) 2005 年	すべての原因により孤児となった子どもの数 (0-17 歳) 2005 年	両親を失った孤児の学校への出席率 (%)
					年	中央値		男	女	男	女	男	女	男	女	推定 (1000 人)
英国	0.2	68	41-110	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	0.6	1200	720-2000	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	0.5	9.6	4.6-30	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	-
ウズベキスタン	0.2	31	15-99	4.1	-	-	-	-	-	7	8	50	-	-	-	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベネズエラ	0.7	110	54-350	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480	-
ベトナム	0.5	260	150-430	84	-	-	-	-	-	50	42	68	-	-	1800	-
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ザンビア	17.0	1100	1100-1200	570	2004	20.7	130	3.8	12.7	33	31	40	35	710	1200	92
ジンバブエ	20.1	1700	1100-2200	890	2004	18.6	160	4.4	14.7	-	-	69	42	1100	1400	98

メモ																	
モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	0.2	10	6.0-17	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

要約																
サハラ以南のアフリカ	6.1	24500	21600-27400	13200	-	9.7	2000	1.5	4.3	31	23	43	29	12000	46600	79
東部・南部アフリカ	8.6	17500	15800-19200	9400	-	13.5	1400	2.1	6.1	40	31	41	30	8700	24300	80
西部・中部アフリカ	3.5	6900	5300-8700	3700	-	4.0	650	0.8	2.5	24	18	46	27	3300	22200	77
中東と北アフリカ	0.2	510	320-830	210	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	0.7	5900	3600-9700	1600	-	-	130	-	-	17	21	59	51	-	37500	-
東アジアと太平洋諸国	0.2	2300	1800-3200	750	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	34800	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	0.6	1900	1500-2800	640	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	10700	-
CEE/CIS	0.6	1500	1000-2300	450	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先進工業国 [§]	0.4	2000	1400-3000	530	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	1.1	35100	30300-41900	16400	-	-	2300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後発開発途上国 [§]	2.7	11700	10100-13500	6000	-	7.5	1100	-	-	-	-	-	-	-	-	81
世界	1.0	38600	33400-46000	17300	-	-	2300	-	-	-	-	-	-	15200	132700	-

† モンテネグロは 2006 年 6 月にセルビア・モンテネグロから独立、2006 年 6 月 28 日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである (メモ欄を参照)。
 § 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については 136 ページ参照。

指標の定義																
成人の推定 HIV 有病率—2005 年末時点で HIV と共に生きている成人 (15-49 歳) の比率。																
HIV と共に生きる人 (全年齢) の推定数—2005 年末時点で HIV と共に生きている人々 (全年齢) の推定数。																
HIV と共に生きる女性 (15 歳以上) の推定数—2005 年末時点で HIV と共に生きている女性の推定数。																
首都に住む妊娠した若い女性の HIV 有病率—選択された妊産婦診療所で「関連のない無記名の」観察調査で実施された 15-24 歳の妊娠した女性の血液検査で HIV に陽性だった比率。																
HIV と共に生きる子ども (0-14 歳) の推定数—2005 年末時点で HIV と共に生きている 0-14 歳の子どもの推定数。																
若者の HIV 有病率—2005 年末時点で HIV と共に生きている 15-24 歳の若い男女の比率。																
HIV についての包括的な知識をもつ比率—15-24 歳の若い男女のうち、性交渉を通じた HIV 感染を予防する 2 つの主な方法 (コンドームの使用と、ひとりの忠実で HIV に感染していない相手のみと性交渉をもつこと) を認識し、HIV 感染についての 2 つの主要な現地の誤解を否定し、健康にみえる人もエイズウイルスを保有する可能性を知っている割合。																
リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率—結婚しておらず、同居していない相手と過去 12 カ月に性交渉をもった 15-24 歳の男女の若者のうち、そのような相手との直近の性交渉でコンドームを使用した人の割合。																
エイズにより孤児となった子ども—2005 年末時点で、エイズにより親の一方もしくは両親を失った 0-17 歳の子どもの推定数。																
すべての原因により孤児となった子ども—2005 年末時点で、何らかの理由により親の一方もしくは両親を失った 0-17 歳の子どもの推定数。																
両親を失った孤児の学校への出席率—少なくとも親の一方と住んでいて通学している 10-14 歳の子どもに対する、生物学上の両親を失い現在通学している同年齢の子どもの比率。																

データの主な出典																
成人の推定 HIV 有病率—国連エイズ合同計画 (UNAIDS)、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
HIV と共に生きる人の推定数—UNAIDS、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
HIV と共に生きる女性 (15 歳以上) の推定数—UNAIDS、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
首都に住む妊娠した若い女性の HIV 有病率—UNAIDS、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
HIV と共に生きる子ども (0-14 歳) の推定数—UNAIDS、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
若者の HIV 有病率—UNAIDS、Report on the global AIDS epidemic, 2006																
HIV についての包括的な知識をもつ比率—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、行動観察調査 (BSS)、リプロダクティブ・ヘルス調査 (RHS) (1999-2005)、www.measuredhs.com/hivdata																
リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した比率—DHS、BSS、RHS (1999-2005)、www.measuredhs.com/hivdata																
エイズにより孤児となった子ども—ユニセフ、UNAIDS、米国国際開発庁、Africa's Orphaned and Vulnerable Generations; Children Affected by AIDS, 2006																
すべての原因により孤児となった子ども—ユニセフ、UNAIDS、米国国際開発庁、Africa's Orphaned and Vulnerable Generations; Children Affected by AIDS, 2006																
両親を失った孤児の学校への出席率—MICS、DHS (1999-2005)、www.measuredhs.com/hivdata																

注 - データなし。
 p 孤児 (10-14 歳) の学校への出席率は 25-49 の事例にもとづく。
 * データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきたもっとも最近の年次のものであることを示す。

表5 教育指標

国・地域	成人の識字率 (%)		人口100人あたりの数		初等教育就学率 (%) (2000-2005*)				初等教育純出席率 (%) (1996-2005*)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育就学率 (%) (2000-2005*)				中等教育純出席率 (%) (1996-2005*)	
	2000-2004*		2002-2004*		総就学率		純就学率						総就学率		純就学率			
	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ 2000-2004*	調査データ 1997-2005*	男	女	男	女	男	女
アフガニスタン	43	13	3	0	127	56	-	-	66	40	-	92	25	5	-	-	18	6
アルバニア	99	98	44	2	105	104	96	95	54	50	90y	9	79	77	75	73	39	39
アルジェリア	80	60	22	3	116	107	98	95	94	93	96	95	78	84	65	68	-	-
アンドラ	-	-	146	16	102	100	90	87	-	-	-	-	80	83	71	72	-	-
アンゴラ	83	54	3	1	69x	59x	-	-	58	59	-	75	19	15	-	-	22	20
アンティグアバーブーダ	-	-	119	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	97	97	58	16	113	112	99	98	-	-	84	78	84	89	76	82	-	-
アルメニア	100	99	21	4	99	103	92	95	96	97	-	99	90	93	88	90	91	95
オーストラリア	-	-	141	65	103	103	96	96	-	-	86	-	152	145	85	86	-	-
オーストリア	-	-	144	48	106	106	-	-	-	-	-	-	104	98	-	-	-	-
アゼルバイジャン	99	98	30	5	98	96	85	83	91	91	98y	99	84	82	78	76	87	84
バハマ	-	-	103	29	93	93	83	85	-	-	-	-	76	84	70	78	-	-
バーレーン	89	84	117	21	104	104	96	97	86	87	100	99	96	102	87	93	77	85
バングラデシュ	-	-	3	0	107	111	92	95	82	86	65	87y	49	54	45	51	33	41
バルバドス	-	-	124	55	108	106	98	97	-	-	97	-	109	111	93	98	-	-
ベラルーシ	100	99	55	25	103	99	91	88	-	-	100y	-	93	94	87	88	-	-
ベルギー	-	-	133	40	104	104	99	99	-	-	-	-	111	107	96	97	-	-
ベリーズ	-	-	48	13	126	123	95	96	-	-	91	-	84	87	70	73	-	-
ベナン	48	23	6	1	111	86	93	72	60	47	69	92	34	18	23	11	19	12
ブータン	-	-	6	3	-	-	-	-	73y	67y	91	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	93	81	27	4	114	113	95	96	78	77	86	50	90	87	74	73	57	56
ボスニア・ヘルツェゴビナ	99	94	58	6	-	-	-	-	93	93	-	99	-	-	-	-	68	71
ボツワナ	80	82	41	4	105	104	81	83	83	86	91	96y	73	77	58	64	36	44
ブラジル	88	89	60	12	145	137	-	-	96	96	84y	84x	97	107	73	78	42	50
ブルネイ	95	90	-	15	109	109	-	-	-	-	93	-	91	96	-	-	-	-
ブルガリア	99	98	96	16	106	104	96	95	-	-	94y	-	104	100	90	87	-	-
ブルキナファソ	29	15	4	0	59	47	46	35	35	29	76	93	14	10	11	8	12	10
ブルンジ	67	52	1	0	87	73	60	54	50	44	63	80	14	10	-	-	6	6
カンボジア	85	64	4	0	142	131	100	96	66	65	60	92	35	24	30	22	17	11
カメルーン	77	60	7	1	126	107	-	-	80	78	64	96	51	36	-	-	34	32
カナダ	-	-	111	62	100	100	99	100	-	-	-	-	109	108	94x	94x	-	-
カボヴェルデ	-	-	29	5	113	108	92	91	-	-	91	-	63	69	52	58	-	-
中央アフリカ共和国	65	33	2	0	76	52	-	-	47	39	-	70	-	-	-	-	10	7
チャド	41	13	2	0	86	56	68	46	41	31	46	64y	23	7	16	5	13	7
チリ	96	96	84	28	106	101	-	-	-	-	99	-	89	90	-	-	-	-
中国	95	87	50	7	118	117	99	99	-	-	99	-	73	73	-	-	-	-
コロンビア	93	93	40	9	112	111	83	84	90	92	77	89	71	78	52	58	64	72
コモロ	-	-	2	1	91	80	60	50	31	31	63	25	40	30	-	-	10	11
コンゴ	-	-	10	1	92	85	-	-	-	-	66	-	42	35	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	81	54	1	0	51x	46x	-	-	55	49	-	54	24	12	-	-	18	15
クック諸島	-	-	43x	20x	83	81	78	77	-	-	-	-	63	65	55	60	-	-
コスタリカ	95	95	53	24	112	111	-	-	-	-	92	-	67	73	-	-	-	-
コートジボワール	61	39	9	1	80	63	62	50	62	53	88	94	32	18	26	15	20	16
クロアチア	99	97	106	30	95	94	88	87	-	-	100y	-	87	89	84	86	-	-
キューバ	100	100	7	1	103	98	97	95	-	-	98	99	92	93	86	87	-	-
キプロス	99	95	131	37	98	97	96	96	-	-	99	-	96	99	92	95	-	-
チェコ	-	-	139	50	103	101	-	-	-	-	98	-	95	96	-	-	-	-
デンマーク	-	-	160	50	101	101	100	100	-	-	100	-	122	127	91	94	-	-
ジブチ	-	-	7	1	44	35	36	29	-	-	88	-	25	18	22	15	-	-
ドミニカ	-	-	88	29	96	95	87	88	-	-	84	-	107	106	89	92	-	-
ドミニカ共和国	87	87	39	9	115	109	85	87	84	88	59	91	61	76	45	54	27	39
エクアドル	92	90	39	5	117	117	97	98	-	-	76	-	61	61	52	53	-	-
エジプト	83	59	24	6	103	98	97	94	84	82	99	99	90	84	81	77	73	68
エルサルバドル	-	-	41	9	116	112	92	92	-	-	73	-	60	61	47	49	-	-
赤道ギニア	93	80	9	1	133	121	92	78	61	60	33	72y	38	22	30	18	23	22
エリトリア	-	-	1	1	71	57	50	42	69	64	80	82y	40	23	31	20	23	21
エストニア	100	100	130	51	101	98	94	94	-	-	99	-	97	99	89	91	-	-
エチオピア	-	-	1	0	101	86	58	55	33	28	73y	65	38	24	34	22	13	10
フィジー	-	-	26	7	107	105	97	96	-	-	99	-	85	91	80	85	-	-
フィンランド	-	-	141	63	101	100	99	99	-	-	100	-	107	112	94	94	-	-
フランス	-	-	130	41	105	104	99	99	-	-	98x	-	110	111	95	97	-	-

	成人の識字率 (%)		人口100人あたりの数		初等教育就学率 (%) (2000-2005*)				初等教育純出席率 (%) (1996-2005*)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育就学率 (%) (2000-2005*)				中等教育純出席率 (%) (1996-2005*)	
	2000-2004*		2002-2004*		総就学率		純就学率						総就学率		純就学率			
	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ 2000-2004*	調査データ 1997-2005*	男	女	男	女	男	女
ガボン	-	-	39	3	130	129	77	77	94	94	69	91y	49	42	-	-	34	36
ガンビア	-	-	10	3	79	84	73	77	55	51	-	96	51	43	49	41	23	19
グルジア	-	-	30	3	95	95	93	92	99y	100y	98y	-	83	82	81	81	-	-
ドイツ	-	-	153	43	100	100	-	-	-	-	99y	-	101	99	-	-	-	-
ガーナ	66	50	9	2	90	87	65	65	62	60	63	98	47	40	39	35	34	35
ギリシャ	98	94	143	18	102	101	100	99	-	-	-	-	96	97	85	88	-	-
グレナダ	-	-	74	17	94	90	84	84	-	-	79	-	96	105	75	82	-	-
グアテマラ	75	63	34	6	118	108	95	91	80	76	78	73y	51	46	35	32	23	24
ギニア	43	18	2	1	87	71	69	58	60	54	82	94	34	17	28	14	28	19
ギニアビサウ	-	-	1	2	84	56	53	37	42	36	-	85	23	13	11	6	10	7
ガイアナ	-	-	27	19	134	125	-	-	96	97	64	97	92	95	-	-	71	75
ハイチ	-	-	7	6	-	-	-	-	52	57	-	87	-	-	-	-	17	20
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	80	80	16	3	113	113	90	92	-	-	-	-	58	73	-	-	-	-
ハンガリー	-	-	122	27	99	97	90	88	-	-	97y	-	97	96	91	90	-	-
アイスランド	-	-	164	77	102	100	100	98	-	-	100	-	111	118	85	88	-	-
インド	73	48	8	3	120	112	92	87	79	72	79	95y	59	47	-	-	54	46
インドネシア	94	87	18	7	118	116	95	93	94	95	92	96y	64	64	57	57	54	56
イラン	84	70	27	8	98	108	89	88	94y	91y	88	-	84	79	80	76	-	-
イラク	84	64	6	0	108	89	94	81	84	72	66x	88	54	36	44	31	37	25
アイルランド	-	-	143	30	107	106	96	96	-	-	100	-	108	116	84	89	-	-
イスラエル	98	96	149	47	110	111	97	98	-	-	100	-	93	93	89	89	-	-
イタリア	99	98	153	50	102	101	99	99	-	-	96	-	100	98	92	93	-	-
ジャマイカ	74	86	97	40	95	95	90	91	93y	93y	90	92	87	89	78	81	-	-
日本	-	-	118	50	100	101	100	100	-	-	-	-	101	102	99	100	-	-
ヨルダン	95	85	39	11	98	99	90	92	99	99	99	99y	87	88	80	82	85	89
カザフスタン	100	99	34	3	110	109	93	92	98	99	100y	99	99	97	93	92	73	76
ケニア	78	70	9	5	114	108	76	77	79	79	75	98	50	46	40	40	12	13
キリバス	-	-	6	2	113	116	96x	98x	-	-	82	-	82	100	65	76	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	131	66	105	104	100	99	-	-	98	-	93	93	90	91	-	-
クウェート	94	91	98	24	96	97	85	87	-	-	97y	-	87	93	76	80	-	-
キルギス	99	98	13	5	98	98	90	90	95	95	96y	100	88	88	-	-	58	60
ラオス	77	61	5	0	124	109	87	82	65	60	63	93	52	39	40	34	27	21
ラトビア	100	100	96	35	94	91	-	-	-	-	98y	-	97	96	-	-	-	-
レバノン	-	-	43	17	109	105	94	93	97	97	98	96	85	93	-	-	61	68
レソト	74	90	11	2	131	131	83	88	62	69	63	89	32	41	18	28	12	17
リベリア	-	-	0x	0x	115	83	74	58	59x,y	53x,y	-	-	37	27	22	12	-	-
リビア	-	-	16	4	113	112	-	-	-	-	-	-	101	107	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	131	64	106	107	87	89	-	-	-	-	67	74	62	69	-	-
リトアニア	100	100	123	28	98	97	90	89	-	-	99y	-	99	98	93	93	-	-
ルクセンブルク	-	-	199	59	100	99	91	91	-	-	92	-	92	98	77	82	17	21
マダガスカル	77	65	2	1	136	131	89	89	74	77	57	93	14x	14x	11x	11x	10	13
マラウイ	75	54	3	0	123	126	93	98	80y	84y	44	86	32	26	27	23	-	-
マレーシア	92	85	75	39	94	93	93	93	-	-	98	-	71	81	71	81	-	-
モルディブ	96	96	44	6	105	102	89	90	-	-	99y	-	68	78	48	55	15	11
マリ	27	12	4	0	71	56	50	43	45	33	79	93	28	17	-	-	-	-
マルタ	86	89	128	75	103	102	94	94	-	-	99	-	109	102	85	90	-	-
マーシャル諸島	-	-	9	4	116	109	90	89	-	-	-	-	85	88	72	77	15	9
モーリタニア	60	43	19	0	95	93	75	74	46	42	82	69y	22	18	16	13	-	-
モーリシャス	88	81	70	15	102	102	94	95	-	-	99	-	89	88	82	83	-	-
メキシコ	92	90	54	13	110	108	98	98	-	-	93	-	77	82	63	65	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	22	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79	82
モルドバ	99	98	39	10	95	94	86	86	87	87	90y	99	81	84	76	79	-	-
モナコ	-	-	149x	49x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	71
モンゴル	98	98	19	8	104	105	84	84	79	80	91y	95	84	95	77	88	39	36
モンテネグロ†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	66	40	36	12	111	100	89	83	91	87	76	86y	52	43	38	32	8	7
モザンビーク	-	-	4	1	104	86	75	67	63	57	49	84	13	9	5	4	51	48
ミャンマー	94	86	1	0	99	101	89	91	83	84	70	100	41	40	38	37	29	40
ナミビア	87	83	21	4	100	102	71	76	78	78	88	95	54	62	32	43	-	-

表5 教育指標

	成人の識字率 (%)		人口100人あたりの数		初等教育就学率 (%) (2000-2005*)				初等教育純出席率 (%) (1996-2005*)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育就学率 (%) (2000-2005*)				中等教育純出席率 (%) (1996-2005*)	
	2000-2004*		2002-2004*		総就学率		純就学率						総就学率		純就学率			
	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ 2000-2004*	調査データ 1997-2005*	男	女	男	女	男	女
ナウル	-	-	29x	3x	84	83	-	-	-	-	31	-	46	50	-	-	35	27
ネパール	63	35	2	0	118	108	83	73	80	67	61	92	49	42	-	-	-	-
オランダ	77	77	140	62	109	106	99	98	-	-	100	-	120	118	89	90	-	-
ニュージーランド	-	-	124	53	102	102	99	99	-	-	-	-	110	119	93	96	35	47
ニカラグア	-	-	17	2	113	111	89	87	77	84	59	63	59	68	38	43	6	6
ニジェール	43	15	1	0	52	37	46	32	36	25	74	89	9	6	8	5	38	33
ナイジェリア	-	-	8	1	107	91	64	57	66	58	36	97	38	31	30	25	-	-
ニウエ	-	-	84x	48x	80	95	99x	98x	-	-	-	-	100	95	91x	96x	-	-
ノルウェー	-	-	151	39	99	99	99	99	-	-	100	-	114	117	96	97	80	83
パレスチナ自治区	97	88	36	4	93	93	86	86	91y	92y	98y	99	91	96	87	92	-	-
オマーン	87	74	43	10	88	87	77	79	-	-	98	-	88	85	74	75	81	80
パキスタン	63	36	6	1	95	69	76	56	62	51	70	90y	31	23	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	111	91	98	94	-	-	-	-	101	115	-	-	-	-
パナマ	93	91	39	9	114	111	98	98	-	-	84	-	68	73	61	67	-	-
パプアニューギニア	63	51	1	3	80	70	-	-	-	-	68	-	29	23	-	-	23	18
パラグアイ	-	-	35	2	108	104	-	-	95	96	82	90x	62	63	-	-	70	70
ペルー	93	82	22	12	114	114	97	97	94	94	90	95	91	92	69	69	55	70
フィリピン	93	93	44	5	113	111	93	95	88	89	75	93	82	90	56	67	-	-
ポーランド	-	-	77	23	99	99	97	98	-	-	100	-	96	97	89	92	-	-
ポルトガル	-	-	139	28	119	114	99	99	-	-	-	-	92	102	78	87	-	-
カタール	89	89	92	22	102	101	95	94	-	-	-	-	98	95	88	86	-	-
ルーマニア	98	96	67	21	107	106	92	92	-	-	95y	-	85	86	80	82	-	-
ロシア連邦	100	99	79	11	123	123	91	92	-	-	-	-	93	93	-	-	7	7
ルワンダ	71	60	2	0	118	120	72	75	75	75	46	78	15	14	-	-	-	-
セントクリストファー・ネイビス	-	-	70	21	98	105	91	98	-	-	87	-	111	108	100	97	-	-
セントルシア	-	-	41	37	108	103	99	96	-	-	90	-	77	86	68	74	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	75	7	109	103	95	92	-	-	88	-	79	76	62	63	-	-
サモア	-	-	13	3	100	100	90	91	-	-	94	-	76	85	62	70	-	-
サンマリノ	-	-	140	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	39
サントメ・プリンシペ	-	-	8	12	134	132	98	98	83	85	66	69	39	41	25	27	-	-
サウジアラビア	87	69	52	6	69	66	62	57	-	-	94	-	72	64	54	51	16	10
セネガル	51	29	13	5	78	74	68	64	71	67	78	93	22	16	18	13	-	-
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	91	92	87	25	109	110	96	97	-	-	99	-	98	106	90	96	14	12
シエラレオネ	47	24	2	0	169	122	-	-	43	39	-	93	14	14	-	-	-	-
シンガポール	97	89	133	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	103	42	100	98	-	-	-	-	98y	-	94	95	-	-	-	-
スロベニア	-	-	128	48	123	122	98	98	-	-	99y	-	100	100	94	95	-	-
ソロモン諸島	-	-	2	1	121	117	80	79	-	-	-	-	33	26	28	24	1	0
ソマリア	-	-	6	0	-	-	-	-	13	11	-	68	-	-	-	-	41	48
南アフリカ	84	81	47	8	107	103	88	89	80	83	84	98y	87	94	58	65	-	-
スペイン	-	-	131	33	109	107	100	99	-	-	-	-	116	123	95	99	-	-
スリランカ	92	89	16	1	102	101	99	98	-	-	-	-	82	83	-	-	19	20
スーダン	71	52	6	3	64	56	47	39	60	57	92	71	34	32	-	-	40	47
スリナム	92	87	67	7	118	121	90	96	88	91	-	84	63	84	53	74	24	33
スワジランド	81	78	13	3	103	98	76	77	73	72	77	89	42	42	26	32	-	-
スウェーデン	-	-	180	75	99	99	99	98	-	-	-	-	101	105	97	100	-	-
スイス	-	-	156	47	103	102	94	94	-	-	-	-	97	89	86	80	-	-
シリア	86	74	27	4	126	120	97	92	-	-	92	-	65	61	60	56	88	72
タジキスタン	100	99	4	0	102	97	99	94	89	88	99y	99	89	75	86	73	7	8
タンザニア	78	62	3	1	108	104	92	91	71	75	76	89y	6x	5x	-	-	-	-
タイ	95	91	55	11	100	95	-	-	-	-	-	-	72	74	-	-	-	-
旧ユーゴスラビア・マケドニア	98	94	62	8	98	98	92	92	-	-	98y	-	85	83	82	80	-	-
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	76y	74y	-	-	-	-	-	-	27	18
トーゴ	69	38	6	4	110	92	85	72	75	65	76	88	52	26	30	14	-	-
トンガ	99	99	15	3	118	112	92x	89x	-	-	92	-	94	102	61	75	69	76
トリニダード・トバゴ	-	-	74	12	104	101	92	92	96	96	100	98	81	86	70	74	-	-
チュニジア	83	65	48	8	112	108	97	98	95y	93y	97	92	74	80	66	69	49	36
トルコ	95	80	74	14	96	90	92	87	89	88	95	97	90	68	-	-	85	85
トルクメニスタン	99	98	8	1	-	-	-	-	77	75	-	100	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	30	95	102	-	-	-	-	70	-	87	81	-	-	14	15

	成人の識字率 (%)		人口100人あたりの数		初等教育就学率 (%) (2000-2005*)				初等教育純出席率 (%) (1996-2005*)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育就学率 (%) (2000-2005*)				中等教育純出席率 (%) (1996-2005*)	
	2000-2004*		2002-2004*		総就学率		純就学率						総就学率		純就学率			
	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ 2000-2004*	調査データ 1997-2005*	男	女	男	女	男	女
ウガンダ	77	58	5	1	118	117	-	-	87	87	64	89	18	14	14	12	-	-
ウクライナ	100	99	54	8	95	95	82	82	-	-	-	-	94	92	83	84	-	-
アラブ首長国連邦	-	-	112	32	85	82	72	70	-	-	95	-	65	68	61	64	-	-
英国	-	-	159	63	107	107	99	99	-	-	-	-	103	106	93	97	-	-
米国	-	-	123	63	100	98	94	90	-	-	-	-	94	95	89	91	-	-
ウルグアイ	-	-	49	21	110	108	-	-	-	-	88	-	100	116	-	-	86	85
ウズベキスタン	-	-	8	3	100	99	-	-	95	94	96y	89	96	93	-	-	-	-
バヌアツ	-	-	8	4	120	116	95	93	-	-	72x	-	44	38	42	36	30	43
ベネズエラ	93	93	45	9	106	104	92	92	91	93	91	96	67	77	57	66	59	57
ベトナム	94	87	18	7	101	94	97	91	97	96	87	96y	75	72	-	-	35	13
イエメン	-	-	9	1	102	72	87	63	68	41	73	88y	64	31	46	21	17	19
ザンビア	76	60	5	2	101	97	80	80	55	58	98	88	29	23	27	21	44	41
ジンバブエ	-	-	6	7	97	95	81	82	85	87	70	94	38	35	35	33	-	-

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	99	94	91	19	98	98	96	96	98y	96y	96y	94	88	89	-	-	-	-
------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	---	---	---	---

要約

サハラ以南のアフリカ	70	53	8	2	103	92	70	66	63	59	63	85	36	28	30	24	21	20
東部・南部アフリカ	79	67	10	2	109	102	78	76	66	66	71	83	39	33	33	29	16	17
西部・中部アフリカ	60	38	6	1	97	81	63	55	59	52	55	87	33	23	26	20	26	22
中東と北アフリカ	81	62	27	6	98	91	84	78	83	77	91	90	73	66	66	61	50	44
南アジア	72	46	8	3	116	105	90	84	81	75	76	93	54	45	-	-	54	48
東アジアと太平洋諸国	95	87	45	9	115	114	97	97	-	-	94	-	71	71	57**	58**	53**	55**
ラテンアメリカとカリブ海諸国	91	90	50	12	119	116	94	94	89	89	85	-	83	90	66	70	44	51
CEE/CIS	99	96	63	11	103	100	91	89	91	89	96	95	92	87	84	83	-	-
先進工業国 [§]	-	-	130	52	102	101	97	95	-	-	-	-	101	102	91	93	-	-
開発途上国 [§]	85	72	29	6	112	105	89	85	78	75	82	91	62	57	52**	51**	46**	43**
後発開発途上国 [§]	70	50	3	1	103	91	77	72	64	59	69	82	35	29	33	29	22	20
世界	86	74	45	13	111	104	90	86	78	75	83	91	67	63	61**	60**	46**	43**

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等教育総就学率—年齢に関わらず初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

中等教育総就学率—年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

初等教育純就学率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育純就学率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

初等教育純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。データは国別世帯調査で得られたもの。

中等教育純出席率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。データは国別世帯調査で得られたもの。

小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率—小学校の第1学年に入学した子どものうち、第5学年に達した者の比率。

データの主な出典

成人の識字率—ユネスコ統計研究所。

電話・インターネットユーザー—国際電気通信連合（ジュネーブ）。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所。

初等・中等教育出席率—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）。

第5学年に在学する率—政府データ：ユネスコ統計研究所。調査データ：DHS、MICS。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
- y 列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のデータ、標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。

表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1000人) 2005		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005			2005	1970-1990
アフガニスタン	15849	5535	0.7	4.8	26	21	19	51	51	49	39	45	47	7.3	24	3.3	6.7
アルバニア	1034	253	2.2	-0.3	8	6	7	33	24	17	67	72	74	2.2	45	2.8	1.1
アルジェリア	11983	3160	3.0	1.7	16	7	5	49	32	21	53	67	72	2.4	60	4.4	2.8
アンドラ	12	3	3.8	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	3.8	1.4
アンゴラ	8502	2974	2.7	2.8	28	25	22	52	53	48	37	40	41	6.6	37	5.5	5.1
アンティグアバーブーダ	27	8	-0.2	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	0.0	2.2
アルゼンチン	12277	3340	1.5	1.2	9	8	8	23	22	18	66	71	75	2.3	91	2.0	1.4
アルメニア	819	162	1.7	-1.1	5	8	9	23	21	11	70	68	72	1.3	64	2.3	-1.4
オーストラリア	4797	1253	1.4	1.2	9	7	7	20	15	12	71	77	81	1.7	93	1.4	1.8
オーストリア	1552	384	0.2	0.4	13	11	10	15	12	9	70	76	79	1.4	66	0.2	0.4
アゼルバイジャン	2736	602	1.7	1.0	7	7	7	29	27	16	65	66	67	1.8	50	2.0	0.5
バハマ	108	30	2.0	1.6	7	7	7	31	24	19	66	68	71	2.2	90	2.8	2.1
バーレーン	232	65	4.0	2.6	9	4	3	40	29	18	62	71	75	2.4	90	4.2	2.7
バングラデシュ	59402	17399	2.4	2.1	21	12	8	45	35	26	44	55	64	3.1	25	7.1	3.6
バルバドス	63	16	0.4	0.3	9	9	8	22	15	12	69	75	76	1.5	53	0.8	1.4
ベラルーシ	1967	449	0.6	-0.3	7	11	15	16	14	9	71	71	68	1.2	72	2.7	0.2
ベルギー	2120	563	0.2	0.3	12	11	10	14	12	11	71	76	79	1.7	97	0.3	0.4
ベリーズ	117	34	2.1	2.5	8	5	5	40	35	26	66	72	72	3.0	49	1.8	2.6
ベナン	4300	1441	3.0	3.3	22	15	12	47	47	41	46	53	55	5.6	46	6.7	5.2
ブータン	983	293	2.2	1.8	23	14	8	43	39	30	41	54	64	4.1	9	5.1	5.3
ボリビア	4090	1239	2.3	2.1	20	11	8	46	36	29	46	59	65	3.7	64	4.0	3.1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	807	186	0.9	-0.7	7	7	9	23	15	9	66	72	74	1.3	45	2.8	0.3
ボツワナ	800	218	3.2	1.4	13	6	28	48	34	26	55	66	34	3.0	53	11.5	2.8
ブラジル	62229	18024	2.2	1.5	11	7	7	35	24	20	59	66	71	2.3	84	3.7	2.3
ブルネイ	130	40	3.4	2.5	7	3	3	36	28	23	67	74	77	2.4	78	3.7	3.6
ブルガリア	1366	335	0.1	-0.8	9	12	14	16	12	9	71	71	73	1.2	70	1.4	-0.4
ブルキナファソ	7176	2459	2.4	2.9	23	18	16	50	50	47	43	48	48	6.5	19	6.6	5.0
ブルンジ	3969	1326	2.4	1.9	20	20	18	44	47	46	44	45	44	6.8	11	7.2	5.4
カンボジア	6242	1835	1.7	2.5	20	13	11	42	44	30	44	55	57	3.9	20	2.1	5.4
カメルーン	7881	2453	2.8	2.2	21	14	17	45	42	35	44	53	46	4.4	53	6.2	4.1
カナダ	6970	1698	1.2	1.0	7	7	7	17	14	10	73	78	80	1.5	81	1.3	1.4
カボヴェルデ	238	72	1.4	2.4	12	8	5	40	39	30	57	65	71	3.6	58	5.5	4.1
中央アフリカ共和国	2021	640	2.4	2.0	22	17	22	43	42	37	42	49	39	4.8	44	3.4	3.0
チャド	5257	1867	2.4	3.2	25	19	20	48	48	49	40	46	44	6.7	26	5.3	4.5
チリ	4945	1237	1.6	1.4	10	6	5	29	23	15	62	73	78	2.0	88	2.1	1.8
中国	352718	84483	1.6	0.9	8	7	7	33	21	13	62	68	72	1.7	41	3.9	3.5
コロンビア	16755	4726	2.2	1.8	9	7	5	38	27	21	61	68	73	2.5	77	3.2	2.6
コモロ	387	127	3.3	2.8	18	11	7	50	41	35	48	56	64	4.6	36	5.1	4.5
コンゴ	2153	750	3.2	3.2	14	12	13	44	44	44	54	55	53	6.3	54	5.1	4.0
コンゴ民主共和国	31071	11209	3.0	2.8	20	19	20	48	49	50	45	46	44	6.7	33	2.6	3.9
クック諸島	7	2	-0.8	-0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	-0.4	1.4
コスタリカ	1496	393	2.6	2.3	7	4	4	33	27	18	67	75	78	2.2	62	4.2	3.2
コートジボワール	8908	2773	4.3	2.4	18	14	17	51	45	37	49	52	46	4.8	46	6.2	3.3
クロアチア	873	207	0.4	0.1	10	11	12	15	12	9	69	72	75	1.3	60	1.9	0.7
キューバ	2666	682	1.1	0.4	7	7	7	30	17	12	70	74	78	1.6	76	2.1	0.7
キプロス	205	49	0.5	1.4	10	8	7	19	19	12	71	77	79	1.6	69	2.8	1.8
チェコ	1882	453	0.2	-0.1	13	12	11	16	12	9	70	72	76	1.2	75	2.1	-0.1
デンマーク	1211	326	0.2	0.4	10	12	11	16	12	11	73	75	78	1.8	86	0.5	0.4
ジブチ	383	120	6.2	2.3	21	15	12	49	43	34	43	51	53	4.8	85	7.6	3.1
ドミニカ	27	7	0.1	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	1.9	1.1
ドミニカ共和国	3481	1003	2.4	1.5	11	7	6	42	30	24	58	65	68	2.6	60	3.9	2.1
エクアドル	5100	1445	2.7	1.7	12	6	5	42	29	22	58	68	75	2.7	63	4.4	2.6
エジプト	29691	8933	2.3	1.9	17	9	6	40	32	26	51	63	70	3.1	42	2.4	1.7
エルサルバドル	2750	805	1.8	2.0	12	7	6	44	30	24	57	65	71	2.8	60	2.9	3.3
赤道ギニア	257	88	0.9	2.4	25	20	21	42	44	43	40	46	42	5.9	50	2.2	4.8
エリトリア	2266	759	2.5	2.5	21	16	11	47	42	39	43	48	55	5.3	21	4.0	4.3
エストニア	265	64	0.7	-1.2	11	13	14	15	14	10	71	70	72	1.4	70	1.2	-1.3
エチオピア	39792	13063	2.7	2.8	21	18	16	49	47	40	43	47	48	5.7	16	4.6	4.4
フィジー	317	92	1.6	1.1	8	6	6	34	29	23	60	67	68	2.8	53	2.5	2.7
フィンランド	1100	279	0.4	0.3	10	10	10	14	13	11	70	75	79	1.7	61	1.4	0.3
フランス	13271	3727	0.6	0.4	11	9	9	17	13	12	72	77	80	1.9	77	0.8	0.7

	人口 (1000人) 2005		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	2005	2005	1970-1990	1990-2005
ガボン	651	193	3.0	2.5	21	11	13	35	39	30	47	60	54	3.8	85	6.9	3.9
ガンビア	704	231	3.5	3.2	28	16	11	50	43	34	36	50	57	4.5	26	6.0	3.6
グルジア	1080	242	0.7	-1.3	9	9	11	19	16	11	68	71	71	1.4	51	1.5	-1.8
ドイツ	14707	3545	0.1	0.3	12	11	10	14	11	8	71	76	79	1.3	88	0.4	0.5
ガーナ	10159	3102	2.7	2.4	17	12	11	46	40	31	49	56	57	4.1	46	3.9	4.0
ギリシャ	1944	514	0.7	0.6	8	9	10	17	10	9	72	77	78	1.2	61	1.3	0.9
グレナダ	35	10	0.1	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	0.1	2.2
グアテマラ	6297	2020	2.5	2.3	15	9	6	44	39	35	52	61	68	4.4	47	3.2	3.2
ギニア	4723	1590	2.2	2.8	27	18	13	50	45	41	38	47	54	5.7	36	5.2	5.2
ギニアビサウ	856	310	2.8	3.0	29	23	20	49	50	50	36	42	45	7.1	36	5.0	5.7
ガイアナ	261	75	0.1	0.2	11	10	9	38	25	21	60	60	64	2.2	38	0.7	1.2
ハイチ	3846	1147	2.1	1.4	19	16	13	39	38	30	47	49	52	3.8	39	4.1	3.3
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
ホンジュラス	3317	979	3.2	2.6	15	7	6	48	38	29	52	65	68	3.5	46	4.8	3.6
ハンガリー	1965	477	0.0	-0.2	11	14	13	15	12	9	69	69	73	1.3	66	1.2	0.2
アイスランド	78	21	1.1	1.0	7	7	6	21	18	14	74	78	81	1.9	93	1.4	1.1
インド	420678	120011	2.1	1.7	17	11	9	40	31	23	49	58	64	2.9	29	3.4	2.5
インドネシア	75641	21571	2.1	1.4	17	9	7	41	26	20	48	62	68	2.3	48	5.0	4.4
イラン	25243	6035	3.4	1.4	14	7	5	43	35	19	54	65	71	2.1	68	4.9	2.6
イラク	13759	4322	3.0	2.9	12	8	9	46	39	34	56	63	60	4.5	67	4.1	2.7
アイルランド	1007	303	0.9	1.1	11	9	7	22	15	16	71	75	78	2.0	60	1.3	1.5
イスラエル	2200	666	2.2	2.7	7	6	6	27	22	20	71	76	80	2.8	92	2.6	2.8
イタリア	9837	2662	0.3	0.2	10	10	10	17	10	9	72	77	80	1.3	68	0.4	0.2
ジャマイカ	992	258	1.2	0.7	8	7	8	35	25	20	68	72	71	2.4	52	2.3	0.8
日本	21770	5871	0.8	0.2	7	7	8	19	10	9	72	79	82	1.3	66	1.7	0.5
ヨルダン	2477	732	3.5	3.7	16	6	4	52	37	26	54	67	72	3.3	79	4.7	4.4
カザフスタン	4394	1075	1.1	-0.7	9	8	11	26	22	16	62	67	64	1.9	56	1.8	-0.8
ケニア	17214	5736	3.7	2.5	15	10	15	51	42	39	52	59	48	5.0	42	8.0	6.0
キリバス	39	12	2.5	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	4.0	4.6
朝鮮民主主義人民共和国	6756	1723	1.6	0.9	9	8	11	33	21	15	61	65	64	2.0	62	1.9	1.3
韓国	10795	2412	1.5	0.7	9	6	6	31	16	10	60	71	78	1.2	81	4.5	1.3
クウェート	764	241	5.3	1.5	6	2	2	48	24	19	66	75	77	2.3	96	6.3	1.6
キルギス	2016	541	2.0	1.2	11	8	7	31	31	22	60	66	67	2.6	34	2.0	0.5
ラオス	2830	895	2.1	2.4	23	17	12	44	43	35	40	50	55	4.6	22	4.5	4.7
ラトビア	448	101	0.7	-1.1	11	14	13	14	14	9	70	69	72	1.3	66	1.3	-1.5
レバノン	1225	322	0.7	1.8	8	8	7	33	26	18	65	69	72	2.2	88	2.4	2.2
レソト	840	231	2.2	0.8	17	11	26	42	36	28	49	58	34	3.4	18	5.6	1.2
リベリア	1769	631	2.2	2.9	22	21	21	50	50	50	42	43	42	6.8	48	4.6	3.7
リビア	2119	636	3.9	2.0	16	5	4	49	28	23	51	68	74	2.9	87	6.7	2.6
リヒテンシュタイン	7	2	1.5	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	1.6	1.5
リトアニア	745	150	0.8	-0.5	9	11	12	17	15	9	71	71	73	1.3	67	2.4	-0.6
ルクセンブルク	104	29	0.5	1.4	12	10	8	13	13	12	70	75	79	1.7	92	1.7	1.8
マダガスカル	9412	3106	2.8	2.9	21	15	12	47	44	38	44	51	56	5.1	27	5.3	3.8
マラウイ	6945	2340	3.7	2.1	24	19	21	56	51	43	41	46	40	5.9	17	7.0	4.6
マレーシア	9603	2734	2.5	2.3	10	5	5	37	31	22	61	70	74	2.8	65	4.5	4.1
モルディブ	158	46	2.9	2.8	17	10	6	40	41	30	50	60	67	4.0	30	6.1	3.7
マリ	7439	2602	2.5	2.8	28	20	17	55	50	49	37	46	48	6.8	34	5.0	5.1
マルタ	88	20	0.9	0.7	9	8	8	17	15	10	70	76	79	1.5	92	1.5	1.1
マーシャル諸島	24	7	4.2	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	4.3	2.0
モーリタニア	1513	526	2.4	2.8	21	17	14	46	43	41	42	49	53	5.6	64	8.2	5.3
モーリシャス	364	98	1.2	1.1	7	6	7	28	20	16	62	69	73	2.0	44	1.0	1.6
メキシコ	39654	10857	2.6	1.6	10	5	4	45	29	20	61	71	76	2.3	76	3.6	1.9
ミクロネシア連邦	51	16	2.2	0.9	9	7	6	41	34	30	62	66	68	4.3	30	2.7	1.8
モルドバ	1009	207	1.0	-0.2	10	10	11	18	19	10	65	68	69	1.2	46	2.9	-0.3
モナコ	7	2	1.2	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1.2	1.0
モンゴル	998	270	2.8	1.2	14	9	7	42	32	22	53	61	65	2.3	57	4.0	1.2
モンテネグロ†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	11743	3378	2.4	1.6	17	8	6	47	29	23	52	64	70	2.7	59	4.1	2.9
モザンビーク	10049	3291	1.8	2.6	24	21	20	48	44	39	40	43	42	5.3	38	8.3	6.5
ミャンマー	17962	4657	2.1	1.4	18	12	9	41	31	19	48	56	61	2.2	31	2.5	2.8
ナミビア	993	268	3.0	2.5	15	9	16	43	42	27	53	62	46	3.7	33	4.8	4.0

表6 人口統計指標

	人口 (1000人) 2005		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	2005	2005	1970-1990	1990-2005
ナウル	5	2	1.9	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1.9	2.4
ネパール	12395	3639	2.3	2.3	21	13	8	42	39	29	43	54	62	3.5	16	6.4	6.1
オランダ	3559	973	0.7	0.6	8	9	9	17	13	11	74	77	79	1.7	67	1.0	1.3
ニュージーランド	1048	274	1.0	1.1	9	8	7	22	17	14	71	75	79	2.0	86	1.2	1.2
ニカラグア	2526	731	2.9	2.2	14	7	5	48	38	28	54	64	70	3.1	58	3.5	2.8
ニジェール	7765	2851	3.1	3.3	28	26	20	58	57	54	38	40	45	7.7	23	6.3	5.8
ナイジェリア	67371	22257	2.8	2.5	22	18	19	47	47	41	42	47	44	5.6	48	5.5	4.6
ニウエ	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	-
ノルウェー	1083	283	0.4	0.6	10	11	9	17	14	12	74	77	80	1.8	80	0.9	1.3
パレスチナ自治区	1938	646	3.4	3.6	19	7	4	50	46	37	54	69	73	5.3	72	4.4	4.2
オマーン	1054	301	4.5	2.2	17	4	3	50	38	25	50	70	75	3.4	79	13.0	3.8
パキスタン	71800	21115	3.1	2.3	16	11	8	43	41	30	51	60	64	4.0	35	4.2	3.2
パラオ	8	2	1.5	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	2.4	1.7
パナマ	1163	343	2.4	2.0	8	5	5	38	26	22	65	72	75	2.6	58	3.0	2.4
バブアニューギニア	2751	815	2.4	2.4	19	13	10	42	38	30	44	52	56	3.8	13	3.9	2.4
パラグアイ	2722	825	2.9	2.5	9	6	5	37	35	29	65	68	71	3.7	58	4.3	3.7
ペルー	10722	2997	2.5	1.7	14	7	6	42	30	22	53	65	71	2.7	75	3.4	2.2
フィリピン	34622	9863	2.6	2.0	11	7	5	40	33	24	57	65	71	3.0	63	4.5	3.7
ポーランド	7984	1811	0.8	0.1	8	10	10	17	15	9	70	71	75	1.2	62	1.5	0.2
ポルトガル	2007	561	0.7	0.3	11	10	11	21	12	11	67	74	78	1.5	56	3.6	1.5
カタール	204	67	7.2	3.7	13	3	3	34	23	18	61	69	73	2.9	92	7.5	3.9
ルーマニア	4366	1054	0.7	-0.4	9	11	12	21	14	10	68	69	72	1.3	55	2.1	-0.3
ロシア連邦	28830	7225	0.6	-0.2	9	12	16	15	13	11	70	69	65	1.4	73	1.5	-0.2
ルワンダ	4658	1500	3.2	1.6	21	33	18	53	48	41	44	32	44	5.5	22	5.7	11.0
セントクリストファー・ネイビス	14	4	-0.5	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-0.4	-0.2
セントルシア	56	14	1.4	1.0	8	7	7	41	26	19	64	71	73	2.2	31	2.2	2.1
セントビンセント・グレナディーン	43	12	0.9	0.6	11	7	7	40	25	20	61	69	71	2.2	60	3.0	3.2
サモア	88	26	0.6	0.9	10	7	6	39	34	27	55	65	71	4.2	22	0.9	1.2
サンマリノ	5	1	1.2	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	3.1	0.9
サントメ・プリンシペ	73	23	2.3	2.0	13	10	8	47	37	33	56	62	63	3.8	38	4.4	2.2
サウジアラビア	10690	3200	5.2	2.7	18	5	4	48	36	27	52	68	72	3.8	88	7.6	3.5
セネガル	5804	1845	2.8	2.5	25	14	11	49	44	36	39	53	56	4.8	51	3.7	4.1
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	41	14	1.4	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	4.6	0.8
シエラレオネ	2722	958	2.1	2.0	29	26	23	48	48	46	35	39	41	6.5	40	4.8	4.0
シンガポール	1023	216	1.9	2.4	5	5	5	23	18	9	69	75	79	1.3	100	1.9	2.4
スロバキア	1142	255	0.7	0.2	10	10	10	19	15	9	70	72	74	1.2	58	2.3	0.4
スロベニア	345	86	0.7	0.1	10	10	10	17	11	9	69	73	77	1.2	51	2.3	0.2
ソロモン諸島	227	72	3.4	2.7	10	9	7	46	38	32	54	61	63	4.1	17	5.5	4.2
ソマリア	4152	1482	3.1	1.4	25	22	17	51	46	44	40	42	47	6.2	36	4.4	2.7
南アフリカ	18417	5223	2.4	1.7	14	8	19	38	29	23	53	62	46	2.7	58	2.5	2.8
スペイン	7457	2217	0.8	0.6	9	9	9	20	10	11	72	77	80	1.3	77	1.4	0.7
スリランカ	6054	1628	1.7	1.0	9	6	6	31	21	16	62	71	74	1.9	21	1.5	0.9
スーダン	16547	5216	2.9	2.2	21	14	11	47	39	32	44	53	57	4.2	41	5.3	5.0
スリナム	161	45	0.4	0.7	8	7	7	37	24	20	63	68	70	2.5	77	2.1	1.8
スワジランド	514	136	3.2	1.2	18	10	30	50	41	29	48	58	30	3.7	24	7.5	1.5
スウェーデン	1943	488	0.3	0.4	10	11	10	14	14	11	74	78	80	1.7	83	0.4	0.4
スイス	1458	353	0.5	0.4	9	9	9	16	12	9	73	78	81	1.4	68	1.6	0.3
シリア	8375	2526	3.5	2.6	13	5	3	47	36	28	55	68	74	3.3	50	4.1	2.8
タジキスタン	3055	834	2.9	1.4	10	8	7	40	39	28	60	63	64	3.6	24	2.2	-0.4
タンザニア	19070	6045	3.3	2.5	17	13	17	48	44	37	48	54	46	4.8	38	9.2	6.2
タイ	18522	5012	2.1	1.1	9	6	7	37	21	16	60	68	71	1.9	32	3.8	1.7
旧ユーゴスラビア・マケドニア	494	117	1.0	0.4	8	8	9	24	17	11	66	71	74	1.5	60	2.0	0.6
東ティモール	463	179	1.0	1.6	22	18	12	46	40	51	40	45	56	7.8	8	0.1	1.6
トーゴ	3095	1014	3.1	2.9	18	12	12	48	44	38	48	58	55	5.1	36	7.0	4.5
トンガ	43	12	-0.2	0.5	6	6	6	37	30	23	65	70	73	3.3	34	1.6	1.1
トリニダード・トバゴ	355	90	1.1	0.5	7	7	8	27	20	14	66	72	70	1.6	76	1.6	1.1
チュニジア	3259	806	2.4	1.4	14	6	5	39	27	16	54	69	74	1.9	64	3.7	2.1
トルコ	25348	7212	2.3	1.6	12	8	7	39	25	20	56	65	69	2.4	67	4.5	2.5
トルクメニスタン	1882	488	2.6	1.8	11	8	8	37	35	22	58	63	63	2.6	46	2.3	1.9
ツバル	4	1	1.3	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	4.6	2.9

	人口 (1000人) 2005		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	1970	1990	2005	2005	2005	1970-1990	1990-2005
ウガンダ	16539	5970	3.2	3.2	16	18	15	50	50	51	50	46	49	7.1	12	4.9	3.9
ウクライナ	9084	1924	0.5	-0.7	9	13	17	15	13	8	71	69	66	1.1	67	1.5	-0.7
アラブ首長国連邦	1192	337	10.6	5.9	11	3	1	36	27	16	61	73	79	2.4	85	10.7	6.1
英国	13117	3367	0.2	0.3	12	11	10	16	14	11	72	76	79	1.7	89	0.9	0.4
米国	74926	20408	1.0	1.0	9	9	8	17	16	14	71	75	78	2.0	81	1.1	1.5
ウルグアイ	1001	282	0.5	0.7	10	10	9	21	18	16	69	72	76	2.3	93	0.9	1.0
ウズベキスタン	10742	2841	2.7	1.7	10	7	7	37	35	23	63	67	67	2.6	36	3.1	1.1
バヌアツ	99	30	2.8	2.3	14	7	5	43	37	30	53	64	69	3.9	24	4.5	3.9
ベネズエラ	9988	2860	3.1	2.0	7	5	5	37	29	22	65	71	73	2.6	88	3.9	2.3
ベトナム	30496	7969	2.2	1.6	18	8	6	41	31	20	49	65	71	2.2	27	2.7	3.5
イエメン	11252	3668	3.2	3.7	26	13	8	54	51	40	38	54	62	5.9	26	5.6	5.1
ザンビア	6215	2011	3.3	2.2	17	17	22	51	46	40	49	47	38	5.4	37	4.7	1.7
ジンバブエ	6256	1752	3.5	1.4	13	9	23	49	38	29	55	60	37	3.4	36	6.1	2.8

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	2376	608	0.8	0.2	9	10	11	19	15	12	68	72	74	1.6	52	2.1	0.4
------------------------	------	-----	-----	-----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	-----

要約

サハラ以南のアフリカ	361301	119555	2.9	2.5	20	16	17	48	45	40	45	50	46	5.4	37	4.8	4.3
東部・南部アフリカ	177395	57670	2.9	2.4	19	15	17	47	43	38	47	51	46	5.0	31	4.7	4.2
西部・中部アフリカ	183906	61885	2.8	2.6	22	18	18	48	47	42	43	48	46	5.7	42	4.9	4.4
中東と北アフリカ	154130	44711	3.0	2.1	16	8	6	45	35	26	52	63	69	3.1	58	4.4	2.9
南アジア	587319	169666	2.2	1.9	17	11	9	40	33	25	49	58	64	3.1	29	3.7	2.8
東アジアと太平洋諸国	572465	144948	1.8	1.1	10	7	7	35	22	15	59	66	71	1.9	43	3.9	3.4
ラテンアメリカとカリブ海諸国	199284	56538	2.2	1.6	11	7	6	37	27	21	60	68	72	2.5	77	3.3	2.2
CEE/CIS	104278	26562	1.0	0.2	9	11	12	21	18	14	67	68	67	1.7	63	2.0	0.2
先進工業国 [§]	204366	54239	0.7	0.6	10	9	9	17	13	11	71	76	79	1.6	77	1.1	0.9
開発途上国 [§]	1928976	550130	2.1	1.6	13	9	9	38	29	23	55	62	65	2.8	43	3.8	3.0
後発開発途上国 [§]	368348	119352	2.5	2.5	21	16	14	47	43	37	44	50	53	4.9	28	4.9	4.4
世界	2183143	616219	1.8	1.4	12	10	9	32	26	21	59	65	68	2.6	49	2.7	2.2

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

粗死亡率—人口1,000人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口1,000人あたりの年間の出生数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の比率。

データの主な出典

子どもの人口—国連人口局。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

平均余命—国連人口局。

合計特殊出生率—国連人口局。

都市人口—国連人口局。

注 - データなし。

表7 経済指標

国・地域	1人あ たりの GNI (米ドル)	1人あたりの GDPの 年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ率 (%)	1日1米 ドル未 満で暮らす 人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1994-2004*)			政府開発援助 (ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国 のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
	2005	1970-1990	1990-2005	1990-2005	1994-2004*	保健	教育	防衛	2004	2004	1990	2004
アフガニスタン	250x	1.6x	-	-	-	-	-	-	2190	40	-	-
アルバニア	2580	-0.7x	5.2	22	<2	4	2	4	362	5	4x	2x
アルジェリア	2730	1.6	1.1	14	<2	4	24	17	313	0	62	19x
アンドラ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	1350	0.4x	1.4	407	-	6x	15x	34x	1144	8	7	15
アンティグアバーブーダ	10920	6.5x	1.7	2	-	-	-	-	2	0	-	-
アルゼンチン	4470	-0.7	1.1	5	7	5	5	3	91	0	30	14
アルメニア	1470	-	4.4	89	<2	-	-	-	254	8	-	5
オーストラリア	32220	1.6	2.5	2	-	14	9	6	-	-	-	-
オーストリア	36980	2.4	1.8	2	-	14	10	2	-	-	-	-
アゼルバイジャン	1240	-	0.0	88	<2	1	3	11	176	2	-	4
バハマ	14920x	1.8	0.4x	3x	-	16	20	3	-	-	-	-
バーレーン	10840x	-1.3x	2.3	2	-	8	15	16	104	1	-	-
バングラデシュ	470	0.6	2.9	4	36	7	18	10	1404	2	17	5
バルバドス	9270x	1.8	1.5	3x	-	-	-	-	29	-	14	5
ベラルーシ	2760	-	2.2	201	<2	3	4	3	-	-	-	1
ベルギー	35700	2.2	1.7	2	-	16	3	3	-	-	-	-
ベリーズ	3500	2.9	2.3	1	-	8	20	5	7	1	5	62
ベナン	510	0.0	1.4	6	31	6x	31x	17x	378	10	7	6x
ブータン	870	6.4x	3.0	8	-	8	13	0	78	12	5x	5x
ボリビア	1010	-1.1	1.3	7	23	10	22	6	767	9	31	18
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2440	-	12.7x	3x	-	-	-	-	671	8	-	3
ボツワナ	5180	8.3	3.8	8	24x	5	26	8	39	1	4	1x
ブラジル	3460	2.3	1.1	90	8	6	6	3	285	0	19	40
ブルネイ	24100x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	3450	3.4x	1.5	61	<2	12	5	6	-	-	5x	15
ブルキナファソ	400	1.4	1.3	4	27	7x	17x	14x	610	14	6	10x
ブルンジ	100	1.1	-2.8	12	55	2	15	23	351	52	41	63x
カンボジア	380	-	4.7x	3x	34	-	-	-	478	10	-	0
カメルーン	1010	3.4	0.6	5x	17	3	12	10	762	6	18	11x
カナダ	32600	2.0	2.3	2	-	9	2	6	-	-	-	-
カボヴェルデ	1870	-	3.4	4	-	-	-	-	140	16	5	5x
中央アフリカ共和国	350	-1.3	-0.6	3	67x	-	-	-	105	9	8	12x
チャド	400	-0.9	1.7	6	-	8x	8x	-	319	14	2	7x
チリ	5870	1.5	3.8	7	<2	14	18	7	49	0	20	24
中国	1740	6.6	8.8	5	17	0	2	12	1661	0	10	3
コロンビア	2290	2.0	0.6	16	7	9	20	13	509	1	39	32
コモロ	640	0.1x	-0.5	4	-	-	-	-	25	8	2	3x
コンゴ	950	3.1	-1.0	7	-	4	4	10	116	4	32	3x
コンゴ民主共和国	120	-2.4	-5.2	447	-	0	0	18	1815	28	5x	0x
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-
コスタリカ	4590	0.7	2.3	14	2	21	22	0	13	0	21	7
コートジボワール	840	-1.9	-0.5	6	15	4x	21x	4x	154	1	26	5
クロアチア	8060	-	2.5	41	<2	13	8	4	121	0	-	27
キューバ	1170x	-	3.5x	4x	-	23x	10x	-	90	-	-	-
キプロス	17580x	6.1x	2.5x	4x	-	6	12	4	-	-	-	-
チェコ	10710	-	1.9	8	<2	17	10	5	-	-	-	10
デンマーク	47390	1.5	1.8	2	-	1	12	5	-	-	-	-
ジブチ	1020	-	-2.4	3	-	-	-	-	64	9	-	4x
ドミニカ	3790	4.7x	1.0	2	-	-	-	-	29	11	4	13x
ドミニカ共和国	2370	2.0	3.8	11	3	10	13	4	87	0	7	6
エクアドル	2630	1.3	0.7	4	16	11x	18x	13x	160	1	27	33
エジプト	1250	4.3	2.6	7	3	3	15	9	1458	2	18	7
エルサルバドル	2450	-1.8	1.6	5	19	13	15	3	211	1	14	8
赤道ギニア	c	-	16.6x	17x	-	-	-	-	30	-	3	0x
エリトリア	220	-	0.3	11x	-	-	-	-	260	32	-	13x
エストニア	9100	1.5x	4.2	28	<2	16	7	5	-	-	-	15
エチオピア	160	-	1.5	4	23	6	16	9	1823	24	33	5
フィジー	3280	0.6x	1.3x	3x	-	9	18	6	64	3	12	6x
フィンランド	37460	2.9	2.6	2	-	3	10	4	-	-	-	-
フランス	34810	2.2	1.7	1	-	16x	7x	6x	-	-	-	-

	1人あたりの GNI (米ドル)	1人あたりの GDPの 年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ率 (%)	1日1米 ドル未満 で暮らす 人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1994-2004 *)			政府開発援助(ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国 のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2005			1990-2005	1994-2004 *	保健			教育	防衛
ガボン	5010	0.0	-0.4	5	-	-	-	-	38	1	4	11x
ガンビア	290	0.9	0.1	7	59	7x	12x	4x	63	15	18	3x
グルジア	1350	3.2	0.2	134	7	5	5	5	315	7	-	8
ドイツ	34580	2.2x	1.4	1	-	19	0	4	-	-	-	-
ガーナ	450	-2.1	2.0	26	45	7	22	5x	1358	16	21	5
ギリシャ	19670	1.3	2.4	7	-	7	11	8	-	-	-	-
グレナダ	3920	-	2.1	2	-	10	17	-	15	4	2	18x
グアテマラ	2400	0.2	1.3	9	14	11	17	11	218	1	11	7
ギニア	370	-	1.2	6	-	3x	11x	29x	279	7	18	17
ギニアビサウ	180	-0.1	-2.6	18	-	1x	3x	4x	76	30	21	11x
ガイアナ	1010	-1.5	3.1	9	<2	-	-	-	145	19	-	5
ハイチ	450	-0.3	-2.0	19	54	-	-	-	243	-	4	3x
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1190	0.6	0.5	15	21	10x	19x	7x	642	9	30	7
ハンガリー	10030	2.9	3.1	15	<2	6	5	3	-	-	30	25
アイスランド	46320	3.2	2.2	4	-	26	10	0	-	-	-	-
インド	720	2.2	4.2	6	35	2	2	13	691	0	25	18x
インドネシア	1280	4.7	2.1	16	8	1	4	7	84	0	31	20
イラン	2770	-3.5x	2.5	24	<2	7	7	14	189	0	1	4x
イラク	2170x	-4.3x	-	-	-	-	-	-	4658	-	-	-
アイルランド	40150	2.8	6.2	4	-	16	14	3	-	-	-	-
イスラエル	18620	1.9	1.5	7	-	13	15	18	-	-	-	-
イタリア	30010	2.6	1.4	3	-	3	10	3	-	-	-	-
ジャマイカ	3400	-1.3	0.2	17	<2	7	15	2	75	1	20	14
日本	38980	3.0	0.9	-1	-	2	6	4x	-	-	-	-
ヨルダン	2500	2.5x	1.7	2	<2	10	16	19	581	5	18	7
カザフスタン	2930	-	2.0	92	<2	3	4	5	265	1	-	38
ケニア	530	1.2	-0.2	11x	23	7	26	6	635	4	26	8
キリバス	1390	-5.3	1.4	3	-	-	-	-	17	18	-	22x
朝鮮民主主義人民共和国	a	-	-	-	-	-	-	-	196	-	-	-
韓国	15830	6.2	4.5	4	<2	0	18	13	-	-	10x	10x
クウェート	16340x	-6.8x	0.6x	3x	-	6	12	16	-	-	-	-
キルギス	440	-	-1.3	57	<2	11	20	10	258	13	-	11
ラオス	440	-	3.8	27	27	-	-	-	270	12	8	8x
ラトビア	6760	3.4	3.6	25	<2	11	6	4	-	-	-	18
レバノン	6180	-	2.7	10	-	2	7	11	265	1	1x	63x
レソト	960	3.1	2.3	9	36	6	24	6	102	8	4	4
リベリア	130	-4.2	2.3	47	36	5x	11x	9x	210	56	-	0x
リビア	5530	-4.8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	7050	-	1.9	35	<2	15	7	5	-	-	-	13
ルクセンブルク	65630	2.7	3.6	3	-	13	10	0	-	-	-	-
マダガスカル	290	-2.4	-0.7	15	61	8	13	5	1236	24	32	6x
マラウイ	160	-0.1	1.0	29	42	7x	12x	5x	476	23	23	6x
マレーシア	4960	4.0	3.3	3	<2	6	23	11	290	0	12	8x
モルディブ	2390	-	3.8x	1x	-	11	20	10	28	4	4	5
マリ	380	-0.5	2.2	5	72	2x	9x	8x	567	13	8	5x
マルタ	13590	6.5	2.7	3	-	12	13	2	11x	-	0x	3x
マーシャル諸島	2930	-	-2.3	5	-	-	-	-	51	36	-	-
モーリタニア	560	-0.6	1.9	7	26	4x	23x	-	180	11	24	20x
モーリシャス	5260	5.1x	3.7	6	-	9	16	1	38	1	6	6
メキシコ	7310	1.6	1.5	15	5	5	25	3	121	0	16	23
ミクロネシア連邦	2300	-	-0.1	2	-	-	-	-	86	34	-	-
モルドバ	880	1.8x	-3.5	63	22	21	8	1	118	5	-	10
モナコ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	690	-	0.9	34	27	6	9	9	262	17	-	2
モンテネグロ†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	1730	2.0	1.5	2	<2	3	18	13	706	2	18	14
モザンビーク	310	-1.0x	4.6	22	38	5x	10x	35x	1228	23	21	4
ミャンマー	220x	1.5	6.6	24	-	5	15	22	121	-	17	3
ナミビア	2990	-2.3x	1.4	9	35x	10x	22x	7x	179	4	-	-

表7 経済指標

	1人あ たりの GNI (米ドル)	1人あたりの GDPの 年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ率 (%)	1日1米 ドル未 満で暮 らす人 の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1994-2004*)			政府開発 援助(O DA)の 受け入 れ額 (100万 米ドル)	ODAが 受け入 れ国 のGNI に占 める比 率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
	2005	1970-1990	1990-2005	1990-2005	1994-2004*	保健	教育	防衛	2004	2004	1990	2004
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-
ネパール	270	1.1	1.9	6	24	5	17	10	427	6	12	5
オランダ	36620	1.5	1.9	2	-	10	11	4	-	-	-	-
ニュージーランド	25960	0.8	2.1	2	-	17	21	3	-	-	-	-
ニカラグア	910	-3.8	1.5	24	45	13	15	6	1232	27	2	5
ニジェール	240	-2.2	-0.5	5	61	-	-	-	536	19	12	6x
ナイジェリア	560	-1.4	0.7	23	71	1x	3x	3x	573	1	22	8
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-
ノルウェー	59590	3.4	2.6	3	-	16	6	5	-	-	-	-
パレスチナ自治区	1110x	-	-6.0x	9x	-	-	-	-	1136	-	-	-
オマーン	7830x	3.3	1.8x	1x	-	7	15	33	55	0	12	7
パキスタン	690	3.0	1.3	10	17	1	2	20	1421	2	16	18
パラオ	7630	-	-	3x	-	-	-	-	20	15	-	-
パナマ	4630	0.3	2.2	3	7	18	16	0	38	0	3	14
パプアニューギニア	660	-0.7	0.0	8	-	7	22	4	266	8	37	12x
パラグアイ	1280	2.8	-0.8	11	16	7	22	11x	0	-	12	13
ペルー	2610	-0.6	2.2	15	13	13	7	-	487	1	6	16
フィリピン	1300	0.8	1.5	7	16	2	19	5	463	0	23	20
ポーランド	7110	-	4.3	15	<2	11	12	3	-	-	4	34
ボルトガル	16170	2.6	1.9	4	<2	16	16	3	-	-	-	-
カタール	12000x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルーマニア	3830	0.9	1.6	67	<2	14	7	5	-	-	0	16
ロシア連邦	4460	-	-0.1	85	<2	1	3	12	-	-	-	9
ルワンダ	230	1.2	0.0	10	52	5x	26x	-	468	25	10	11
セントクリストファー・ネイビス	8210	6.3x	2.9	3	-	-	-	-	0	-	3	34x
セントルシア	4800	5.3x	0.4	2	-	-	-	-	-22	-3	2	7x
セントビンセント・グレナディーン	3590	3.3	1.7	3	-	12	16	-	10	2	3	7x
サモア	2090	-0.1x	2.5	7	-	-	-	-	31	9	5	5x
サンマリノ	d	-	-	-	-	18	9	0	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	390	-	0.5	34	-	-	-	-	33	55	28	31x
サウジアラビア	11770	-1.5	-0.3	3	-	6x	14x	36x	32	0	-	-
セネガル	710	-0.3	1.2	4	22	3	14	7	1052	15	14	9x
セルビア*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	8290	2.9	1.5	2	-	6	10	4	10	1	8	8
シエラレオネ	220	-0.4	-1.4	21	57x	10x	13x	10x	360	32	8	10
シンガポール	27490	5.7	3.6	0	-	6	22	29	-	-	-	-
スロバキア	7950	-	2.8	8	<2	20	3	5	-	-	-	13x
スロベニア	17350	-	3.2	18	<2	15	13	3	53x	-	10x	16x
ソロモン諸島	590	3.4	-2.6	8	-	-	-	-	122	46	10	7x
ソマリア	130x	-0.9	-	-	-	1x	2x	38x	191	-	25x	-
南アフリカ	4960	0.1	0.7	9	11	-	-	-	617	0	-	6
スペイン	25360	1.9	2.3	4	-	15	2	4	-	-	-	-
スリランカ	1160	3.0	3.7	9	6	6	10	18	519	3	10	7
スーダン	640	0.1	3.5	40	-	1	8	28	882	5	4	5
スリナム	2540	-2.2x	1.1	59	-	-	-	-	24	2	-	-
スワジランド	2280	2.1	0.2	12	8	8	20	8	117	6	6	2
スウェーデン	41060	1.8	2.1	2	-	3	6	5	-	-	-	-
スイス	54930	1.2	0.6	1	-	0	4	6	-	-	-	-
シリア	1380	1.9	1.3	7	-	2	9	24	110	0	20	2
タジキスタン	330	-	-4.0	121	7	2	4	9	241	14	-	6
タンザニア	340	-	1.7	16	58	6x	8x	16x	1746	15	25	4
タイ	2750	4.8	2.7	3	<2	10	21	7	-2	0	14	10
旧ユーゴスラビア・マケドニア	2830	-	-0.1	38	<2	-	-	-	248	5	-	9
東ティモール	750	-	-	-	-	-	-	-	153	30	-	-
トーゴ	350	-0.6	0.0	5	-	5x	20x	11x	61	3	8	0x
トンガ	2190	-	1.9	4	-	7x	13x	-	19	10	2	2x
トリニダード・トバゴ	10440	0.5	4.3	5	12x	9	15	2	-1	0	18	4x
チュニジア	2890	2.5	3.3	4	<2	5	20	5	328	1	22	13
トルコ	4710	1.9	1.6	61	3	3	10	8	257	0	27	28
トルクメニスタン	1340x	-	-4.7x	329x	12	-	-	-	37	-	-	30x
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-

	1人あたりのGNI (米ドル)	1人あたりのGDPの 年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ率 (%)	1日1米 ドル未満 で暮らす 人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1994-2004 *)			政府開発援助(ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国 のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2005			1990-2005	1994-2004 *	保健			教育	防衛
ウガンダ	280	-	3.2	8	85	2x	15x	26x	1159	17	47	5
ウクライナ	1520	-	-2.4	117	<2	4	6	4	-	-	-	10
アラブ首長国連邦	18060x	-4.8x	-1.0x	3x	-	7	17	30	-	-	-	-
英国	37600	2.0	2.4	3	-	15	4	7	-	-	-	-
米国	43740	2.2	2.1	2	-	24	3	20	-	-	-	-
ウルグアイ	4360	0.9	0.8	21	<2	7	8	4	22	0	31	22
ウズベキスタン	510	-	0.3	129	17	-	-	-	246	2	-	21x
バヌアツ	1600	-0.5x	-0.3	3	-	-	-	-	38	13	2	1x
ベネズエラ	4810	-1.6	-1.0	37	8	8	19	4	49	0	22	16
ベトナム	620	-	5.9	10	<2	4	14	-	1830	4	7x	3x
イエメン	600	-	2.0	17	16	4	22	19	252	2	4	3
ザンビア	490	-2.4	-0.3	37	76	13	14	4	1081	23	13	22x
ジンバブエ	340	-0.4	-2.1	63	56	8	24	7	186	2	19	6x

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	3280	-	5.2x	48x	-	-	-	-	1170	5	-	13x
------------------------	------	---	------	-----	---	---	---	---	------	---	---	-----

要約

サハラ以南のアフリカ	764	-	1.1	36	46	-	-	-	22926	6	17	7
東部・南部アフリカ	1043	-	1.1	36	40	-	-	-	13111	5	14	7
西部・中部アフリカ	491	-	1.0	34	54	-	-	-	9815	7	19	8
中東と北アフリカ	2627	2.4	2.2	11	4	5	14	17	11133	1	21	8
南アジア	691	2.1	3.8	7	32	2	4	14	6758	1	21	-
東アジアと太平洋諸国	2092	5.7	6.6	6	14	1	8	12	6565	0	16	7
ラテンアメリカとカリブ海諸国	4078	1.9	1.4	37	9	7	16	4	5627	0	20	24
CEE/CIS	3433	-	-	81	4	4	6	9	-	-	-	15
先進工業国 [§]	35410	2.3	1.9	2	-	16	4	12	-	-	-	-
開発途上国 [§]	1801	3.2	4.1	18	22	4	10	10	55058	1	19	13
後発開発途上国 [§]	383	-	2.4	59	41	5	15	13	24910	11	12	7
世界	7002	2.5	2.3	8	21	13	6	12	57748	0	18	14

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および財産所得）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

1人あたりのGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

1日1米ドル未満で暮らす人の比率—1993年の国際価格のもとで1日1.08米ドル未満で暮らす人の人口比率（1985年の1日1米ドルに相当し、購買力平価で調整済みの数値）。購買力平価為替レートの改訂の結果、各国の貧困率は前年度版以前の白書で報告されている貧困率と比較できない。

ODA—政府開発援助。

債務返済—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

注

- a: 低所得層（875米ドル以下）
b: 下位の中所得層（876-3,465米ドル）
c: 上位の中所得層（3,466-10,725米ドル）
d: 高所得層（10,726米ドル以上）

- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- データなし。

表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている率 (%)	専門技能者が付き添う出産の比率 (%)	妊産婦死亡率 [†]		
			初等教育 (2000-2005*)		中等教育 (2000-2005*)					1990-2005* 報告値	2000 調整値	生涯に妊娠・出産で死亡する危険(1/n)
			総就学率	純就学率	総就学率	純就学率						
アフガニスタン	101	30	44	-	20	-	10	16	14	1600	1900	6
アルバニア	108	99	99	99	97	97	75	91	98	17	55	610
アルジェリア	104	75	92	97	108	105	57	81	96	120	140	190
アンドラ	-	-	98	97	104	101	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	107	65	86x	-	79	-	6	66	45	-	1700	7
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	53	100	100	65	-	-
アルゼンチン	111	100	99	99	106	108	-	98	99	40	82	410
アルメニア	110	99	104	103	103	102	53	93	98	22	55	1200
オーストラリア	106	-	100	100	95	101	-	100x	100	-	8	5800
オーストリア	107	-	100	-	94	-	51x	100x	100x	-	4	16000
アゼルバイジャン	112	99	98	98	98	97	55	70	88	19	94	520
バハマ	109	-	100	102	111	111	-	-	99	-	60	580
バーレーン	104	94	100	101	106	107	62x	97x	98x	46	28	1200
バングラデシュ	103	-	104	103	110	113	58	49	13	320	380	59
バルバドス	109	-	98	99	102	105	55	100	100	0	95	590
ベラルーシ	118	99	96	97	101	101	50x	100	100	17	35	1800
ベルギー	108	-	100	100	96	101	78x	-	-	-	10	5600
ベリーズ	107	-	98	101	104	104	56	96	83	140	140	190
ベナン	103	48	77	77	53	48	19	81	66	500	850	17
ブータン	104	-	-	-	-	-	31	51	37	260	420	37
ボリビア	107	87	99	101	97	99	58	79	67	30	420	47
ボスニア・ヘルツェゴビナ	108	95	-	-	-	-	48	99	100	8	31	1900
ボツワナ	97	103	99	102	105	110	48	97	94	330	100	200
ブラジル	112	101	94	-	110	107	77x	97	97	72	260	140
ブルネイ	106	95	100	-	105	-	-	100x	99	0	37	830
ブルガリア	110	99	98	99	96	97	42	-	99	6	32	2400
ブルキナファソ	103	52	80	76	71	73	14	73	38	480	1000	12
ブルンジ	104	78	84	90	71	-	16	78	25	-	1000	12
カンボジア	114	75	92	96	69	73	24	38	32	440	450	36
カメルーン	102	78	85	-	71	-	26	83	62	670	730	23
カナダ	106	-	100	101	99	100x	75x	-	98	-	6	8700
カボヴェルデ	109	-	96	99	110	112	53	99	89	76	150	160
中央アフリカ共和国	103	51	68	-	-	-	28	62	44	1100	1100	15
チャド	105	32	65	68	30	31	3	39	14	1100	1100	11
チリ	108	100	95	-	101	-	56x	95x	100	17	31	1100
中国	105	92	99	100	100	-	87	90	97	51	56	830
コロンビア	109	100	99	101	110	112	78	94	96	84	130	240
コモロ	107	-	88	83	75	-	26	74	62	380	480	33
コンゴ	105	-	92	-	83	-	44	88	86	-	510	26
コンゴ民主共和国	105	67	90x	-	50	-	31	68	61	1300	990	13
クック諸島	-	-	98	99	103	109	44	-	98	6	-	-
コスタリカ	106	100	99	-	109	-	80	92	99	36	43	690
コートジボワール	103	64	79	81	56	58	15	88	68	600	690	25
クロアチア	110	98	99	99	102	102	-	-	100	8	8	6100
キューバ	105	100	95	98	101	101	73	100	100	37	33	1600
キプロス	107	96	99	100	103	103	-	-	-	0	47	890
チェコ	109	-	98	-	101	-	72	99x	100	4	9	7700
デンマーク	106	-	100	100	104	103	-	-	-	10	5	9800
ジブチ	104	-	80	81	72	68	9	67	61	74	730	19
ドミニカ	-	-	99	101	99	103	50	100	100	67	-	-
ドミニカ共和国	111	100	95	102	125	120	70	99	99	180	150	200
エクアドル	108	98	100	101	100	102	73	84	75	80	130	210
エジプト	107	71	95	97	93	95	59	70	74	84	84	310
エルサルバドル	109	-	97	100	102	104	67	86	92	170	150	180
赤道ギニア	102	86	91	85	58	60	-	86	65	-	880	16
エリトリア	107	-	80	84	58	65	8	70	28	1000	630	24
エストニア	117	100	97	100	102	102	70x	-	100	8	63	1100
エチオピア	104	-	85	95	63	65	15	28	6	870	850	14
フィジー	107	-	98	99	107	106	44	-	99	38	75	360
フィンランド	109	-	99	100	105	100	-	100x	100	6	6	8200
フランス	109	-	99	100	101	102	75x	99x	99x	10	17	2700

	出生時の 平均余命 (対男性比、%)	成人の 識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)				避妊法の 普及率 (%)	出産前のケアが 行われている率 (%)	専門技能 者が付き 添う出産 の比率 (%)	妊産婦死亡率 [†]		
			初等教育 (2000-2005*)		中等教育 (2000-2005*)					1990-2005* 報告値	2000 調整値	生涯に妊 娠・出産で 死亡する 危険(1/n)
			総就学率	純就学率	総就学率	純就学率						
ガボン	102	-	99	100	86	-	33	94	86	520	420	37
ガンビア	105	-	106	105	84	84	18	91	55	730	540	31
グルジア	112	-	100	99	99	100	47	95	92	52	32	1700
ドイツ	108	-	100	-	98	-	75x	-	-	8	8	8000
ガーナ	102	76	97	100	85	90	25	92	47	210x	540	35
ギリシャ	107	96	99	99	101	104	-	-	-	1	9	7100
グレナダ	-	-	96	100	109	109	54	99	100	1	-	-
グアテマラ	111	84	92	96	90	91	43	84	41	150	240	74
ギニア	101	42	82	84	50	50	7	82	56	530	740	18
ギニアビサウ	106	-	67	70	57	55	8	62	35	910	1100	13
ガイアナ	110	-	93	-	103	-	37	81	86	120	170	200
ハイチ	103	-	-	-	-	-	28	79	24	520	680	29
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	106	100	100	102	126	-	62	83	56	110	110	190
ハンガリー	112	-	98	98	99	99	77x	-	100	7	16	4000
アイスランド	105	-	98	98	106	104	-	-	-	-	0	0
インド	105	66	93	95	80	-	47	60	43	540	540	48
インドネシア	106	93	98	98	100	100	57	92	72	310	230	150
イラン	105	83	110	99	94	95	74	77	90	37	76	370
イラク	105	76	82	86	67	70	44	77	72	290	250	65
アイルランド	107	-	99	100	107	106	-	-	100	6	5	8300
イスラエル	105	98	101	101	100	100	-	-	-	5	17	1800
イタリア	108	99	99	100	98	101	60x	-	-	7	5	13900
ジャマイカ	105	116	100	101	102	104	69	98	97	110	87	380
日本	109	-	101	100	101	101	56	-	100x	8	10	6000
ヨルダン	104	89	101	102	101	103	56	99	100	41	41	450
カザフスタン	119	99	99	99	98	99	66	91	99	42	210	190
ケニア	96	90	95	101	92	100	39	88	42	410	1000	19
キリバス	-	-	103	102x	122	117	21	88x	85	56	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	110	-	-	-	-	-	62x	-	97	110	67	590
韓国	110	-	99	99	100	101	81	-	100	20	20	2800
クウェート	106	97	101	102	107	105	50x	95x	98x	5	5	6000
キルギス	113	99	100	100	100	-	60	97	98	49	110	290
ラオス	105	79	88	94	75	85	32	27	19	410	650	25
ラトビア	116	100	97	-	99	-	48x	-	100	14	42	1800
レバノン	106	-	96	99	109	-	58	96	89x	100x	150	240
レソト	104	122	100	106	128	156	37	90	55	760	550	32
リベリア	104	-	72	78	73	55	10	85	51	580x	760	16
リビア	107	-	99	-	106	-	45x	81x	94x	77	97	240
リヒテンシュタイン	-	-	101	102	110	111	-	-	-	-	-	-
リトアニア	117	100	99	99	99	100	47x	-	100	3	13	4900
ルクセンブルク	108	-	99	100	107	106	-	-	100	0	28	1700
マダガスカル	105	84	96	100	100x	100x	27	80	51	470	550	26
マラウイ	98	72	102	105	81	85	33	92	56	980	1800	7
マレーシア	106	92	99	100	114	114	55x	74	97	30	41	660
モルディブ	99	100	97	101	115	115	39	81	70	140	110	140
マリ	103	44	79	86	61	-	8	57	41	580	1200	10
マルタ	106	103	99	100	94	106	-	-	98x	-	0	0
マーシャル諸島	-	-	94	99	104	107	34	-	95	-	-	-
モーリタニア	106	72	98	99	82	81	8	64	57	750	1000	14
モーリシャス	110	92	100	101	99	101	76	-	98	22	24	1700
メキシコ	107	98	98	100	106	103	74	86x	83	63	83	370
ミクロネシア連邦	102	-	-	-	-	-	45	-	88	120	-	-
モルドバ	111	99	99	100	104	104	68	98	100	22	36	1500
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	106	100	101	100	113	114	69	94	97	93	110	300
モンテネグロ [‡]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	107	61	90	93	83	84	63	68	63	230	220	120
モザンビーク	102	-	83	89	69	80	17	85	48	410	1000	14
ミャンマー	110	91	102	102	98	97	34	76	57	230	360	75
ナミビア	100	95	102	107	115	134	44	91	76	270	300	54

表8 女性指標

	出生時の 平均余命 (対男性比、%)	成人の 識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)				避妊法の 普及率 (%)	出産前のケアが 行われている率 (%)	専門技能 者が付き 添う出産 の比率 (%)	妊産婦死亡率 [†]		
			初等教育 (2000-2005*)		中等教育 (2000-2005*)					1990-2005* 報告値	2000	
			総就学率	純就学率	総就学率	純就学率					調整値	生涯に妊 娠・出産で 死亡する 危険(1/n)
ナウル	-	-	99	-	109	-	-	-	-	-	-	
ネパール	101	56	92	88	86	-	38	28	11	540	740	24
オランダ	107	100	97	99	98	101	79x	-	100	7	16	3500
ニュージーランド	106	-	100	100	108	103	75x	95x	100x	15	7	6000
ニカラグア	107	-	98	98	115	113	69	86	67	83	230	88
ニジェール	100	35	71	70	67	63	14	41	16	590	1600	7
ナイジェリア	101	-	85	89	82	83	13	58	35	-	800	18
ニウエ	-	-	119	99x	95	105x	-	-	100	-	-	-
ノルウェー	106	-	100	100	103	101	-	-	-	6	16	2900
パレスチナ自治区	104	91	100	100	105	106	51	96	97	-	100	140
オマーン	104	85	99	103	97	101	32	100	95	23	87	170
パキスタン	101	57	73	74	74	-	28	36	31	530	500	31
パラオ	-	-	82	96	114	-	17	-	100	0x	-	-
パナマ	107	98	97	100	107	110	-	72	93	40	160	210
パプアニューギニア	102	81	88	-	79	-	26x	78x	41	370x	300	62
パラグアイ	107	-	96	-	102	-	73	94	77	180	170	120
ペルー	108	88	100	100	101	100	71	92	73	190	410	73
フィリピン	106	100	98	102	110	120	49	88	60	170	200	120
ポーランド	111	-	100	101	101	103	49x	-	100	4	13	4600
ポルトガル	109	-	96	100	111	112	-	-	100	8	5	11100
カタール	107	100	99	99	97	98	43	-	99	10	140	170
ルーマニア	110	98	99	100	101	103	70	94	99	17	49	1300
ロシア連邦	122	99	100	101	100	-	-	-	99	32	67	1000
ルワンダ	107	85	102	104	93	-	17	94	39	1100	1400	10
セントクリストファー・ネイビス	-	-	107	108	97	97	41	100	100	250	-	-
セントルシア	104	-	95	97	112	109	47	48	99	35	-	-
セントビンセント・グレナディーン	108	-	94	97	96	102	58	99	100	93	-	-
サモア	109	-	100	101	112	113	30x	-	100	-	130	150
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	103	-	99	100	105	108	29	91	76	100	-	-
サウジアラビア	106	79	96	92	89	94	32x	90x	91x	-	23	610
セネガル	105	57	95	94	73	72	12	79	58	430	690	22
セルビア [‡]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	-	101	101	101	108	107	-	-	-	57	-	-
シエラレオネ	107	51	72	-	100	-	4	68	42	1800	2000	6
シンガポール	105	92	-	-	-	-	62	-	100	6	30	1700
スロバキア	111	-	98	-	101	-	74x	-	99	4	3	19800
スロベニア	110	-	99	100	100	101	74x	98x	100	17	17	4100
ソロモン諸島	102	-	97	99	79	86	11x	-	85	550x	130	120
ソマリア	105	-	-	-	-	-	-	32	25	-	1100	10
南アフリカ	103	96	96	101	108	112	60	92	92	150	230	120
スペイン	110	-	98	99	106	104	81x	-	-	6	4	17400
スリランカ	107	97	99	99	101	-	70	100	96	43	92	430
スーダン	105	73	88	83	94	-	7	60	87	550x	590	30
スリナム	110	95	103	107	133	140	42	91	85	150	110	340
スワジランド	98	96	95	101	100	123	48	90	74	230	370	49
スウェーデン	106	-	100	99	104	103	-	-	-	5	2	29800
スイス	107	-	99	100	92	93	82x	-	-	5	7	7900
シリア	105	86	95	95	94	93	48	71	77x	65	160	130
タジキスタン	109	99	95	95	84	85	34	71	71	37	100	250
タンザニア	101	79	96	99	83x	-	26	78	43	580	1500	10
タイ	111	96	95	-	103	-	79	92	99	24	44	900
旧ユーゴスラビア・マケドニア	107	96	100	100	98	98	-	81	99	21	23	2100
東ティモール	104	-	-	-	-	-	10	61	18	-	660	30
トーゴ	107	55	84	85	50	47	26	85	61	480	570	26
トンガ	104	100	95	97x	109	123	33	-	95	-	-	-
トリニダードトバゴ	108	-	97	100	106	106	38	92	96	45	160	330
チュニジア	106	78	96	101	108	105	66	92	90	69	120	320
トルコ	107	84	94	95	76	-	71	81	83	130x	70	480
トルクメニスタン	115	99	-	-	-	-	62	98	97	14	31	790
ツバル	-	-	107	-	93	-	32	-	100	-	-	-

	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている率 (%)	専門技能者が付き添う出産の比率 (%)	妊産婦死亡率 [†]		
			初等教育 (2000-2005*)		中等教育 (2000-2005*)					1990-2005* 報告値	2000 調整値	生涯に妊娠・出産で死亡する危険 (1/n)
			総就学率	純就学率	総就学率	純就学率						
ウガンダ	102	75	99	-	78	86	20	92	39	510	880	13
ウクライナ	120	99	100	100	98	101	68	-	100	13	35	2000
アラブ首長国連邦	106	-	96	97	105	105	28x	97x	99x	3	54	500
英国	106	-	100	100	103	104	84	-	99	7	13	3800
米国	107	-	98	96	101	102	76x	-	99	8	17	2500
ウルグアイ	110	-	98	-	116	-	84	94	100	26	27	1300
ウズベキスタン	110	-	99	-	97	-	68	97	96	30	24	1300
バヌアツ	106	-	97	98	86	86	28	-	88	68	130	140
ベネズエラ	108	100	98	100	115	116	77	94	95	58	96	300
ベトナム	106	93	93	94	96	-	77	86	85	170	130	270
イエメン	105	-	71	72	48	46	23	41	27	370	570	19
ザンビア	97	79	96	100	79	78	34	93	43	730	750	19
ジンバブエ	96	-	98	101	92	94	54	93	73	1100	1100	16

メモ												
モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	107	95	100	100	101	-	58	-	92	7	11	4500

要約												
サハラ以南のアフリカ	102	76	89	94	78	80	24	68	43	940	16	
東部・南部アフリカ	102	85	94	97	85	88	30	71	39	980	15	
西部・中部アフリカ	102	63	84	87	70	77	18	66	45	900	16	
中東と北アフリカ	105	77	93	93	90	92	53	70	76	220	100	
南アジア	104	64	91	93	83	-	46	53	37	560	43	
東アジアと太平洋諸国	106	92	99	100	100	102**	79	88	87	110	360	
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109	99	97	100	108	106	71	93	87	190	160	
CEE/CIS	115	97	97	98	95	99	65	87	93	64	770	
先進工業国 [§]	108	-	99	98	101	102	-	-	99	13	4000	
開発途上国 [§]	106	85	94	96	92	98**	59	71	60	440	61	
後発開発途上国 [§]	104	71	88	94	83	88	29	59	35	890	17	
世界	106	86	94	96	94	98**	60	71	63	400	74	

† モンテネグロは 2006 年 6 月にセルビア・モンテネグロから独立、2006 年 6 月 28 日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである (メモ欄を参照)。
[§] 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については 136 ページ参照。

指標の定義	データの主な出典
出生時の平均余命 — 新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。	平均余命— 国連人口局。
成人の識字率 — 15 歳以上で読み書きできる者の比率。	成人の識字率— 国連教育科学文化機関 (ユネスコ)。
就学率 — 女性の対男性比— 女子 (純または総) 就学率を男子 (純または総) 就学率で割り百分率で示した数値。	就学率— ユネスコ統計研究所、ユネスコ。
総就学率 — 年齢に関わらず初等・中等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等・中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。	避妊法の普及率— 人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、国連人口局、ユニセフ。
純就学率 — 公式の初等・中等教育就学年齢に相当する子どもであって初等・中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。	出産前のケアが行われている率— DHS、MICS、世界保健機関 (WHO)、ユニセフ。
避妊法の普及率 — 男性と婚姻等の関係にある 15-49 歳の女性のうち、現在避妊手段を使っている者の比率。	専門技能者が付き添う出産の比率— DHS、MICS、WHO、ユニセフ。
出産前のケアが行われている率 — 妊娠中に少なくとも 1 回、専門技能を有する保健従事者 (医師、看護師または助産師) によるケアを受けた 15-49 歳の女性の比率。	妊産婦死亡率— WHO、ユニセフ。
専門技能者が付き添う出産の比率 — 専門技能を有する保健従事者 (医師、看護師または助産師) が付き添う出産の比率。	生涯に妊娠・出産で死亡する危険— WHO、ユニセフ。
妊産婦死亡率 — 出生 10 万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。	
生涯に妊娠・出産で死亡する危険 — 同指標は、1 人の女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたもの (訳注: 同指標が 100 の場合、女性が生殖可能期間内の妊娠・出産によって死亡する確率は 100 人にひとりということになる)。	

† 「報告値」と示した欄に挙げられた妊産婦死亡率のデータは各国当局が報告したもの。ユニセフ、WHO、国連人口基金 (UNFPA) は定期的にこれらのデータを評価し、十分な資料の裏付けのある妊産婦の死亡に関する報告漏れや分類の誤りを調整し、データが存在しない国の推計値を開発している。2000 年の「調整値」の欄には、これらの改定値のうちもっとも最近の値が示されている。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (5-14歳) 1999-2005*									女性器切除 (FGM/C) 1997-2005*			
	児童労働 (5-14歳) 1999-2005*			児童婚 1987-2005*			出生登録 1999-2005*			女性 (15-49歳) ^a			娘 ^b
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	全体
アフガニスタン	31	28	34	43	-	-	6	12	4	-	-	-	-
アルバニア	23	27	19	-	-	-	99	99	99	-	-	-	-
アンゴラ	24	22	25	-	-	-	29	34	19	-	-	-	-
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	91y	-	-	-	-	-	-
アルメニア	-	-	-	19	12	31	97	100	94	-	-	-	-
アゼルバイジャン	11	11	11	-	-	-	97	98	96	-	-	-	-
バーレーン	5	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	7	10	4	69	55	74	7	9	7	-	-	-	-
ベナン	26y	23y	29y	37	25	45	70	78	66	17	13	20	6
ボリビア	22	22	22	26	22	37	82	83	79	-	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	11	12	10	-	-	-	98	98	99	-	-	-	-
ボツワナ	-	-	-	10	13	9	58	66	52	-	-	-	-
ブラジル	6y	8y	4y	24	22	30	84y	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	57x,y	-	-	52	22	62	-	-	-	77	75	77	32
ブルンジ	25	26	24	17y	36y	17y	75	71	75	-	-	-	-
カンボジア	-	-	-	25	19	26	22	30	21	-	-	-	-
カメルーン	54	54	54	47	35	64	63	78	51	1	1	2	1
中央アフリカ共和国	57	56	59	57	54	59	73	88	63	36	29	41	-
チャド	53	55	52	72	65	73	9	36	3	45	47	44	21
チリ	-	-	-	-	-	-	95y	-	-	-	-	-	-
コロンビア	5	6	4	23	19	38	90	97	77	-	-	-	-
コモロ	30	30	31	30	23	33	83	87	83	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	32	29	34	-	-	-	34	30	36	-	-	-	-
コスタリカ	50x,y	71x,y	29x,y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コートジボワール	37	35	38	33	24	43	72	88	60	45	39	48	24
キューバ	-	-	-	-	-	-	100y	100y	100y	-	-	-	-
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	100	-
ドミニカ共和国	10	12	7	41	37	51	75	82	66	-	-	-	-
エクアドル	6y	9y	4y	26y	21y	34y	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	8y	9y	6y	17	-	-	-	-	-	96	92	98	28y
エルサルバドル	7y	-	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤道ギニア	30	29	30	-	-	-	32	43	24	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	47	31	60	-	-	-	89	86	91	63
エチオピア	43y	47y	37y	49	32	53	-	-	-	74	69	76	-
ガボン	-	-	-	34	30	49	89	90	87	-	-	-	-
ガンビア	22	23	22	-	-	-	32	37	29	-	-	-	-
グルジア	-	-	-	-	-	-	95	97	92	-	-	-	-
ガーナ	57y	57y	58y	28	18	39	67y	-	-	5	4	7	-
グアテマラ	24y	-	-	34	25	44	-	-	-	-	-	-	-
ギニア	26	27	25	65	46	75	67	88	56	96	94	96	-
ギニアビサウ	55	55	55	-	-	-	42	32	47	-	-	-	-
ガイアナ	19	21	17	-	-	-	97	99	96	-	-	-	-
ハイチ	-	-	-	24	18	31	70	78	66	-	-	-	-
ホンジュラス	7y	9y	4y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	14	12	16	46	26	55	35	54	29	-	-	-	-
インドネシア	4y	5y	4y	24	15	33	55	69	43	-	-	-	-
イラク	13	14	12	-	-	-	98	99	97	-	-	-	-
ジャマイカ	2	3	1	-	-	-	90y	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	-	-	11	11	12	-	-	-	-	-	-	-
カザフスタン	-	-	-	14	12	17	-	-	-	-	-	-	-
ケニア	27	28	27	25	19	27	48y	64y	44y	32	21	36	21
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	99	99	99	-	-	-	-
キルギス	-	-	-	21	19	22	-	-	-	-	-	-	-
ラオス	25	24	26	-	-	-	59	71	56	-	-	-	-
レバノン	7	8	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	23	25	21	23	13	26	26	39	24	-	-	-	-
リベリア	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	32	36	29	39	29	42	75	87	72	-	-	-	-
マラウイ	37y	39y	35y	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	-	-
マリ	35	36	34	65	46	74	47y	84y	34y	92	90	93	73
モーリタニア	4	5	3	37	32	42	55	72	42	71	65	77	66
メキシコ	16y	15y	16y	28y	31y	21y	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	33	32	33	-	-	-	98	98	98	-	-	-	-
モンゴル	35	35	36	-	-	-	98	98	97	-	-	-	-
モロッコ	11	13	9	16	12	21	85	92	80	-	-	-	-
モザンビーク	-	-	-	56	41	66	-	-	-	-	-	-	-
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	65y	66y	64y	-	-	-	-
ナミビア	-	-	-	10	9	10	71	82	64	-	-	-	-
ネパール	31	30	33	56	34	60	34	37	34	-	-	-	-
ニカラグア	15	18	11	43	36	55	81	90	73	-	-	-	-
ニジェール	67	70	65	77	46	86	46	85	40	5	2	5	4
ナイジェリア	39y	-	-	43	27	52	30	53	20	19	28	14	10
パレスチナ自治区	-	-	-	19	-	-	98	98	97	-	-	-	-
パキスタン	-	-	-	32	21	37	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	12y	16y	7y	24	18	32	-	-	-	-	-	-	-

	女性器切除 (FGM/C) 1997-2005*												
	児童労働 (5-14歳) 1999-2005*			児童婚 1987-2005*			出生登録 1999-2005*			女性 (15-49歳) ^a			娘 ^b
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	全体
ベルー	-	-	-	17	13	30	93	93	92	-	-	-	-
フィリピン	12	13	11	14	10	22	83	87	78	-	-	-	-
ルーマニア	1y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	35	36	35	20	21	19	65	61	66	-	-	-	-
サントメプリンシペ	15	16	14	-	-	-	70	73	67	-	-	-	-
セネガル	37	39	36	36	15	53	62	82	51	28	22	35	-
シエラレオネ	59	59	59	-	-	-	46	66	40	-	-	-	-
ソマリア	36	31	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	8	5	12	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	-	-	-	12y	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スーダン	14	15	13	27y	19y	34y	64	82	46	90	92	88	58
スリナム	-	-	-	-	-	-	95	94	94	-	-	-	-
スワジランド	10	10	10	-	-	-	53	72	50	-	-	-	-
シリア	8y	10y	6y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タジキスタン	10	9	11	13	-	-	88	85	90	-	-	-	-
タンザニア	36	37	34	41	23	49	8	22	4	15	7	18	4
タイ	-	-	-	21y	13y	23y	-	-	-	-	-	-	-
東ティモール	4y	4y	4y	-	-	-	53y	-	-	-	-	-	-
トーゴ	63	64	62	31	17	41	82	93	78	-	-	-	-
トリニダードトバゴ	2	3	2	34y	37y	32y	95	-	-	-	-	-	-
チュニジア	-	-	-	10y	7y	14y	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	-	-	-	23	19	30	-	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	-	-	-	9	12	7	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	37	37	36	54	34	59	4	11	3	-	-	-	-
ウクライナ	7	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	19	22	17	13	16	11	100	100	100	-	-	-	-
ベネズエラ	8	9	6	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-
ベトナム	24	24	24	11	5	13	72	92	68	-	-	-	-
イエメン	-	-	-	37	-	-	-	-	-	23	26	22	20
ザンビア	11	10	11	42	32	49	10	16	6	1	1	1	-
ジンバブエ	26y	-	-	29	21	36	42	56	35	-	-	-	-

要約

サハラ以南のアフリカ	37	38	37	40	25	48	40	54	32	36	29	40	16
東部・南部アフリカ	34	36	32	36	21	43	33	44	28	-	-	-	-
西部・中部アフリカ	42	41	42	44	28	56	44	59	34	28	29	29	16
中東と北アフリカ	10	12	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	14	12	15	48	28	55	32	47	25	-	-	-	-
東アジアと太平洋諸国	11**	11**	10**	20**	12**	25**	65**	77**	56**	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	10	8	25	24	31	89	92	78	-	-	-	-
CEE/CIS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先進工業国 [§]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	17**	17**	18**	36**	23**	46**	46**	62**	34**	-	-	-	-
後発開発途上国 [§]	29	30	28	51	35	57	32	44	28	-	-	-	-
世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

児童労働— 調査の時点で児童労働活動に従事した5-14歳の子どもの比率。子どもは、以下の条件で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5-11歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも1時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。(b) 12-14歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。

児童労働の背景変数— 子どもの性別、居住地(都市部・農村部)、世帯資産より構成された人口の最貧困層20%・最富裕層20%(世帯資産の評価手法についての詳細はwww.childinfo.orgを参照)、母親の教育(一定の水準の教育を受けているかいないか)。

出生登録— 調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの比率。この指標は、調査者によって出生証明書が確認された子どもや、母親や世話人の証言によって出生登録が確認されている子どもを含む。MICSのデータは調査の時点で生存していた子どものみを含む。

児童婚— 18歳より前に結婚または婚姻として認められる結合の状態にあった20-24歳の女性の比率。

女性器切除 (FGM/C)— (a) 女性・15-49歳で女性器切除 (FGM/C) を受けた女性の比率。(b) 娘・少なくともひとりの娘がFGM/Cを受けた15-49歳の女性の比率。女性器切除 (FGM/C) は社会的理由で女性器を切り取る、または、変形させることをいう。一般的に、3通りの認識されたFGM/Cのタイプがある: クリトリデクトミー、切除方式、縫合方式。クリトリデクトミーは、女性器の包皮の除去をさし、クリトリスの一部または全部の切除を伴う場合もある。切除方式は、小陰唇の一部もしくは全部とともに包皮とクリトリスを切り取ることを指す。縫合方式はもっとも危険な方法で、外性器のすべてまたは一部の切り取りに続き、小陰唇の両側面を針と糸、または他のもので腫れを狭くするために縫い合わせる。このデータに関するさらに詳しい分析は、www.measuredhs.comとwww.prb.orgを参照。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- y 標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。

データの主な出典

児童労働— 複数指標クラスター調査 (MICS)、人口保健調査 (DHS)。

児童婚— MICS、DHS、その他の国別調査。

出生登録— MICS、DHS、その他の国別調査および人口動態統計システム。

女性器切除 (FGM/C)— MICS、DHS、その他の国別調査。

表中の国の分類

各統計表の末尾に掲げられた平均を算出する際には、以下のようにグループ分けされた国・領域のデータを用いている。

サハラ以南のアフリカ

アンゴラ；ベナン；ボツワナ；ブルキナファソ；ブルンジ；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；コモロ；コンゴ；コンゴ民主共和国；コートジボワール；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；ガボン；ガンビア；ガーナ；ギニア；ギニアビサウ；ケニア；レソト；リベリア；マダガスカル；マラウイ；マリ；モーリタニア；モーリシャス；モザンビーク；ナミビア；ニジェール；ナイジェリア；ルワンダ；サントメプリンシペ；セネガル；セーシェル；シエラレオネ；ソマリア；南アフリカ；スワジランド；タンザニア；トーゴ；ウガンダ；ザンビア；ジンバブエ

中東と北アフリカ

アルジェリア；バーレーン；ジブチ；エジプト；イラン；イラク；ヨルダン；クウェート；レバノン；リビア；モロッコ；パレスチナ自治区；オマーン；カタール；サウジアラビア；スーダン；シリア；チュニジア；アラブ首長国連邦；イエメン

南アジア

アフガニスタン；バングラデシュ；ブータン；インド；モルディブ；ネパール；パキスタン；スリランカ

東アジアと太平洋諸国

ブルネイ；カンボジア；中国；クック諸島；フィジー；インドネシア；キリバス；朝鮮民主主義人民共和国；韓国；ラオス；マレーシア；マーシャル諸島；ミクロネシア連邦；モンゴル；ミャンマー；ナウル；ニウエ；パラオ；パプアニューギニア；フィリピン；サモア；シンガポール；ソロモン諸島；タイ；東ティモール；トンガ；ツバル；バヌアツ；ベトナム

ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；バハマ；バルバドス；ベリーズ；ボリビア；ブラジル；チリ；コロンビア；コスタリカ；キューバ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エルサルバドル；

グレナダ；グアテマラ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；ジャマイカ；メキシコ；ニカラグア；パナマ；パラグアイ；ペルー；セントクリストファー・ネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；スリナム；トリニダードトバゴ；ウルグアイ；ベネズエラ

CEE/CIS

アルバニア；アルメニア；アゼルバイジャン；ベラルーシ；ボスニア・ヘルツェゴビナ；ブルガリア；クロアチア；グルジア；カザフスタン；キルギス；モルドバ；モンテネグロ；ルーマニア；ロシア連邦；セルビア；タジキスタン；旧ユーゴスラビア・マケドニア；トルコ；トルクメニスタン；ウクライナ；ウズベキスタン

先進工業国

アンドラ；オーストラリア；オーストリア；ベルギー；カナダ；キプロス；チェコ；デンマーク；エストニア；フィンランド；フランス；ドイツ；ギリシャ；バチカン；ハンガリー；アイスランド；アイルランド；イスラエル；イタリア；日本；ラトビア；リヒテンシュタイン；リトアニア；ルクセンブルク；マルタ；モナコ；オランダ；ニュージーランド；ノルウェー；ポーランド；ポルトガル；サンマリノ；スロバキア；スロベニア；スペイン；スウェーデン；スイス；英国；米国

開発途上国

アフガニスタン；アルジェリア；アンゴラ；アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；アルメニア；アゼルバイジャン；バハマ；バーレーン；バングラデシュ；バルバドス；ベリーズ；ベナン；ブータン；ボリビア；ボツワナ；ブラジル；ブルネイ；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；チリ；中国；コロンビア；コモロ；コンゴ；コンゴ民主共和国；クック諸島；コスタリカ；コートジボワール；キューバ；キプロス；ジブチ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エジプト；エルサルバドル；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；フィジー；ガボン；ガンビア；グルジア；ガーナ；グレナダ；グアテマラ；ギニア；ギニアビサウ；ガイアナ；ハイチ；ホン

ジュラス；インド；インドネシア；イラン；イラク；イスラエル；ジャマイカ；ヨルダン；カザフスタン；ケニア；キリバス；朝鮮民主主義人民共和国；韓国；クウェート；キルギス；ラオス；レバノン；レソト；リベリア；リビア；マダガスカル；マラウイ；マレーシア；モルディブ；マリ；マーシャル諸島；モーリタニア；モーリシャス；メキシコ；ミクロネシア連邦；モンゴル；モロッコ；モザンビーク；ミャンマー；ナミビア；ナウル；ネパール；ニカラグア；ニジェール；ナイジェリア；ニウエ；パレスチナ自治区；オマーン；パキスタン；パラオ；パナマ；パプアニューギニア；パラグアイ；ペルー；フィリピン；カタール；ルワンダ；セントクリストファー・ネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；サモア；サントメプリンシペ；サウジアラビア；セネガル；セーシェル；シエラレオネ；シンガポール；ソロモン諸島；ソマリア；南アフリカ；スリランカ；スーダン；スリナム；スワジランド；シリア；タジキスタン；タンザニア；タイ；東ティモール；トーゴ；トンガ；トリニダードトバゴ；チュニジア；トルコ；トルクメニスタン；ツバル；ウガンダ；アラブ首長国連邦；ウルグアイ；ウズベキスタン；バヌアツ；ベネズエラ；ベトナム；イエメン；ザンビア；ジンバブエ

後発開発途上国

アフガニスタン；アンゴラ；バングラデシュ；ベナン；ブータン；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；コモロ；コンゴ民主共和国；ジブチ；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；ガンビア；ギニア；ギニアビサウ；ハイチ；キリバス；ラオス；レソト；リベリア；マダガスカル；マラウイ；モルディブ；マリ；モーリタニア；モザンビーク；ミャンマー；ネパール；ニジェール；ルワンダ；サモア；サントメプリンシペ；セネガル；シエラレオネ；ソロモン諸島；ソマリア；スーダン；タンザニア；東ティモール；トーゴ；ツバル；ウガンダ；バヌアツ；イエメン；ザンビア

人間開発の進展を測る

表10について

開発を包括的に評価しようとするのであれば、経済的進展とともに、人間的進展を測定する手段が必要になる。ユニセフの観点からは、子どもの福祉水準とその変化の度合いを測定する手段についての合意が必要である。

表10（次頁）では、そのような進展を示す主たる指標として5歳未満児死亡率（U5MR）を用いた。

U5MRにはいくつかの利点がある。第1に、それは発展過程の最終的結果を測定するものであって、就学水準、1人あたりのカロリー摂取率、人口1,000人あたりの医師の人数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成のための手段である。

第2に、U5MRは多種多様なインプットの結果であることが知られている。そのようなインプットには、母親の栄養状態や保健知識、予防接種やORTの利用水準、母子保健サービス（出生前のケアを含む）の利用可能性、家族の所得や食糧の入手可能性、安全な飲料水や基礎的衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全体的安全性などがある。

第3に、U5MRは、たとえば1人あたりのGNIなどに比べ、平均値という落とし穴に陥る危険性が少ない。これは、人為的尺度では豊かな子どもが1,000倍も多い所得を得ているということもありえても、自然の尺度ではそのような子どもの生存可能性が1,000倍も高いということもありえないからである。言い換えれば、各国のU5MRは豊かな少数者の存在にはるかに影響されにくいので、大多数の子ども（および社会全体）の健康状態を、完全からはほど遠いにしても、いっそう正確に描き出すことができる。

以上のような理由から、ユニセフは各国の子どもの状態を示す単一のもっとも重要な指標としてU5MRを採用している。

U5MR削減にあたっての進展の速さは、その年間平均削減率（AARR）を算出することで測定することができる。絶対的増減を比較するのは異なり、AARRは、U5MRが低くなるにつれてそれ以上の削減がますます困難になるという事実を反映したものである。たとえば、5歳未満児死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は当然大きくなる。したがってAARRは、たとえばU5MRが10ポイント低くなった場合、5歳未満児死亡率が低かったほど進展の度合いが高かったということを示すものである。U5MRが100から90に10ポイント下がれば10%の削減が生じたことになるが、20から10に下がれば50%の削減が生じたことになる。（削減率がマイナスの場合は、指定期間内に5歳未満児死亡率が増加したことを意味する。）

そのため、U5MRとその削減率を国内総生産の成長率とあわせて用いることにより、いずれかの国、領域または地域で、いずれかの期間に、もっとも重要な人間的ニーズの一部を充足することに向けてどのような進展があったかがわかることになる。

表10が示しているように、U5MRの年間削減率と1人あたり国内総生産の年間成長率とのあいだには確固たる関連は存在しない。このような比較は、経済的発展と人間開発との間の関連性を浮き彫りにするうえで役に立つものである。

最後に、表10には各国・領域の合計特殊出生率とその年間平均減少率もあわせて示した。これにより、U5MRを大きく削減できた国の多くは出生率も大きく削減できていることがわかる。

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率			5歳未満児死亡率の年間平均削減率 (%) ^θ		1990年以降の削減率 (%) ^θ	1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率 (%)	
		5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%) ^θ			年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			年間平均減少率 (%)	
		1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005		1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005
アフガニスタン	3	320	260	257	1.0	0.1	1	1.6x	-	7.7	8.0	7.3	-0.2	0.6
アルバニア	121	109	45	18	4.4	6.1	60	-0.7x	5.2	4.9	2.9	2.2	2.6	1.8
アルジェリア	78	220	69	39	5.8	3.8	43	1.6	1.1	7.4	4.7	2.4	2.3	4.5
アンドラ	190	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	2	300	260	260	0.7	0.0	0	0.4x	1.4	7.3	7.2	6.6	0.1	0.6
アンティグアバーブーダ	140	-	-	12	-	-	-	6.5x	1.7	-	-	-	-	-
アルゼンチン	121	71	29	18	4.5	3.2	38	-0.7	1.1	3.1	3.0	2.3	0.2	1.8
アルメニア	92	-	54	29	-	4.1	46	-	4.4	3.2	2.5	1.3	1.2	4.4
オーストラリア	161	20	10	6	3.5	3.4	40	1.6	2.5	2.7	1.9	1.7	1.8	0.7
オーストリア	168	33	10	5	6.0	4.6	50	2.4	1.8	2.3	1.5	1.4	2.1	0.5
アゼルバイジャン	50	-	105	89	-	1.1	15	-	0.0	4.6	3.0	1.8	2.1	3.4
バハマ	129	49	29	15	2.6	4.4	48	1.8	0.4x	3.6	2.6	2.2	1.6	1.1
バーレーン	146	82	19	11	7.3	3.6	42	-1.3x	2.3	6.5	3.7	2.4	2.8	2.9
バングラデシュ	57	239	149	73	2.4	4.8	51	0.6	2.9	6.4	4.4	3.1	1.9	2.3
バルバドス	140	54	17	12	5.8	2.3	29	1.8	1.5	3.1	1.7	1.5	3.0	0.8
ベラルーシ	140	37	19	12	3.3	3.1	37	-	2.2	2.3	1.9	1.2	1.0	3.1
ベルギー	168	29	10	5	5.3	4.6	50	2.2	1.7	2.1	1.6	1.7	1.4	-0.4
ベリーズ	125	-	42	17	-	6.0	60	2.9	2.3	6.3	4.5	3.0	1.7	2.7
ベナン	21	252	185	150	1.5	1.4	19	0.0	1.4	7.0	6.8	5.6	0.1	1.3
ブータン	53	267	166	75	2.4	5.3	55	6.4x	3.0	5.9	5.7	4.1	0.2	2.2
ボリビア	64	243	125	65	3.3	4.4	48	-1.1	1.3	6.6	4.9	3.7	1.5	1.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	129	82	22	15	6.6	2.6	32	-	12.7x	2.9	1.7	1.3	2.7	1.8
ボツワナ	37	142	58	120	4.5	-4.8	-107	8.3	3.8	6.9	4.5	3.0	2.1	2.7
ブラジル	86	135	60	33	4.1	4.0	45	2.3	1.1	5.0	2.8	2.3	2.9	1.3
ブルネイ	151	78	11	9	9.8	1.3	18	-	-	5.7	3.2	2.4	2.9	1.9
ブルガリア	129	32	18	15	2.9	1.2	17	3.4x	1.5	2.2	1.7	1.2	1.3	2.3
ブルキナファソ	16	295	210	191	1.7	0.6	9	1.4	1.3	7.6	7.3	6.5	0.2	0.8
ブルンジ	17	233	190	190	1.0	0.0	0	1.1	-2.8	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0
カンボジア	25	-	115	143	-	-1.5	-24	-	4.7x	5.9	5.6	3.9	0.3	2.4
カメルーン	23	215	139	149	2.2	-0.5	-7	3.4	0.6	6.2	5.9	4.4	0.2	2.0
カナダ	161	23	8	6	5.3	1.9	25	2.0	2.3	2.2	1.7	1.5	1.3	0.8
カボヴェルデ	85	-	60	35	-	3.6	42	-	3.4	7.0	5.5	3.6	1.2	2.8
中央アフリカ共和国	15	238	168	193	1.7	-0.9	-15	-1.3	-0.6	5.7	5.7	4.8	0.0	1.1
チャド	8	261	201	208	1.3	-0.2	-3	-0.9	1.7	6.6	6.7	6.7	-0.1	0.0
チリ	150	98	21	10	7.7	4.9	52	1.5	3.8	4.0	2.6	2.0	2.2	1.7
中国	96	120	49	27	4.5	4.0	45	6.6	8.8	5.6	2.2	1.7	4.7	1.7
コロンビア	108	105	35	21	5.5	3.4	40	2.0	0.6	5.6	3.1	2.5	3.0	1.4
コモロ	59	215	120	71	2.9	3.5	41	0.1x	-0.5	7.1	6.1	4.6	0.8	1.9
コンゴ	43	160	110	108	1.9	0.1	2	3.1	-1.0	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0
コンゴ民主共和国	9	245	205	205	0.9	0.0	0	-2.4	-5.2	6.4	6.7	6.7	-0.2	0.0
クック諸島	113	-	32	20	-	3.1	38	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	140	83	18	12	7.6	2.7	33	0.7	2.3	5.0	3.2	2.2	2.2	2.5
コートジボワール	13	239	157	195	2.1	-1.4	-24	-1.9	-0.5	7.4	6.6	4.8	0.6	2.1
クアアチア	156	42	12	7	6.3	3.6	42	-	2.5	2.0	1.7	1.3	0.8	1.8
キューバ	156	43	13	7	6.0	4.1	46	-	3.5x	4.0	1.7	1.6	4.3	0.4
キプロス	168	33	12	5	5.1	5.8	58	6.1x	2.5x	2.6	2.4	1.6	0.4	2.7
チェコ	182	24	13	4	3.1	7.9	69	-	1.9	2.0	1.8	1.2	0.5	2.7
デンマーク	168	19	9	5	3.7	3.9	44	1.5	1.8	2.1	1.7	1.8	1.1	-0.4
ジブチ	30	-	175	133	-	1.8	24	-	-2.4	7.4	6.3	4.8	0.8	1.8
ドミニカ	129	-	17	15	-	0.8	12	4.7x	1.0	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	89	127	65	31	3.3	4.9	52	2.0	3.8	6.2	3.4	2.6	3.0	1.8
エクアドル	102	140	57	25	4.5	5.5	56	1.3	0.7	6.3	3.7	2.7	2.7	2.1
エジプト	86	235	104	33	4.1	7.7	68	4.3	2.6	6.1	4.3	3.1	1.7	2.2
エルサルバドル	96	162	60	27	5.0	5.3	55	-1.8	1.6	6.4	3.7	2.8	2.7	1.9
赤道ギニア	9	-	170	205	-	-1.2	-21	-	16.6x	5.7	5.9	5.9	-0.2	0.0
エリトリア	52	237	147	78	2.4	4.2	47	-	0.3	6.6	6.2	5.3	0.3	1.0
エストニア	156	26	16	7	2.4	5.5	56	1.5x	4.2	2.1	1.9	1.4	0.5	2.0
エチオピア	19	239	204	164	0.8	1.5	20	-	1.5	6.8	6.8	5.7	0.0	1.2
フィジー	121	65	22	18	5.4	1.3	18	0.6x	1.3x	4.5	3.4	2.8	1.4	1.3
フィンランド	182	16	7	4	4.1	3.7	43	2.9	2.6	1.9	1.7	1.7	0.6	0.0
フランス	168	24	9	5	4.9	3.9	44	2.2	1.7	2.5	1.8	1.9	1.6	-0.4

	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率					1人あたりのGDP 年間平均成長率(%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少率 (%)		
		5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%) ^a		1990年以 降の削減率 (%) ^a	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005
		1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005								
ガボン	48	-	92	91	-	0.1	1	0.0	-0.4	4.9	5.4	3.8	-0.5	2.3
ガンビア	27	311	151	137	3.6	0.6	9	0.9	0.1	6.5	5.9	4.5	0.5	1.8
グルジア	72	-	47	45	-	0.3	4	3.2	0.2	2.6	2.1	1.4	1.1	2.7
ドイツ	168	26	9	5	5.3	3.9	44	2.2x	1.4	2.0	1.4	1.3	1.8	0.5
ガーナ	42	186	122	112	2.1	0.6	8	-2.1	2.0	6.7	5.8	4.1	0.7	2.3
ギリシャ	168	54	11	5	8.0	5.3	55	1.3	2.4	2.4	1.4	1.2	2.7	1.0
グレナダ	108	-	37	21	-	3.8	43	-	2.1	-	-	-	-	-
グアテマラ	73	168	82	43	3.6	4.3	48	0.2	1.3	6.2	5.6	4.4	0.5	1.6
ギニア	21	345	240	150	1.8	3.1	38	-	1.2	6.8	6.5	5.7	0.2	0.9
ギニアビサウ	12	-	253	200	-	1.6	21	-0.1	-2.6	6.8	7.1	7.1	-0.2	0.0
ガイアナ	66	-	88	63	-	2.2	28	-1.5	3.1	5.6	2.6	2.2	3.8	1.1
ハイチ	37	221	150	120	1.9	1.5	20	-0.3	-2.0	5.8	5.4	3.8	0.4	2.3
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	76	170	59	40	5.3	2.6	32	0.6	0.5	7.3	5.1	3.5	1.8	2.5
ハンガリー	154	39	17	8	4.2	5.0	53	2.9	3.1	2.0	1.8	1.3	0.5	2.2
アイスランド	190	14	7	3	3.5	5.6	57	3.2	2.2	3.0	2.2	1.9	1.6	1.0
インド	54	202	123	74	2.5	3.4	40	2.2	4.2	5.6	4.0	2.9	1.7	2.1
インドネシア	83	172	91	36	3.2	6.2	60	4.7	2.1	5.4	3.1	2.3	2.8	2.0
イラン	83	191	72	36	4.9	4.6	50	-3.5x	2.5	6.6	5.0	2.1	1.4	5.8
イラク	33	127	50	125	4.7	-6.1	-150	-4.3x	-	7.2	5.9	4.5	1.0	1.8
アイルランド	161	27	10	6	5.0	3.4	40	2.8	6.2	3.9	2.1	2.0	3.1	0.3
イスラエル	161	27	12	6	4.1	4.6	50	1.9	1.5	3.8	3.0	2.8	1.2	0.5
イタリア	182	33	9	4	6.5	5.4	56	2.6	1.4	2.4	1.3	1.3	3.1	0.0
ジャマイカ	113	64	20	20	5.8	0.0	0	-1.3	0.2	5.5	2.9	2.4	3.2	1.3
日本	182	21	6	4	6.3	2.7	33	3.0	0.9	2.1	1.6	1.3	1.4	1.4
ヨルダン	100	107	40	26	4.9	2.9	35	2.5x	1.7	7.9	5.5	3.3	1.8	3.4
カザフスタン	57	-	63	73	-	-1.0	-16	-	2.0	3.5	2.8	1.9	1.1	2.6
ケニア	37	156	97	120	2.4	-1.4	-24	1.2	-0.2	8.1	5.9	5.0	1.6	1.1
キリバス	64	-	88	65	-	2.0	26	-5.3	1.4	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	70	70	55	55	1.2	0.0	0	-	-	4.3	2.4	2.0	2.9	1.2
韓国	168	54	9	5	9.0	3.9	44	6.2	4.5	4.5	1.6	1.2	5.2	1.9
クウェート	146	59	16	11	6.5	2.5	31	-6.8x	0.6x	7.2	3.5	2.3	3.6	2.8
キルギス	63	130	80	67	2.4	1.2	16	-	-1.3	4.9	3.9	2.6	1.1	2.7
ラオス	51	218	163	79	1.5	4.8	52	-	3.8	6.1	6.1	4.6	0.0	1.9
ラトビア	146	26	18	11	1.8	3.3	39	3.4	3.6	1.9	1.9	1.3	0.0	2.5
レバノン	90	54	37	30	1.9	1.4	19	-	2.7	5.1	3.1	2.2	2.5	2.3
レソト	31	186	101	132	3.1	-1.8	-31	3.1	2.3	5.7	4.9	3.4	0.8	2.4
リベリア	5	263	235	235	0.6	0.0	0	-4.2	2.3	6.9	6.9	6.8	0.0	0.1
リビア	117	160	41	19	6.8	5.1	54	-4.8x	-	7.6	4.8	2.9	2.3	3.4
リヒテンシュタイン	182	-	10	4	-	6.1	60	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	151	28	13	9	3.8	2.5	31	-	1.9	2.3	2.0	1.3	0.7	2.9
ルクセンブルク	168	26	10	5	4.8	4.6	50	2.7	3.6	2.1	1.6	1.7	1.4	-0.4
マダガスカル	40	180	168	119	0.3	2.3	29	-2.4	-0.7	6.8	6.2	5.1	0.5	1.3
マラウイ	33	341	221	125	2.2	3.8	43	-0.1	1.0	7.3	7.0	5.9	0.2	1.1
マレーシア	140	70	22	12	5.8	4.0	45	4.0	3.3	5.6	3.8	2.8	1.9	2.0
モルディブ	74	255	111	42	4.2	6.5	62	-	3.8x	7.0	6.4	4.0	0.4	3.1
マリ	7	400	250	218	2.4	0.9	13	-0.5	2.2	7.5	7.4	6.8	0.1	0.6
マルタ	161	32	11	6	5.3	4.0	45	6.5	2.7	2.1	2.0	1.5	0.2	1.9
マーシャル諸島	69	-	92	58	-	3.1	37	-	-2.3	-	-	-	-	-
モーリタニア	33	250	133	125	3.2	0.4	6	-0.6	1.9	6.5	6.2	5.6	0.2	0.7
モーリシャス	129	86	23	15	6.6	2.8	35	5.1x	3.7	3.7	2.2	2.0	2.6	0.6
メキシコ	96	110	46	27	4.4	3.6	41	1.6	1.5	6.8	3.4	2.3	3.5	2.6
ミクロネシア連邦	74	-	58	42	-	2.2	28	-	-0.1	6.9	5.0	4.3	1.6	1.0
モルドバ	128	70	35	16	3.5	5.2	54	1.8x	-3.5	2.6	2.4	1.2	0.4	4.6
モナコ	168	-	9	5	-	3.9	44	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	71	-	108	49	-	5.3	55	-	0.9	7.5	4.1	2.3	3.0	3.9
モンテネグロ ⁺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	76	184	89	40	3.6	5.3	55	2.0	1.5	7.1	4.0	2.7	2.9	2.6
モザンビーク	24	278	235	145	0.8	3.2	38	-1.0x	4.6	6.6	6.3	5.3	0.2	1.2
ミャンマー	44	179	130	105	1.6	1.4	19	1.5	6.6	5.9	4.0	2.2	1.9	4.0
ナミビア	67	135	86	62	2.3	2.2	28	-2.3x	1.4	6.5	6.0	3.7	0.4	3.2

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率					1990年以 降の削減率 (%) ^θ	1人あたりのGDP 年間平均成長率(%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少率 (%)	
		5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%) ^θ			1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005
		1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005								
ナウル	90	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	54	250	145	74	2.7	4.5	49	1.1	1.9	5.9	5.2	3.5	0.6	2.6
オランダ	168	15	9	5	2.6	3.9	44	1.5	1.9	2.4	1.6	1.7	2.0	-0.4
ニュージーランド	161	20	11	6	3.0	4.0	45	0.8	2.1	3.1	2.1	2.0	1.9	0.3
ニカラグア	82	165	68	37	4.4	4.1	46	-3.8	1.5	7.0	4.9	3.1	1.8	3.1
ニジェール	4	330	320	256	0.2	1.5	20	-2.2	-0.5	8.1	8.2	7.7	-0.1	0.4
ナイジェリア	14	265	230	194	0.7	1.1	16	-1.4	0.7	6.9	6.8	5.6	0.1	1.3
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	182	15	9	4	2.6	5.4	56	3.4	2.6	2.5	1.9	1.8	1.4	0.4
パレスチナ自治区	106	-	40	23	-	3.7	43	-	-6.0x	7.9	6.4	5.3	1.1	1.3
オマーン	140	200	32	12	9.2	6.5	63	3.3	1.8x	7.2	6.6	3.4	0.4	4.4
パキスタン	47	181	130	99	1.7	1.8	24	3.0	1.3	6.6	6.1	4.0	0.4	2.8
パラオ	146	-	21	11	-	4.3	48	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	103	68	34	24	3.5	2.3	29	0.3	2.2	5.3	3.0	2.6	2.8	1.0
バブアニューギニア	54	158	94	74	2.6	1.6	21	-0.7	0.0	6.2	5.1	3.8	1.0	2.0
バラグアイ	106	78	41	23	3.2	3.9	44	2.8	-0.8	6.0	4.7	3.7	1.2	1.6
ペルー	96	174	78	27	4.0	7.1	65	-0.6	2.2	6.3	3.9	2.7	2.4	2.5
フィリピン	86	90	62	33	1.9	4.2	47	0.8	1.5	6.3	4.4	3.0	1.8	2.6
ポーランド	156	36	18	7	3.5	6.3	61	-	4.3	2.2	2.0	1.2	0.5	3.4
ポルトガル	168	62	14	5	7.4	6.9	64	2.6	1.9	2.8	1.5	1.5	3.1	0.0
カタール	108	65	26	21	4.6	1.4	19	-	-	6.9	4.4	2.9	2.2	2.8
ルーマニア	117	57	31	19	3.0	3.3	39	0.9	1.6	2.9	1.9	1.3	2.1	2.5
ロシア連邦	121	36	27	18	1.4	2.7	33	-	-0.1	2.0	1.9	1.4	0.3	2.0
ルワンダ	11	209	173	203	0.9	-1.1	-17	1.2	0.0	8.2	7.6	5.5	0.4	2.2
セントクリストファー・ネイビス	113	-	36	20	-	3.9	44	6.3x	2.9	-	-	-	-	-
セントルシア	137	-	21	14	-	2.7	33	5.3x	0.4	6.1	3.5	2.2	2.8	3.1
セントビンセント・グレナディーン	113	-	25	20	-	1.5	20	3.3	1.7	6.0	3.0	2.2	3.5	2.1
サモア	92	101	50	29	3.5	3.6	42	-0.1x	2.5	6.1	4.8	4.2	1.2	0.9
サンマリノ	190	-	14	3	-	10.3	79	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	41	-	118	118	-	0.0	0	-	0.5	6.5	5.3	3.8	1.0	2.2
サウジアラビア	100	185	44	26	7.2	3.5	41	-1.5	-0.3	7.3	6.0	3.8	1.0	3.0
セネガル	28	279	148	136	3.2	0.6	8	-0.3	1.2	7.0	6.5	4.8	0.4	2.0
セルビア†	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セーシェル	139	59	19	13	5.7	2.5	32	2.9	1.5	-	-	-	-	-
シエラレオネ	1	363	302	282	0.9	0.5	7	-0.4	-1.4	6.5	6.5	6.5	0.0	0.0
シンガポール	190	27	9	3	5.5	7.3	67	5.7	3.6	3.0	1.8	1.3	2.6	2.2
スロバキア	154	29	14	8	3.6	3.7	43	-	2.8	2.5	2.0	1.2	1.1	3.4
スロベニア	182	29	10	4	5.3	6.1	60	-	3.2	2.3	1.5	1.2	2.1	1.5
ソロモン諸島	92	97	38	29	4.7	1.8	24	3.4	-2.6	6.9	5.5	4.1	1.1	2.0
ソマリア	6	-	225	225	-	0.0	0	-0.9	-	7.3	6.8	6.2	0.4	0.6
南アフリカ	61	-	60	68	-	-0.8	-13	0.1	0.7	5.6	3.6	2.7	2.2	1.9
スペイン	168	34	9	5	6.6	3.9	44	1.9	2.3	2.9	1.3	1.3	4.0	0.0
スリランカ	137	100	32	14	5.7	5.5	56	3.0	3.7	4.4	2.5	1.9	2.8	1.8
スーダン	49	172	120	90	1.8	1.9	25	0.1	3.5	6.7	5.6	4.2	0.9	1.9
スリナム	78	-	48	39	-	1.4	19	-2.2x	1.1	5.7	2.7	2.5	3.7	0.5
スワジランド	20	196	110	160	2.9	-2.5	-45	2.1	0.2	6.9	5.7	3.7	1.0	2.9
スウェーデン	182	15	7	4	3.8	3.7	43	1.8	2.1	2.0	2.0	1.7	0.0	1.1
スイス	168	18	9	5	3.5	3.9	44	1.2	0.6	2.0	1.5	1.4	1.4	0.5
シリア	129	123	39	15	5.7	6.4	62	1.9	1.3	7.6	5.3	3.3	1.8	3.2
タジキスタン	59	140	115	71	1.0	3.2	38	-	-4.0	6.9	5.2	3.6	1.4	2.5
タンザニア	36	218	161	122	1.5	1.8	24	-	1.7	6.8	6.1	4.8	0.5	1.6
タイ	108	102	37	21	5.1	3.8	43	4.8	2.7	5.5	2.2	1.9	4.6	1.0
旧ユーゴスラビア・マケドニア	125	119	38	17	5.7	5.4	55	-	-0.1	3.2	1.9	1.5	2.6	1.6
東ティモール	68	-	177	61	-	7.1	66	-	-	6.3	4.9	7.8	1.3	-3.1
トーゴ	26	216	152	139	1.8	0.6	9	-0.6	0.0	7.0	6.4	5.1	0.4	1.5
トンガ	103	50	32	24	2.2	1.9	25	-	1.9	5.9	4.6	3.3	1.2	2.2
トリニダード・トバゴ	117	57	33	19	2.7	3.7	42	0.5	4.3	3.5	2.5	1.6	1.7	3.0
チュニジア	103	201	52	24	6.8	5.2	54	2.5	3.3	6.6	3.6	1.9	3.0	4.3
トルコ	92	201	82	29	4.5	6.9	65	1.9	1.6	5.5	3.0	2.4	3.0	1.5
トルクメニスタン	45	-	97	104	-	-0.5	-7	-	-4.7x	6.3	4.3	2.6	1.9	3.4
ツバル	80	-	54	38	-	2.3	30	-	-	-	-	-	-	-

	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率						1人あたりのGDP年間平均成長率(%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率(%)	
		5歳未満児死亡率			年間平均削減率(%) ^g		1990年以降の削減率(%) ^g	1970-1990	1990-2005	1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005
		1970	1990	2005	1970-1990	1990-2005								
ウガンダ	28	170	160	136	0.3	1.1	15	-	3.2	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0
ウクライナ	125	27	26	17	0.2	2.8	35	-	-2.4	2.1	1.8	1.1	0.8	3.3
アラブ首長国連邦	151	84	15	9	8.6	3.4	40	-4.8x	-1.0x	6.6	4.4	2.4	2.0	4.0
英国	161	23	10	6	4.2	3.4	40	2.0	2.4	2.3	1.8	1.7	1.2	0.4
米国	156	26	12	7	3.9	3.6	42	2.2	2.1	2.2	2.0	2.0	0.5	0.0
ウルグアイ	129	57	23	15	4.5	2.8	35	0.9	0.8	2.9	2.5	2.3	0.7	0.6
ウズベキスタン	61	101	79	68	1.2	1.0	14	-	0.3	6.5	4.2	2.6	2.2	3.2
バヌアツ	80	155	62	38	4.6	3.3	39	-0.5x	-0.3	6.3	4.9	3.9	1.3	1.5
ベネズエラ	108	62	33	21	3.2	3.0	36	-1.6	-1.0	5.4	3.4	2.6	2.3	1.8
ベトナム	117	87	53	19	2.5	6.8	64	-	5.9	7.0	3.7	2.2	3.2	3.5
イエメン	46	303	139	102	3.9	2.1	27	-	2.0	8.5	8.0	5.9	0.3	2.0
ザンビア	18	181	180	182	0.0	-0.1	-1	-2.4	-0.3	7.7	6.5	5.4	0.8	1.2
ジンバブエ	31	138	80	132	2.7	-3.3	-65	-0.4	-2.1	7.7	5.2	3.4	2.0	2.8

メモ

モンテネグロ独立以前のセルビア・モンテネグロ	129	71	28	15	4.7	4.2	46	-	5.2x	2.4	2.1	1.6	0.7	1.8
------------------------	-----	----	----	----	-----	-----	----	---	------	-----	-----	-----	-----	-----

要約

サハラ以南のアフリカ	244	188	169	1.3	0.7	10	-	1.1	6.8	6.3	5.4	0.4	1.0
東部・南部アフリカ	219	166	146	1.4	0.9	12	-	1.1	6.8	6.0	5.0	0.6	1.2
西部・中部アフリカ	266	209	190	1.2	0.6	9	-	1.0	6.8	6.7	5.7	0.1	1.1
中東と北アフリカ	195	81	54	4.4	2.7	33	2.4	2.2	6.8	5.0	3.1	1.5	3.2
南アジア	206	129	84	2.3	2.9	35	2.1	3.8	5.8	4.3	3.1	1.5	2.2
東アジアと太平洋諸国	122	58	33	3.7	3.8	43	5.7	6.6	5.6	2.5	1.9	4.0	1.8
ラテンアメリカとカリブ海諸国	123	54	31	4.1	3.7	43	1.9	1.4	5.3	3.2	2.5	2.5	1.6
CEE/CI	88	53	35	2.5	2.8	34	-	-	2.8	2.3	1.7	1.0	2.0
先進工業国 [§]	27	10	6	5.0	3.4	40	2.3	1.9	2.3	1.7	1.6	1.5	0.4
開発途上国 [§]	167	105	83	2.3	1.6	21	3.2	4.1	5.8	3.6	2.8	2.4	1.7
後発開発途上国 [§]	245	182	153	1.5	1.2	16	-	2.4	6.7	5.9	4.9	0.6	1.2
世界	148	95	76	2.2	1.5	20	2.5	2.3	4.7	3.2	2.6	1.9	1.4

† モンテネグロは2006年6月にセルビア・モンテネグロから独立、2006年6月28日に国連加盟を承認されたために、モンテネグロとセルビアの個別のデータは存在していない。ここに掲載されているデータは、モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロとしてのデータである（メモ欄を参照）。

§ 各国・地域グループに属する領域も含む。分類については136ページ参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1990年以降の削減率—1990年から2005年にかけての5歳未満児死亡率(U5MR)の削減率。2000年の国連ミレニアム宣言で1990年から2015年にかけてU5MRを3分の2(67%)引き下げるという目標を定めた。そこで、この指標は、この目標に向けての現在の進展の評価を示す。

1人あたりのGDP—GDP(国内総生産)とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額(補助金は控除)を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

データの主な出典

5歳未満児死亡率—ユニセフ、国連人口局、国連統計局。

1人あたりのGDP—世界銀行。

合計特殊出生率—国連人口局。

注

- データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。

g 負の数値は1990年以降、5歳未満児死亡率が上昇していることを示す。

用語解説

AIDS	後天性免疫不全症候群
CAMFED	女子教育のためのキャンペーン
CEDAW	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
CEE/CIS	中部・東部ヨーロッパ、および独立国家共同体
CRC	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）
DHS	人口保健調査
DPKO	（国連）平和維持活動局
FAWE	アフリカ女子教育者フォーラム
FFE	教育のための食糧
FGM/C	女性器切除
GCE	教育のためのグローバルキャンペーン
GDP	国内総生産
GEM	ジェンダー・エンパワーメント指数
HIV	ヒト免疫不全ウイルス

IPU	列国議会同盟
MDG	ミレニアム開発目標
MICS	複数指標クラスター調査
OECD	経済協力開発機構
SFAI	学費廃止イニシアティブ
UN	国際連合（国連）
UNAIDS	国連エイズ合同計画
UNDP	国連開発計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNFPA	国連人口基金
UNGEI	国連女子教育イニシアティブ
UNIFEM	国連婦人開発基金
WHO	世界保健機関



ユニセフ本部と地域事務所

ユニセフ本部

UNICEF Headquarters

UNICEF House

3 United Nations Plaza

New York, NY 10017, USA

ヨーロッパ地域事務所

UNICEF Regional Office for Europe

Palais des Nations

CH-1211 Geneva 10, Switzerland

中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体
地域事務所

**UNICEF Central and Eastern Europe,
Commonwealth of Independent
States Regional Office**

Palais des Nations

CH-1211 Geneva 10, Switzerland

東部・南部アフリカ地域事務所

**UNICEF Eastern and Southern Africa
Regional Office**

P.O. Box 44145-00100

Nairobi, Kenya

西部・中部アフリカ地域事務所

**UNICEF West and Central Africa
Regional Office**

P.O.Box 29720 Yoff

Dakar, Senegal

米州とカリブ海諸国地域事務所

**UNICEF The Americas and Caribbean
Regional Office**

Avenida Morse

Ciudad del Saber Clayton

Edificio #131

Apartado 0843-03045

Panama City, Panama

東アジア・太平洋諸国地域事務所

**UNICEF East Asia and the Pacific
Regional Office**

P.O. Box 2-154

19 Phra Atit Road

Bangkok 10200, Thailand

中東・北アフリカ地域事務所

**UNICEF Middle East and North Africa
Regional Office**

P.O. Box 1551

Amman 11821, Jordan

南アジア地域事務所

UNICEF South Asia Regional Office

P.O. Box 5815

Lekhnath Marg

Kathmandu, Nepal

Web site: www.unicef.org